

令和5年旭市議会第3回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 令和5年9月7日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	3
副委員長の互選	8
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	9
閉会	11

決算審査特別委員会 令和5年9月14日（木）

付議事件	13
出席委員	13
欠席委員	13
委員外出席者	13
説明のため出席した者	13
事務局職員出席者	14
開会	15
議案の説明、質疑	16
散会	114

決算審査特別委員会 令和5年9月15日（金）

付議事件	1 1 5
出席委員	1 1 5
欠席委員	1 1 5
委員外出席者	1 1 5
説明のため出席した者	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 6
開会	1 1 7
議案の説明、質疑	1 1 7
議案の採決	2 0 8
会議時間の延長	2 1 0
報告事項	2 1 1
閉会	2 1 4

建設経済常任委員会 令和5年9月20日（水）

付議事件	2 1 7
出席委員	2 1 7
欠席委員	2 1 7
委員外出席者	2 1 7
説明のため出席した者	2 1 7
事務局職員出席者	2 1 7
開会	2 1 8
議案の説明、質疑	2 1 9
議案の採決	2 2 5
所管事項の報告	2 2 6
その他	2 2 8

閉会	2 3 4
----	-------

文教福祉常任委員会 令和5年9月21日（木）

付議事件	2 3 7
出席委員	2 3 7
欠席委員	2 3 7
委員外出席者	2 3 7
説明のため出席した者	2 3 7
事務局職員出席者	2 3 8
開会	2 3 9
議案の説明、質疑	2 4 0
議案の採決	2 5 8
所管事項の報告	2 5 9
閉会	2 6 0

総務常任委員会 令和5年9月22日（金）

付議事件	2 6 3
出席委員	2 6 3
欠席委員	2 6 3
委員外出席者	2 6 3
説明のため出席した者	2 6 3
事務局職員出席者	2 6 4
開会	2 6 5
議案の説明、質疑	2 6 6

議案の採決	270
所管事項の報告	271
請願の審査	274
請願の採決	280
閉会	281

決算審査特別委員会

令和5年9月7日（木曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（8名）

委員長 遠藤保明

副委員長 片桐文夫

委員 島田恒

委員 井田孝

委員 崎山華英

委員 戸村ひとみ

委員 菅谷道晴

委員 常世田正樹

欠席委員（1名）

委員 宮澤芳雄

委員外出席者（1名）

議長 木内欽市

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 金谷健二

副主幹 菅 晃

開会 午後 3時33分

○**議会事務局長（穴澤昭和）** 本会議でお疲れのところ、ご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たりまして、委員長が選出されておられませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます遠藤保明委員に座長を務めていただきたいと思います。

遠藤保明委員、よろしくお願いいたします。

（座長 遠藤保明 座長席に着席）

○**座長（遠藤保明）** 着座ですみません。

ただいまご指名いただきました遠藤保明です。しばらくの間、委員長が決まるまで座長を務めさせていただきます。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立しました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は木内議長に出席いただいておりますので、議長のほうよりご挨拶をお願いします。

○**議長（木内欽市）** 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、9名の皆様方に決算審査特別委員会委員を選任させていただきました。

これから正副委員長の互選がございます。もう既にご存じのように、本委員会は令和4年度の決算、予算がどのように使われたか、効率的に使われたか、計数の誤りがないか、非常に大事な委員会でございます。議員の仕事には二つあるかと思います。地域の声を上層部に伝える、これも重要な仕事の一つでございますが、今言いましたように予算の承認、認定、これも大きな議員の仕事、二つの柱でございます。そういった意味で大変重要な委員会でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

毎度のことですが、この決算で議員、執行部はよく聞いているんです。無駄があったというのは翌年度すぱっと切りますからね。非常に反映されます。重要な委員会でございます。

私事でございますが、昔各学校で落語家を呼んでやる講演をやったんですね。見ると、どの学校も全部子どもたちの情操教育に非常にいいなと、どこでもはやっちゃった、全部落語落語で、その予算が何百万円、これは子どもたちに果たして落語ができるのかなと。それを言ったら、翌年度すぱっと全部切りましたね。こういった大事なあれなので、皆さんの忌憚の

ないご意見、そして新人議員多うございます。やはり期待するところ大であります。我々だともう頭が老化してしまっていて、毎年疑問に感じなくなっちゃうんですね。ですから、皆さんの斬新な意見でぜひ反映させたいと、必ず翌年の予算に反映されますから、非常に重要な旭市の役割。

それで、今までだと国の何でも全部予算、右肩上がりでしたね。これからはもう人口減、合併特例債の恩恵もなくなります。これからは収入が減っていくんです、旭市も。ですから、それに対して大事な決算委員会でありますので、今年あたりがその大きな節目の年になろうかと思います。ぜひぜひよろしくお願ひ申し上げます。

○座長（遠藤保明） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件について、初めに委員長の選出をお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） このメンバーを先ほど議長のほうから発表されまして、前回の議会ですと全員協議会の中でこの名簿をもらったんですけども、メンバーの中で一番期数の上の宮澤芳雄委員ですが、今日親族の中に不幸があつて、来られませんが、前回も私、宮澤委員のほうにもお話をして、宮澤委員、次回、期数も上だしやるんじゃないのということで話をしたら、宮澤委員、うーんというような回答でした。今日この場に本当はいいいんですけれども、親族の不幸で来れないということなんですけれども、前例というかあれから言っても期数の上の人がいいじゃないかなと私は思います。

○座長（遠藤保明） その他ありますか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 私、建設経済常任委員長の菅谷でございます。

建設経済常任委員から3名の委員ということで選出の流れの話の中で、建設経済常任委員会からは遠藤委員を委員長に推薦したいということで決まりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○座長（遠藤保明） ただいま菅谷委員からもありましたけれども、一応宮澤委員と私ということですので、どのように指名したらよろしいでしょうか、皆さん。

井田委員。

○委員（井田 孝） そもそも本人いなくていいんですか。

○委員（片桐文夫） 一応、本人にも先ほど私、電話で確認を取りました。一応本人の納得も得

ています。ただ、先ほど菅谷委員のほうからありましたけれども、建設経済の中から推薦って、確かにそれは分かるんですけども、このメンバーの中から推薦という形で見ていったほうがいいんじゃないかなって私は思います。

○座長（遠藤保明） では、宮澤委員ということで……

島田委員、どうぞ。

○委員（島田 恒） 宮澤委員も本当にそういう意味で適任だと思うんですけども、私ちょっと分からないんですけども、この決算審査特別委員会の、例えば我々経験ないですけども、宮澤委員は今までこの中で役席等はあったとかなかったとかというのはあるんでしょうか、経過として。

○座長（遠藤保明） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 過去の決算審査特別委員会で、宮澤芳雄委員は、平成 30 年で総務から選出されまして委員長は経験しています。

あとは、今推薦されている遠藤委員は、副委員長は経験していますが委員長はないです。

以上です。

○座長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） その申し合せ事項というか、そういった何かの決まりの中で、委員長経験とか副委員長経験があったら駄目だという、そういったあれは。

○座長（遠藤保明） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 申し合せの中では第 3 節特別委員会第 63 番に決算審査特別委員の選出というのがあって、その中で委員になれないのは監査委員である議員、または監査委員であった議員が監査委員在職中に審査した決算を審査する決算委員にはなれないということで、これ以外に書かれていませんので、委員長経験とか副委員長経験云々はないです。

○座長（遠藤保明） 島田委員。

○委員（島田 恒） 基本的に 9 人いますので、20 人の中で 9 人選ばれていて、期数の高い方は知見も経験もあるし結構だと思うんですけども、そうすると半分が選ばれる中で常に期数の上の方がやられると、それはそれでいいと思うんですけども、やはり経験ということも、それとこの決算審査委員会の中での経験ということも踏まえれば、委員長なりやられて全体的なレベルを上げていくというのはやっぱり必要ではないかなと思いますので、私としては副だった遠藤委員が委員長でよろしいのではないかなと思います。

○座長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません、島田委員のやつあれしちゃいますけれども、期数は私のほうが上ですけど、先輩ですので申し訳ないですけども、ただ今言ったやつを推薦されるメンバーというのは、先ほど菅谷委員が言ったように、各委員会の中から若い人がいいんでしょう、年上がいいでしょうというのが委員会の中から上がってくると思うんですよ。ですから、上がってきた中で見た場合の期数が上の人。たまたまこの場で行くと宮澤委員、次に私ということですか、という期数のあれになってきますけれども、また来年度、再来年度になったときにはもう完全に若い人になるという、場面も出てくると思うんですけども、今回のこれからを見た場合には島田委員の言うのは確かに分かるんですけども、ある程度のかじ取りをするとか、何かから見ていった場合には、やっぱり期数の上の人が適任ではないのかなって私は思います。

○座長（遠藤保明） 今、宮澤委員いないけれども、欠席の委員を座長に決めて今日、それで進めますか。どうでしょうか、皆さん。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 取りあえず今2人の候補が出ていますので、どちらかに絞るといのはちょっと今の段階では難しいですよ。やり方は、そうすると一つの考えとすると、やはり投票というか、そういう方向にも一つあるし、今指名推薦で1人に絞ってくれるのが一番、これ理想なんですけれども。

○座長（遠藤保明） 今までちょっとそういう経験がなかったものでね。

議長、どうですか。アドバイスのものを。

○議長（木内欽市） もう少し意見出して、最終的にまとまらなければ投票ということになるでしょう。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） となりますので、どうぞ皆さんご意見を出していただいて……

○座長（遠藤保明） 皆さん、忌憚のない意見を出してもらって。

○議長（木内欽市） なければ、意見が出尽くせば投票ということになりますので、当然座長も投票権ありますので。

○座長（遠藤保明） 何か皆さん意見ありますでしょうか。なければ投票に変えますので。投票にしますか。

井田委員。

○委員（井田 孝） やっぱりいない人を選ぶというのは、ちょっと何か……。これで委員長が決まったとしても次、副委員長を選ぶのに委員長はいないというわけですから、今日副委員長まで決めなきゃならないので、欠席の人を選ぶというのはちょっと何か違和感があります。

○座長（遠藤保明） どうですか、今井田委員の意見に対して。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） そうですね、私も井田委員の意見に賛同します。それと、宮澤委員は一度経験していらっしゃるということで、島田委員がおっしゃっていましたが、遠藤委員は経験がないということで期数というあれもございますけれども、年齢から言いましたら遠藤委員のほうが上だと思うものですから、委員会の総意もございまして遠藤委員に委員長になっていただいて、副委員長は、宮澤委員は、副委員長本人やられるかわからないでしょうけど。

○座長（遠藤保明） どうですか、ほかの方の意見は。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） これで多分、宮澤委員が今日欠席なので。宮澤委員に、じゃ副委員長をお願いしますというのも言いづらいかなと思うんですよ。逆に、遠藤委員が委員長、副委員長が宮澤委員というのも言いづらいのかなって、ちょっとそこどころが。そうすると、副委員長は宮澤委員ではなくて、例えば年上ってなると片桐委員というふうになるのかなって思うんですけども、そこら辺の兼ね合いは片桐委員、どうなんでしょう。

○座長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 私も確かにいない人を委員長という形で今言葉を出したんですけども、確かに皆さんが言うように、いない人をそうやって委員長に決めるのは、この後また委員長の報告なり、何かすぐあるんですよ。ありますので、ちょっとそれはいない人がいきなりもう今度副の人が代理で言うのもちょっとおかしいところもありますし、皆さんの意見が正しいかなと私は思います。

○座長（遠藤保明） どうでしょうか。

戸村委員、どうですか。

○委員（戸村ひとみ） 何かこういう場面が前もあったかも分からない、これから後もあるかも分からないときに、一定のルールを決めておくと、こういうふうにはじゃ最後は投票ねみたいなことにならなくていいのかなと。その一定のルールというのが、片桐委員がおっしゃったような期数が一番上という、それだと欠席している人とかそんなの関係なしに、いやだって

本日の欠席は正当な理由って言ったら変ですけども、それがあって欠席されているので、そういったときにこれから後も、じゃ最終的には投票ねみたいなことになったらやっぱり禍根を残すというようなことも考えられますし、そうしたら一定のルールを決めておくほうが——決めておくというよりも、決めなくていいんですけども、何となくそういう一定のルールがあるんだ的なものでやると分かりやすいかなという気が、ああだこうだでもめなくていいのかなって気もしないでもないんです。

○座長（遠藤保明） 分かりました。

崎山委員、何か意見ありますか。

○委員（崎山華英） 大丈夫です。

○座長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 私一言言わせてもらいますけれども、確かに今戸村委員言ったように、議員の中で私もまだ入って何年もないペーパーですけども、あうんのあれがありまして、期数の上の人が何かにつけ、年が下であろうと、期数の上の人がおのずとそういった役に就いたわけですけども、これからはさっき島田委員が言ったように違う目で見るといいのかなという考えも確かにあります。

ただ、今回のこのことに関しましては、それこそ欠席して、いない人を選ぶのはどうかなって、私も今自分で言ったはいいいけど、我に返って考えてみたらいない人を委員長に言っちゃって、本人の承諾は得ているようなものなんですけれども、いない人をそうやって決めるのはちょっとおかしいところあるなって島田委員言ったように思いますので、私が言った宮澤委員というのは取り下げますので、すみません。

○座長（遠藤保明） どうですか。

（発言する人あり）

○座長（遠藤保明） ただいま片桐委員からもいろいろありましたけれども、私という意見が出たと思って、私を委員長にという意見だと思ひまして、大変僭越でございますが、私が委員長を務めさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「全員一致ですよ」の声あり）

○座長（遠藤保明） そうですか、すみません。では、よろしく申し上げます。

よって、座長の職に引き続きまして、私が委員長を務めさせていただきます。

（委員長 遠藤保明 委員長席に着席）

○委員長（遠藤保明） 引き続き、決算審査特別委員会の副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

井田委員、よろしく申し上げます。

○委員（井田 孝） 片桐委員でどうでしょうか。

○委員長（遠藤保明） ただいま井田委員より、副委員長に片桐文夫委員をとの意見がありましたので、よろしく申し上げます。

片桐文夫委員を副委員長とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 異議なしと認めます。

よって、片桐文夫委員を副委員長とすることに決定いたしました。

ここで、副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（片桐文夫） すみませんでした。私の一言が委員長の選任の中でこんなに時間を使ってしまっていて、申し訳ございませんでした。

このたびは副委員長ということで仰せつかりましたので、皆様の意向に沿うように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） なお、ただいまの正副委員長の選出結果については、この後本会議において議長より報告をしていただきます。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしく申し上げます。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法について説明をいたします。

お手元に配付いたしました審査の日程及び審査方法案をご覧いただきたいと思います。

決算審査の日程については、9月14日、15日、19日の3日間を予定しております。

審査方法ですけれども、一般会計の審査方法については、初めに歳入全般についての審査を行いまして、歳出については一つの款ごとに歳入歳出を併せて審査することとし、日程については日にちで区切らずに順次審査することとしております。

なお、特別会計と企業会計については、従前どおり会計ごとに歳入歳出併せて審査することとしております。

また、執行部の職員の出席ですけれども、款ごとに入れ替えると時間もかかりますので、ちよっと大きく四つに区分して対応していただく予定であります。

説明は以上です。決算審査の日程及び各議案の審査方法について、ご協議をお願いしたいと

思います。

○委員長（遠藤保明） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より、決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。

それでは、ご意見がございましたらお願いいたします。何か。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 各日 10 時からってなっているんですけども、例えば長引いた場合に、最長何時までとか終わりの時間というのは決まっていますか。

○委員長（遠藤保明） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 会議時間というのは、基本的に午前 10 時から午後 5 時までというのが会議時間になっているんですけども、ただ委員会にはそういった時間の日程はないんですけども、だからそれを本会議と合わせれば 5 時までかなと。もし 5 時を過ぎるのであれば延長するという形になりますが、3 日間あって、先ほどの話ですけども、2 日間の間でできれば一番いいんでしょうけれども、そういった形の間で終わりとすれば 5 時が一つの目安になろうかなと思います。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 記憶の範囲ですけども、去年は今審査方法の案を見ていただいた中で、たしか 10 款の教育費あたりまでは審査を初日にして、そこから次の日にまたがったような流れになろうかなと思います。次の日はそれを踏まえて特別会計、企業会計を行って、その日に終わったという流れです。

○委員長（遠藤保明） ほかに何か意見ありますか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 先ほどの事務局の説明ですと、委員長のほうで会議延長しますという口実があれば何時まででもいいということですよ。そういうことですよ。

○委員長（遠藤保明） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） これは委員長のほうから延長をしてよろしいかというのを問いますので、皆さんの同意を得られればこれは延長になります。よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私、むやみやたらに時間をかけようとは思っていないんです。ただ、先ほど——いや、先ほどって言ったらちょっと悪いんですけども、要するに理解できないよう

な答弁があったときにはやっぱり理解したいので、どうしても聞いちゃうわけですよ。そうすると、何かまた深みにはまっちゃってみたいなことになったりするわけです。それを何か途中でやめるわけにはいかないんですよ。なので、私から当局側をお願いしたいんですけども、本当に答弁は簡潔に、聞いていないところまで答えなくていいですから、簡潔をお願いしたい。こちらが聞いていることに本当に簡潔にご答弁いただければ、そりゃ時間内に終わりますよ、もちろん。そのところが何かもう毎回委員会とかでも思うんですけども、一旦休憩になったりしてざっと調べてみたりとか、もう想定されることってこれだけ私、いろいろ本会議でも委員会でも言っているわけですから、想定答弁ぐらいはそろえておいてほしいと思うんですよ、データのなこととかね、そんなもの持っていませんみたいなことじゃなくて。やっぱり全ては当局側の答弁にかかっていると思います。

○委員長（遠藤保明） 議長。

○議長（木内欽市） 私も今言おうと思っていたんです。恐らく熱心な方々ですから、質問多いと思うんですよ。ですから、遠慮しないで質問してくださいね。それで、決算委員会的时候会に言おうと思うんです。答弁は短めに、聞かれたことだけ答えればいいです。再質問で聞けるんですから。ですから、今日の議案質疑聞いていても、聞かれないほうまでだらだら、本当に課長、もう少し短く聞かれたことだけ答えればいいですよ。そうすれば早く終わるので、ぜひ委員長、そこは答弁は聞かれたことだけということ徹底してくれるようお願いします。私も今言おうと思っていたんですよ。たまたま今、戸村委員から出たので、言いたいのは、皆さん遠慮しないで質問してくださいということです。時間かかっちゃって悪いからななんてやっちゃうと何にもならないんでね。

○委員長（遠藤保明） 議長から先に言われましたけれども、私のほうから議長のほうにそれはお願いしようかと思っていたんです、本会議のときに。事務局並びに担当課から明確な答弁をお願いするということで、簡潔な明快で、それは議長のほうにお願いしておきます。

それでは、決算審査の日程及び審査の方法についてでございますが、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ということでお願いします。

では、ご異議のないようでございますので、そのように決定させていただきます。

なお、一般会計の歳出の審査については1款から順次審査していくということですが、1款は議会費となりますので、2款の総務費から審査したいと思います。

ここで、事務局、資料の配付をお願いします。

(資料配付)

○**委員長（遠藤保明）** ただいま決算審査に当たっての着眼点ということで資料を配付させていただきましたが、審査に当たりこちらの資料を一読していただき、9月14日から始まる決算審査に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）** それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法等について決定をいたしましたので、その旨を執行部のほうに事前に連絡したいと思います。先ほどありましたように、明快な回答をできるような体制を整えてもらうようにも添えていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**委員長（遠藤保明）** 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 4時 5分

決算審査特別委員会

令和5年9月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 令和4年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2号 令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 7号 令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 8号 令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	遠藤保明	副委員長	片桐文夫
委員	宮澤芳雄	委員	島田恒
委員	井田孝	委員	崎山華英
委員	戸村ひとみ	委員	菅谷道晴
委員	常世田正樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長	木内欽市	議員	松木源太郎
議員	永井孝佳	議員	伊場哲也

説明のため出席した者（32名）

副市長	飯 島 茂	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革 推進課長	榎 澤 茂	総務課長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	山 崎 剛 成
税務課長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環境課長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て 支援課長	多 田 英 子	高齢者 福祉課長	椎 名 隆
会計管理者	小 澤 隆	教育総務課長	向 後 稔
監査委員 事務局長	杉 本 芳 正	その他担当 職員	15名

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（遠藤保明） おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご苦労さまでございます。また、クールビズ期間中でもありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立しました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、永井孝佳議員、伊場哲也議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いします。

本日、木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

各委員会から選ばれました委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は、令和4年度の決算という大変重要な審査でございます。今さら申し上げるまでもございませんが、この決算審査は、計数に誤りがないか、予算が有効に使われたかどうか、審議いただく大変重要な審査であります。計数等につきましては、監査委員等でございますので、これはないと思いますが、有効に予算が使われたかどうかということで、皆さん方の審査をいただくわけでございます。

本日は、飯島副市長をはじめ、幹部の皆様がここにおいででございます。なお、この顔ぶれを見ても、本当にいつも感心するんでございますが、実に新人議員が過半数、大多数を占めております。当然分からないことばかりですから聞くことがたくさんあって、大いに結構でございます。質問の件数は多くなろうかと思えます。

そこで、執行部の皆さんにお願いですが、答弁のほうは簡潔に、聞かれたことだけお答えいただければ結構でございます。分からなければ再質問で何度も行いますので、どうか委員の皆様、これは議案質疑とは違います。ご自分のお考えを述べていただいて大いに結構でございます。活発な審査をお願いいたします。

なお、先ほど委員長からございましたが、本日、松木議員、永井議員、伊場議員、傍聴大変ご苦労さまでございます。大変皆様方の熱意をうれしく思う次第でございます。

それでは委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ありがとうございます。

続いて、執行部を代表して、飯島副市长よりご挨拶をお願いいたします。

○**副市长（飯島 茂）** それでは、改めましておはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日審査をお願いいたします議案は、令和4年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の議決、認定についての8議案でございます。

執行部といたしましては、先ほど議長からお話ありましたが、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長（遠藤保明）** 飯島副市长、ありがとうございます。

ここで、飯島副市长は退席いたします。

しばらく休憩いたしますので、委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時 4分

○**委員長（遠藤保明）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○**委員長（遠藤保明）** ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第7号、令和4年度旭市公

共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の8議案であります。

審査の日程ですが、本日と明日の15日、そして、来週19日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、担当課の入替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定につきまして、まず、歳入について補足説明申し上げます。

本会議において補足説明を申し上げたところですので、それ以外の部分について説明をさせていただきます。

歳入について説明をいたします。

まず、お手元にお配りしております資料になりますが、こちら、令和4年度一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらのほうの資料をお願いしたいと思います。

では、説明のほうを始めさせていただきます。

資料の11ページをお願いいたします。

この表は、歳入歳出決算総括表であります。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

まず、1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は24.2%です。

2款地方譲与税は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額の100分の42と自動車重量税の収入額の1,000分の431、また、国の特別会計から森林環境譲与税として交付される市町村分の総額440億円のうち人口等で案分した額を国が市町村に譲与するもので、構成比は1.0%です。

次の3款利子割交付金は、金融機関等から利子などの支払いを受ける際にかかる県民税利子

割収入額の5分の3を県が市町村に交付するものであります。

4款配当割交付金は、株式会社等から配当などの支払いを受ける際にかかります県民税配当割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

5款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合にかかる県民税株式等譲渡所得割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

6款法人事業税交付金は、法人事業税のうち市町村分相当額を従業員数と法人税割以案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.4%です。

7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数以案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.9%です。

8款環境性能割交付金は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の100分の95を市町村道の延長や面積以案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.2%です。

9款地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和4年度は個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分に対する補填額が交付されており、構成比は0.2%です。

10款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が市町村に交付するものです。このうち、普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額に対し交付され、特別交付税は、災害関係経費などの特殊な事情を考慮して交付されるもので、この二つを合わせた構成比は28.3%です。

11款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資とし、交通安全施設の整備などに充てる経費を国が市町村に交付するものであります。

12款分担金及び負担金は、市が行う事業により利益を得る人から、その受益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は1.0%です。

13款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は1.0%です。

14款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、補助金、委託金などがあり、構成比は14.5%です。

15款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策

として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがあり、構成比は 5.3%です。

16 款財産収入は、市が所有する財産の貸付けや売払いなどによって得る現金収入で、土地の売払収入や基金積立金の運用利子などが該当し、構成比は 0.3%です。

17 款寄附金は、市が受ける金銭の無償譲渡で、使い道が特定されていない一般寄附金と使い道を限定した指定寄附金があり、構成比は 0.4%です。ふるさと応援寄附金もここに含まれます。

18 款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入で、構成比は 2.9%です。

19 款繰越金は、前年度の決算における剰余金で、構成比は 6.3%です。

20 款諸収入は、収入の性質により他の収入科目に含まれない収入で、延滞金や雑入などがあり、構成比は 3.4%です。

21 款市債は、主に学校や道路など、公共施設の整備のための資金として国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は 5.5%です。

続いて、12 ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。

歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、令和 4 年度の下から 5 段目になります決算額をご覧ください。

歳入の合計額は 324 億 7,712 万 4,000 円でございますが、その下、そのうち市税や地方交付税などの市が自由に使える財源であります一般財源については 222 億 8,088 万円で、前年度と比較すると、右側のほうになりますが、差引増減の欄で 13 億 9,362 万 8,000 円、5.9%の減となりました。

減の主な要因につきましては、前年度繰越金の減、地方特例交付金の減、普通交付税の減などによるものであります。

また、一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては 101 億 9,624 万 4,000 円で、前年度と比較すると、右側のほうになりますが、差引増減の欄 29 億 7,186 万 4,000 円、22.6%の減となっております。

減の主な要因につきましては、令和 3 年度に実施しました子育て世帯等臨時特別支援事業に係る国庫支出金の減や、同じく令和 3 年度に実施しました庁舎整備基金の廃止に伴う公共施設等整備基金への移替えに係る繰入金の減などによるものでございます。

説明資料のほうは以上でございます、決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

決算書のほうで説明させていただきますが、358 ページをお願いいたします。

令和4年度、旭市一般会計実質収支に関する調書について説明いたします。

1の歳入の総額は324億7,712万4,000円で、2、歳出の総額は310億5,000万1,000円で、3の歳入歳出差引額は14億2,712万3,000円となりました。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)の繰越明許費繰越額は9,120万円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業や飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業などの13事業に係るものであります。(3)の事故繰越し繰越額は389万2,000円で、道路新設改良事業と震災復興・津波避難道路整備事業の2事業に係るものであります。繰り越すべき財源の合計が9,509万2,000円で、これを差し引いた5、実質収支額は13億3,203万1,000円となりました。

次に、主な歳入のうち、繰入金及び市債について説明させていただきます。

またお手数ですが、決算書に戻っていただきまして42ページをお願いいたします。42ページの中段になります。

18款2項の基金繰入金について順番に説明いたします。

1目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが6億5,000万円で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対する経済対策事業なども含め、一般財源の不足分に対して充当いたしました。

2目災害復興基金繰入金は、備考欄、1,957万1,000円で、震災復興・津波避難道路整備事業のほか、観光資源創出プロモーション事業などに充当いたしました。

3目地域振興基金繰入金は、備考欄、1億1,312万6,000円で、移住・定住促進事業のほか、スポーツ振興事業などに充当しました。

続いて、4目ふるさと応援基金繰入金は、備考欄、1億185万6,000円で、商業活性化推進事業、学校いきいきプラン事業などに充当いたしました。

続いて、46ページをお願いいたします。

21款の市債についてでございます。右のページになりますが、収入済額が17億8,060万円となっております。このうち、過疎対策事業債の対象となった事業は10事業で、金額の合計は3億1,760万円となります。

過疎対策事業債の主なものは、1項1目総務債の備考欄1、公共交通運行事業債1,450万円や、48ページになりますが、4目土木債の備考欄13、南堀之内遊正線整備事業債(繰越明許分)でございますが、8,890万円などになります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであ

ります。

次に、合併特例事業債の対象となった事業につきましては4事業で、金額の合計は3億8,960万円となります。合併特例債の対象事業の主なものといたしましては、同じく48ページの4目土木債の備考欄8、冠水対策排水整備事業債（繰越明許分）ですが、こちらが1億80万円や、6目で教育債の4節保健体育債、備考欄2及び3、社会体育施設整備事業債で、繰越明許分と合わせまして1億7,340万円となります。こちらはサッカー場整備事業となります。

なお、合併特例事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

7目の臨時財政対策債は、収入済額、こちら2億8,660万円となっております。

なお、発行可能額につきましては2億8,660万9,000円でございます。臨時財政対策債につきましては、元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、税務課から、令和4年度の決算について補足説明を申し上げます。

お配りしてあります令和4年度決算補足資料（市税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に、議案第1号税務課となっているものです。

1ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものです。区分欄Aの令和4年度調定額の合計は82億1,330万4,533円で、対前年2億1,281万4,889円の増となりました。Bの収入済額合計は78億5,345万2,206円で、対前年2億4,798万2,985円の増となりました。Cの不納欠損額合計は1億1,162万5,399円で、対前年8,733万4,948円の増となりました。一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で2億4,926万8,868円となり、前年度より1億2,256万7,919円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和4年度の現年分が98.56%で0.06ポイントの減、滞納繰越分は33.06%で5.49ポイントの増となり、現年滞納繰越しの合計は95.61%で、前年度より0.56ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は主な税目について、一番右の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税については、対前年 8,453 万 2,802 円の増となりました。うち個人分については対前年 9,725 万 9,802 円の増、法人分については対前年 1,272 万 7,000 円の減となりました。市民税の増の主な理由は、個人分について新型コロナウイルス感染症の影響が軽快したことに伴う現年分の増によるものです。

次に、固定資産税ですが、対前年 1 億 1,322 万 9,459 円の増となりました。

次に、下から二つ目になりますが、都市計画税は対前年 859 万 6,754 円の増となりました。固定資産税、都市計画税の増の主な理由は、コロナ特例減免がなくなったことによる増加及び家屋の新増築や償却資産の増加によるものです。

以上、市税合計では、対前年 2 億 4,798 万 2,985 円の増となりました。

続いて、3 ページをお願いいたします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものになります。個人市民税と法人市民税の現年分で収納率がやや減少しましたが、滞納繰越分では、全ての税目で対前年増となっており、一番下の欄の合計では 0.56 ポイントの増となりました。

次に、4 ページをお願いいたします。

上段の表（1）は、国民健康保険税を除いた過去 5 年間の市税全体の収納率になります。令和 4 年度の市税合計の収納率は 95.61% で、平成 30 年度と比較しますと 3.6 ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表（2）は、過去 5 年間の収入未済額の推移です。令和 4 年度の現年分、滞納繰越分の合計は 2 億 4,926 万 8,868 円で、平成 30 年度と比較しますと 2 億 8,142 万 7,413 円滞納額を縮減することができました。

次に、5 ページをお願いいたします。

このページの表は、差押え処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表（1）は、預貯金や給与等の差押え件数を種別ごとにまとめたもので、令和 4 年度の合計は 575 件で、差押えによる充当額は 8,800 万 7,066 円となりました。

一番下の表（3）は、預貯金や給与等の財産調査件数で、令和 4 年度は 3,191 件の財産調査を行いました。

次に、6 ページをお願いいたします。

この表は、本年5月末時点の令和4年度の現年分の収納額について、国民健康保険税を含めた税目ごとの収納区分別の内訳になります。一番下の合計で、口座振替による納付が最も多く、納付額で27億1,943万668円、構成比で42.9%となっています。

以上のとおり、令和4年度の市税の収納状況をご説明いたしました。今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） ちょっと細かいところで申し訳ないんですけども、寄附金の関係なんですけれども、ページからいうと42ページ、17款寄附金、予算は1億5,000万円、収入済みと調定額がだいたい1億2,000万円、予算のときにたしか私が聞いていたときには1億5,000万円で組んで、それ以上はいくんだらうなというような話でちょっと頭の中にあるんですけども、旭市の規模として、こういう1億2,000万円ぐらいのものが妥当なものなのか。

例えば、勝浦市なんかは55億円ぐらいあるんですよね。だからこれが10億円とはいかない、5億円ぐらいまでいけば、相当いろんなところのためになるんだらうなという気がしますけれども、この1億2,000万円の要するにこれでこんなものなのかと思うのか、それともいろんな宣伝の仕方とかそういうのを含めればもうちょっと上がったのか、ちょっと大切なところだと思うんですけども、その辺の状況分析というのをお願いしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 島田恒議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、寄附金の決算が約1億2,000万円で、旭市の規模としてどうなのかというお話でございました。

すみません。寄附につきましては、各自治体やはりいろいろ、具体的に勝浦市とおっしゃいました。勝浦市は確かに多いです。旭市より少ない自治体もかなりそれはあるかと思えます。やはり多い自治体というのは、この間もちょっとお話ししましたが、もともとの寄附というのは応援したいまちに寄附をするというのが趣旨かと思うんですけども、でも、そういった中でもやはり返礼品に魅力があるところに寄附が集まりやすいというのがございます。

旭市につきましても、返礼品については地場産品、旭市のPRにつながるようなものを見つ

けて返礼品で上げているんですけれども、人気はあるのですが、やはりそれ以上に魅力的なと言っちゃいますか、ちょっとお得感があるような寄附、返礼品を出しているところにやっぱり集まっちゃうのかなというのが現状かなと思っております。

旭市は1億2,000万円がいいのかというお話ですが、これにつきましては貴重な財源でありますので、自主財源になりますので、これはどんどん増やしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 島田恒委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。確かに特色のあるものというんですか、そういうものがあるといいんですけども、考えようによっては、例えば勝浦市という市の、勝浦市自体のブランド名、ブランド力というんですかね。

そうすると旭市というのは、なかなかブランド的にはよく分からないというようなところもあると思うんですけれども、「さとふる」とかいろいろなところを使っているようなんですけれども、私もいろいろ調べてみると、やっぱり単刀直入に上げる方策というのは、だいたいがネットで調べてくるわけだから、検索の上位に入らないとなかなか増えないんだよというのは専門家からちょっと聞いたんですけれども、その辺の方策というのは立てていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 検索数が多いとやはり上位に来るというのは、それはそうだと思います。実際のところ、旭市はそれほど上位じゃないというのが現状でございます。この辺については、どういった取り組みをやっていけば上位になるのか、当然返礼品で人気のあるもの、旭市らしいもの、それが人気が出てくれればいいと思うんですけれども、その辺も含めてPRしていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 島田恒委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。10月から制度もちょっと変わるようですから、その辺も踏まえて、これが増えると大変いいことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。回答は結構です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 2点お伺いさせていただきます。

15 ページの歳入総括表の中で、収入未済額のうち、市税については市税徴収実績表など頂いている資料で見られるんですけども、前年度収入未済額になったもののうち、収入済みとなっている額と不納欠損となった額で、またさらに今年度も収入未済となった額を市税以外のところでも教えてほしいなと思ったのと、今年度も前年に引き続き収入未済となったものについてというのは、どんな理由があるのかを教えてほしいというのが1点目の質問で、次に、25 ページの歳入の細かい中にあるんですけども、13 款、使用料及び手数料、その中の5目商工使用料、これの備考欄3番目の飯岡刑部岬展望館使用料というのがあるんですけども、これが9,500円とかなり少額な理由、多分今年度、時間貸しが始まったと思うんですけども、どのような実績があったのかの件数で、前の説明の中で展示室を利用して物販も検討しているみたいな話もあったんですけども、昨年はどうなふうな使い方があったのか、活用があったのか教えてほしいと思いました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、最初の前年度収入未済額となったもののうち、今年度収入済みとなっている額、不納欠損となった額、収入未済となった額ということでお答えいたします。

まず、前年度収入未済額となったもののうち、令和4年度の収入済額となった額につきましては、補足説明資料の2ページ、今追加でお示ししました補足資料の2ページをご覧くださいと思います。

一番下の段にある市税合計のうち、滞納繰越分の左側から2番目の欄に記載しております1億2,264万2,264円が令和4年度の収入済額となります。

次に、前年度収入未済額のうち、不納欠損となった額につきましては、補足説明資料1ページ、C欄、不納欠損額合計の令和4年度の列に記載している額の内数となりますが9,937万1,631円となります。

また、前年度収入未済額のうち、令和4年度も収入未済となった額につきましては、補足説明資料の4ページをお願いいたします。

下の表の（2）収入未済額の一番下の段の左から2列目に記載している1億4,876万4,866円となります。

次に、前年度から今年度も引き続き収入未済額となったものについて、どんな理由があるかということでした。

それにつきましては、前年度収入未済額が今年度も引き続き収入未済額となった理由につきましては、様々な理由がありまして、一概に説明することが難しいところですが、例えば分割納付を行っている場合や給与の差押えなどを行っている場合で、ある程度の期間をかけて滞納を解消していくこととなりますので、当年度だけで完納に至らない場合には、決算では収入未済が残ってしまうということになります。

また、本市では、滞納整理に当たっては納税相談を重視しているところですが、催告書等を再三送付しても納税相談にご連絡をいただけない方が一定数いらっしゃいます。そのような方には、財産調査を行った上で差押え等の滞納処分を行うこととなりますが、差し押えた財産が滞納額に満たない場合には、財産の取立てを行っても、なお収入未済額が残ってしまうこととなります。

市としましては、市税の収入未済額の縮減を図るため、滞納整理を積極的に進めているところでありまして、毎年順調に成果を上げているところです。今後も、法にのっとった適正な滞納整理などに、税の公平性の観点から収入未済額の縮減に当たりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 追加の使用料及び手数料のご質問をいただきました。商工使用料のほう、こちらは飯岡刑部岬展望館使用料なんですけど、こちらのそれぞれの個別の使用料、手数料の説明になりますと、各課のほうでご説明、ご回答したいと思いますので、こちらのほうは7款の商工費のほうでまたご回答をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。収入未済額の件なんですけれども、市税のことはお話しいただいて、ほかの何か交通安全対策特別交付金だとか、使用料及び手数料とか、そのほかの課については説明はいただけますか。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質問に対して答弁をお願いします。

○委員（崎山華英） すみません。ちょっと段を見誤りました。分担金及び負担金ですとか使用料及び手数料なんですけれども、前年収入未済額になった金額も3年の決算を見ると出ていると思うんですけども、それが今年度どうだったのかという明細がちょっと市税以外だと

見えなかったのではどうか、もし分かれば教えてほしいんですが。

○委員長（遠藤保明） ただいまの崎山華英委員の質問に対してご答弁をお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは収入未済額のほうですが、まず分担金及び負担金のほうで、こちらは主なものということでご了解いただきたいと思います。

こちらのほうの収入未済額、学校給食費負担金で466万2,000円がございました。あと、保育所運営費負担金で31万5,000円などが主なものでございます。

あと、使用料及び手数料のほうの収入未済額の主なものとしたしましては、こちらのほうは市営住宅のほうの使用料のほうの分で526万2,000円と、あとこちらは同じく雇用促進住宅の使用料で178万4,000円などでございます。

以上でよろしいですか。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 市税と同じく前年収入未済になったうちに、また今年度も収入未済に繰り越されたような額というのは、何か統計でもデータとして、数字として出していますか。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、そちらのほうもまた詳細につきましては、ちょっと今こちらで数字を持っていませんので、またこちらのほうも市営住宅の担当課のご説明のときに説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかにありませんか。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） 参考までに教えていただきたいんですが、市たばこ税なんです、これが市で購入した場合に市に入る計算式があれば分かれば教えていただきたいのと、たばこをやめている人が多い中、3,000万円も上がっている理由も分かれば教えていただきたいと思いません。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 市たばこ税ですけれども、これは製造者の申告によって申告納税という形になっています。ですので、今のところ令和3年10月、1,000本当たり6,552円という金額で製造者が毎月市に申告しまして、要は製造者が市の小売に卸した本数を市に申告します。その申告に基づいて1,000本当たりの税額を市に申告して、市に納めていただいているという

こととなります。

それと金額が増えたというのは、一つとしましては税率が上がりました。令和2年10月6,122円だったものが、令和3年10月からは6,552円ということになりました。そういう理由もあって税金が上がっているのかなというところです。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 1点だけ教えてください。

49 ページの6目教育債の4節、保健体育債なのかな、社会体育施設整備事業債、この詳しい内容をちょっとお尋ねします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

では、答弁の途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時 1分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 教育債のほうの保健体育債で、社会体育施設改修事業債の1、2、3ですが、まず1番目の1の記載のほうにつきましては、こちらは文化の杜のテニスコートの

改修に使わせていただいております。あと残りの2と3の繰越明許、こちら2本合わせてですが、こちらがサッカー場整備事業に使いました起債でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 詳細は、じゃ担当課に尋ねましょうか、詳細。

○財政課長（山崎剛成） 内容ですか。事業の内容になると担当課のほうにお願いできればと……

○委員（宮澤芳雄） そうします。あと、繰越明許だけ理由を聞いたかったんですよ。結構です。担当課が来たときに聞きますので、ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありますか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 私もちよっと分からないので教えていただきたいんですが、差押え処分ということで、上から不動産、普通自動車、預貯金、給与、保険、株式等いろいろございますけれども、万一差し押える場合、これは上からの順番で差押えが入るのが1点なのと、昨年度は普通自動車というのはなかったと思うんですが、本年度は8件ということで、これには軽自動車も含まれるのか、ちよっと教えていただきたいんですがございます。よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） ただいまの菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 差押え処分の関係でございますけれども、補足資料の中の5ページの関係でございますけれども、特にこの順番でやっているわけではございません。一番やはり早いのは給与等、あと生命保険関係になってくるのかなと思います。皆さんいろいろなこういう動産、不動産の関係ありますので、順番的なものはございません。調査をした結果、差押えしたのがこの件数だということでご理解いただきたいと思います。

それと普通自動車の関係ですけれども、これは軽自動車も含んで行います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、かなりの質疑数がございます。よろしくをお願いします。

私、本会議場でも総括的な質疑の中で、入るを量りて出ざるを制するという観点からの決算審

査をしたいということで申し上げたんですが、事務局のほうからも、決算審査の委員に議員必携からの紙をわざわざ提供していただきましたので、決算審査の着眼点に従って、どのように行政効果が発揮できたかとか、改善、工夫がなされたか、そして何より監査委員が専門的立場で調査して、その意見書が添えてあるのもということで、この監査委員のほうの意見書も参考にしながら質疑をしたいと思います。

まず、歳入のことですものね。

説明資料の2ページです。

あと、監査委員のほうからも先ほど説明してくださった表と同じのが、監査委員のほうから4ページのほうに載せてありますけれども、まず、自主財源と交付税の関係を私は知りたいなと思います。

2ページのほうのグラフで、経年、平成30年度から令和4年度までの自主財源とか交付税とか、そのほか国県支出金、市債その他ということでグラフを出していただいています。この中で、平成30年度には24.7%、令和4年度とほぼ同じ感じで、地方交付税も同じ感じで来ているんですけども、これの関係、自主財源が多くなると交付税がどうなるのかとか、といますのも先日、これは本会議場でしたかしら。

何かちょっとごめんなさい、記憶がちょっと途切れているんですけども、7割が交付税のほうから引かれたというようなことがあって、自主財源のほうが増えた、収入があった場合にとこののを聞いたものですから、ここのちょっと関係をお願いします。

1点じゃないんですね、1回でもっとたくさん言ったほうがいいですか。

- 委員長（遠藤保明） いいですよ。今までのが質疑でしょう。
- 委員（戸村ひとみ） 質疑です。1つでいいですか、1つずつでいいですか。
- 委員長（遠藤保明） いいですよ。
- 委員（戸村ひとみ） 分かりました。
- 委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（山崎剛成） 普通交付税のお話だと思いますが、少々お待ちください、すみません。普通交付税のほう、自主財源、今市税のほうを例にお話しいただきましたけれども、こちら、交付税のほうのこちらは仕組みの話になるのですが、基準財政収入額というものと基準財政需要額というものが交付税上ありまして、基準財政収入額の中に市税も入っております。

先日多分お話があったというのは、洋上風力の話で、固定資産税が上がったら、その上がっ

た分の 75%が減りますよというお話ですよ。その関係ですが、市税を例に取ってみますと、市税のこちらは基準財政収入額になりますが、その中の市税の 75%を基準財政収入額というふうに計算されます。市税が 100 億円あるとしたら、75 億円が基準財政収入額ということで計算されて、その後、基準財政需要額という市が行政を行う一般的な経費がこちら、この差が普通交付税として交付されます。

当然、基準財政収入額が上がれば需要額、全体 300 億円がもし需要額としたらその差が詰まりますので、上がった分の要は税額でいえば上がった分の 75%が減る。計算上、普通交付税が減るという話になるんですけども、要は収入が上がれば財政力が上がるということで、交付税も少し減らされる計算が普通交付税の仕組みになっておりますので、ですから税が上がれば、計算上は交付税がちょっと下がる。税でいえば 75%分が下がるということで、そういう話です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。交付税を不交付団体というかそちらから考えると当然の仕組みなんだと思うんですけども、交付税を頂いているまちから考えると、市民の方にいっぱい頑張ってもらって市税を増やしてもらおう。増やす方法を、方策をいっぱい考えるのかどうなのかというところで、何かちょっとした私の中ではよく分からない状況になってくるんですけども、ただ、国民として考えれば、当然のことながら私たち、国税のほうで払っている分が交付税とかになっているわけですから、それを考えればこの仕組みの中でも、市税をとにかく増やしていくというのがいいのかなというふうな、すみません。ちょっと言っていることがよく分からないかも分かりませんが、いずれにせよこのグラフを見る限りでは、市民の方が非常に納税に関して頑張ってくださっているんじゃないかなというのが見て取れるので、そこでちょっと聞いてみました。

続きまして、過誤納金還付未済額です。決算書の中では 14、15 ページです。この過誤納金還付未済額、これが 104 万 1,940 円ございます。これは、昨今ちょっと問題になっておりますというか、ニュース報道でもございました。還付する額を 1 桁間違えたりして振り込んでしまったんだけど、それをもらったほうは使っちゃって返さないと。自己破産までしちゃったので、取り立てる手がなくなってしまったというニュースがございました。その前にも、恐らく令和 4 年度だったかな、相当な額を振り込んだという問題もございました。

そうした中で、旭市のほうでは、こちらの過誤納金還付のほうをどのようにしているのかという、令和 4 年度でどのようにしたのかというところをちょっと聞きたいと思います。

この額なんですけれども、なぜ還付ができていない額がこれだけあるのか。その理由と、あと、じゃ還付をした額、これとの差額、割合、それからあとチェック体制、還付をするときのチェック体制です。先日の報道の中では、ダブルチェックもしていたんですけども、こういうことがあったということで、ちょっとそれはあり得ないことなのかなと思うんです。旭市のほうでは、そのチェック体制はどのようにされていますか、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 過誤納金のまず一番最後に言ったチェック体制ですけれども、それにつきましては、複数人で確認しているということでご理解いただきたいなど。これは2人以上で行っております。

それと、発生する原因です。原因につきまして、未済額が発生する原因ですけれども、例えば修正申告で税額が減額変更された場合、3月15日までに申告しまして、それ以降修正申告というのができますので、そのときに税額が変更される。減額された場合、還付手続きになりますので、そういう場合もございます。

それと、何らかの理由で二重納付があった場合、還付手続きには還付金を振り込む口座の確認が必要になります。ある程度の期間が必要となりますので、還付が発生した時期が年度末近くの場合ですけれども、年度をまたいで還付することになりますため、年度が変わりますので4年度は還付未済で、還付未済という処理になります。

これは、決算上還付未済ということになりますけれども、基本的には新年度の早い段階で、口座が確認できれば還付を済ませるということになります。すみません、割合は今つかんでおりません。申し訳ありません。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。なければ……

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 挙手してください。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 数字のほうは多分すぐ出てくると思うので、お願いいたします。なぜかという、いわゆる振込金額全体に、振込というんですか。返さなきゃいけない、還付しなきゃいけない額が全体でどれぐらいあるのかというの把握したいんです。

年度が変わったことで100万円ぐらいがまだ返し切っていないということなんでしたら、返さなきゃいけない額というのは相当額に上ると思うんですよ。それが正しく返されているの

かどうかというののチェックをどのようにするかということをごをまた聞きたいので、この額はちょっと恐らくすぐ出てくると思いますので、お願いいたします。

続きまして、ページのほうで前後するかも分かりませんが、先ほど説明、この説明というのがなぜこの段階で追加説明されたのかよく分かりませんが、地方特例交付金、あと環境性能割交付金、それから利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、これはそれぞれ県に入ったものの、環境性能に関しましては 100 分の 95 が県から市町村のほうに来ると。利子割交付金とかほかの交付金に関しまして 5 分の 3 が県から市町村のほうに来るとのことだったんですが、恐らくこの額の推移を見ると旭市の景気というんでしょうか、経済状況というかそういうものが分かるんじゃないかなと思いますので、ちょっとこの辺の数字を、ここでは平成 30 年ぐらいから表には出してあるので教えてもらえますか。ざっくりでいいです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、推移ということで、まずあれからですかね、3 款の利子割交付金のほうですか。では、元年度からでよろしいでしょうか。元年度、利子割交付金が 558 万 9,000 円、2 年度が 609 万 7,000 円、3 年度が 510 万 4,000 円でよろしいですかね。

あと、配当割交付金になります。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 利子割ですね。令和 4 年度の利子割は 481 万 3,000 円ですね。

次に、配当割交付金です。元年度が 3,900 万 3,000 円、令和 2 年度が 3,652 万 6,000 円、令和 3 年度が 5,260 万 1,000 円、令和 4 年度が 4,857 万円。

次、よろしいですか。株式等譲渡所得割交付金になります。令和元年度が 2,573 万 6,000 円、令和 2 年度が 4,449 万 7,000 円、令和 3 年度が 6,624 万 7,000 円、令和 4 年度が 3,872 万 4,000 円。

法人事業税交付金です。こちらは令和 2 年度からの交付になりますので、令和 2 年度が 3,933 万 5,000 円、3 年度が 9,208 万 6,000 円、4 年度が 1 億 2,547 万 8,000 円です。これ全部、消費税交付金も、いいですか、特例交付金。

（「はい」の声あり）

○財政課長（山崎剛成） 特例交付金は、令和元年度が 2 億 676 万 5,000 円、2 年度が 7,281 万 3,000 円、3 年度が 1 億 1,920 万 7,000 円、4 年度が 5,831 万 7,000 円、交付金関係はこのく

らいですけれども……

(発言する人あり)

○**財政課長(山崎剛成)** 環境性能割交付金か、失礼しました。元年度が9,036万1,000円、2年度が4,191万7,000円、3年度が4,416万8,000円、4年度が5,373万8,000円でして、ちょっと待ってください。

以上でよろしいでしょうか。

○**委員長(遠藤保明)** 戸村ひとみ委員。

○**委員(戸村ひとみ)** ありがとうございます。たくさん数字をありがとうございました。やっぱりこうやって交付金等の額を経年度見せていただくと、市民の方、個人の市民の方、それから法人の方とかがいかに頑張って旭市の経済を回して下さっているかというのが分かるんですが、先ほどもちょっと説明がありました。

地方特例交付金というのが3年度が1億何がしかだったのが、4年度で5,831万円、これは先ほど説明してくださいましたっけ、差額のことを。

○**財政課長(山崎剛成)** 3年度の交付金があったものが4年度がなくなったということで減ったという、そちらのほうを説明……

○**委員(戸村ひとみ)** もう1回説明してもらっていいですか、すみません。

○**委員長(遠藤保明)** 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

財政課長。

○**財政課長(山崎剛成)** それでは、地方特例交付金が前年度と減している理由でございますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が令和3年度において事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置、こちらが令和3年度において終了したことに伴いまして、こちらが令和4年度減になった主な要因となります。

以上です。

○**委員長(遠藤保明)** ほかに質疑はありませんか。

(発言する人あり)

○**財政課長(山崎剛成)** 戸村委員、ちょっと待って。ほかに質疑ありますか。

(発言する人なし)

○**委員長(遠藤保明)** なければ、戸村委員どうぞ。

○**委員(戸村ひとみ)** 続きまして、交通安全対策特別交付金です。

これは額というよりも使い道ですね。こちらのほうが監査委員の報告のほうで、意見書のほ

うの9ページのほうに、道路交通法に基づき、道路交通安全施設の整備等に充てるための財源として国から交付されるということになっているんですけれども、こちらのほう、道路交通安全施設の整備等というのは、具体的にはどういうものをつくりなさい、あるいは購入しなさいよということでの交付金なんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらの経費でございますが、例えばガードレールだとか、あとは路側帯に引く線だとか、そういう道路の交通安全に関するものに対して、こちらは建設課のほうで担当が事業していますが、そちらのほうの経費に取りあえず充たっているという形で、一般財源ではなくてこういうものに使いなさいということの指定で来ている交付金でございますので、そういう交通安全に関する施設、ガードレールなどの費用となっております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 以前、一般質問のほうでもほかの議員からもあったんですけれども、ガードレールがないだとか、あと何か川に落ちてしまいそうだとか、それからあと、ほかにも痛ましい事故がたしか令和4年度でしたですね。ガードレール等がなくて、通学中の子どもが亡くなるというのは、トラックが突っ込んでみたいのがありました。

そんな中で、この交付金というのが非常に重要な役割を示しているんだと思っているんだと思うんですけれども、こちらの額の決め方というんですか。これは市のほうが申請すれば、この額というのは上がることがあるんでしょうか。市内には本当にガードレールがないようなところはたくさんあると思いますが、この決定額というのはどういうふうに決まるんでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらの交付金でございますけれども、こちらは交通反則金収入を原資として、そちらを原資として交通事故発生件数だったり、人口集中地区、人口だったり、改良済み道路延長等のそういう数値の案分により市町村に交付されるものですので、要望とかではちょっと金額は変更になりません。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） つまり、旭市内で例えば一時停止ですか、それを違反したとか何だとかってそういうものの罰金みたいなものが、市内での罰金がこちらに割合として与えられるん

ですか。それとも全国で、それで人口割とかになるんですかね。お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらは国が先ほど申し上げました交通事故の発生件数だったり、人口だったり、そういう市町村の数値を考慮して案分して、国から市町村に交付されるというものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。国任せですね。いや、令和4年度に70万5,000円減額になっていたものですから、これは監査委員のほうの説明文の中に減少しているというのがあったものですから、こういうところを減少してどうするんだというのがありまして、ちょっと聞いてみました。分かりました、国任せということですね、交付金。いわゆる交付金だとか、そのあたりのものは国任せということなんですね。

続きまして、分担金及び負担金です。

22ページです。ごめんなさい、その前に……

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、自分の質疑、ちょっと整理してから質問してください。

○委員（戸村ひとみ） 整理して、ページ数がちょっと飛んじゃって。

○委員長（遠藤保明） 聞きたいことを整理してからお願いします。

○委員（戸村ひとみ） 整理はして書いているんですけども、22ページです、ページ数が分からなくなっちゃって。

先ほども崎山委員のほうから質疑がございましたが、要するに学校給食費のほうの負担金というのが減になっているということで、この補正予算を組んだのは、全てこの600万円というのが学校給食費のほうでよろしいですか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいまの補正予算額マイナス609万4,000円につきましては、学校給食費負担金の減の補正でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） やはり当初予算にないものが補正予算額のところに、当初予算で載せていなかったものが補正予算に乗って来るとということで、補正をするということは、よほ

どの緊急性、あるいは重要性みたいなことでのものだと思いますので、それが全部学校給食の無償化のほうの8か月分のそれになったということで分かりました。

収入未済額 466 万 1,949 円、これも学校給食費のほうだと思うんですが、これは学校給食費以外でほかにこれの中にありますか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今回の教育費の負担金ということの欄でよろしいですね、466 万 1,949 円、こちらは 25 ページにございますように、全て学校給食費負担金のものでございます。収入未済額でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ということは、これは月割りにすると一体どういう額になるんですかね、収入未済。何か相当な額だと思うんです、収入未済が。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 約 466 万 2,000 円を 11 か月で割ればよろしいですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 年度ごとでもいいです、収入未済に結局入っていない分、だから前年度のもあるでしょうし、そういうので一体どれぐらいのものが平均的に未済になっているのかというのを知りたいんです。つまり学校給食の完全無償化に向けての数字として、ちょっと。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまの収入未済の話でございますが、こちらの現年分もありましたのと、あと過年分も含まれておりますので、ちょっと詳細につきましては担当課のほうということでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは続きまして、決算書 38 ページです。

財産収入が 8,688 万 1,857 円で、財産収入の内訳を教えてください。これは 4.9%増になったということだったんですけれども、増の理由とかもお願いします。たしか本会議場で言わ

れたような気もするんですけども、早過ぎてちょっと理由まで書き取れませんでした。
4.9%というのも私が書き取った数字なので、正しいかどうかもちょうと分からないんですけども。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財産収入の4.9%のこちらは対前年度と比べて増ということでございますね。

内訳でございますが、まず土地売払収入が、こちらが令和3年度と比較しまして808万6,000円の増と、あと現も申し上げます。目ごとというか、詳細につきましてはちょっと担当課のほうになります。私のほうでは土地売払収入の増とか、あと基金利子の増だとかその辺のお話で、先ほど申しあげました。

あと物品売払収入が、こちらは前年度と比較してマイナス907万4,000円、あと公共施設等整備基金のこちらは運用利子、利子が前年度と比べて485万4,000円の増ということが主なものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 土地売払収入が808万円の増ということで、これは行政改革推進課のほうで市の所有する土地を処分する計画があると思うんですけども、随分前からやっていると思うんですけども、それが令和4年度ではどんな感じで、見込んでいたものよりも増えたから結局808万円の増になったのか、その行政改革推進課の進捗状況というんですか、令和4年度、うまく見込んでいた分が売り払えましたか。

○委員長（遠藤保明） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 令和4年度土地の売払収入、増えた要因ということでございますが、委員おっしゃるとおり普通財産の土地売却予定件数が思った以上に進んだということで、収入が増えたということでございます。スタッフ等の増員もありましたので、いわゆる処分しなければならない土地というものを進めた結果、歳入のほうがちょっと増えたということでございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 行政改革推進課のほうで処分しなきゃいけない土地を頑張って売ってくださったということなんですけれども、思ったよりというのをちょっと数字でお聞かせくだ

さい。全て数字じゃないと把握できませんので、令和4年度ではどれだけのものを処分しなきゃいけないくて、坪でも額でもそのあたりで目標が、予定というか予算というかそれがどれぐらいで、結果令和4年度の決算で808万円増えましたということですので、ちょっと件数とかお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 前年度とちょっと比較して件数で申し上げますと、令和3年度、処分できた件数は3件です。令和4年度は件数でいきますと10件ということで、面積で言いますと、令和3年度が825.95平方メートルに対し、令和4年度は3,906.65平方メートル、こちらのほうが売却できたということで数字が上がっているものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。入りを量るところで非常に努力をさせていただいたというふうに思います。

同じページの財産運用収入のところなんですけれども、不納欠損とか収入未済額というのがなぜ計上されるのかという理由を教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 財産収入のところの不納欠損額38万2,356円、それから収入未済額86万8,774円というところの数字の発生の根拠ということだと思いますが、こちらにつきましては、土地の貸付けに対して、主なものでいきますと土地の貸付料に関して不納欠損と収入未済額が今発生しているという状況になります。

この要因、不納欠損が発生している要因でございますが、こちらのほうは実際には債務者、実際借りていらっしゃる方というのが介護施設に入所してしまうですとか、経済状況が悪くなって貸付料、そういったものが支払えない。

本来であれば土地につきまして上物、建物については個人の所有になります。個人で建物を持っていらっしゃるって、土地は市が貸しているというようなケースがあるんですけども、その場合で、例えば生活状況が悪くなりまして、経済状況が悪くなりまして、なかなか貸付料が支払えない。

あるいは亡くなってしまっているケース、そういった場合には上物を解体して返却してもら

うのが原則でございます。その方の親族等にやはりいろいろ当たりまして、なかなか返却してもらおうように交渉はしているんですけども、実態としてなかなか難しい状況があるというところで、収入がなかなか見込めないところがあって、不納欠損であり収入未済額が発生してしまっているような状況でございます。

市としまして、親族ですとかいわゆる身内の方というのはいろいろ調べて交渉はしているんですけども、親族の方も市内に住んでいらっしゃる方ばかりではございませんので、現状こういった数字が発生してしまっているという状況でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。土地は市が所有で、上物を個人が持っているというケースがあるということなんですね。これはどれぐらいの件数ありますか。先ほどおっしゃったような亡くなったりだとか、介護施設に入ったりだとかというようなことというのは、これから後もずっと起こり続けることなんだと思うんです。

それが令和4年度で新たにそういう土地を貸されたようなことがあるのか、それから、令和4年度では何件あって、令和4年度で新たに貸していなければそのまま令和5年度も同じ件数なんだと思うんですけども、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 先ほど説明したこういったケースというのは、かなり昔からどうしても行われてきているような状況であります。

委員おっしゃるとおり、新たにそういったものが発生しているのかというところですけども、現状そういうのは発生しておりません。むしろ、そういったケースをどんどん減らすように、行政改革推進課として今努力している最中でございます。

すみません。具体的な件数とって手元にちょっと資料がございませんので、もし後ほど調べて分かりましたら、そちらのほうは、今言ったそういった上物が個人の所有で貸付け件数がどのぐらいあるのかというところだと思うんですが、ちょっとすみません。手元にその件数の資料がございませんので、後ほどそれはご回答させていただければと思います。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。いずれにしても収入未済、いわゆるお金を頂かなきゃいけないのに頂けていないというのが令和4年度で86万8,700幾らもあるということですから、件数的には、まあまああるんじゃないかなと思うんです。

頂いていないもの、頂かなきゃいけないものを頂いていないのがこれぐらいの金額ですから、相当数あるんじゃないかなと思ひまして、このところは数字をお願いいたします。先ほど過誤納金の数字って出ましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） すみません。先ほどの還付未済額の関係ですけれども、税のほう、現年度分、過年度分という賦課をしております、現年度分のものについては現年の予算から還付します。

したがって、調定をただ落としているだけなんですけれども、過年度分は予算還付ということで歳出予算のほうから還付するんですけれども、その数字は今手元に来ました。その数字につきましては、令和4年度は市税、保険税を除いて930件の2,850万円ぐらいです。

現年度分がそこに加わりますと、とてつもない数字になりまして、約1億円を超えるんじゃないかなと。今計算がちょっと、時間的にはかなり時間をいただきたいと思ひます。今言ったように過年度分だけでも、税金は過去5年間遡れますので、遡って修正申告なりしてきた場合、過年度分という処理になりますので、それだけでも930件で2,850万円ありますので、それが現年度分を含めると毎月の異動をやっていますので、全然これではこれ以上の数字になってきます。

そのうちの還付未済が140万円ぐらいということでご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。要するに還付しなきゃいけない金額というのは相当な額で、過年度分だけでも930件あるということで、ということはですよ。ニュース報道をされているようなああいうことが起こり得る可能性というのが非常にあるんじゃないかなと私は思ひうわけです。

ダブルチェック以上していらっしゃる、2人以上のチェックをしていらっしゃるということなんですけれども、これだけの件数でこれだけの金額だったら起こり得る。人のやることですから、これが絶対ないということがなくて、ニュースになっているのがあれぐらいの件数で、あり得るんじゃないかなと思ひうわけです。

そのところで令和4年度に、ないとは思ひうんですけれども、返し過ぎたようなものとかそういうのってありましたか。

○委員長（遠藤保明） 質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 51分

再開 午後 1時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 先ほどの過払いによる還付はあったかとの質問でございました。過払いの還付ですよ、ありませんでした。過払い等の還付による間違い等はございませんでした。

それとすみません。午前中ちょっとご回答しました還付のチェック体制ですけれども、訂正させていただきたいと思います。賦課更正を行う課税班と、還付手続きをする収税班、おのおの2名以上でダブルチェックを行っております。それと、返金する際には、会計課のほうで伝票チェックもしていただいているところです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 午前中、ちょっと件数のほうを確認できましたのでご回答させていただきます。

土地の貸付料の関係でございますが、いわゆる上物が建っているというところで貸し付けている件数ですけれども、昨年度末現在で 48 件ございます。そのうち、いわゆる料金をちょっと未納になってしまっているという件数は 5 件ございまして、そのうち 3 件は分割納付していただいております。

先ほど申しました本人が亡くなってしまっているですとかといった件数で、それが 2 件あると。つまり滞納になってしまう 5 件のうち、2 件がいわゆる連絡がなかなか、本人死亡ですから、あるいは親族の方に連絡を取るような形を取っているのが 2 件あるということでございます。

先ほど 48 件ということですが、担当課としても努力しているところでございまして、平成 30 年度には 54 件あったものが昨年度末で 48 件ということで、件数としては 6 件減っているような状況でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。令和4年度に、そんなため息つかないでください、課長、すみません。還付するのを間違って還付した、あるいは還付の額も間違っていなかったということで、この確認でよろしいですね、令和4年度。

（「還付の過払いですか」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そうです、そうです、還付の過払い。件数もなかったし、金額的にもなかったということでもよろしいんですね。分かりました。そののところ、チェック体制を担当課、それからあとは会計課のほうで、担当課のダブルチェックに併せて会計課のほうでもチェックをしてくださっているということで分かりました。その辺のところをよろしく願います。やはり税の公平性というところで、真面目に払った人が無駄なお金を払うようなことにならないようお願いいたします。

あと、平成30年度には54件だったのが48件になったということで、ただいづれにせよまだ48件も市の財産の上に個人の財産が乗っかっていて、そのうち、亡くなって本当は払わなきゃいけなかったものを頂き損ねているものとか、これから後もう、もしかするとこの収入未済額の86万8,000円というのがそういう不納欠損になる可能性というのが先ほどの事由を聞いていますと、これが不納欠損になりやすいものだというのが非常によく分かるので、ここのところはそれこそ何度も言いますが、税の公平性というところからして、しっかり対応していただきたいと思います。令和4年度の中では、しっかり対応していただいていたということで、ありがとうございます。

では、引き続き、今度は48ページの市債です。

臨時財政対策債というので、先ほど説明がございました発行可能額というのは一体幾らなんでしょうか。あとその発行可能額というのの金額の出し方、数式というのか、それと発行可能額の推移をお願いします。割合的に発行可能額に今回なんかは、令和4年度なんかは結構ぎりぎり近い線で数字が出ていますけれども、推移的にはどういった、ほぼ満額を目指して借金というか、やっていらっしゃるのかというのをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、臨時財政対策債の4年度のまず発行可能額ですが、こちらは2億8,660万9,000円でございます。

推移でございますが、こちら令和元年度から申し上げます。

発行可能額でございますが、令和元年度が7億4,793万4,000円。令和2年度が6億9,332万5,000円、令和3年度が10億208万6,000円、令和4年度は先ほど申し上げました金額でございます。

こちらのほうの借入れ、満額借りるかどうかということでございますが、こちらは本来普通交付税としての金額としての発行可能額でございますが、満額借りないときもございます。これは一応その年の財政状況等を見ながら、こちら起債として起こす借金でございますので、令和元年度からにつきましては、ほとんど満額借りた年度は令和4年度のみでございます。

それでは臨時財政対策債ですが、こちらは本来普通交付税として交付すべきところを国の財源不足、国の財源の不足により交付できない分を地方公共団体が地方債として借入れすることで用立てるものとなります。したがって、本来交付税として交付されるべきものであるため、こちら今年度その元利償還金につきましては100%交付税措置されることとなっております。

したがって、発行可能額の算出方法につきましては、交付されるべき交付税と、実際に交付される交付税の差額ということになります。言い換えますと、普通交付税の額と臨時財政対策債の発行可能額のこちら合計額が本来交付税として交付されるべき額でございます。そこから実際に交付税として交付される額を差し引いた残額が臨時財政対策債の発行可能額ということになります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。グラフの中の市債の部分で返さなくていいというやつという、それになるわけですね。ありがとうございます。

歳入終わります。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでしたけれども、私からは人件費、これは1款から10款にまたがりませんが、人件費の決算全体について説明いたします。

お手元に配付してあります令和4年度一般会計人件費決算についてをご覧ください。

右上に、議案第1号、総務課と表示してあるA4サイズ、2ページの資料になります。この資料は、一般会計決算書の各款に計上しております2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれを集計したもので、令和4年度と令和3年度を比較しております。

それでは初めに、2節給料ですけれども、令和4年度は23億2,334万513円、令和3年度と比較して1,615万4,670円の増となりました。

次に、3節職員手当等は、令和4年度が12億7,644万1,469円、令和3年度と比較して1,709万6,673円の減となりました。

職員手当等のうち、特に増減の大きなものについて説明いたします。

まず、（エ）の時間外勤務手当ですが、約3,569万円の減となっています。これは新型コロナワクチン接種事業を外部委託したことにより、時間外業務が大幅に削減できたことなどによるものです。

次に、（カ）の期末手当が約364万円の増、（キ）の勤勉手当が約2,070万円の増となっておりますが、これは人事院勧告による給料表の改定や、勤勉手当の支給月数が1.9月分から2.0月分となったことによるものです。

次に、（サ）の特殊勤務手当ですが、約146万円の増で、主な原因は新型コロナに関する救急搬送などによるものです。

続いて、表の下から3行目の4節共済費です。令和4年度は7億3,206万1,394円、令和3年度と比較して1,250万1,177円の増となりました。

合計といたしましては、令和4年度が43億3,184万3,376円、令和3年度と比較して1,155万9,174円の増となりました。この主な要因ですが、給料の増額及びこれに付随する共済費の増などによるものです。

なお、資料の2枚目は、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算を参考に添付しております。

以上、人件費の決算についての説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、2款総務費のうち秘書広報課の所管事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の20ページをお願いいたします。

広報活動費でございます。

決算書は67ページから69ページになります。

この事業は、市政の情報を市民へ分かりやすく提供するため、広報紙の発行や市ホームページの運営などを行ったものでございます。決算額は2,553万6,000円で、財源内訳のうち、国県支出金65万2,000円は、地域少子化対策重点推進交付金61万6,000円と、自衛官募集事務費委託金3万6,000円を充当しております。

主な事業内容は、中段の表に記載のとおり、毎月1日と15日の2回、広報あさひを1万9,500部発行したほか、市ホームページの運営やネガフィルムで保有している古い画像の電子化、市勢要覧の作成などを実施いたしました。また、少子化対策の一環として、子育て支援策など市政情報を発信する新たなツールとして、令和4年11月から旭市公式LINEの運用を開始いたしました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課から、引き続き決算に関する説明資料により説明をさせていただきます。

21ページをお願いします。

ふるさと応援寄附推進事業になります。

決算書は75、77ページになります。

決算額ですが5,654万5,000円、財源は全額一般財源です。

事業内容の主なものは委託料となります。委託料の内容は、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は、個人と団体を合わせて1億1,918万4,403円で、このうち市外の個人寄附6,605件に対して返礼品を贈呈いたしました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積み立てております。事業効果として、市内でのアクティビティーなどの体験型の返礼品の提供により、品物を通じた交流だけでなく、関係人口の拡大が図られました。

22ページをお願いいたします。

生涯活躍のまち形成事業になります。

決算書は 77、79 ページです。

決算額は 1 億 4,669 万 4,000 円で、うち繰越分が 29 万 3,000 円となります。財源内訳の国庫支出金 1,080 万円は地方創生推進交付金、その他はふるさと応援基金からの繰入金で 1,018 万 6,000 円、一般財源は 1 億 2,570 万 8,000 円で、うち繰越分が 29 万 3,000 円となっております。

事業内容のうち委託料ですが、こちらは多世代交流施設指定管理料が 9,924 万 9,700 円で、おひさまテラスのスタッフ人件費、水道光熱費など、施設の管理運営に要した費用となります。また、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料は 1,018 万 6,000 円で、移住セミナーの開催支援や PR 資料の作成、官民連携・事業推進支援など、本事業を推進していくためのコンサル委託料となります。

使用料及び賃借料は、おひさまテラスのフロア賃借料 3,661 万 2,260 円などです。

また、令和 3 年度事故繰越し分につきましては、おひさまテラス商標登録業務 29 万 3,000 円で、特許庁の審査完了に不測の日数を要し、年度内の支出が完了しなかったため、やむを得ず事故繰越しとしたものです。

事業効果ですが、令和 4 年 4 月に生涯活躍のまち・みらいあさひのまちびらきをして以降、おひさまテラスは開設 1 年で約 25 万人と大勢の方が市内外から来場され、また、移住・定住などの他の施策と連携しながら積極的な情報発信を行い、市の PR を図ることができました。

続いて、23 ページをお願いします。

シティプロモーション推進事業になります。

決算書は 79 ページになります。

決算額は 1,560 万 3,000 円で、財源の国庫支出金 617 万 4,000 円は地方創生推進交付金で、その他は地域振興基金から 674 万 5,000 円、ふるさと応援基金から 263 万 4,000 円を充当しております。

事業内容のうち委託料は、キャラクターデザイン作成業務として 50 万 2,150 円、ホームページ作成業務として 263 万 4,500 円、ロケツーリズム推進業務として 1,234 万 7,500 円です。

事業効果ですが、ロケツーリズム推進のため官民一体の組織、あさひロケーションサービス協議会を設立し、ロケの受入れ体制を整備したことで 99 件のロケの問合せがあり、うち 22 件の撮影が行われました。このことにより、ロケ隊の宿泊費や食事代など市に直接的な経済効果があったことや、テレビなどに取り上げられた場所や商品の注目が上がるなど、地域の活性化を図ることができました。

続いて、24 ページになります。

移住・定住促進事業になります。

決算書は 85、87 ページです。

決算額は 6,603 万 2,000 円で、財源のその他は地域振興基金から 6,152 万円、ふるさと応援基金から 89 万円を充当しています。

事業内容、主なものとしまして、まず委託料の内訳が令和 4 年 10 月に旭市観光物産協会内に開設しました移住サポートセンター運営委託料に 89 万円、そこで働きます地域おこし協力隊の支援業務委託料に 235 万円となっています。

次の使用料及び賃借料 6 万 620 円のうち、令和 4 年度から開始した移住希望者に対し、市内に一定期間住んで旭市の生活を体験していただくお試し居住制度に 1 組が参加され、宿泊施設の借上料として 4 万 2,000 円を支出しております。

負担金補助及び交付金は、本市へ移住し、住宅を取得した方へ交付する定住促進奨励金が 71 件、5,072 万円となっており、また、令和 4 年度から開始しました市内に住む 39 歳以下の若者世帯が市内事業者から新築住宅を取得した場合に交付します若者世帯住宅取得奨励金が 26 件で 1,200 万円となっています。

事業効果ですが、移住者だけでなく、市内に住む若者世帯を対象とした奨励金を交付したことで、定住人口の確保を図ることができました。また、移住・定住に特化した地域おこし協力隊を採用することで、専門窓口を設けることで移住希望者の支援や移住の確保に貢献をいたしました。

企画政策課からの補足説明は以上となります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、2 款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、3 点お聞きします。

まず、決算書の 77 ページ、備考欄 12 の委託料 37 万 4,000 円は、これの委託先をお聞きします。

あと、決算書 79 ページ、備考欄 12 のホームページ作成委託料、これの委託先と、選定したのはプロポーザルか何かで選定したのか、選定の内容をお聞きします。

あと、決算書 97 ページ、備考欄 12 の不動産鑑定委託料、これの委託先と委託内容をお聞き

します。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書の 77 ページ、道の駅季楽里あさひ管理費の中にごございます特殊建築物等調査委託料のまず委託先になりますが、こちらは飯島建築設計事務所となります。

続きまして、79 ページのシティプロモーション推進事業の中のホームページ作成委託料 263 万 4,500 円ですけれども、委託先と委託はどのように決めたのかということでした。

委託先ですが、市内の業者であります S-CRAFT という業者になります。業者選定の理由なんですけれども、こちらは直接この業者に頼みました。この事業者ですけれども、道の駅季楽里あさひのホームページであったり、市内の観光イベントであります七夕市民まつり、また YOU・遊フェスティバルなどのホームページの作成やメンテナンスをやっておりまして、市が期待します観光から移住・定住という流れを統一感のあるデザインで表現できること、また、本人も東京からの移住者であり、自身の体験から移住者が求める情報を効率的かつ魅力的にホームページに反映できると考えましたので、本事業にかなうということで、この業者を選定いたしております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税務課のほうからは、決算書 97 ページの不動産鑑定委託料の委託先と委託内容ということでお答えいたします。

不動産鑑定委託料 1,754 万 5,000 円は、令和 5 年度固定資産税標準地の時点修正及びこれに付随する業務 104 万 5,000 円と、令和 6 年度固定資産税評価替えに伴う鑑定及びこれに付随する業務として 1,650 万円となっております。

委託先は、両業務とも公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会です。委託内容ですけれども、令和 5 年度固定資産税標準地の時点修正及びこれに付随する業務の委託内容は、令和 5 年度分の固定資産税の評価における土地の価格の修正に当たり、土地の下落状況の把握及び適用修正率の決定に必要な標準宅地の時点修正を実施するための土地の下落修正率の算定です。

令和 6 年度固定資産税評価替えに伴う鑑定及びこれに付随する業務の委託内容は、令和 6 年度の固定資産税の評価替えのための土地の鑑定評価となります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、ホームページ作成委託料について再質問いたします。

令和4年度に作成を行ったということで、令和5年度以降は、制作したホームページに対する維持費とかというのはかかってくるのでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 令和5年度以降もサイトの保守点検を依頼するため、令和5年度に関しては34万円程度の保守委託料が発生します。ただ、このうち令和5年のみかかる費用としまして約12万円ほどありますので、6年以降はまた保守分は減っていくということになります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それではお尋ねします。

決算書79ページ、備考欄一番上の18、負担金補助及び交付金の中の官民連携まちづくり推進協議会負担金2万円の内容をお尋ねします。

それから、同じ79ページのシティプロモーション推進事業の12番、委託料、ロケツーリズム推進業務委託料1,234万7,500円の1年間の事業内容についてお尋ねします。

それから、89ページ、デマンド交通運行事業、備考欄12のデマンド交通運行委託料821万5,004円の登録者人数をお尋ねします。

それから、91ページ、3番の防犯対策事務費の備考欄14番のカメラ設置工事、令和4年度1年間の設置台数についてお尋ねします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次お答えいたします。

まず、決算書79ページ、18、負担金補助及び交付金のうちの官民連携まちづくり推進協議会負担金、これの内容ということでした。

まず、この協議会ですが、目的として官民連携を強化して、人口減少対策などの地域課題の解決であったり、地域の活性化、生涯活躍のまちづくりなど、新しいまちづくりを行っていくことを目的としており、会員としましては地方自治体、自治体の補完的な立場で地域再生

の推進に取り組む地域再生推進法人などが会員となっております。

活動なんですが、令和4年度につきましては、三、四か月に1回テーマを定めて会議を開催し、地域政策課題の調査研究、会員間の情報共有、意見交換を行っております。

続きまして、同じ79ページ、シティプロモーション推進事業のうちの12、委託料のうちのロケツーリズム推進業務委託料について1年間の事業内容ということでした。

1年間の事業内容ですが、こちらはまず契約の相手方になります株式会社地域活性プランニング、こちらから講師を招きまして年5回のセミナーの開催、それとロケ地情報誌「ロケーションジャパン」という冊子があるんですが、こちらの8月号、10月号へ旭市の記事の掲載、それと各200部ずつ市に納品されました。そのほかロケ地マップを5,000部作成しております。

そのほか、ロケ地検索サイト「ロケなび!」というところがあるんですが、こちらへ市内のロケ候補地の写真を50枚掲載したほか、映像制作者3名を招いての市内ロケハンツアーを2日間実施、また、ロケの担当職員が東京に行って、ロケツーリズム協議会が実施しますセミナーへ年5回参加しております。

続きまして、決算書の89ページ、デマンド交通運行事業のうちの登録人数はということでした。

令和5年3月31日現在の登録者数は1,460人となっております。デマンド交通は3区域に分けて運行しておりますけれども、旭南地区が591人、干潟・旭北地区が397人、海上・飯岡地区が472人となっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、91ページのカメラ設置工事についてお答えいたします。

昨年度1年間の設置台数は2台になります。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、何点か再質問します。

79ページ、シティプロモーションについて、ロケ地マップというのを作成したということですが、その単価と発行部数をお尋ねします。

それから、デマンド交通について登録者数は確認しました。この利用者数は何人であったのか。できれば、開始当初2年から昨年4年までの人数を教えてくださいと思います。

それからあとは、再質問しようと思ったんですけれども、先日、本会議でカメラのことは聞きましたので、以上で再質問、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書 79 ページ、シティプロモーション推進事業の中で、ロケ地マップの単価と部数ということで、令和4年度発行部数は5,000部で、税込み金額で143万円となります。1部当たりの単価に直しますと286円になります。

続きまして、決算書 89 ページ、デマンド交通運行事業のうち、利用者を開始の令和2年度から4年度までということでした。まず、令和2年度が4,091人、令和3年度が5,373人、令和4年度が6,648人となっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、3回目、79ページのシティプロモーションです。県内で同じような取り組みをしている市は何市ぐらいあるのか。

また、旭市の一つのこれは目玉というんでしょうか。ふるさと納税にも豚が登録されましたけれども、その成果についてお聞かせください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ロケツーリズム、県内で同じような取り組みをしている市町村はということでした。

千葉県内で旭市と同じようなロケツーリズム協議会に加入している団体ですが、いすみ市、茂原市、館山市となります。

あと、ふるさと納税にも豚が登録されたがというお話がありました。

昨年度、ロケツーリズムを開始する中で、昨年12月にドラマ「孤独のグルメ」のシリーズが放映されて、その中で旭市のいも豚を使った料理が放送されたところです。ふるさと納税の返礼品のいも豚はということになるんですけれども、返礼品として、いも豚の登録がしばらく停止してしまっていて、令和5年2月からまた再開をされているところです。ドラマが昨年12月、ふるさと納税の返礼品の再開が令和5年2月ということでちょっと間が空いているんですけれども、8月末現在で今のところ、いも豚は22件の申込みがあります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質問等ありますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点か質疑させていただきます。

説明資料の 24 ページの定住奨励金のこれまで、交付後に何らかの理由で返還されたことはありましたでしょうか。あと、定住促進奨励金の 26 件のうち、新築と中古の割合について教えてください。

あと、決算書の 79 ページ、備考欄の 12、委託料、キャラクターデザイン作成業務委託料のキャラクターというのは、最近ちょっと見かけるトンピーですかね。すみません、SNSでちょっと見かけたりもするんですけども、そのキャラクターについて教えてください。

あと、81 ページ、備考欄の 10、修繕費、広域情報ネットワーク運用事業の修繕は何の修繕をされたのでしょうか。

あと、2か所にまたがるんですけども、決算書 103 ページ、また 105 ページの選挙のポスター掲示場設置撤去委託料についてなんですけれども、参議院議員選挙の場合約 183 万円で、県議選の場合は約 91 万円という、設置箇所は変わらないのにこの差額が生まれる理由について教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、質問に順番にお答えいたします。

まず、説明資料の 24 ページの移住・定住促進事業の中で、奨励金の返還はあったかという問いでした。

こちらにつきましては、奨励金の交付要綱の中に取り決めがありまして、奨励金の交付を受けてから 5 年以内に市外に転出をしたとき、それと世帯に市税または国民健康保険税に滞納が生じたとき、この場合は交付決定を取り消しまして奨励金の返還を求めることとなります。今までですが、平成 28 年度に 2 件該当がありました。

続いて奨励金の関係で、新築と中古の割合ということでした。26 件というお話だったんですが、26 件は若者世帯住宅取得奨励金ですので、こちらは基本新築になります。ちなみに、上の定住促進奨励金、市外から来たケースの場合ですと、これは 71 件のうちの新築が 60 件、中古が 11 件になっています。

続きまして、説明資料の 23 ページになります。

シティプロモーション推進事業の中で、キャラクターデザインの作成委託料、これは何か新しいものかというお話だったんですが、こちらにつきましては、あさピーの新しいデザイン

という形を毎年つくっていきまして、業務に合わせてなり各課の要望なりがありまして、それに合わせて新しい形をつくっています。令和4年度は15パターンほど作成いたしました。ですので、これはあさひのホームページなり、そういった資料なりで使うスタイル、デザインを新しくつくったということになります。

続きまして、決算書の81ページ、備考欄2の広域情報ネットワーク運用事業の事故繰越しの内容ということになります。

こちらですけれども、広域施設を結ぶ光ケーブルをかけてある電柱があるんですけれども、それを移動する必要がありましたので、その費用になります。令和3年度中に9本が終わらなかったもので、それを繰り越したものです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは、ポスター掲示場の設置撤去委託料、103ページと105ページになります。

これの大きい倍くらいの差ということで、この理由ですけれども、千葉県議会議員選挙につきましては、ご存じのように今年の4月9日に投開票が行われました。ポスター掲示場につきましては、設置撤去委託料とありますが、要するに4年度の予算でポスター掲示場の設置だけを3月24日に行いまして設置料の支払いをしております。それで、撤去の費用につきましては令和5年度の予算から支出しております。それが差の内容です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） まず初めに、ページがまたがるんですけれども、61ページと67ページと69ページ、それぞれ庁舎管理費と文書管理費、情報公開費の中にコンサルティング業務委託料が含まれているんですけれども、その内容をもう少し具体的に教えてください。

続きまして、67ページの広報活動費のほうなんですけれども、広報あさひの新聞折り込みなんですけれども、先日香取市のちょっと知り合いのほうから、広報あさひは香取市にも届いているよというのを聞きまして、市外に届いてしまっている広報が一体どれくらいあるのか、把握しているのかというのをちょっと聞きたいと思いました。

この広報活動費、何点か質問があるんですけれども、ひとまずそれが1点目で、続いて、85ページの出会いの場創出事業、こちらが出会いコンシェルジュのホームページを見ると、成婚者数127名って書いてあるんですね。127名って奇数なのでどういうことなのかなと思って、

普通2人だと婚約したら偶数になるはずだから、どういう条件でカウントされているのかなというのを聞きたいと思いました。これは一体いつからの累計なのかというののちょっと聞きたくて、どのような条件でカウントされているのかというのをまず1点聞きたいです。

続いて、77 ページで、生涯活躍のまち形成事業、これは説明資料にもあるんですけども、指定管理料をイオンタウンさんのほうに払っていると思うんですけども、指定管理者へ指定管理料を払っている以外、その中身というのがちょっと見えづらくて、何か自治体によっては、指定管理者のほうでどんなふう to 事業をやっているのかというのをもう少し細かくモニタリングレポートみたいなのを出しているようなところもあるということなので、生涯活躍のまち形成事業だけじゃないと思うんですけども、指定管理者を活用しているところがほかにもなんですけども、1年間の結果報告とか詳細をこういう委員会ですとか議会で今後提示される予定はないのかなというのをお聞きします。

79 ページなんですけれども、今度はシティプロモーション事業のロケツーリズム推進業務委託料なんですけど、さっきロケ地マップの話、宮澤委員からお話があって5,000部というのが分かったので、このロケ地マップが一体どこに配布されているのか。ちょっと検索したんですけども、いまいち探せなくて、印刷として紙媒体で多分5,000部印刷されていると思うんですけども、どこに対してどういうところに置かれているのかというのをちょっとお聞きしたいです。

ついでに地域活性プランニング社との包括連携協定契約というのが一体何年というお約束になっているのか教えてください。

一応、最初の質問はこちらでお願いします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対して、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 61 ページの庁舎管理費の委託料の中のコンサルティング業務委託料99万円の中身ということで、ご回答させていただきます。

こちらは市内15公共施設の電気料金、電気の契約、こちらをコンサルティング会社を通して契約をしております。と申しますのは、電力の自由化が進みまして、市内の公共施設の電気料金、電気の契約をするに当たって入札を執行します。

ただ、自由化で電力の事業者が多数増えた関係もあって、競争が激しくなった影響もありまして、実はそれと応札がないという、応札がゼロという事態が発生しました。そうになると、どうしても最後の最後に東京電力さんという話になるんですけども、そこではかなり価格

が高くなってしまふというところがあって、いわゆるエネルギーサービスプロバイダーということで、令和4年に限りましてはプロバイダーさんを介して、いわゆる電気料金の価格の交渉ですとか、その企業の調査等を行っていただくための委託料になります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からはまず、67 ページの文書管理費のコンサルティング業務委託料ということでお話ししたいと思います。

こちらは業務としては、行政手続き制度整備業務委託になります。内容といたしましては、令和2年7月の総務省通知によりまして、各地方公共団体はテレワーク等の推進、デジタル時代への対応等に向けて手続きのオンライン化、書面及び対面規制、押印の見直しに積極的に取り組むこととされました。このため、現行の行政手続きの洗い出しや適用する基準の整理、それらを記載した個票の作成について業務委託を行ったものでございます。

続きまして、69 ページのコンサルティング業務委託料ですが、こちらは個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備の支援業務でございます。

こちらにつきましては、個人情報保護法の改正がございまして、今まで個人情報保護については各地方公共団体がおのこの条例を定めまして運用していたところですが、このたびの個人情報保護法の改正に伴いまして、全国一律の基準を適用することとなりました。今の個人情報保護条例等の法制をどのように変えていったら法律になじむのかというようなことを業務委託によって行っております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 私からは、決算書の 67 ページ、広報活動費、広報あさひが新聞折り込みで市外にも入っているよということで、その把握についてです。

新聞折り込みは、委託している業者、株式会社新東京ADというところなんですけど、そこを通じて旭市を配達区域とする新聞販売店、11 販売店あるんですけども、そちらに依頼しております。

折り込みについては、業務を委託している業者との契約において、旭市内に配達している日刊紙7紙、これの全購読部数に折り込むものとするというふうに契約をしております。ですので、市外の世帯については折り込みの対象とはしておりませんので、広報あさひは届いていないものと認識をしておりました。

今、香取市ですか、そちらにあったということで考えられるとすれば、11 販売店があるんですけども、市外の販売店もその中にあります。それは市外の販売店であっても旭市内に配達をしている販売店がありますから、そこが誤って入れたという可能性はあるのかなと思っています。

ただ、香取市の販売店はないんですよ。ですから匝瑳市とか、近隣で香取市に近いところで、もしかしたらそういった折り込みをしたところがあるのかなと。そこは先ほども言いましたように契約の中で、旭市内に配達している日刊紙に入れてくれというふうに言っておりますから、もしそのようなお話があったら、一番もとの新東京ADという会社に、そういった状況があったということを伝えれば対処するというようなお話にはなっています。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 議案の審査は途中でありますが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 0分

○委員長（遠藤保明） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、85 ページの4、出会いの場創出事業の中で、ホームページに成婚者数が127名と、いつからどのようなということでお尋ねがありました。

127名の累計ですけれども、平成20年度から登録会員の退会理由に結婚ということを出ていただきまして、その累計を計っております。ですので、事務局が把握できる範囲での集計となりまして、報告ですとかそういうものがないと、もしかしたらその127人に入っていないというところですので、報告のない方がいる、もしかしたらいたのかもしれないですけども、そういう中で127人という奇数になっているのかなというところです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 77 ページ、生涯活躍のまち形成事業の中で、取りあえずの指定

管理を受けている事業者の活動内容が分からないので、その辺をどうにかということだったかと思います。

指定管理者が管理している施設なんですけれども、年度が変わった段階で、1年の取り組みなどを伝える事業報告書というのが事業者から市に提出されます。こちらを議会と市のホームページとで公表できないかなというふうに今ちょっと考えております。

ただ、その事業報告書の中に、運営に関するノウハウであったりする部分があるとそこは公表できませんので、その辺は事業者とちょっと協議をしないとイケませんので、そういった形で公表については考えていきたいなというふうに考えております。

2点目の決算書 79 ページ、シティプロモーション推進事業のうち、ロケ地マップの配布先、それと契約している地域活性プランニングの契約期間ということでした。

ロケ地マップの配布先ですが、まず、制作部数は先ほど5,000部ということでお話ししました。配布先ですが、まず制作会社などが参加して東京で開催されるロケツーリズム協議会での配布、これがおおよそ2,000部、あとマップに掲載された店舗などに配布、これがおおよそ1,000部、あと市が参加します県内外のイベント等での配布が500部、あと市内で開催されましたロケーションサービス協議会での配布がこれが100部、その残りが市内の公共施設、道の駅であったり展望館、本庁舎と、それと観光物産協会にございます。

契約期間ですけれども、令和4年4月1日から令和7年3月31日、3年間になります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。コンサル料の件なんですけれども、かなり電力の自由化で会社のほうがたくさんある中で節電というか、節電ではないですね、電気料の節約に努めていただいているということが分かりましたので、ありがとうございます。

そうしましたら、広報活動費のほうで再質疑させてください。

広報あさひなんですけれども、個別郵送もしていると思うんですが、現在削減依頼もセットでしているというふうに聞いています。郵送の限度を幾らまでとか何部とか、もしくは新聞折り込みの何割ぐらいと考えているのかお尋ねいたします。

あと、出会いの場創出事業のほうなんですけれども、成婚者数の127名というのが一応申告があった方のみで、必ずしも、ホームページも小さく書いてあるんですけれども、イベントがきっかけでご結婚された方ではないということが分かりました。今、マッチングアプリとかも一般的になっている中で、この事業って、今回79万円と市の財政の中では少額の事業な

んですけれども、あえてこの事業を行政でやる意義というのはちょっと私、常々考えているところでありまして、とてもいい取り組みなんですけれども、今後もこの事業を続ける意義、行政としてあえてやる意味ってどのように考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

続いて、シティプロモーション事業のほうなんですけれども、基本的にロケをされる方への配布というか、制作会社への配布というのが主というのが分かりましたので、地域活性プランニング社との包括連携が令和7年度までということで、その後は自走してやっていくということなのか、それとも更新されるのか、ちょっとそれも確認したいのと、あと令和4年度の実績をちょっと聞きたいです。

ロケ件数の何件というのは出ていたんですけれども、ジャンルがドラマが何件だったのか、バラエティー何件だったのかで、「孤独のグルメ」とかだとはっきり千葉県旭市って劇中にも出てくるんですけれども、ドラマの中にひっそりと実は旭市がロケ地でしたというのは視聴者には伝わらないと思うんですね、実質。なので、きちんと千葉県旭市ですよというふうに紹介されたロケが何件だったのかというのをちょっと教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） では、広報あさひについて質問にお答えいたします。

個別の郵送についてということで、現在約950部ほど送付しております。新聞を購読してなくて、市内の公共施設などに取りに行くこともできず、あとインターネットで見ることができない、そういったような方々に希望に応じて送付しているものです。広報を必要とする市民に確実に届くことが大切であると、そう考えておりますので、特に限度額というものには定めはつけてはおりません。

しかしながら、予算にも限りがありますので、例えば新聞購読を再開して広報紙が二重に届いているというような場合とか、あとはホームページでご覧いただけるようになって紙ベースの広報は必要がなくなったと、このような場合には郵送停止のご連絡をいただくなどして、経費の節減のほうにもご協力をいただいているところです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、出会いの場創出事業の関係で今後も続ける意義というようなことで再質問がありました。

市の総合戦略では、少子化対策としまして、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援に取り組んでいるところであります。出会いの手段としましては、マッチングアプリなどがちょっと一般的になっているというところではあるんですけども、行政が実施します利点、意義としましては、安心感であるというようなふうを考えております。

行政が主体となることで参加者の不安感を軽減しまして、安価な費用で気軽にイベントに参加でき、また、同じような地域に住んでいる人が集まるというメリットもあるんじゃないかなというところで考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、ロケツーリズム推進協議会、ロケツーリズムの関係で、まず地域活性プランニングの契約が切れた後ということでした。こちらは予算も絡むことなんですけれども、先行している市町村を見ますと、やはり契約が切れた後も引き続きやっているところが多いようです。

ロケ 22 件の撮影が行われているということで、まずジャンル別の内訳になります。ドラマ、映画が 6 件、CMが 2 件、スチール撮影やプロモーションビデオが 2 件、情報番組が 12 件となっています。このうち番組内で、字幕であったりエンドロールで旭市という表示があった件数なんですけれども、確認できているのは 14 件になります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

では、広報あさひの件なんですけれども、なるべく新聞とかホームページで見られる方については郵送はもう止めてねというのを依頼するのはいいと思うんですけども、その代わり、公式LINEの案内をセットで行っていると思うんですけども、それが公式LINEで広報あさひが発行の日に通知がないんですよ。

私、いつもずっと見ているんですけども、公式LINEで広報あさひが発行されるのは9月1日と9月15日だと思うんですけども、今まで過去を遡っても、その日に広報あさひが発行されましたというお知らせがなかったの、郵送とか新聞購読の代わりになるものが公式LINEなんだとしたら、きちんと公式LINEでのお知らせを徹底してほしいと思うんですけども、その投稿というのは可能かということをお聞きしたいのと、広報あさひについてはそれで以上で、広報活動費の面で、今フェイスブックのほうを秘書広報課で発信、市の

情報等を発信されていると思うんですけども、総務省の調査で、インスタグラムが年々利用率が伸びていて、令和4年度が調査している10代から60代の全年齢において、利用率がフェイスブックを上回る結果になっているそうなんです。

今行っているフェイスブックで、学校給食の紹介だとか、子育て支援情報とか、結構フェイスブックを見るときちんと市でどんなことが行われているかというのを細かく発信されていると思うんですけども、インスタグラムではそういうのが一切なくて、結構インスタは登録されているけれども、フェイスブックは見たことがないというお母さんも多くて、フェイスブックを見せると、こんなにいろんな情報が入っているんだねと驚かれたりとかもしているので、今後フェイスブックではなくて、インスタグラムと連動でもいいので、インスタグラムのほうにもそういった情報を連結で投稿するようにできないかということをお尋ねしたいと思います。

出会いの場創出事業なんですけれども、一応行政として事業を続ける意義というのが安心感だとか、一般の民間でやると結構料金のほうが高くなる中で、安価で参加ができるという利点というのは理解させていただきました。

ただ、参加条件というのが男性は市内限定で、女性は市外もオーケーにされていると思うんです。女性は何か市外から嫁に来るものみたいな固定観念をちょっと押しつけかぬないような事業じゃないかなってちょっと思っているところもあるので、これについてちょっと今後検討の余地があるのかということをお聞きしたいと思います。

続いて、シティプロモーション事業のほうを更新は今後可能性としてはあるということで分かりました。CM、ドラマ、いろいろジャンルごとの内訳をいただいて、14件については千葉県旭市ってはっきり出ているということなんですけれども、多分クレジットに千葉県旭市って出ても、あまり視聴者の方って見ないと思うんですよ。

はっきりここは千葉県旭市ですという紹介のされ方じゃないと、何かいすみ市とか茂原市も、結局いろいろ先行事例としてロケをやっているって言いますけれども、私たちの中で一体、茂原市といったらロケ多いねとか、いすみ市だったらロケ多いねという感覚ってないじゃないですか。

それと一緒に、旭市に住んでいたら、テレビを見たら旭市が出ているって感覚的に分かると思うんですけども、全然旭市に興味のない方からしたら、クレジットに小さく旭市と出ているように、ドラマに旭市が出ているようにそんなに気にすることはなくて、そもそもこのロケツーリズムにはちょっと疑問を持っているというか、これだけお金をかけてやることなのか

などというのはちょっと正直思っているところなんですけれども、地域活性プランニングさんと今後も契約されて、これだけお金をかけてやるというところ、ちょっとテレビにそこまで期待をもう今後できない中で、ちょっと今後これ続けるというのは、私はちょっと疑問を持っているというのは一つ感想です。すみません、答弁は大丈夫です。

なので、今の広報の関係と出会いの場創出事業について、ちょっともう一度質問をさせていただきます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対して、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○委員長（遠藤保明） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） それでは、広報の関係でご質問にお答えいたします。

とてもよいタイミングで崎山委員にご提案をいただいたかと思っております。旭市公式LINEに登録していただき、そこからホームページに掲載した広報紙をご覧くださいよう、今後、友達登録している方全員に、広報あさひの発行と併せてプッシュ配信でお知らせする予定で考えておりました。

あともう一つ、インスタグラムとフェイスブックを連結して投稿するようにできないかというような話です。インスタグラムは、写真や動画をメインとしたSNSという特徴から、現在旭市では、主に市内外に向けて旭市の魅力を発信することを重点に置いた運用をしております。市民向けのお知らせなどについてを発信しているフェイスブックとは使い分けて運用しているような状況がございます。

市からのお知らせや子育て支援情報などの発信については、総務省調査において利用率が9割を超えるLINE、これを含め、それぞれSNSの特徴や利用状況の変化も考慮しながら、よりよい運用方法を検討し、柔軟かつ効果的に組み合わせながら今後行っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 出会いの場創出の関係です。

イベントの実施につきましては、会員の方に案内をしているのが現状であります。男性会員の会員数に比べまして、女性の会員数の人数というんでしょうか、15%ほどしかおりません。女性の会員が少ないというところが現状であります。

そこで、女性の方の対象を市外に広げまして、また参加費などにもちょっと差をつけること

によって、イベントに参加していただきたいという思いがあるために、このような形を取っております。あと、女性は嫁に来るものという固定観念ということがあったと思うんですけども、確かにあるのかもしれないんですけども、できれば旭市に定住していただきたいという希望を込めております。

今後の検討ということでしたが、まずは、会員の皆さんが参加したくなるようなイベントを、後継者対策協議会がありますので委員の皆様からもアイデアをいただきながら、現在の方法を続けてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。細部にわたる前に、出のほう、総合戦略の下に令和4年度、どういう施策を実行すれば血税を有効に使えるかということでやっていただいたこととしますので、そこで総合戦略の中で重要ポイント、SDG s と旭市人口減少を食い止めるのと経費削減、それらの施策を行った上での市民満足度、この辺をどのように令和4年度の総括として考えていらっしゃるかを聞きたいと思います。

まず、SDG s、令和4年度で何をしたかを具体的にお願いします。

これは1個ずつですか。さっき言いました旭市人口減少を食い止める、これも令和4年度でどういう施策をやられたかをお願いいたします。

それから、経費削減というところで、令和4年度の削減目標、この削減目標に達成したかどうか目標達成率、その辺の評価をお願いいたします。

それと、市民満足度はその後でお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市の取り組みでSDG s、決算承認に関してこちらを聞きたいというお話でございます。

まず、総合戦略とSDG sの関連図みたいなものを議員、議会のほうにお配りしてあって、それはご存じかと思います。総合戦略にあります重点戦略、基本施策、それぞれ全てがSDG sのどれかに当てはまっております。ということを考えれば、当然市のやっている施策につきましては、それをやっていることに対してSDG sの目的であります、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、これに寄与しているものだと考えてお

ります。

人口減少を食い止めるですけれども……

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) すみません。効果等個別にはそれを出しておりませんが、全ての事業がSDGsの目標達成のためにつながっているというふうに考えております。すみません。個別のやつに対しましては、今相対的な話しか私はできませんので、個別のやつについてはまた個別でお話ししていただければと思います。

人口減少を食い止めるになります。こちらについても、すみません。私はちょっと代表というかお話ししますが、市ではライフステージ別にいろんな施策があって、それぞれで少子化対策につながるだろうという事業をやっています。

その個別の評価に関しましては、それはやはり担当課のほうで考えてもらいたいですけれども、市としては、繰り返しになっちゃいますけれども、出生であったり、それから保育所、小学校、中学校、就学、就職まで、いろんなところで少子化対策というのはステージ別でやっております。

結果につきましては、これは1年ですぐ結果が、じゃ好転するかといったら、まずそれはできませんので、これは長い時間かけてやっていく必要があると考えています。こちらにつきましても、個別の事業につきましては担当課のほうでどういったふうな考えがあるかというのは確認していただきたいと思います。全体としては、長い時間をかけてやっていく必要があるんだろうなというふうには考えております。

取りあえず、満足度は最後ということによろしかったですか。

○委員長(遠藤保明) 財政課長。

○財政課長(山崎剛成) それでは、経費削減についてお答えいたします。

経費削減につきましては、そのときの社会情勢、例えば新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策など、少し前であれば災害復興など、その時々で必要となる経費は様々であることから、年度ごとに削減目標というものは設定していません。

目標は設定していませんが、予算編成時には、各課からの要求見積りに対し、必要性、有効性、妥当性、効率性など様々な角度から個々に内容を精査し、経費の削減に努めているところでございます。

また、予算編成時だけでなく、予算執行の段階においても、最少の経費で最大の効果となるようさらなる精査を行っております。委員おっしゃっていましたが、実質収支額に関しても、

こちら、その額が生じる要因はこうした精査による部分もございますので、よろしくお願ひ
したいと思ひます。

さらには、事業の執行後に事務事業評価などの行政評価を実施することで、もっと効率的、
効果的に事業が実施できないか、もっと経費が削減できないかなど、その事業の振り返りを
行ひ、その結果を翌年度の予算編成につなげているところでございます。

このように予算編成から執行、事業の評価までの至るところで経費の削減ができないかどう
かの精査、検証を行っており、経費の削減に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、令和4年度の市民満足度の効果測定をしたかというこ
とですけれども、令和4年度においてそういった——令和4年度の決算に関してということ
になるのかな。については、やっておりません。

ただ、満足度調査に代わるものとしまして、総合戦略切り替わりのときに市民アンケートと
いうのをやっております。その中で、満足している施策、例えばもっと力を入れてほしい施
策であったり、そういったものを5年に1回くらいになっちゃうんですけれども、そのとき
に市民に対して、市のやっている施策についての意見は伺っております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 総合戦略のSDGsだとか、人口減少を食い止めるとか、このあたりの
ところをどういうタイミングで聞くのかなと思ひて、それぞれの款ごとの各課にというふう
にしようかなと思ひましたら、全体で聞いてくれということでしたので聞いたんです。

それで、要するに令和4年度の決算ということに当たりまして、庁内全体でこのSDGs、
人口減少を食い止める、経費削減というそのあたりのところ、そちらは先ほどの答弁で分か
ったんですけれども、そのあたりのところを全体として、庁内全体としてどのように評価し
ているかというのを聞いたかったんです、この決算のときに。

なので、課長がご答弁くださるのはまず無理だと思ひました。やっぱり副市長なり、やはり
答弁という立場の人が答弁しないと。だって総合戦略に沿って全てやっているわけでしょう。
5年間をかけて総合戦略に向かって目標があるわけですから、そこに向かってやっているわ
けですから、単年度ごとの総括というのは必ずそれを総合戦略を決めた人間、それがやらな
きゃいけないことだと思うんですよ。ですから、それをどういうふうに評価していらっしゃ

るかというのを聞いたかったんです。

なので、課長のご答弁はできないと思います。それこそ各施策における各課の答弁でしかないと思いますけれども、私は決算全体のことを聞いたかったわけで、ですからそれは別々でまた聞いていきます。

人口減少を食い止めるというところで、課長のほうで、これは長い時間をかけてやるべきことなので、効果というのは長い時間をかけた後でないと分からないということだったという答弁だと思ったんですけれども、私はそれ違うと思うんです。長く時間がかかるものですから、余計単年度単年度、物すごい精査しないと。間違った方向に行っているんだったら単年度で止めなきゃいけないわけですよ。ですから、そこを聞いたかったんです。

ごめんなさい。こんな何回も課長にこんな言ってもしょうがないんですけれども、だから私たち、決算を審査する立場として、長いだとか、大きいだとか、多いだとか、そういう言葉での感覚的なものの答弁というのは、私は必要としていないというか、審査ができません。

感覚的なものと人によって物すごく違いますので、ですから、決算というのはあくまでも数字で出していきたいというのがありまして、総合戦略の中で長い時間をかけてというふうに、そういう感覚がもし庁内であるのであれば、私はこのところは副市長がいらっしゃらないから何なんですけれども、このところをちょっとご指摘したいと思います。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。長い期間と言いましたけれども、まず総合戦略自体は5年で考えます。5年で、その中で実際やったもので、どうやって、それがよかったのか、いやよくなかったらどうしたらいいのかというのを次のフェーズに引継いでいきます。

ですので、すみません。私が長くと言ったのは、少子化というのは1年で一気に好転するよというのがないという意味で言いました。なので計画期間中、ずっとそれをやりっぱなしではなくて、どうやったらもっとよくなるかというのは、それはそれこそPDCAで動かししているわけなので、長くても5年のサイクルでそれをどんどん見直していく、かけていくというような作業でやっておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それは私のほうも理解しております。

ただ、先ほども言いましたように、やはり単年度単年度の決算というのが非常に重要だと思っていますので、そこでの年度ごとの総括というのをやはりしていただきたいなと思っています。

ですから、それは副市長のほうに聞いたかったんですけども、総合戦略の見直し、5年ごとので、また次の総合戦略に向けてのあれがあると思うんですけども、そんな中でいろいろ委託するじゃないですか。総合戦略自体もすごい金額をかけて委託しますでしょう。作成に向かって委託するじゃないですか。

そのときに、やはり私は庁内のやはり現場の各課の方々が単年度ごとに総括したものを委託する人とか、私は本来ならば単年度ごとのやつは、各課とかそういうところでやっていただきたいと思っているものですから、それで聞いたまででございます。これに関してはいいです、副市長がいらっしゃらないので幾ら言っても。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。ちょっと私、言葉足らずだったかもしれませんがけれども、総合戦略は5年のサイクルと言いました。

ただ、見直しというのは毎年見直しをしております。事業についてKPI評価をしまして、それに対して実際どうだったのかというのは、それは現場各課が毎年行っておりますので、以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 毎年行っていらっしゃるそれを聞いたかったんですよ。令和4年度でそれをどういうふうにやられたかというのを、それがやはり効果だとか、先ほどの事務事業評価とか、そのあたりのところに単年度ごとにやっていらっしゃると思って、それを聞いたかったわけです。だから、各課ごとに聞けばいいということですよ。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 個別の事業になりましたら、それは担当課のほうに確認していただければと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、それぞれは時間があれば担当課のほうに全部お聞きしたいと思います。

経費削減のことなんですけれども、これもやはり単年度で、各課で目標はもちろん立てていられたいと思います。それが私、監査委員のこちら、意見書のほうを参考にさせていただいているんですけども、監査委員の48ページのほうなんですけれども、少子高齢化によっ

て経常経費の負担増とか市財政需要の増大が見込まれると。旭市総合戦略に掲げる諸施策を着実に実施し、市民が将来に希望を持って子どもを産み、育て、教育を受け、安心して働き暮らせる、そして人口が増加するような活力あるまちづくりにチーム旭で尽力していただきたいというのがあって、ここのこれポイントだと思うんです。

人が減るとということは、人口が減るとということは、経常経費が本当に負担増になるわけですよ。需要も非常に増えてくると。そういう中で、これはもう経費の削減ということが一番に考えないと、本当に財政自体が破綻してしまうことだと思いますので、それでちょっとあえて取り上げさせていただきました。目標というのはないということでしたが、予算要求のときにももちろんシーディングはあると思いますし、あと、先ほどおっしゃったような事務事業評価とかもきちんとやっていらっしゃれば、その次の年度の目標、単年度の目標というものがあってもいいんじゃないかなと思ってちょっと聞いてみました。

といたしますのが、ちょっと具体に入ってきます。ペーパーレスのことなんですけれども、ペーパーレス事業というのは、ペーパーレスに関しては令和4年度ではどのようなことが行われましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ペーパーレス化ということで、いろいろ市役所の事務関係のほうのものだと思うんですけれども、こちら令和4年度には実施というか、取りあえずタブレット導入ということでこちら始まりまして、タブレット導入による会議のペーパーレス化等、自治体のDX化の推進に向けた検討のほうも4年度は始まったということでございます。4年度の方でございませぬ。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 実際には、ペーパーレスというふうな方向性というんですか。それを令和4年度は決めただけで、どういうふうにやったらペーパーレスができるかということを決めただけで、令和5年度からが実際にペーパーレスに向けた予算取りみたいなのをしたということでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいま申し上げました件につきましては、タブレット導入ということで自治体DX化をこれから進めていくという一つのこちらがペーパーレス化の推進という

ことになるということでお話しさせていただきました。令和5年度については、実際タブレットの今試行で議会のほうも紙ベースとタブレットで並行していますので、令和5年度はもう既に実施の段階に入っているということと考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ペーパーレス、イコール、タブレット化ということということですよ。では実質的なペーパーレスという、SDGsの下でのペーパーレスということというのは、令和4年度ではなかったですか。

実は、昨日物すごい量のコピー用紙が搬入されるのを見て、これは令和4年度にはどれぐらいの量が、今は令和5年度ですけれども、令和5年度であれぐらいの量だと、令和4年度はどれぐらい入ってきていたのかなと。あれ1回じゃないでしょうから、ちょっと気になりました。経費削減とペーパーレスということで、どういう取り組みをされたのかなというのを聞きたかったです、令和4年度で。

それでは引き続きまして、これも監査委員のこちらのほうなんですけれども、68ページに、歳出の集計表というのがあるんです。節別の集計表なんですけれども、この中に備品購入費というのがありまして、私、備品購入に関しましてもやはり大切な血税の使い道として有効的に使っていただきたいというのがありまして、その中で見ていくと、不用額が約772万4,000円ってあるんです。

翌年度の繰越しが1,900万円、2,000万円近くあるんですけれども、これは備品、どういったものをこの年度で購入しないで翌年度に繰り越されているのか。不用額というのは、どうしてこういう金額が出るのかというのを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○財政課長（山崎剛成） 翌年度繰越額の備品の関係ですが、そちら約2,000万円というのは、こちらは繰り越したのものに関しては、コミュニティバスの購入が翌年度に……、ちょっとお待ちください。

○委員長（遠藤保明） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○委員長（遠藤保明） 再開します。

では、財政課長、答弁をお願いします。

○財政課長（山崎剛成） 先ほどの備品の翌年度繰越分は、コミュニティバスの購入費の分でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、質問するときは手を挙げてまたお願いします。2人で話をしているかもしれない。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません、備品購入費の不用額 772 万 4,989 円です。この備品購入の不用額というのは。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちら備品購入費の約 772 万 4,000 円の不用額でございますが、こちらは1年間の予算額がありますが約 1 億 6,980 万円ですが、こちらの中で買った備品の例えば入札で落ちた分だとか、いろいろ買うときになるべく安いものを買おうとする、そういう、みんなの経費の節減の結果ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。備品というと、ちょっと私頭に描いたものがまさかコミュニティバスだなんて思わなかったもので、例えばデジカメだとかいろいろ庁内で使われる備品のことだと思いましたが、そのあたりで、バスでしたら契約差金とかそういうものになるんでしょうけれども、分かりました。小さい備品一つ一つも予算要求のときに、予算立てのときに精査しながらやっていただきたいという思いで、この不用額は何なのかなということを考えました。コミュニティバスが備品なんですね。分かりました。

それでは、具体に入っていきたいと思います。

61 ページです。

先ほど前者のほうから質疑ございましたコンサルティング業務委託料のエネルギーサービスプロバイダーという人に委託ということでしたか。ちょっと待ってください。61 ページですよ。

これは要するに約 90 万円かけて、どれぐらいの電気料金の削減ができていますのかというこ

とを試算してあったらお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 委託料 99 万円ということで、100 万円弱の委託料をしておりますが、公共施設 15 か所で試算したところだと、委託するときに試算している数字としては、電気代として 1,400 万円ほどは削減できるかなというところで、エネルギーサービスプロバイダー委託したほうが安価な小売電気事業者と契約できたということでございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、67 ページです。

先ほど来、広報活動費に関しましてはいろいろ質疑が、あと一般質問のほうでもあったと思うんですけども、私もこの広報活動費、広報については、やはり市民の方、必要とする必要としていないというのは置いておいて、これは市民の方に全世帯に行き渡るべきものではないかなと思っておりますので、ちょっと聞いていきたいと思います。

条例のほうで全世帯に配布するというのがあると思うんですけども、いかがでしょう。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 条例ではなくて、規則のほうにはそういった記載がございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 規則で全世帯にとって定められている以上、私は執行部としてはこれはやらなきゃいけないことなんだと思います。じゃないと、規則を決める意味がない。

それで、前も言ったと思うんですけども、これ、全戸配布というのを令和 4 年度で検討されましたかね。どうでしょうか。新聞折り込みでは、松木議員の一般質問でしたっけ、総括質疑だ、質疑でありましたけれども、割合としては非常に低い割合でしか市民の手元には届いていないということが分かったわけです。

それはもう、恐らく前から当局側としては把握していらっしゃるのだと思いますので、令和 4 年度でほかのやり方、市民全世帯に行き渡るというやり方を令和 4 年度で検討されましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 全戸配布と、例えば区長配布、この全戸配布というのはやはり区に入っていない方もおりますので、これを利用したとしても7割弱ぐらいにしか届きません。全世帯へ行き渡る方法として考えられるのは、例えばポスティングという方法があると。これはただし、この辺のこういう地域については、そういったのを請け負ってくださる業者がまずないという現状もあります。仮にやったとしてもかなりの費用がかかるというのと、あとは届くまでに1週間近くかかるというようなことがあります。これはどこの市町村でもあると研究はしています。

それで、私どもとしても全ての世帯にお届けする方法というものを模索して、そういったほうがあればと常に考えてはいます。それで一番フォローできる制度として、新聞折り込みというのが一番精度としては高い。これが37市中30市がこういったものを行う。

そのほかをどうフォローするかということになると思うんですが、1つの方法で全ての世帯をフォローするという方法が残念ながらないということになっています。ですから、新聞折り込みが主となってしまいますけれども、そこに郵送やら何やらいろんな方法を合わせて、なるべく100%に近い方法を毎年探っているというようなことが実情といえますか、そういうような形です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 新聞折り込みなんですけれども、新聞を取っていらっしゃる人がまず少ないでしょう。その割合が出ていたじゃないですか。実は私は何紙か取っているのですが、毎月1日、15日は、最低でも2部来るんですよ。1部は新聞を取っていらっしゃらない方に差し上げています。

なので、新聞折り込みの中でもダブルで行っている人とかが、日経新聞とかを取っていらっしゃる方というのはダブルで行っていると思うんです。ですから割合的にはもっと下がるんですよ。そこをカバーすることとして、先ほど区長会、回覧版で回すということなんですかね。取ってもらうということなんですかね、どういうふうにされるのか。

その検討というのを令和4年度にやられたのであれば、それを実施されないということになったのは何かありますか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 先ほど申しあげました全戸配布というのは、区長会を通じて全戸に配布をするんですが、区への加入率というのが新聞折り込みの数よりも少ないわけなんで

す。ですからその方法を取っても、新聞折り込みよりも少ない数しか行かないわけなんです。ですから、区に入っている世帯は行きますけれども、そうじゃない世帯には行かないというようなことになります。7割ぐらいですね。

○委員長（遠藤保明） 議案の途中ですが、3時まで休憩をします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ委員の質疑を行います。

○委員（戸村ひとみ） 広報に関して何でこんなにこだわるかといいますと、こちら決算に関する説明資料の20ページに、事業効果のところ、市民が必要とする情報を様々な媒体で発信することにより市民の市政に対する理解や関心が高められたとあるんですよ。規則には、全世帯に広報を配るとというのが書いてあって、ここの事業効果に、市民の市政に対する理解や関心が高められたと、これ明言してあるんですね。明記してあるんです。

先ほど満足度というところで聞きましたけれども、これ、まさにこのことだと私は思っています。市のほうでは、市側、当局側は、市民の市政に対する理解や関心度が高められたと、思っているんですよ。だから、こういうふうに明言してあるんだと思うんですけども、でも、実際には規則も守らないで、市民の手に、広報すらも全世帯に配布されていないという状況で、市政をどのようにして手元に行っていない人たちが理解できたかという、そこなんです。

ですから、それでちょっと事務事業評価としても、令和4年度にどういうふうなことが総括として考えられたかということを知りたかったわけです。改善に向けての何か手が考えられたかどうか、そこを最後をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 今、委員のおっしゃる広報発行規則、この5条を、今、委員のほうでお話ししていると思います。広報は、発行の都度、市内全世帯及び市長が必要と認める者に新聞折り込みその他の方法により無料で配布すると、これが現実的にはかなっていない

んじゃないかというお話です。

確かに、先ほども申しましたが、全世帯に行き渡るというような状況を努力をしていますが、結果的にはそこまでいっていないような状況です。これを規則に違反するというかどうか、これは、私どもはありとあらゆる方法を使って、ホームページも見ていただければ、配布という話にはならなくても、皆様が広報を目に取れる状況を少しでも多くつくるということには努力をしています。それに目指して、先ほど崎山委員の質問等にもありましたけれども、いろいろな媒体とか、そういったものを使って広報を皆様に見ていただきたいという活動をしているわけです。

それが1人でも多く、そういった方々をつくって、あとはそういった方法を毎年見つけているということが、私どもにとっては市民の利便性の向上を図っていると、そういうような解釈の下で進めています。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 次にいきます。

67 ページです。コンサルティング業務の文書管理費のところのコンサルティング業務を委託している業者名を教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 株式会社ぎょうせいです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ちょっとスピード感を持って、77 ページです。ふるさと応援寄附です。

説明のほうでは、21 ページですね。これに関しては、ほかの委員の方からもいろいろ質疑がございましたが、もっといくんじゃないのかということでのそういう予算取りだったと思うんですけども、意に反してなかなかそこまで伸びなかったってことで、これも事業効果の中で、寄附者に積極的に来訪してもらい、旭市内でのアクティビティー、食を直接体験してもらって返礼品を増やしたということがあるんですけども、やはり返礼品合戦になっては、本当に旭市にとって有利だと私は思えないので、誠実な返礼品の返し方をしていると、有利だと到底思えないので、こういう取り組みが非常に大事なんだと思うんです。体験型とか、そういうので。

実際には、令和4年度で、この内容ですね。アクティビティー、食を直接体験という、この

あたりはどういう事業をやられましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まずアクティビティーにつきましては、返礼品で人気があるのは、旭市は釣りが一番人気になっています。

寄附者の数の推移をお話しします。令和3年は市外の個人の寄附が4,564人でした。これが令和4年は6,605人、約1.5倍になっています。それだけ寄附者が増えているということは、旭市に関心を持ってくれる方が増えたのかなというふうに思っています。

ただ、これ2,000人も増えて金額の増が1,300万円という、またちょっと不思議なところなんですけれども、ここにつきましては令和3年度に1人大口の寄附の方がいらっしゃいました、その方が1,000万円ぐらいありました。それが当然、あったので、令和3年度の実績その分上乗せしてありますけれども、単純に数字を比較しちゃうと1,350万円の伸びなんです、それがあっての伸びだったというふうになっています。ただ、寄附者の数だけ見てみれば1.5倍には伸びているというふうな状況です。

以上です。

すみません、食については、食の体験というよりは、旭の食、食べ物の返礼品が多いということで、返礼品の食べ物で人気なのが旭市だとハマグリが一番人気ですね。食べに来てもらうという部分はちょっとないんですけれども、旭市の豊富な食材が返礼品の中に入っていますよと、旭市の食のPRになっていますよという形です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 本来のふるさと納税という、この本来の目的というのがちょっと逸脱してきたんじゃないかなというような取り組みをしているところが随分数字上げているというのは、新聞のほうにも書かれておりました。

勝浦市なんかも、私はその勝浦市の数字って、カツオとかなのかなとかって思ったんですけども実はサケだったという、お得なサケをいっぱい出しているというのが一番人気だということ、すごくびっくりしました。

ですから、本来のふるさと納税ということに対してのそういう目的に沿って、地道にやっているとところというのが、何かだんだんばかを見るようなことになってきているのかなという。そうしたら、やはり起死回生で何か旭市としても、体験型とか新しい取り組みをどんどんま

た進めていただかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

個人寄附の中のうち市内1件というのは何ですか。あと団体等の寄附のうち市内3件というのは、たしか、これは市民とかだとできないですよ。市に納税している人というのは、できないことだと思うんですけども。

それと、あと、ふるさと納税に関してはいわゆる経費、持ち出しとして5,654万5,000円ですか、これを使って約1億1,900万円のを、寄附を頂いているってことなので、差引きで、6,000万円ぐらいのものです。それが市に残っているって形になると思うんですけども、これ実際に、令和4年度に旭市民でよそのものを、ほかのところにふるさと納税しちゃった人、その金額、件数、金額が分かれば。実は、私の周りにも随分いらっしゃるですよ。だからそれでちょっとショックを受けているんですけども、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、寄附のうち市内があるのはということなんですけれども、できないというよりは、市内の方が寄附しても返礼品はないですよということです。なので、そういったことです。控除される額については、税務課長のほうから。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 令和4年度の寄附額、これは申告があって、旭市のほうの集計した課税状況調べというのがありまして、そこの調べになります。人数は2,222名、寄附額が1億7,482万8,000円になっています。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） たしか、令和3年度に聞いたときは、まだ何かこちらが頂いているほうが多かったような記憶があるんですけども、令和4年度に関しては、1億7,482万8,000円も出ていっちゃったんですねという、何かちょっと衝撃です。この制度自体が何なのかなという、あれですね。頑張りどころというのがあるものなんですかね。頑張っただけをそれこそ本当に逆転できるというようなことがあるんですかね。これ、令和4年度のそれこそ総括の中でこのことに関して何かございましたか。この制度自体、それから旭市の取り組み、どうしたらいいのかなということ。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 今約1億7,400万円、これは寄附額です。それで、市税のほうで影響

するものが 7,925 万円程度。そこに市税の減額分 75%は、交付税算定ということで返ってきます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） トータルの収支、今税務課長のほうから税で控除された分で減った分は、交付税措置 75%来ますよというのがあります。それをトータルで考えれば、やっぱり市のほうは、すみません、本当ざっくりですけども、昨年並みのプラス 4,000 万円くらいはあるのかなというふうになります。

寄附を増やしても、寄附される方が増えれば、やはりそこは難しいという部分があるんですけども、寄附される方を減らすというのはなかなか難しいので、こちらとしては寄附していただける部分を増やしていけるように力を入れていきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 失礼しました。今 7,925 万円って言いましたっけ、本年度の。すみません、それが令和 4 年度でした。決算額のほうでは 6,813 万 9,000 円ということで、令和 4 年と令和 3 年で、すみません。

もう 1 回言います。寄附額が 1 億 7,482 万 8,000 円。市民税の影響額が 7,925 万円です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。そうですね。寄附してくださる方のほうを増やすという、しょうがないですよ。よその物を買おうなんて人が、もらおうなんて人が多いんですから。

次です。77 ページです。生涯活躍のまちです。こちら国庫支出金が令和 4 年度で 1,080 万円が国庫出資金で財源としてあるんですけども、こちらというのは、令和 4 年度だけではなくて、ずっとあるものですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） こちらにつきましては、地方創生推進交付金となります。で、この交付金 3 年もらえるということになっていまして、これは初めの年が令和 3 年度でしたので令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年までは確定です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） こちらに関しましては、先ほど崎山委員のほうからもありましたが、や

やはりモニタリングをしっかりしていただきたいというか、どういうふうな事業、ここの事業効果のところにも書いてありますけれども、事業を進捗させることができたという、この1文ではなくて、きっちりやはりモニタリングのほうをしていただきたいなというのがあります。ですから、これは令和5年度以降に資料等を出していただけたらと思います。

続きまして、シティプロモーションです。前者のほうからいろいろ質疑ございました。その中で、1点聞きたいです。私から、この費用対効果というところから、この金額をこのシティプロモーション推進事業にかけて、経済効果というのは令和4年度でどれぐらいありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 経済効果ということでございました。経済効果につきましては、市内に実際落ちたお金というのは分かるんですけども、それ以外でいろいろな方がこちらに来るとい、その部分の対効果が出ておりませんので、はっきりした数字は出ておりません。

以上です。すみません、市内の金額分は、今ちょっと資料がありませんので、一応お弁当代とか宿泊費などになります。数字については、後ほどでよろしいでしょうか。今ちょっと手持ちにないもので、失礼しました。資料届きました。

単純に市内に落ちた金額として112万円ほどです。これは、中身としてはお弁当代、宿泊費、施設の使用料などです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。112万円が市内に落ちたお金ということで、その番組を見たことで旭市に来た人がどれぐらいいるかも分からないし、その経済効果自体は、全体としては分からないってことですけども、大体の推測はされているのではないかなと思いますが、いいです。

この辺のところも、やっぱりきちんと費用対効果を考えて、次年度——次年度というのは、今、今年度になっているんですけども——これから先の事業展開の参考にしていただきたいと思います。

あと、移住・定住です。85ページです。この事業には財源として基金と一般財源が充てられているんですが、全て基金ではないという、一般財源が充てられているというのは、これはその理由というんでしょうか、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 全て基金じゃないという理由なんですけれども、決算に関する資料のほう、ご覧でしょうか。その他の財源としまして地域振興基金繰入金が入っています。これはもちろん目的が決まっていますので、地域振興に係る部分ということで、これが充たっているのが定住の奨励金のほうになっています。そちらについては基金を充ててありますけれども、それ以外の部分については、基金が充たっていないような状況になっています。あくまでも、基金の用途に合っている部分に対して基金を繰り入れているという形です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 基金が地域振興基金繰入金と、ふるさと応援基金の繰入金になっているんですけれども、それでもカバーできないものというのが362万2,000円あるということなんです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁をお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、ちょっと言い方がおかしい、地域振興基金は目的があるんで、それでいけます。ふるさと応援基金は、取りあえず用途、どこに使ってほしいという希望者があって、場合によっては全額充てられたのかもしれませんが、この事業だけではなくて、いろいろな事業に充てているというのがありますので、たまたまここはこれの割合になったと、単純に、ふるさと応援基金で全額というかほぼほぼ賄っているような事業もあるかと思います。単純に、ここはふるさと応援基金、用途を示してある中で、この事業にはこれだけ使ったという形です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。事業効果のところなんですけれども、地域おこし協力隊、確かに物すごく頑張っていると思います。令和4年度で、ここの事業効果の中にある、移住者の確保に大きく貢献したというところ、ここまた数字をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、これは直接という、確保につながっているんですけれども、件数としては、移住が本当に確定したというのは1件であったりするんですけれど

も、ただ、今まで市だけで相談を行っていた部分をこちらで大分サポートしていただけるようになったので、相談を受ける体制として大分よくなっていると思います。

それと、移住者に対してのPRは、サポートセンターを協力隊の方がやってくれていますので、そこは大分、外に対しての発信についても、今までよりは大分手厚くなってきているということがあります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。私も大変評価しております。

では、この文章というのは、つまり移住者の確保に大きく貢献したのは、将来にわたっての確保ということと取っていいですね。令和4年度では1件ということで、分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） なければ、2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時26分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

高齢者福祉課長、お願いします。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） それでは、着座で失礼いたします。

議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、高齢者福祉課に関連する主な事業について、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の26ページをお願いいたします。家族介護用品給付事業です。

決算書は135、137ページとなります。

この事業は、介護している家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減をし、在宅生活の継続、向上を図るため、認知症高齢者及び日常生活において介護を要する方に、紙おむつ等を給付したものであります。決算額は414万2,000円、特定財源のその他は同額の414万2,000円で、一般財源はございません。

事業概要ですが、給付対象者は65歳以上の市民税非課税かつ寝たきり状態、または認知症のため常時失禁状態にある高齢者で、要介護3から5に相当する方となります。

給付者数は184人、給付方法は、年3回直接自宅に配達しております。事業内容は、全額紙おむつ給付費で414万2,099円となっております。

その他特定財源の内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金414万2,000円となります。

事業効果につきましては、寝たきり状態または認知症のため常時失禁状態にある高齢者に紙おむつを給付することによって、介護をしている家族の負担を軽減するとともに、在宅生活の継続に資することができたと考えております。

続きまして、説明資料の27ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業です。

決算書は137ページとなります。

この事業は、自身で交通手段を確保できない高齢者が新型コロナウイルスワクチン接種会場までタクシーを利用する場合に、タクシー料金の全部または一部を助成したものであります。決算額は71万7,000円で、全額一般財源となります。

事業概要ですが、助成対象者は旭市に住所を有する65歳以上の独り暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯で、自身で交通手段が確保できない方となります。助成世帯数は延べ件数で328世帯、助成方法は、片道1,000円を上限とするタクシー利用助成券を会場までの往復分配布しております。

事業内容ですが、主なものは、扶助費の新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成68万6,400円で、これに消耗品費、印刷費、郵送料を合わせ合計で71万7,112円となりました。

事業効果ですが、新型コロナウイルスワクチン接種会場までのタクシー料金を助成することにより、高齢者への経済的支援と、新型コロナウイルスワクチン接種事業の円滑化を図ることができたと考えております。

以上で、議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）** 議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定につきまして、社会福祉課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の25ページをお願いいたします。自立支援給付事業となります。

決算書は127ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や訓練等の支援を受ける訓練等給付、それから、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っております。

決算額は13億124万3,000円で、前年度と比較いたしますと2.2%の増、財源内訳としては、特定財源、国県支出金が9億8,630万8,000円。残りは一般財源で、3億1,493万5,000円となっております。

各給付の利用人数、それから事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者、それから、障害児の方の日常生活を支援することで、その生活の安定と、福祉の増進を図ることができたものと考えております。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○**委員長（遠藤保明）** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長（多田英子）** それでは、議案第1号、令和4年度一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主要事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の28ページをお願いいたします。

決算書では141ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳から高校3年生までの医療費を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。県の補助金の対象は、入院は中学生まで、通院、調剤については、小学校3年生までとなっております。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ7万9,178件、2億64万9,553円を助成いたしました。内訳につきましては、事業内容のとおりでございます。

決算額は2億864万8,000円で、財源内訳は、県支出金が5,947万9,000円で、その他の財源39万円は国保会計負担分の高額療養費収入38万7,275円と、過誤の返還金2,240円となります。

事業効果といたしましては、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援体制の充実を図ることができたと考えております。

次に、説明資料 29 ページをお願いいたします。

決算書はそのまま 141 ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の人口減少対策の一環といたしまして、1年以上前から、旭市内に住民登録をし、かつ居住している方が第2子以降を出産した際に支給するもので、182名の方に対して2,540万円を支給いたしました。決算額は2,540万円で、財源は全額が一般財源でございます。

事業効果といたしましては、祝金を支給することで、次世代を担う子どもたちの健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料 30 ページをお願いいたします。

決算書は、そのまま 141 ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、市独自事業で、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付するもので、対象乳幼児数は763人分を交付いたしました。

また、取扱い店からの請求により、利用枚数は1,000円券が1万8,044枚で、1,804万4,000円、500円券が1万8,304枚で915万2,000円、合計が下段の事業内容の扶助費に記載があります2,719万6,000円でございます。決算額は2,720万4,000円で、財源は全額一般財源でございます。

事業効果といたしましては、子育て家庭の経済的負担を軽減することで、乳幼児の健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料 31 ページをお願いいたします。

決算書は145ページ、147ページになります。

医療的ケア児保育支援事業は、日常生活を営むために医療的なケアが必要な児童が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう保育所等の体制を整備し、児童の健やかな成長を図るものです。

事業内容といたしましては、令和4年度の事業実施施設は3施設で、受入れ児童は4名でございました。上段の人員費は公立保育所分で、医療的ケア児の受入れ体制を整備するための看護師1名を配置したことによるものでございます。下段の負担金補助及び交付金は、私立の2施設における看護師等の配置に対する補助金でございます。決算額は1,027万4,000円で、

財源は国県支出金が 855 万 8,000 円で、国が 3分の2、県が 6分の1、市が 6分の1でございます。

事業効果といたしましては、医療的ケア児を受け入れる体制を整備したことで、児童の健やかな成長に資するとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することができたと考えております。

次に、少し飛びまして、33 ページをお願いいたします。

決算書は 161 ページになります。

保育所統合整備事業は、施設の老朽化による維持管理の増加や少子化による利用児童数の減少等、保育所に関する課題に対応するため、旭市立保育所再編計画に基づき、保育所の再編を進めるものでございます。

事業内容といたしましては、中央第二保育所とゆたか保育所を統合し、青年の家跡地に新たに整備する保育所の設計、測量業務を実施したものでございます。この事業の全体の契約額は 550 万円で、年度をまたいでの事業となるため、令和 4 年度と令和 5 年度で債務負担行為を組んでおります。決算額は 133 万 7,000 円で、財源は地方債 110 万円でございます。

事業効果としましては、老朽化の進んだ保育所を統合・整備することにより、児童福祉の向上を図り、人件費や維持管理費等の経費の削減につながるものと考えております。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 32 ページをお願いいたします。

決算書では 147 ページとなります。

放課後児童クラブ運営事業です。本事業は小学校下校後、家庭において適切な保護を受けられない児童に遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものです。本事業の決算額は 1 億 4,882 万 1,000 円で、特定財源欄の国県支出金は国県からの交付金で、子ども・子育て支援交付金、補助率は国県それぞれ 3分の1 でございます。その他欄は放課後児童クラブの受託料でございます。

事業概要といたしましては、全小学校 15 校、22 の放課後児童クラブに支援員 80 名を配置し、運営を行ったもので、利用児童数は延べ 8,580 人でございました。事業の内訳としましては、事業内容欄に記載のとおりで、主なものとしては支援員等の報酬、社会保険料等でございます。

事業効果といたしましては、放課後児童クラブの開設により、子育て支援と児童の健全な育成及び事故防止を図られ、高学年を対象とした児童の受入れや、保護者からの声で開始した延長保育サービスを継続して実施することで、子育て支援の充実が図られたものと考えております。

以上で議案第1号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点かよろしく申し上げます。説明資料の25ページの扶助費の内高額障害福祉サービス費の高額の基準の目安を教えてください。

あと、次28ページの事業内容の手数料です。審査支払手数料となっているんですけども、その内容について教えてください。

あと、説明資料の29ページ、受給の資格として1年以上前からあるんですけども、出産後は、例えば何か月以上とか何年以内旭市に住むという縛りはないのか、また今後、出産後は特に気にしない予定なのか、教えてください。

あと、決算書のほうなんですけれども、131ページ、備考欄5になります。老人クラブ補助金について1団体当たり定額なのか、その老人クラブに何人所属しているってことで、頭数割りで補助金が決まるのか、教えてください。

あと、135ページの備考欄3になります。緊急通報装置なんですけれども、何世帯に貸出しをしていて、あと、1か月当たり使用料の上限が多分3,000円ぐらいだったと思うんですけども、今後無償化される予定などはないか、教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ただいまの常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから決算説明資料の25ページ、民生費の高額の障害福祉のサービス費について基準はというところよろしいでしょうか。

では、そちらのほうお答えさせていただきます。高額障害福祉給付費につきましては、制度が異なる障害者総合支援法、それから児童福祉法、介護保険法のサービスを併用された場合に、それぞれの自己負担の金額の合算が一定の基準額を上回る場合に超えた額を申請によ

り、給付しているものです。

基準でございますが、18歳以上で障害のある方と、その配偶者が住民税非課税世帯の場合にはゼロ円、住民税課税世帯のうち所得割が16万円未満は9,300円、所得割が16万円以上の場合につきましては3万7,200円でございます。

それとまた、18歳未満につきましては、保護者が属する世帯が住民税非課税世帯の場合はゼロ円、それから住民税課税世帯のうち、所得割が28万円未満につきましては4,600円または9,300円というのもございます。所得割が28万円以上の場合につきましては3万7,200円ということになってございます。

こちらは以上になります。

それで決算書の131ページのほうなんですけれども、老人クラブの活動の促進事業について、老人クラブ補助金の積算方法ということでお答えしたいと思います。

ちょっと細かいんですけれども、総務費の131ページをご覧いただきまして、総務費の備考の5、老人クラブ活動促進事業370万5,640円は、18節負担金補助及び交付金で、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金17万3,000円と、次ページにございますこちら老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金353万2,640円、こちらの合算の金額です。

まず、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金17万3,000円につきましては、こちら新規の設立クラブや、それから会員増加のクラブへ助成を行っているものです。内訳につきましては、新規加入促進事業としまして、新規会員1人当たり2,000円、その補助金を各単位クラブに助成しておりまして、こちらが一応49人分となりまして、9,800円となります。新スポーツ啓発事業分というのもございまして、スカットボールやグラウンドゴルフの支部大会に対しまして、1回開催当たりで2万5,000円を助成しております。こちらが3回ございまして、7万5,000円ということになっておりまして、計としましては、9万8,000円と7万5,000円の合計で17万3,000円ということになります。

また、次ページの一番上でございますが、こちら老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金353万2,640円は、老人クラブの活動の活性化を図るため、単位老人クラブと老人クラブ連合会に対して助成を行っております。

内訳としましては、まず、単位老人クラブに対する補助金は265万4,150円でございます。その積算基準としましては、1クラブ当たり4万6,000円、これが53クラブございます。それと会員1人当たり150円、人数は1,441人おりまして、そちらの補助となっております。

次に、旭市老人クラブ連合会に対する補助金が87万8,490円でございます。積算の根拠と

しましては1 連合会当たり 24 万円と、それから人数割が会員1 人当たり 90 円、こちらが1,441 人、あとクラブ割というのがございまして、こちらが1 クラブ当たり 800 円ということで、12 か月分で53 クラブが該当ということになっております。

積算基礎については以上となります。

○委員長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 説明資料の 28 ページ、審査支払手数料の内容についてはということで、ご回答いたします。審査支払手数料 476 万 4,448 円なんですが、こちらは診療報酬に係る審査支払手数料でございまして、相手方は、社会保険診療報酬支払基金と千葉県国民健康保険団体連合会となっております。

この手数料につきましては、子ども医療費助成事業が県の事業でございまして、県との契約をそれぞれしております。また、単価契約を結んでございまして、これに基づきまして、市は審査件数に応じて手数料を払っているものでございます。

続きまして説明資料の 29 ページの出産祝金支給事業の関係で、1 年以上前から継続してという縛りがあることに対して、出産後の縛りはというご質問だったかと思えます。出産後の縛りについては、現在ございません。出産の祝金として支給するというので考えてございまして、早い時期の支給を想定しております。

ただ、転入の関係がございまして、転入されてきて出産祝金を受け取って、すぐにまた転出というようなことを防ぐという意味もございまして、そこだけはちょっと縛りを入れさせていただいております。例えば、転入してきてすぐ頂けるという、そういう問合せもありますが、転入後1 年間過ぎてから祝金を支給、そこだけはちょっと早く支給したいという考えではいるんですけれども、そこだけは1 年後ということになってしまいます。今後もちょうとその方向でと考えているところです。

○委員長（遠藤保明） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 決算書 135 ページの中ほどになります。備考欄 3 の緊急通報体制等整備事業についてお答えします。

まず、この事業の内容をご説明いたします。この事業の内容ですが、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、日常生活における緊急事態に備えて、24 時間体制で対応できる火災報知機や人感センサーと連動した緊急通報装置を貸与するものであります。ご質問の何世帯かということで、貸出ししている世帯は273 世帯となります。

1 か月当たりの費用を無償化できないかというご質問なんですけれども、一応前年度の所得

税の年額で、利用者負担を決めております。その結果、273世帯のうち259名の方が生計中心者が前年度の所得税非課税という世帯に当たりますので、259名、95%の方が本人負担なしとなっております。あと残りの5名の方が一部自己負担、9名の方が全額自己負担という形となっておりますので、9割以上の方が本人負担なしということで、現状では、今のところ無償化のほうはちょっと予定は、申し訳ございません、しておりません。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点か再質疑させてください。緊急通報装置、多分すごい素晴らしいシステムなんですけれども、広報あさひでも載っていたと思うんですけれども、もうちょっと周知して、今後、やってあげるほうが高齢者の方にいいかなと思います。

あと、出産祝金なんですけれども、この間知り合いの人に、早く娘の住民票を移さなきゃなって話聞いて、要は里帰り出産で1年以上前に住民票を移しておけば、その方第3子だったんですけれども、産み終わって1週間もいればいいんだべという話だった。人口増にはちょっと、そういうパターンもあるのかなと、将来的に東京から帰ってきてくれればそれはそれでいいかなとは思ってますけれども、それでちょっと縛りが無いんですかという質問をさせていただきました。結構です。

○委員長（遠藤保明） 議案の途中ですが、4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時 5分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは民生費、質問します。111ページの備考欄3番の旭市の民生委員の定数と、現在在籍している人数、これをお尋ねします。

それから115ページ、備考欄9の生活困窮者自立支援金給付事業の19番扶助費、生活困窮者自立支援金466万円の内容について教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから決算書の 111 ページ、旭市の民生委員の定数と人数ということで、お答えします。

本市の民生委員の定数につきましては 142 名で、そのうち主任児童委員の方が 18 名おります。また現在委嘱しておりますのは 141 名ということで、うち主任児童委員は 18 名ということで定数おりますが、状況でございまして、1 名ちょっと欠員ということになっております。

よく充足率という話があるんですけども、1 名でするので充足率については 99.3%、県の充足率平均は 92.1%とありますので、充足率は高いほうだと思います。

それから、すみません、あと決算書 117 ページのほうで……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（向後利胤） 115 ページで。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） すみません。委託料をこっちで先に、生活困窮者自立支援事業の自立支援業務委託料を先に教えてください。その次、117 ページの支援金給付事業で。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁をお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 失礼しました。それでは決算書 115 ページ、生活困窮者自立支援事業の委託料 2,524 万 9,400 円の事業内容についてお答えしたいと思います。

本事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく事業で、平成 27 年度より旭市社会福祉協議会に事業を委託して実施しております。生活に困窮している方が生活保護に陥らないよう、その前段で自立できるよう相談支援員が相談に応じ、三つの事業を委託し支援とつなげております。

まず 3 点ございまして、一つには自立相談の支援事業ということで、こちら令和 4 年の実績で 404 件ございまして、事業費は 1,191 万 7,717 円ということです。

それともう一つございまして、就労準備支援事業ということがございます。こちらにつきましては令和 4 年の実績で 52 件ございまして、事業費につきましては 221 万 5,787 円でございます。

それからもう一つ、最後ですけれども、家計改善支援事業という事業がございまして、令和 4 年の実績でこちらは 11 件ございまして、こちらについて事業費のほうは 1,111 万 5,896 円ということで、合算しまして 2,524 万 9,400 円という内容でございます。

続きまして、決算書の 179 ページ、こちらの生活困窮者自立支援給付、失礼しました。

(発言する人あり)

○**社会福祉課長（向後利胤）** 大変失礼しました。決算書 117 ページでございます。こちら備考欄 9 の生活困窮者自立支援金給付事業でございます、こちら 19 節扶助費です。生活困窮者自立支援金として 466 万円の内容についてということでお答えしたいと思います。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会で実施している緊急小口資金及び総合支援資金を借り終えた等の要件を満たす生活困窮世帯に対しまして自立支援金を支給し、生活再建を支援するもので、事業につきましては令和 4 年度限りで終了をしてはございます。

参考までなんですけれども、支給額につきましては月額単身世帯で 6 万円、それから 2 人世帯で 8 万円、3 人以上世帯で 10 万円ということで、原則支給期間は 3 か月ということになってございます。

以上です。

○**委員長（遠藤保明）** 宮澤委員。

○**委員（宮澤芳雄）** まず、再質問幾つかします。民生委員、何でこういう質問したかという、福祉課の職員もいるし、あるいは包括支援センターもあつたりするんですけれども、この地域の個々の情報というのは、地域の人から逆に福祉課にはちょっと足が遠い、あるいは包括支援センターってどこにあるの。民生委員だと、誰々民生委員だよねという、すぐ見えるんで、この人、結構地域に対して貢献度高いんで、都会では今、大分この数が割っちゃっているって話なんで、今聞いて、1 名欠だということで、安心しました。

これ、しっかりと——しっかりとって、福祉課で頑張ることじゃないでしょうけれども——そういう人を探してもらって、定数近く守っていただきたいと、そういうことで質問しました。

次の困窮者自立支援事業、これ生活保護になってお金もらうというのも、これも当然、これは国民の権利ですから、だけれども、やはり旭市で取り組んだとき早かったの。すごくいい事業だと、やっぱり人間というのは自分で働いて、取ったお給料で生活をするというのにやっぱり喜びがあると思うんです。そういう意味ではすばらしい事業なんで、継続して頑張ってもらいたいという意味で質問しました。

○**委員長（遠藤保明）** 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）** たくさんお褒めの言葉頂戴して恐縮しております。今後も頑張っ

てまいりたいと思いますので、民生委員のほうも1人ちょっと欠員ということもございますが、なるべく早い段階でちょっと地元のほうにもお声かけして、100%になるように努力してまいりたいと思っています。

生活困窮者の自立支援事業につきましても、社会福祉協議会だけに任せるんでなくて、私どものほうも一緒になって自立支援の計画を立てたり、支援一緒にやっておりますので、その辺も漏れのないようにやってまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） まだやっていなかったつけ、いいんですか。すみません。何かヒットエンドランじゃなくて、送りバントというサインが出たので、私、若干質疑させていただきます。

141 ページです。出産祝金です。これ第1子に出産祝金を出さないのかという、以前このことはほかの方も恐らく質疑されたことがあると思うんですけども、ほかの事業の出産・子育て応援給付ですか、こちらのほうで出ているということで、1子のほうはやらないということだったんですが、他の自治体で、やっぱり第1子から出している、ほかの事業のところでもお金が出ているというような例も多々ございます。

そんな中で、令和4年度は第1子に対してどうするかというような議論というのがありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 第1子についても、内部では検討はいたしました。ただ、第1子につきましていろいろな意見もございまして、これを始めたことによって、一度始めた事業で途中でやめるということもできませんし、かなり慎重に考えていたところがあります。私どもの課で給付金を相当数やっております、その中で、先ほど常世田委員からのご質問があったようにもらうために転入、もらったら転出するというような、そういうはっきりした意思を持ってお問合せいただくことも結構ございまして、そんな中で、ちょっと、第2子、第3子は、子どもさんをたくさん産んでいただいて、人口を増やしていただけたらという思いもあるんですが、第1子のところは、ちょっとやはりいろいろな意見がありまして、もらってすぐにいなくなっちゃうというものもどうなんだろうと、それにある程度の縛りをまたつ

ければいいのかもしれないんですけども、ちょっとそのところが協議が整わないところ
です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） そうなんでしょうけれども、それでは第1子に出したらどれぐらいの予
算がかかるのかというのを、令和4年度でもし検討されていたら、お願いします。

それと、出産祝金支給事業、これの人数の推移、この事業で祝金を頂いた人の人数の推移と、
金額の推移をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 出産祝金、第1子に幾らかかるのかなんですが、ちょっと今資
料を持っておりません。少し後ほどの回答でもよろしいでしょうか。

それと、人数の推移なんですけれども、平成30年215人、支出額は2,930万円。令和元年
が220人、支出額は3,070万円。令和2年度は194人、2,550万円。令和3年度は202人、
2,700万円。令和4年度は182人で2,540万円です。平成30年と令和4年を比較いたしますと、
約33人の減となっております。金額にして390万円減となっている状況でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 考え方なんですけれども、第1子を産んで、頂いてすぐいなくなっちゃ
うというそれを心配するのか。第1子というのは、やっぱりお金がかかるんですよ。第2
子、第3子よりも、初めての出産というのはお金がかかります。そのところで10万円を、
この事業で10万円出して、また後ろのほうでも聞きますけれども、ほかの事業でも5万円、
5万円で10万円に倍、第1子を産むことで、その分のお金が頂けるかという、そのところ
のてんびんにかけるんだと思うんですけども、私は、第1子にも出したほうがいいのかという
ふうに思っているんです。ほかの自治体等で恐らく成功事例としてなっているはずなので、
そのところのご検討をまたお願いいたします。

先ほど課長のほうから、減っている人数と金額の差、これの比較を言われたんですけども、
その分をかけてでも、やはり第1子のほうにやるべきじゃないかなというふうに私は思いま
す。ご検討のほうお願いいたします。

続きまして、おむつです。141ページ、乳幼児の紙おむつです。これ発行枚数、いわゆる利
用率が知りたいんですけども、発行枚数をお願いいたします。これも年度比較のほうをお

願いたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 乳幼児紙おむつ給付事業についてご回答いたします。平成 30 年、交付枚数は——利用枚数のほうがよろしいでしょうか。利用枚数 3 万 4,802 枚、支給額は 3,205 万 3,000 円。令和元年、利用枚数 3 万 9,371 枚、支給額は 2,974 万 4,000 円。令和 2 年、利用枚数 3 万 7,686 枚、支給額は 2,831 万 500 円。令和 3 年、3 万 7,868 枚、2,857 万 2,500 円。令和 4 年、3 万 6,348 枚、2,719 万 6,000 円でございます。年々、利用枚数が減っている状況でございます。令和元年では 7.2%の減、令和 2 年では 2.6%、令和 3 年では 0.6%、令和 4 年におきましては 4.8%の減でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 発行枚数と利用枚数が必ずしも一致していませんよね。どれぐらいの割合で利用されているか。何が聞きたいかという、利用されなかった紙というのは、ただの紙になるのか。

布おむつとかを使っている人はいないと思うんですけども、いた場合に、そういう発行枚数、必ずしも全部が利用されていない場合に、それを利用されるほうに持っていくのか、あるいは紙おむつ分をほかに充てられるように、例えばお金になるとか、換金されるとか、そういうことをちょっと聞きたいんです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 利用枚数、支給額をただいまご説明したんですけども、満 2 歳までの子どもさんに支給しているんですが、必ず年度、年度でご利用になるということではなく、年度をまたいでのご利用があります。その関係で、今ご説明しました支給額というのは、各取扱い店から請求書が来まして、それによって市のほうでお支払いした額ということになります。

ですから、交付した枚数と利用した枚数、交付は、例えば令和 4 年度に交付したとしましても、ご利用になる方が令和 5 年度にご利用になるということもありますので、その比較はちょっと難しいところです。使わなかったらただの紙になってしまうのかということですが、確かにそういうことになるとは思います。満 2 歳を過ぎますと、取扱い店ではそれを受け付けられないということにもなりますので、それは使えなくなります。

ただ、この紙おむつを使っている方に、全員ではない数人ですけれども、状況をちょっと伺った感じでは、月3,000円の紙おむつ、今紙おむつのほうもちょっと値上がりが見られる状況でありまして、結構使ってしまうと、使い切ってしまうねというようなお話も伺っているところです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ということは、使い切ってしまうということは、もう少し出してもいいってことになるのかなど。いや、あくまでも子育てにお金がかかるというところでの、それをサポートする事業だと思いますので、そうなると、もうちょっと減った分ぐらいの分を還元しても、この事業自体の上乗せみたいにしてもいいのかなというふうに思いまして聞きました。

で、発行して、それは皆さんにいわゆる郵送かなんかで配られるんですか。それとも、くださって言っていらっしゃった方に渡すんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 方法といたしましては、出生の際に届出にいらっしゃったときにお渡ししている状況です。出生のときに差し上げまして、また今度1歳になりました、また1年分というときは、こちらから全部通知を差し上げております。

それと、先ほどご質問がありました、支給するとしたら幾らかかるのかの回答なんですけど、検討段階のお話なんですけれども、うちのほうとして5万円で試算をいたしました。ざっくり200件ということで、年間の出生見込みを出しまして、およそ1,000万円という試算をしております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。今少子化に歯止めがかからないって中で、近隣も物すごく子育て支援に対して大胆な予算というのを付け始めている中で、利用者の方がこれじゃ足りないみたいなものがあるのであれば、ちょっと再考をお願いしたいなというところで、聞いてみました。やっぱり旭市の子どもを増やしたいという、それがございますので。

続きまして、147 ページです。放課後児童クラブです。いいですか、ページごとにいっちゃって。委員長、いいんですか。

○委員長（遠藤保明） どうぞ。

○委員（戸村ひとみ） どうもありがとうございます。放課後児童クラブの、要するにみんなが

入れているかというのと、それから支援員さん、こちらの人数と、どういう方が支援員さんになっていらっしゃるかというのを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後児童クラブ、みんなが入れているかということですが、希望者、基本的には定員が 770 人ありまして、770 人に達した場合には、高学年の児童からそのご家庭の事情を酌んで、お断りする場合もございます。ただ、ほとんどが今のところ入れているという状況でございます。令和 4 年度は定員 770 人に対しまして 756 人入りましたので、その時点では全員が入ったと、希望者が入ったということでございます。

それと支援員ですが、人数 80 人でございまして、これは支援員の認定資格講習、研修を受講していただくんですが、支援員の場合は、受験資格として教員免許を有しているとか、あるいは保育士の資格があるとか、そういう資格がない方については、児童クラブで補助員として 2,000 時間勤務実績がある、そういう方については——2,000 時間ですね。大体 2 年ぐらいなんですが——ですので支援員、そういった教員とか保育士の資格がない方で、補助員として入っていただいて 2 年たつと大体 2,000 時間勤務して、資格、認定研修を受けて支援員になっていただくと、ですので今は支援員と補助員がいる状況であります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ここにも書いてありますので支援員さんの人数は分かりました。補助員さんというのは、いわゆるこういう共済費、社会保険等には対象にならない人ということで、ただ 2,000 時間は働かないと支援員にはなれないってことなんですね。そうしたら、その補助員の人数もお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 先ほどの 80 名のうち、支援員が 74 名で補助員が 6 名、合計で 80 名ということでございます。

基本的には、報酬の金額に差がありまして、支援員のほうは時給 1,120 円から、補助員のほうが 984 円からということで報酬の差はあるんですが、社会保険とか雇用保険の加入については、勤務時間、週 20 時間以上だと社会保険入るとか、そういったほかの会計年度任用職員と同じ条件でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） この人数というのは、実質足りているということによろしいのでしょうか。あとは、恐らく令和4年度はこの時給でよかったのかも分かりませんが、時給等は上がりますですよね。当然のことながら、最低賃金が1,000円とかになりましたから、時給が上がると思うんですけれども、その場合の、恐らくもっと支援員の待遇というんですかね、それが改善されると思うんですが、そのあたりで、令和4年度の中で何か話し合われたりとか、検討とかありましたか。

要するに、こういう言い方したら申し訳ないんですけれども、質のいい支援員さんを採用するような、何か方策みたいなものがありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 人数については足りているかということですが、支援員の一応定数としては77人のところを、今80人来ていただいています。これが夏休み期間中とか、時間が長くなるとちょっとローテーションが足りなくなったりする場合には、シルバー人材センターのほうへ派遣をお願いしてございます。

あとは質の向上なんですけど、放課後児童クラブにおいて資質の向上というのは重要な課題と考えておまして、県のほうで認定研修のほかに、資質向上研修というのを開催していただいでいて、それに出張して研修を受けていただいている方もいます。

あと、市独自に去年1度、講師を招いて研修を行いました。それは、発達障害の子どもさんについて講習会を開いて、研修を行ったことがございます。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 放課後児童クラブといえども、やはり旭市の子どもたちの教育に携わってくださる方なので、本当に質の向上というか、そういうところを目指していただければ、親御さんたちも安心して仕事ができますし、そういった意味では、ここ物すごく大事な事業だと思いますので、お願いいたします。

続きまして、185 ページです。また戻りました。出産・子育て応援給付金給付事業です。これが妊娠届出時に面接を受けた人に5万円で……

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 3款民生費、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 117 ページの飯岡福祉センター運営事業 1,679 万 6,000 円についてちょっとお伺いします。

113 ページにあさひ健康福祉センター運営事業が載っているんですけども、どちらも入浴施設があるということで、施設の中の多少の違いがあるとは思いますが、同様な施設に対してあさひ健康福祉センターの運営費というのが約 2,800 万円、飯岡福祉センターのほうの運営費で言うと 1,679 万 6,000 円なので、1,000 万円以上違いがあることについてなんです。飯岡福祉センターを運営しているのが社会福祉協議会だと思うんですけども、その指定管理料というのが果たして適切なのか。1,000 万円以上差額が出るとしたら、これは主にどこのあたりに出てくるのかというのをちょっと教えてほしいです。

過去のをちょっと見る限り、飯岡福祉センターの指定管理料というのは、何か毎年変わるので変動があるようなんですけれども、指定管理料の決定の仕方については、定額ではなくて、毎年決算報告を基に指定管理料というのは決まってくるのかというのを、ちょっと一緒に教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 決算書 113 ページのあさひ健康福祉センター運営事業と、それと、飯岡福祉センター運営事業のほうで 1,000 万円以上の違いがあるというところで、飯岡福祉センターのほうにつきましては、社会福祉協議会指定管理ということでそちらが適正かということでお答えしたいと思います。

ちょっと長くなるんですけども、どちらにつきましても委員おっしゃるとおり入浴施設がある施設でございまして、事業費に 1,000 万円以上の違いがある理由につきましてはですが、比較いたしますと、具体的には飯岡福祉センターが 1,204 万円ほど事業費が低くなっております。

この差額の主な理由でございまして、まず初めに歳出について申し上げますと、あさひ健康福祉センターでは、ちょっと決算書が 115 ページでございまして、115 ページの上の 12 節、委託料の上から 3 番目に高齢者筋力向上トレーニング事業委託料というものがございまして、そちらが 448 万 8,000 円という事業がございまして、

こちらにつきましては、高齢者の方の加齢による転倒や運動機能の低下などを防ぐために、トレーニング機器等を使用して専門のトレーナーによる指導が受けられるようにというところ

ろで、あさひ健康福祉センターの2階のほうでやっている独自のものがございます。また、その少し下で、17節でございますけれども、17節の備品購入費の機械器具費でございますが、254万9,806円がありますが、こちらにつきましてもたいたい申し上げました高齢者筋力向上トレーニング事業で使用するトレーニング機器の更新に伴う購入の費用となっております。歳出では、これらの合計703万7,806円が飯岡福祉センターとの差額の一番大きな要因となっております。

また、ちょっと今度は歳入について申し上げますと、あさひ健康福祉センターにつきましては、こちら市が直接施設管理を行っておりますので、施設の使用料が歳入として入ってまいります。

ちょっと飛びますけれども、決算書の24ページをご覧くださいと思います。

24ページ、13款2目1節の社会福祉使用料の右側、こちら備考欄1、あさひ健康福祉センター使用料でございます。これが341万9,600円で、あさひ健康福祉センターの入浴施設等の使用料でして、こちらが歳入として市に入ってきています。対して、飯岡福祉センターにつきましては、市への直接の歳入はございません。これは飯岡福祉センターの入浴施設の収入は指定管理を受けている社会福祉協議会のほうに入りまして、指定管理料は必要な経費からその収入を差し引いた額となっているためでございます。この歳入の違いにつきましても、差額の要因の1つと考えております。

このように、同じ入浴施設のある施設ではございますが、実施の事業や施設管理の違いなどがありまして、事業費についても差が生じているという状況で、ご理解いただければと思います。

続きましてよろしいでしょうか。同じく飯岡福祉センターの運営事業で、指定管理者からの決算報告などを基に毎年度指定管理料を決定しているのかというご質問でございます。で、そういった認識でということでお答えします。

指定管理料の決定方法についてお答えします。飯岡福祉センターの指定管理料につきましては、旭市社会福祉協議会と毎年締結している年度協定に基づいて定めるものとしております。指定管理料の額につきましては、委員おっしゃるとおり、前年度の決算等を踏まえて翌年度の経費と収入の見込みに基づいて決定しております。その際、光熱費の変動や人件費の増なども見込んでおりますし、施設の大きな修繕については市が負担するという約束になっておりますので、初めのご質問にございました社会福祉協議会への指定管理料につきましても適正なものと、委員おっしゃるとおり、そういう適正なものと考えておりまして、その認識で

よろしいと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） すみません、一つ一つの質問して申し訳ありませんでした。

続いて 141 ページの乳幼児紙おむつ給付事業 2,720 万 3,649 円についてなんですけれども、こちらのおむつ券給付、大変助かっているという声は多くいただいているんですけれども、やはり 1 枚 1 枚に名前ですとか誕生日、あと振られた番号というのを手書きで書かなきゃいけないという作業がありまして、それについて本当に必要なのか、必要だとしたらどんな理由が挙げられるのかというのを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。まずは、紙おむつの購入券なんですけれども、こちら金券であるということ、あと、そのために不正利用防止の観点から、お名前ですとか生年月日、あと通し番号を記入してもらっておりました。

ただ、今回見直しを行いまして、通し番号をあらかじめ印字をいたしまして、氏名は表紙のみにいたします。生年月日のほうは、2 歳になる誕生月末日までが有効期限になっておりますので、使用する際に各取扱い店舗で確認するためにも、券面に生年月日のみの記入は今後もお願ひしたいと考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 削減されて、大分よいと思います。ありがとうございます。誕生日なんですけれども、たしか誕生日の月末までが利用できるということで、名前が表紙だけになるということだったのでいいと思うんですけれども、ちょっと名前ともしセットで書くのであれば、誕生月まででよかったのかなと思いましたが、もし可能であれば、誕生月まででいいんじゃないかなというのはちょっと思っているところです。

再質疑になるんですけれども、回収したおむつ券が不正なく使用されたことを確認する事務というのは、実際行っているんですか。今、ちょっと名前の記入がなくなるってことなんですけれども、これまで名前に対して番号が合っていて、期限内にちゃんと使っているかというのは、回収した券について確認の事務作業は、子育て支援課のほうでやっていたのかというのをちょっと教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 実際には、そこまでの確認が全てできているわけではありません。ただ、そこまで記入するというので、不正の防止につながると考えております。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。じゃ、今後は名前の記入が表紙まで、1枚1枚には書かなくていいってことで。分かりました、ありがとうございます。

ちょうど今、社会福祉課長と子育て支援課長がちょっと横並びにいらっしゃるので、障害児のおむつのことにもちょっとついでお聞きしたいんですけども、障害児の場合ですと、社会福祉課のほうの制度を使ったほうが有利になる場合が多いと思うんですけども、そういった場合に、その2つの課の連携というのは確実に取れるような窓口の連絡体制とかはできているのかというのもちょっと再確認をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 障害児のお子さんに対しましても、社会福祉課のほうで日常生活用具の給付ということで、紙おむつも入ってございます。で、それにつきましては、年齢の制限は、こちらの日常生活用具ございませんので、そういった兼ね合いがご心配ということですが、障害児の方につきましては、こちらの日常生活用具のほうで給付したほうが有利な場合がございますので、そのときにはちょっと子育て支援課のほうと協議いたしておりました、子育て支援課のほうの紙おむつの給付のほうをちょっと辞退ということでしていただいて、その中で、こちらの社会福祉課のほうでやっておる日常生活用具のほうで給付できるように、2課で調整連絡取ってやっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 143 ページの一時預かり事業 944 万 965 円のほうに移りたいんですけども、園ごとの年間実績のほう、もし一時預かり利用した実績のほう分かれば教えてください。令和3年度の決算額から減少して、令和4年度の予算が1,100万円だったと思うんですけども、そこに届かなかった要因がもし分かれば教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、まず一時預かり事業の利用実績、年間の実績を申し

上げます。まず全体で申し上げます。実利用者数 70 名です。延べの利用人数が 715 名です。それと、全ての保育所で一時預かりを実施しているということではありませんので、実施している保育所のほうだけ、ご説明します。

中央第三保育所、実利用人数 39 人、延べ利用人数が 484 人。日の出保育所、実利用人数 14 人、延べ利用人数が 132 人。共和保育所、実利用人数 1 人、延べ利用人数が 7 人です。池の端保育所、実利用人数が 2 人、延べ利用人数が 5 人です。飯岡保育所、実利用人数 14 人、延べ利用人数が 87 人。以上でございまして、5 施設での実施となっております。

次に、予算額が減少、実績が少なかったのではないかとご質問でございます。令和 3 年度の一時的預かり事業の決算額は 983 万 5,032 円、令和 4 年度の決算額は 944 万 965 円、その差額は、39 万 4,067 円の減でございました。

決算額が減少した理由でございますが、この事業費はほぼ会計年度任用職員の人件費となっております。令和 4 年度ベースで、総事業費のうち人件費は 910 万 3,307 円で、96.42%を占めております。この中で、崎山委員ご存じだと思うんですが、一時預かり専用ルーム、中央第三保育所、日の出保育所、飯岡保育所で実施しております。この中で、保育士なんですが、短時間の勤務の職員、会計年度任用職員を配置したことにより、決算額が減となったものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 議事の途中ですが、おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

続いて崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 実績のほうを教えてくださいましてありがとうございました。これは、実績ゼロ、一応、受入れしている園ですよと示しているけれども、実績ゼロだった園については、今は言われていないですよ。あくまで実績があった園だけってことですね。分かりました。

再質疑ですけども、今回減少したというのが人件費の面で、短時間勤務の方がいらっしまったからってことだったんですけども、ちょっと利用されている方のほうで、2回目以降の利用申請でも全く同じ手書きの書類を書かなきゃいけないということをおかれまして、ち

よっと利用者のもっと促進というか、もっと利用者を増やしていくためにも、もうちょっとその利便性、利用申請の手続簡略化ができないかということと、あと、ちょっとリフレッシュ利用という表現が全国共通だと思うんですけれども、そこの部分をできれば保護者の睡眠確保だとか、ちょっとリフレッシュ利用ですと、何だか楽しんでいるのに罪悪感を感じる方もいらっしゃるようなんですね。なので、ちょっと表現の追加みたいなことができないかというのを、ちょっと決算直接関係ないかもしれないんですけれども、お尋ねしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、一時預かりの際には、一時預かり事業利用申込書というもので申込みをしていただいております。その中で、利用日ですとか利用時間、理由も記入していただくようになっております。こちら、毎日利用するという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、月に2回、月に1週間とか、単発で利用される方もいらっしゃいます。そういった中で、やはり利用日であったり利用時間、何時から何時まで、どういう理由で利用しますよといったようなことは、ちょっと大切なお子さんをお預かりするところでも、ちょっと面倒だとは思いますが、ご記入をお願いしたいなと考えております。

それと、リフレッシュという表現というお話でございました。今、市のホームページのほうなんですけど、保護者のリフレッシュと、確かにそのように書かせていただいております。ただ、その下に、少し育児に疲れたな、たまには自分の時間を持ちたいなというようなときに、体と心のリフレッシュのためにご利用くださいというように記載させていただいております。

また、子育て中、やはり睡眠時間の確保というのがなかなか難しい、夜に子どもさんが何度も起きるといったようなことは、やはり一番お母さんが元気じゃなくちゃいけませんので、その辺も配慮させていただいて、崎山委員おっしゃるように、ちょっと同じような、ちょっと表現を考えさせていただいて、さらにホームページのほうにも入れさせていただきたいなと思います。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について補足説明がありましたらお願いいたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、4款の衛生費のうち、健康づくり課所管の事業につ

きまして補足説明をさせていただきます。

決算に関する説明資料の 34 ページをお願いいたします。初めに、感染症予防対策事業でございます。

決算書では 175 ページになります。

本事業は、感染や感染した際に重症化するおそれがある疾病の発生及び蔓延を防ぐことを目的とするもので、事業内容につきましては、表に記載のあります各種予防接種やインフルエンザワクチン接種費用等の助成、PCR検査等費用の助成などを実施いたしました。

なお、表にございます事業の内容及び事業費につきましては、子どもの予防接種と成人の予防接種の各事業に分けて記載を行ったものでございます。

表の中段にございますインフルエンザワクチン接種費用助成につきましては、例年行っている高齢者の定期予防接種者への助成に加え、新型コロナウイルスとの同時流行を防ぐため、令和 2 年度から実施している生後 6 か月の乳児から小学校 2 年生までの児童及び妊婦、内部疾患による身体障害者に対しても拡充して、助成を継続いたしました。実績人数につきましては、記載のとおりでございます。

決算額は 1 億 4,892 万円で、財源といたしまして国県支出金が 573 万 9,000 円、その他の 14 万 3,000 円は高齢者施設入所者の PCR 検査自己負担分でございます。一般財源は 1 億 4,303 万 8,000 円となっております。

事業効果としましては、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、一定の接種率を確保することにより、疾病の発生及び蔓延の予防に貢献できたと思っております。

続きまして、資料の 35 ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。

決算書は 177 ページから 179 ページです。

本事業は、市民に対し新型コロナウイルスワクチン接種を実施することで、市民の健康を守り、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るもので、令和 3 年 5 月から集団接種を開始し、令和 5 年 3 月末時点での接種状況は延べ 21 万 7,695 人となっております。

事業内容としましては、主に集団接種会場を運営するための費用で、表に記載した内容となっております。決算額は 5 億 866 万円で、財源内訳は全額国からの支出金となります。

事業効果としましては、1 日 1,000 人規模の集団接種会場を設置することにより、迅速な接種を進めることができ、市内の感染拡大を抑えることができました。

続きまして、資料の 37 ページをお願いいたします。出産・子育て応援給付金給付事業です。

決算書は 185 ページになります。

本事業は、国の総合経済対策の一環として妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業が創設されたことを受け、旭市においても、これまで実施してきた伴走型支援を拡充するとともに経済的支援を行いました。

出産応援給付金として、妊娠届出時に面接を受けた妊婦に対して 5 万円を給付しました。さらに、子育て応援給付金として妊娠 8 か月アンケートを回答した方で、出産後に面接を受けた保護者に対し 5 万円を給付しました。

本事業は令和 4 年 4 月 1 日まで遡及して給付しており、給付者数については事業内容に記載のとおりでございます。

決算額は 4,194 万 5,000 円で、国県支出金が 3,692 万 1,000 円、一般財源が 502 万 4,000 円となります。

事業効果としましては、妊娠中の面接や赤ちゃん訪問などの支援を拡充したことで、より充実した支援が行え、さらに経済的支援も行うことが可能となり、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることができました。

以上で議案第 1 号、健康づくり課所管の事業説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、4 款衛生費のうち企画政策課が所管します事業について説明いたします。

1 ページ戻ります。36 ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業になります。

決算書は 179 ページです。

決算額は 1 億円、全額一般財源となります。事業内容ですが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため病床を確保し、結果として空床が生じた医療機関であります旭中央病院に対して、一般病床については 1 床当たり 1 万円、I C U 救急病床については 1 床当たり 6 万円を支援金として支給するもので、事業実績は 1 億 530 万円でありましたが、交付限度額である 1 億円を支給しました。

本事業により、感染患者の受入れがスムーズにできたとともに、医療機関の負担軽減も図られました。

企画生活課からの説明は以上です。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、4款衛生費、環境課所管の事業について補足説明を申し上げます。

説明資料の38ページをお開きください。住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。

決算書では、197ページになります。

この事業は、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を導入する個人の方にその費用の一部を補助するものでございます。決算額は610万3,000円でございます。

財源内訳のうち、特定財源の399万円は県補助金となります。一般財源は211万3,000円となります。また、令和4年度の補助金交付件数は101件でございます。内訳につきましては、太陽光発電設備が44件、その事業費が211万3,000円、定置用リチウムイオン蓄電システムが57件で、事業費が399万円でございます。

なお、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と太陽熱利用システムにつきましてはご利用がございませんでした。

市では、地球温暖化対策の一つとして太陽光発電等再生可能エネルギーの有効利用を促進しております。

以上で、環境課の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 会議中ですが、ここでおはかりいたします。このまま休憩を取らずに議事を進行していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 異議なしということで、このまま議事を進めてまいりたいと思います。

担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、2点ほどお聞きします。

まず決算書191ページの備考欄5、合併処理浄化槽設置促進事業なんです。この転換分の補助金というのは、単独から合併に取り替えるということでもよろしいでしょうか。それとあわせて、新設の補助金とその転換の補助金の上限の金額と、受け入れられる件数を教えていただきたいと思います。

もう1点が説明資料 38 ページの住宅用省エネルギー設備設置助成事業なんですけど、このエネファームと太陽熱利用システムが申請がゼロ件だった理由を想定できる範囲で教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。転換分等は単独から合併に変えるためのものかというご質問だったと思います。旭市では、既存の単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽にする場合に必要な経費の一部を補助しております。

ご質問の合併処理浄化槽設置促進事業転換分は、単独処理浄化槽等の撤去費や配管工事の経費の一部を補助するものであります。

あと次、もう1点、一般の設置と転換の上限額と、あと件数の制限とのご質問です。

まず、通常型の合併処理浄化槽に転換する際の補助金の上限額ですが、合併処理浄化槽の人槽及びリフォームや増改築の有無によりまして補助金額が異なってきます。例として、設置に係る補助は合併処理浄化槽5人槽の場合33万2,000円、7人槽の場合は41万4,000円となっており、リフォームや増改築があるかないかで撤去費や配管工事への補助金額が異なっていきます。

あと、補助金の件数の制限等についてですが、本補助金は予算の範囲内での補助となっております。当初予算では41件を見込んでおりましたが、令和4年度の実績としては25件となっております。

以上です。失礼しました、あと住宅用省エネルギー設備設置助成事業のご質問で、エネファームと太陽熱システムの利用がゼロの理由ということですが、こちらにつきましては、この補助金の周知についてはさせていただいているんですが、あくまでこの設置に関しましては個人の判断でありまして、利用の要望、申込み等がなかったためということで、いろいろ周知には努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） それでは再質問させていただきます。浄化槽の補助金なんですけど、新年度4月になってから用意スタートで、令和5年度はまだ枠が残っているということでしたっけ。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） この予定件数ですが、ホームページで残基数という形で載せさせてい

ただいておりますので、そちらのほうを確認していただくか、あるいは担当課私どものほうにお問合せをいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） それでは省エネルギーで再質問させていただきます。このエネファームの限度額 10 万円というのが、このエネファーム自体高額なんで、今、建設業界においても、住宅の省エネルギー化というのは盛んに行われているので、県の支出金のほかに市からも一般財源で多少上乘せというのは考えられないのでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） エネファームの補助金、補助額を上げられないかとのご質問でよろしいでしょうか。エネファームなんですけど、県のエネファームの補助金と同額としています。県から市町村へ交付される補助金なんですけど、種類ごとに補助金額が決まっております、県からの補助金と同額にしており、県の補助金を財源に充てている関係上、補助額としては県と同額で、一応上げないという方向で、今現状維持で考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） この補助の限度額が、多少でも市で上乘せして上がれば申請する人も増えるんじゃないかと思うんですが、今後、ご検討よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 答弁はいいですか。

ほかにありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点かお聞きします。説明資料の 34 ページ、感染症予防対策事業の子どもの予防接種なんですけれども、接種率をざっくり教えてください。あと、体質やアレルギー等で打てないお子さん、また、ご家庭の方針で打たないお子さんの割合とか、分かったら教えてください。あと、これらの生まれてやる予防接種というのは市のほうで奨励しているのかどうかについても教えてください。

あと、決算書の 185 ページ、備考欄 18 になります。妊娠届出時に決算額約 2,725 万円で、出生届出時に 1,445 万円ということで、すみません、とんちんかんな質問かもしれないですけども、妊娠したら出生するというふうなふうに考えてしまうんですけども、その差額が生じている理由について教えてください。

あと、189 ページ、決算書になります。備考欄 18 の犬猫の不妊・去勢手術普及補助金なんですけれども、これは地域猫と呼ばれている、野良猫を地域でかわいがりましょうという今取り組みが全国的に行われていますけれども、それらの地域猫は対象にならないのでしょうか。また、ならないのであれば、今後対象になる可能性はありますか。教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課のほうから、順に回答を申し上げます。

初めに予防接種の接種率でございます。子どもの接種率ということで4種混合ワクチンが92.5%、麻しん風しんワクチンが98.3%、水ぼうそうのワクチンが93.3%など90%を超える接種率でございます。

続きまして、アレルギー等の子ども、あとは親の方針、家庭のご事情で打たない子どもということの割合ということでございました。体質、アレルギー等で打てない子どもの割合ということで、こちらにつきましては病気やアレルギーなどで開業している医療機関で接種が難しいという子どもについては、旭中央病院の小児科へ依頼しておりますので、接種できないという子どもはほとんどいないという状況でございます。

あと、親の方針でという、家庭の事情ということでございました。正確な人数は把握はしてございませんけれども、1年間の出生のうち、一、二名が保護者の考えで未接種ということになっているようでございます。

あと、市のほうで予防接種のほうを奨励しているかということでございました。こちらのほうにつきましては、子どもの予防接種につきましては予防接種法におきまして、定期接種ということで規定がございます。こちらは市のほうで実施するということになっておりまして、また、打つ側も努力義務ということで、打つよう努めなければならないというところがございますので、こちらのほうは市のほうとして奨励を行っております。

○委員長（遠藤保明） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） もう1件ございました。決算書の185 ページの出産・子育て応援給付金の妊娠届出時と出生届出時の差ということでございました。こちらにつきましては対象が異なるということでございまして、こちらのほうの説明資料のほうにございます対象でございますけれども、まず、出産応援給付金につきましては、令和4年4月1日以降に出産した産婦と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに妊娠届出を出した妊婦という

ことで、上段になりますけれども、4月1日以降に出産した妊婦ということで、令和3年度のうちに妊娠した方も対象となっておりますので、人数が多いということでございます。

下の子育て応援給付金については、4月1日以降に生まれた子どもということのお母さんですので、こちらは、そのまま生まれたときに訪問をして、申請をいただいてというところになりますので、人数が変わってきております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、犬猫の不妊・去勢手術普及補助金に関して、ご回答申し上げます。ご質問、地域猫は対象になるかのご質問でございました。地域猫に関しましては、結論から申し上げますとなりません。といいますのも要綱がございまして、旭市犬猫の不妊及び去勢手術補助金交付要綱、こちらがございまして、本市に住民登録をしている方であって、なおかつその猫の飼い主ということが条件となりますので、地域猫に関しては対象となりません。

あともう1点、今後対象になる可能性はあるかのご質問でございました。確かにそういった地域猫に対しても、そういった手当は大切だとは思いますが、予算の関係もありまして、また不妊・去勢手術というのは大変申込みが多い補助金でございまして、今後検討させていただくということでご回答させてもらいたいんですけれども、現状としては難しいと考えます。すみません。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 175ページの感染症予防対策事業1億4,891万9,755円についてです。こちらの子どもの予防接種の中で、恐らくその他に入っているのではないかと考えているんですけれども、HPVワクチンについてちょっとお聞きしたいんですけれども、昨年度HPVワクチンの積極的勧奨が再開して、平成9年度生まれから平成17年度生まれの方にキャッチアップ接種というのが国県の方針に従いながら、市のほうでも始まるということで、昨年の予算審査のときにも説明があったと思います。

ちょっとその抽出方法について、ちょっと国県の方針に従いながら、ちょっとこれから検討しますというようなお答えだったので、令和4年度どのように抽出して周知したのかお尋ねいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） HPVワクチンの接種に関しまして、所管の抽出と、あと周知ということでございました。

令和4年5月初旬に対象年齢で定期接種として3回接種を受けていない方というのを、うちのほうで管理しております健康カルテのシステムがございます。そちらのほうで抽出をいたしまして、対象する方に償還通知を行いました。市が作成しております案内文と厚生労働省の作成のリーフレット、そして接種を受けていない分の予診票を同封したところでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。では、通常期間の小学校6年生から高校1年生まででしたっけ、ちょっとごめんなさい、年齢が不確かなんですけれども、通常接種期間のお子さんとキャッチアップ接種の方、それぞれの接種人数と年齢ごとの接種割合というのは、令和4年度の実績出ますでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 通常期間の接種とキャッチアップ、それぞれの接種人数と年齢ごとの接種割合ということでございました。通常期間の接種ということで、小学校6年生から高校1年生までということでございます。この方々、年齢別というところでは大変難しい、1回目から3回目というような形でありますので、昨年、令和4年度に勧奨を行いました、その年に接種を始めたという方の人数でお答えしたいと思いますけれども、接種した、まず11歳から16歳、小学校6年生から高校1年生までですけれども、こちらのほうが1,586人を対象といたしまして、そのうちの120人が接種を行ったところでございます。7.5%。

続いて、キャッチアップを行いました16歳から25歳の方々ですけれども、こちらにつきましては2,549人中178人ということで、6.98%でございました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） すみません、ちょっと追加でごめんなさい。ありがとうございます。

ちょっと思った以上に接種率が低いなというのが正直な感想でして、かなり積極的にこれは案内を進めてほしいなと思っています。この接種記録、今回、それで積極的勧奨が始まってからの接種記録についても記録が保存されると思うんですけども、ワクチンの効果、HPVのワクチンの効果というのは明らかになるというのがかなり時間がかかるということだったので、電子データ等で、接種記録について永年保存というのは市のほうで可能か、多分5年ぐらいで紙だと保存期間が終わるみたいな話をちょっと以前聞いたことがあるんですけども、永年保存というのは可能なのかちょっとお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） こちらのほうは永久保存ということで、永久保存のほうは可能というふうに考えております。先ほど回答いたしましたとおり、市のほうでは健康カルテのほうで、今接種者等の管理を行っております。今委員のほうからお話あったように、一応は5年ということになっておりますけれども、現在のところ平成10年ぐらいからのデータとしては確保してございまして、保管、保存してございますので、可能であるというふうには思っております。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ぜひ大切に保存していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、はしょって、ちょっと簡単に2点教えてください。189ページのさつき常世田委員の質問にもありましたけれども、不妊・去勢手術の、これ獣医さんは市内に限定されるのでしょうか。それを1つだけ教えてください。

あと、もう1点191ページ、備考欄の18、ゴミステーション設置補助金の57万4,100円というのは、これ全て新設のものなのでしょうか。これをまず教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず1点目ですけれども——何だっけ。

○委員長（遠藤保明） 獣医さんは市内限定か。

○環境課長（高根浩司） お答えします。まず市外でも、補助金の対象が市内の獣医限定かどうかのご質問でございます。これにつきましては、市外の獣医さんでも対象とします。とい

いますのは、要項には特にそういった市内に限るといった、そういった規定はございませんので、市外の獣医の方で受けた手術でも対象としております。

以上です。あともう1点ですが、あとゴミステーションの設置補助金ですけれども、全て新設かということですが、基本的に新設が対象となります。ただし改良、修繕をする場合も対象となります。これは固定式のステーションとあって、よく小屋形式で作りつけのステーション、こういったものをつくる場合の補助金ですね。新設、改良修繕共に対象となります。そのほかに、あと移動式ゴミステーションの補助というのもございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） この質問したのに、以前市民からこういう問合せがあつて、俺若い頃はゴミ持って、1キロぐらい平気で車を乗って行ったんだけど、高齢になって免許証も返しちゃって、ゴミステーション遠くて困ると。で、ゴミステーション、今これからどんどん人口が流動するんで、ゴミステーションの場所もいろいろ検討されていると思いますけれども、新しく設置してくれという要望に対しては、この間、いつかその時に聞いたら、10軒が集まって、10軒で申請してくればいいですよ、ところが、ちょっと疑問だったんですけども、うちの区では8人しか該当者がいないんだけど、隣の区も、そこに設置してくれたら助かるからという2軒と一緒にプラスされれば、それは対象になるんでしょうか。それを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） あくまで利用者がおおむね10軒以上集まれば設置は可能ということですので、あくまで利用者として捉えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 本当に若干お願いします。

185 ページです。出産・子育て応援給付、これ国県支出金と一般財源とで、国のほうの補助率というんですか。それをお願いします。あと、このメニューはこれで決められているものですか。このメニューで決められていて、金額なんかも決められているんでしょうか。お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 初めに、国の補助率ということでこちらのほう、国が3分の1、県が6分の1ということになってございます。金額のほうは5万円ということで決まっております、こちらのほうは市のほうは現金で給付をしてございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 失礼いたしました。国の助成のほうは、3分の2でございました。メニューは5万円でございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） すみません。メニューといいますのは、出産・子育て応援給付金と、妊娠届と出生時ということでございます。こちらは決まっております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） メニューが決まっているってことなので、金額も5万円って決まっているということで、いや、この推移のほうね、お願いします。数字お願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 推移ということでございますが、この事業は、令和5年2月に始まったもので、今回が初めての決算となります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） そうでした。ちょっと経年で見ていただきたいのと、こういうメニューも決まっていて、金額も決まっているものだったらどうしようもないのかも分かんないんですけども、ほかも同じようにやっているってことから、そうなると、市独自のものを考えなきゃいけないのかなということで、聞いてみました。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 午前中に崎山委員からご質問がありました収入未済額についてご回答させていただきます。

まず、決算書の23ページお願いいたします。

12款1項1目2節の児童福祉費負担金の中の35万8,800円、収入未済額についてでござい

ますが、まず、一番上のスポーツ振興センター負担金はございません。その下の保育所運営費負担金、こちら民間保育所の入所児童の保育料になります。未済額につきましては 22 万 800 円になります。その下の過年度分、こちら 9 万 4,000 円になります。その下の保育所給食費負担金になります。こちら 2 万 1,500 円になります。その下の給食費の過年度分、こちらが 2 万 2,500 円でございます。合わせまして 35 万 8,800 円となります。

次の 25 ページをお願いいたします。

13 款 1 項 2 目 2 節児童福祉使用料になります。こちら収入未済額 72 万 8,820 円となっております。こちら、公立保育施設保育料といたしまして、公立保育所入所児童の保育料でございます。収入未済額 32 万 2,160 円、過年度分といたしまして 40 万 6,660 円、合計 72 万 8,820 円でございます。

保育料につきましては現年度分収納率は 99.5%、過年度分につきましては、収入未済額 50 万 660 円、59.6%で、年々、収入未済額が減っている状況でございます。新たな滞納者を出さないよう、電話催告、臨戸訪問に努めております。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに、何か質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） なければ、これで本日の第 4 款衛生費についての質疑を終わります。

なお、議案の審査は途中ですが、本日の審査はこれにて終了いたします。

なお、本委員会は明日午前 10 時より議会委員会室にて開催いたします。

またあしたは 5 款労働費から行いますので、よろしく申し上げます。それでは、長い間、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5 時 3 9 分

決算審査特別委員会

令和5年9月15日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 令和4年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2号 令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 7号 令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 8号 令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	遠藤保明	副委員長	片桐文夫
委員	宮澤芳雄	委員	井田孝
委員	崎山華英	委員	戸村ひとみ
委員	菅谷道晴	委員	常世田正樹

欠席委員（1名）

委員 島田恒

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	松木源太郎
議員	永井孝佳		

説明のため出席した者（36名）

総務課長	小倉直志	企画政策課長	柴栄男
財政課長	山崎剛成	税務課長	向後秀敬
保険年金課長	高野久	高齢者 福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員 事務局長 その他担当 職員	杉本芳正 18名	農業委員会 事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（遠藤保明） おはようございます。

本日も決算審査特別委員会、ご苦労さまです。決算審査に当たりまして、慎重審議のほどよろしくお願ひします。

なお、本日、島田恒委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解をお願いします。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、永井孝佳議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申出があり、これを許可いたしました。ご了解をお願いします。

昨日に引き続きまして、木内議長に出席をいただいております。木内議長にご挨拶をお願ひしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、また、幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

昨日に引き続き決算審査をしていただきます。また、本日は昨日に引き続き、松木源太郎議員、永井孝佳議員、傍聴、大変ご苦労さまでございます。緊張感を持ってよろしくご審議のほうお願ひしたいと思います。

それでは、遠藤委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（遠藤保明） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（遠藤保明） それでは、昨日に引き続き、議案第1号の5款労働費について、補足説明がありましたらお願ひいたします。

説明、質疑については着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（大八木利武）** 令和4年度旭市一般会計決算のうち、商工観光課所管であります5款労働費につきましては、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

- 委員長（遠藤保明）** それでは、5款労働費について質疑はありませんか。

質疑がありましたら願いたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（遠藤保明）** 特にないようですので、5款労働費についての質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費について、補足説明がありましたら願いたします。

農水産課長。

- 農水産課長（池田勝紀）** それでは、6款の農林水産業費につきまして、農水産課より決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。

説明資料の39ページをお願いいたします。決算書は207ページになるかと思ます。

初めに、新規就農総合支援事業になります。

決算額は1,743万7,000円で、財源内訳の国県支出金1,160万1,000円は、国の新規就農総合支援事業です。その他の360万円は、ふるさと応援基金繰入金です。

この事業は、農業後継者不足が深刻な問題となっている中、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加を目的に各種支援をしたものです。

事業内容につきましては、親元就農チャレンジ支援金は市単独の補助事業で、国の新規就農総合支援事業の対象にならない親元での就農者に対して、年間20万円を最長で5年間支援するもので、18件、360万円です。

新規就農総合支援事業は国の補助事業で、独立・自営する新規就農者に対して、年間150万円を最大で5年間支援するもので、7件、1,160万1,000円です。

事業効果につきましては、本事業の実施により就農意欲の喚起につなげ、就農者の増加や就農後の定着を図ったというところです。

続きまして、40ページをお願いします。決算書は同じく207ページになります。

水田農業構造改革推進事業になります。

決算額は1億4,527万9,000円で、財源内訳の国県支出金3,406万7,000円は県単独補助金で、10アール当たりの補助単価により作付面積に応じて交付されます。地方債1,460万円と、

一般財源は9,661万2,000円です。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために、飼料用米や転作作物の栽培などの取り組みに対し支援したものです。

事業内容は水田自給力向上対策事業が県単独の補助事業で、固定団地型、定着支援型、拡大支援型の計3事業です。

転作作物推進事業は市の単独事業で、飼料用米への転作など5事業で、飼料用米への転作は耕種取り組み農家へキログラム当たり20円と、受け入れる畜産農家へキログラム当たり2円の補助をしております。

転作団地推進事業も市の単独事業で、麦と景観形成作物を3ヘクタール以上の団地化した場合に加算するものです。

なお、それぞれの面積と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、国や千葉県が推進する需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定化を支援しました。

続きまして、41ページをお願いいたします。決算書は同じく207ページになります。

園芸用廃プラスチック処理対策事業になります。

決算額は742万3,000円で、財源内訳の国県支出金238万6,000円は県単独補助金で、一般財源は503万7,000円です。

事業内容ですが、農村環境の保全と施設園芸の健全な発展に資することを目的に、園芸用廃プラスチックの処理料金や処理に伴う取りまとめ事務や運搬に係る経費の一部を支援するものです。

なお、処理量と事業費に関しましては記載のとおりです。

事業効果につきましては、施設園芸農家から廃棄される園芸用廃プラスチック類の円滑な回収と適切な処理を実施することにより、生活環境、農村環境の保全と施設園芸の健全な発展を図りました。

続きまして、42ページをお願いします。決算書は飛びまして213ページになるかと思いません。

家畜防疫対策事業になります。

決算額は2,743万5,000円で、特定財源の590万円は地方債となります。

この事業は、家畜伝染病の発生、蔓延を未然に防止し、畜産経営の安定を図るため、牛の検査と牛・豚・鶏の予防接種の実施に対し、それぞれの予防接種の種類に応じて補助金を交付

したものです。

事業内容は、家畜伝染病の法定検査として、牛のヨーネ病、予防接種として、牛がアカバネ病とウイルス性下痢・粘膜病、豚がオーエスキー病と豚熱、鶏はニューカッスル病を対象として補助しております。

なお、実施した頭数、事業費につきましては記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により家畜防疫を促進することができ、畜産経営の安定化につなげることができました。

続きまして、43 ページをお願いします。決算書は 213 ページになります。

畜産環境フレッシュ事業になります。

決算額は 414 万 7,000 円で、全て一般財源です。

この事業は令和 3 年度で実証実験を終了し、新規に市内全畜産農家を対象に、家畜排せつ物に対して消臭効果のある飼料添加剤や臭気拡散防止資材の導入について助成するものと、畜産臭気対策に活用するための機器を購入したものです。

事業内容は、飼料添加剤の導入の取り組みが 9 件、臭気分散資材の導入の取り組みが 1 件で、それぞれ導入費用の 3 分の 2 以内で補助しております。

臭気分散資材を導入した 1 件は、堆肥作成工程の発酵舎へ臭気拡散防止資材を設置する対策を実施しました。

事業効果につきましては、市内全畜産農家を対象としたことで、取り組み農家を増やし昨年度よりも苦情が減ったという生産者もあり、臭気拡散防止に関する自主的な取り組みの促進につなげることができました。

続きまして、44 ページをお願いいたします。決算書は 217 ページになります。

多面的機能発揮促進事業になります。

決算額は 8,026 万 8,000 円で、財源内訳の国県支出金 5,967 万 6,000 円は、国と県の多面的機能支払交付金で、一般財源は 2,059 万 2,000 円です。

この事業は、近年、農家の高齢化などによる集落機能の低下により、農用地・水路・農道などの地域資源の保全活動に支障が生じつつあることから、地域の共同活動により地域資源の保全管理を行う活動組織に対して交付金を交付したものです。

事業内容は、市内 15 の活動組織が対象農用地 21 万 787 アールの水路、道路などの草刈りや水路の泥上げなどの保全管理推進に関する取り組みと、農業施設などの軽微な補修や地域資源の質的向上を図る共同活動を実施しました。

事業効果につきましては、地域資源の適切な保全管理のための活動を支援することにより、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進するとともに、担い手農家の負担を軽減して、農地の集積を後押しすることにより、農業経営の安定化に寄与しました。

以上で議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） それでは、2点お聞きします。

まず、決算書213ページ、説明欄3のさわやか畜産総合展開事業の事業内容を教えていただきたいと思います。

もう一点は同じく213ページ、説明資料43ページ、畜産環境フレッシュ事業の備品で購入したニオイセンサ、この内容というか、臭気を数値か何かで出るものか、そういう内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、さわやか畜産総合展開事業です。

この事業は、畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上、堆肥の利用促進に関する機械施設の整備に支援する県単独の補助事業になります。補助率は事業費の10分の1以内、市の補助と合わせて10分の3以内になります。実際に導入したのは急速発酵堆肥化装置1基を導入しております。

それから、畜産環境フレッシュ事業のニオイセンサの感知の仕方というか、こちらのニオイセンサの測定方法は、一般的な量販向けのニオイセンサに多くされている、ちょっと難しいんですが、金属酸化物半導体というのをを用いた測定方法だそうです。この機種は一般的なニオイセンサとは違って畜産臭気対応の機種となっており、畜産臭を臭気指数として数値化することができるものです。

この機械は実際に令和元年から3年まで県とタイアップで実証実験をやっていたんですけども、そのときに県で借りていたものと同じ機種ということになります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） では、再質問させていただきます。

環境フレッシュ事業なんですけれども、飼料添加剤というのは飼料に入れて便の臭いを抑えると、分散資材というのは、便なんかを蓋をするということで、そのニオイセンサで調査した結果、どちらが有効なのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） どちらが有効かというところなんですけど、元年から3年まで県と実証実験やって報告書とかまとめて、幾つかの機会でも報告させてもらっているんですけども、その結果でも分かるんですけども、臭気分散資材については原尿槽への蓋だとか、農場との境界線の遮蔽壁の設置に対して、物理的に臭いの元を覆う効果、それから臭気を柔らかにする、拡散する効果、柔らかく拡散する。一旦その効果により全ての事例において、一応物理的な処置のほうは、かなり数値は少なく抑えというのは数字が出ています。

ただ、そのほかの飼料添加剤については、やはり効果が出るまで、すぐにはちょっと出ないというところで、なかなか数値としては表れないという部分である。だから基本的にやっぱり効果があるのは、原尿槽とか農場にあるんですけども、そういうところに実際に蓋をしちゃうとか、農場の近辺にある遮蔽壁とか、そういうのをやってももらったほうが、金額的には高いんですけども、実質的なのかなというふうに思っています。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） では、何点か質疑させていただきます。

説明資料の41ページ、園芸用廃プラスチック適正化処理対策事業補助金ですが、材質によって回収できないプラ類があると思うんですけども、これ以前から懸案で皆さん、農家の方おっしゃっているんですけども、回収できない理由と、あと今後も回収する予定はないのかについてお聞きします。

それと、今、家庭菜園がコロナ禍でさらに爆発的に大流行していますけれども、家庭菜園の方もやっぱりネットで調べてビニールマルチ、黒いビニールですね。使う方がだいぶ増えました。その方々の、多分一般ごみで捨てていると思うんですけども、今後JAなりで回収するという計画はないのかお聞きします。

あと、説明資料43ページの臭気対策なんですけれども、令和元年から3年までの検証結果ですか、数値として表すことができるのか。

あと、予算額を見ると400万円ぐらいなので、もう3年間やっているの検証は終わったと思うんですね、私のほうとしては。もっと予算を増額して、やはり臭い、駅に降りると、何か臭いという東京の方もかなり多いので、もっと予算を増額して大々的に、もう臭い、旭市から消そうぐらいの勢いでやるような勢いはございませんでしょうか。

あともう1点、決算書の221ページになります。

鳥獣被害防護柵設置事業補助金なんですけれども、今年、東庄町と旭市の境でイノシシがかなり出たということで、被害も大きかったとお聞きしていますけれども、申請件数について教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、1点目、廃プラスチックの関係なんですけれども、廃プラスチック、今現在、旭市農業用廃プラスチック対策協議会において回収し、第三セクターである千葉県園芸プラスチック加工株式会社、そちらに収集され、粉碎、洗浄を行って火力発電の熱源とする、グラッシュと呼ばれるリサイクル原料として製品化されているところなんです。こちらで処理できるものが限られているというところで、資材によって搬入先のほうで受け取ってくれないというものは、ちょっとなかなか難しい状況ではあるなというところなんです。

業者のほうで、それが再利用とかということであれば、それは回収できるんですけれども、そうでないものは今のところちょっと受け取っても処分に困っちゃうというのは、対策協議会のことになると思います。

それから、家庭菜園のビニールマルチの件です。対策協議会というかJAのほうで回収できないかということなんですけれども、JAのほうにちょっと確認したら、一般の方についてもJAで回収は行っているそうです。ただし、対策協議会で農家ではない場合は、組合員とかでない場合は、1.5倍程度の処理料ということで頂くということで、最終的に処分工場で処分できないものはちょっと難しいんでしょうけれども、個々具体的な搬入可能なものはJAのほうに問い合わせただけであれば分かると思いますので、だからまるっきり全部駄目だよということではないらしいです。

それから、フレッシュ事業ですね。検証は元年から3年までやって、その数値というか、何度かこの場でも説明したかもしれないんですけれども、やはり遮蔽壁だとか、原尿槽にステ

ステンレス板を設置するという場合は、例えば原尿槽にステンレス板を設置しちゃう、蓋をしちゃうという、測定器で31の指数が12になったとか、それから原尿槽に波板というんですか、そういうのをやった場合は、25からゼロになっちゃった、数値上はゼロになっちゃったという検証結果というのは出ています。

それから、あとは畜舎なんかの脇に遮蔽壁を導入したところは、一応指数上は5からゼロになっています。基本的に、これは簡易的な測定器というところで数値で出るんですけども、本来臭気というのは、臭気判定士という方、そういった資格、臭気判定士というのがいるらしいんですね。そういうのが本来は数値というか、この臭いはこのくらいですよというのが本来のあれみたいですけども、鼻ですね。結局機械で数値出ても、やっぱり臭いは臭いで、人間の感じ方もあるんですけども、この臭いだったら、旭市の人だったらそうでもないと思うんですけども、例えば同じ数値でも外から来た人はだいぶ臭いと思うのは、やっぱり臭いのいろんな性質もあるので、一概にこの数値だからクリアしましたというのは、ちょっとなかなか難しい状況であるのかなと思います。

続いて、鳥獣被害対策補助金になります。申請件数は今回6件で補助金額は23万3,000円ということですが、今年度は9月10日時点で一応15件、申請があります。というのは今回、結構増えたというのは、いろんな個々の農家が電気柵の補助金等が来るんですけども、今回飯岡の上永井地区のほうで、かなりあそこに頻繁に出ているということで、その地区の農家の皆さんが集まりがあるというところで、うちのほうもそこ出向いて、こういう対策についていろいろ協議したりしています。

これだけじゃ、1人、2人がやっても駄目だねというところで、やっぱり地域の人みんなでできないかというところで、いろいろと話し合いを持ちながら今取り組んでいるところで、その対策費について、今県のほうに申請していて、もしかしたら対策補助金というか、その取り組みについて、やっぱり地域でまとまって処理していきましょうよというのを調整する。それが上永井地区で今始めたんですけども、これはスキームとして捉えて、いろんな、今度、出現するところに広げていければなというふうに考えています。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） では、一つだけ再質疑させていただきます。

臭気対策のほうは物理的な処理を行うことで、かなり軽減できるということは、令和元年から3年で実証できたということだと思いますので、今後、観光客、あと人口を増やすためには、やっぱり臭いはシャットアウトしなきゃしょうがないと思うんですよね。なので、物理

的なそういった工作物、工作をするときの補助金のほうの増額のほうをぜひ検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 物理的な補助金額の上限 150 万円というところで今設定しています。補助率は3分の2ということで両方同じなんですけれども、上限について、やはり遮蔽壁とか物理的な措置は、かなりやっぱり高額だということ、ちょっとすぐには、はいと言うわけにいかないんですけれども、もうちょっと添加剤よりも物理的な対策を取れるような補助体制には、できればちょっと今後、その上限額についてもいろいろ検討はしていく余地があるのかなと考えます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 決算書の 213 ページ、説明資料の 42 ページの家畜防疫対策事業ですか、この中の牛のヨーネ病検査とか、アカバネ病予防接種、ウイルス性下痢・粘膜病予防接種ですか、この頭数、牛がすごく旭市にいる頭数よりだいぶ少ないような感じがするんですけれども、これで足りているんですか。

それと、これヨーネ病検査なんかについては 39 頭ということなんですけれども、どういったあれなのかちょっと教えていただければ。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） ヨーネ病の検査なんですけれども、基本的に4年に1度やればいいというところで、農家の中のサイクルもありますので、多いときも、そのときの4年の順番が回ってくる、あれによっても頭数のあれは違うんですけれども、さらに例えば4年に1回でいいけれども、心配な場合はもっと早めに接種したりとかという方も中にはいらっしゃるということで、その辺はちょっと読めない部分もあるんですけれども、こういったヨーネ病が周りに蔓延していたら、ちょっと早めだけでも打ちたいという人も中には出てくる場合もあるというところで、基本的には4年に1度の検査ということで今なっています。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） ヨーネ病が出た場合は、一応これ法定伝染病ということになってい

ますので、それなりのいろんな、県とか、今度は家畜防疫の対策を今度、鳥インフルエンザとかで、九州のほうでも豚熱がありますけれども、そういった対策を図らなきゃいけないのかなというところになると思います。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

それで、4年に1度ということなんですけれども、4年度は39頭、またその上限というのはないわけなんですか、これは。牛舎によってはすごく頭数がある牛舎とか、いろいろあると思うんですけれども、その上限の頭数とかのあれは。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 上限というか、基本的には牛のヨーネ病検査、全体で2,200頭とか結構いるんですけれども、こういった予防接種やるときには、要望を農家のほうに通知して、それで実数を計っているところなんですけれども、そんな中でだいたい次の年にどのぐらい要望しますかというところで、だいたい予算を盛っているような、そんな状況になります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） アカバネは毎年やっているみたいですね。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 課長、その後で教えて、すみません。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ちょっと今調べたんですけれども、多分アカバネ病とかヨーネ病、牛の種類が対象が多分限られているので、それでももしかしたら頭数が少ないのかなと思いました。

何か、今ちょっとネットで調べて……、すみません。質疑します。

決算書の207ページのこだわり旭ブランド創出支援事業補助金から質疑いたします。

まず、この補助金の要件、補助金が出る条件をちょっと教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 補助金の要件というところですので、まず市内の農水産業者3戸以上の団体、または市内で農水産業を営む法人等が対象で、補助対象事業としては商品開発または改良、生産体制等の整備、拡充、販売促進のための情報発信及びPR活動となっていま

す。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） こちらの事業について、質疑のほうでも挙げられていたんですけども、1件、今、その補助事業を利用されている法人があるということで、ちょっと私のほうも調べさせていただいたんですけども、その法人というのが、そもそも旭市以外の出荷牛とかも使っているブランドになっていて、旭という文字が一言もブランド名にもないし、説明にも旭が一言も書いていないんですよね。千葉県でということだったら、十分いいと思うんですけども、これが果たしてこだわり旭ブランドなのかなというふうに考えたときに、この補助金が適切なのかなというのはちょっと疑問に感じましたので、その点についてどう思うのかなというのを思いました。答弁お願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応、最初にこの事業の立てつけというか、この事業は旭市の農水産業の振興を図る上で、農水産物の有利販売、それから販路の拡大だとか、また新たな旭市の顔となるブランド創出の支援等によって、生産者や加工者の収益増加につなげていくというのが大きな目的となります。

ブランド名に旭を入れるということが、特には目的とはしていません。これで旭市を宣伝することを要件にしているわけではないので、この事業で言うブランドは地域で知名度を上げること、それから、地元で取れたものであるというところ、それから誰が生産したものかはっきりしている信頼度の高さや、少量でもこだわりを持って生産している有利性をブランドと、一応捉えているところです。

当該事業の補助金の要件を、これは一応旭市の要綱上は当然満たしているというところでも今回補助をしています。この事業は、ちょっとした取り組みでもなかなか個人的には挑戦できないというところで、負担をなるべく農家の軽減を減らして、少しでも一歩踏み出していただけるといところで、そういった意味で、有利販売につなげていって生産が継続していただける手助けになればいいのかなと考えております。

せんば牛というところで私言ったので、多分早速調べてくれたと思います。これ申請者は市内の農業法人です。旭くくりでやるのが一番いいんだと思うんですけども、例えば産地だとか、特に畜産業というところ、例えばブランドにすると、だいたい配合飼料の会社なんかで、うちはこういう配合飼料で使っているよというところで、例えば何々豚、何々牛にしている

パターンが結構多いんですね。だから、一概にこれ旭市だけって縛っちゃうとなかなか、せっかく補助事業を用意しても、絵に描いた餅というか、使いづらくなっちゃうというものもあるし、売っていただいて、これはだんだん売れて、「これどこの」「ああ、旭のだね」と、例えば銚子市のキャベツ、灯台印ブランドって、銚子市って入っていないんですよ。灯台キャベツとかとって、それをブランド化していて、それをキャベツ、ああ、これ銚子市だねというところで、その知名度が逆に引っ張られるという、そういったケースもあるので、ここは一般質問のときでもあったんですけども、ストライクゾーンをかなり広めに取らせてもらってありますので、できるだけ農家のほうへ支援できればという考えで、今のところは考えているので、またその辺はいろいろご意見があれば、また制度のほうもいろいろもうちょっと縛って、農家ばかりこんな緩くていいのかという話があるのであれば、もうちょっと縛らなきゃいけないのかなというところなんですけれども、今のところは広く農家のほうに使っていただきたいというところで、そういった制度設計にしているところです。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ご回答ありがとうございます。あまり縛り過ぎてしまうと、申請も少なくなってしまうとか、いろいろな可能性が狭まってしまうという点では、理解できるところもあるんですけども、あまりにも何かぼんやりし過ぎてしまっているというか、旭市に会社があれば何でもいいのかみたいなことになってしまうので、それはもうちょっと検討の必要があるのではないかなというのは、ちょっと感じました。

素材は多分いっぱいいいものを持っている生産者とか、市内にいっぱいあると思うので、ただブランド化まではノウハウがないとか、そういったところに支援がいくといいと思うので、ちょっとその点について考えていただきたいなと思います。

次なんですけれども、今ほかの質疑を聞いた中でちょっと気になったので、畜産環境フレッシュ事業についてちょっとお聞きしたいんですけども、以前、委員会などで、この畜産環境フレッシュ事業についての市内の臭気の状態を、50 地点を職員に依頼して固定モニタリングしたりとか、週 1 回取り組み農場を循環モニタリングして、人の鼻でモニタリングしているというような説明を聞いたことがあったんですけども、それはこのニオイセンサを導入した後も現在続いているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応元年から 3 年までの実証実験というところで、県とタイアップ

しながらいろいろやって、農場等の臭いのマップを作ったりとか、あとは市内の職員に依頼して定点というか、その住んでいるところで定期的に臭いが今日感じるかどうかというのをやってきたんですけれども、今ちょっと実証事業が終わっているというところで、職員の負担はないわけじゃないので、今のところはちょっとやっていないです。

今回実証実験で使った機械、あれ実証実験やっているとき、一々県から借りてきていたんですよ。それも手間だということで、また今度、県とも今話し合っているんですけれども、同じような実験がまた一緒にできればいいねという、やんわりですけれども、そういったところにも活用できればなと思っていますところなので、この辺かなり関心が高いところなので、もちろんもうない知恵を絞りながら、いろいろ考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 逆に安心しました。私ちょっと館山市にこの前、ジビエセンターのほうちょっと行ったんですけれども、旭市から来ているの私だけだったんですけれども、私は全然何も臭いを感じなくて、ほかの方はすごい獣臭がすると言っているんですけれども、私だけちょっと分からなかったんですよ。多分畜産が周りにある環境だから、市内によくお住みになっている方だと、鼻が鈍くなってしまったので、だから臭気判定士の方の話もありましたけれども、やっぱり専門の方でない限り、人の鼻はちょっと信用できないなというところがあったので、安心しました、逆に。ありがとうございます。

あと、次、決算書 219 ページから 221 ページの有害鳥獣駆除事業についてなんですけれども、先ほど常世田委員のほうからもお話はあったんですけれども、令和 4 年度の駆除実績ですとか、実被害の件数とか把握している範囲で分かれば教えていただきたいです。

あと、駆除したイノシシとか鳥獣の処理ってどうしているのかお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、駆除実績になります。鳥類が、カラスが 378 羽、スズメが 20 羽、ドバトが 33 羽、キジバトが 22 羽、あと小動物のアライグマが 24 頭、ハクビシンが 27 頭、イノシシが旭市の捕獲が 10 頭で県事業の捕獲が 2 頭、合計 12 頭になります。

あと、処理方法なんですけど、鳥の処理については埋却によって処理をしています。あと、アライグマ、ハクビシンの処理については、東総地区のクリーンセンターにて焼却処理を行っています。イノシシの処理については、埋設による処理をするほか、一部食用にすると。一

部ということですが、一応県の特定鳥獣管理計画とかという中で、処理の方法等が書いてあるんですけども、基本的にイノシシは保護動物になっているので、やたらめったら殺して歩くわけにいかないの、基本的には人間に被害があるとか、害があるというときにやむなく処分をします。基本的に命をいただいているので、食用にすることが一番吊いということになるんでしょうけれども、なかなかそうもいかないというところで、一部自分で撃って食用にしているのは、本当に一部あるんですけども、基本的には埋却による処理というのが一般的な、ここら辺では処理になっています。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 結構いろんな種類の鳥獣が駆除されているということが分かりました。埋設をされている、一部埋設、イノシシですとか、やっているということなんですけれども、埋設する場所というのはどこになるんですか。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 埋設、一応全部確認しているんですけども、要は猟友会の皆さんにお願いしているの、猟友会の皆さんの多分敷地とか、何かそういったところにやってくれているのかなと思います。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。猟友会のほうで埋めていただいているということで、かなり負担をお願いしちゃっているということで、ありがたいことあります。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、1点だけ、私の質問と井田委員、そっくり同じところを質問して、井田委員の回答で結構です。

1点だけ、もう六、七年前になると思うんですけども、畜産農家の皆さんの要望で、だいぶ県の補助事業が、臭気対策のね、随分進んできたけれども、市の対策、対応は本当に手厚い対応をしてくれているんだと、これは畜産農家が言うんですね。ただ、対応、資金面での対応がちょっと見えないということでお話ししたら、いろいろな対策をしているんだけど、そのうちの一つに薬品で臭気を抑えようという薬品が幾つも出ていて、そのどれが有効なのか、それを市独自で、畜産農家がね、研究をするのに対して、300万円の予算がついたと

思うんですよ。もう六、七年前だから、ちょっと変わっちゃったかもしれないですけども、それがもし継続されて、あるいは増額になっていたりすれば、その額分かれば……、後でいいです。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） その事業、勉強不足で申し訳ないです。それ県単なのか、国の事業なのか含めて、後で調べておきたいと思います。

今回のさわやか畜産のほうも、これ6月の補正で取らせてもらったんです。というのは何で補正になっちゃったかということ、去年の10月予算協議したときに、県ではもうこの事業をやらぬよという話だったんです。そうしたら蓋を開けたら、当初予算にのっていたんですね。うちのほうはやりたかった農家に声かけて、慌ててこの事業、旭市のほう補正組んだんですけれども、これ毎年毎年本来だったら当初予算にのっていたんですけれども、今回ちょっと県のほうも何かやり取りがあったみたいで、その辺は県のほうのスタンスも、これが臭気対策だけの話かどうかって分からないんですけれども、その辺は国なんかの意見交換のときも、その臭気対策というところでいろいろ交換させていますので、今度、来月、国の農水省千葉県拠点の方が意見交換に来てくれますので、そういったところでもいろいろうちのほうも要望なり、どんな事業があるのか、ちょっと確認させていただきたいと思っています。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 県がだいぶ力を入れてもう20年くらいになるかな、あまり対応していなかったんですけれども、急に力を入れ出したので、農水産課と畜産農家と一緒に随分研究をしたり、県に要望したんです。そうしたら、県の回答が本当にけんもほろろで、これは実は畜産も大切だし、その臭気対策も本当に力を入れたいんですけども、将来発生するだろう鳥インフルエンザの対応にお金をためておくんだ、だからお金を出せないと言われて、だいぶ心外だと怒っていましたがけれども、そんなこと、ちょうどその頃から市も随分対応して、その7年前についた予算なんです。初めて市がつけてくれた予算なので、ちょっと後で教えてください。

○委員長（遠藤保明） いいですか、答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 先ほどの有害鳥獣駆除の関係で、崎山委員から質問が出た、どういった、どのくらいのあれが被害があったのかという話がちょっと漏れていたかと思うんですけども、その被害面積と、あとその作物、分かれば教えてもらいたいと思います。だいぶ上永井地区なんかでも、メロンの時期は終わったんですけども、メロンをやられたとかって、泣き寝入りじゃないんですけども、市に言わない、農協に言わない農家が結構いるんですよ。そういったところも耳を傾けてもらって、本当であれば被害に遭っている面積を見ながら、電気柵だけじゃなく違ったあれがあるのか何なのか、対策を取っていかないといけないと思いますので、その面積とあれをちょっと教えていただければ。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。
農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） すみません、面積はちょっと拾っていないみたいです。

被害額については、令和4年で一応こちらで把握しているのが58万7,000円というところで把握はしています。令和3年度が結構多くて72万2,000円とか、そのぐらいの被害、ただこれって、うちのほうで押さえているだけの数字なので、これ以外に多分きつとあるんだと思います、すごい金額でしょうね。

だから、今、電気柵だけじゃなくてというところで、地域の皆さんを巻き込んでというところですね。みんなで話し合って、例えばこういうところに食後の残渣置いておいたらすぐ来ちゃうよねとか、農家が自らの対策できることもあるよねと。例えば畑の周りも雑草が生えているねというところを、ちょっと少し離すところまでみんなで草刈りやったらどうだろうかというところを、いろいろ話合いをしているところです。だから一緒に市のほうも、そういった、今、上永井のその地域だけですけれども、こういうのをどんどん広めていければいいのかなと、そういうふうを考えています。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 引き続き、よろしく願いいたします。一応農水産課のほうでは、その担当というか、それがいて、電話をかけるとすぐ、それこそ1時間もたたないうちに現場に来てくれて見てくれるんですけども、そういった中で農家の人とかいろいろ近隣の人に話を聞きながら、どうしたらいいのかなというのを親身になってしていただければ、農水産課の職員、市の職員が一生懸命やってくれるというのは目に見えて分かると思いますので、これからもよろしく願いしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 審査の途中ですが、11時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○委員長（遠藤保明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

ほかに質疑はございませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 休憩前にいっぱいという一言が、大きな一言が聞こえたと思うんですけども、たくさんございます。

私、旭市に来て本当に旭の農業が日本を支えているんだなというのを実感していますので、これはやっぱり決算に関しましてはたくさん質疑して、もっといっぱい私の中での旭の農業を深めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

すみません。エアコンの温度を、局長にお願いして2度ほど上げて26度にさせていただいたんです。農家は今日も、この暑い夏ずっと頑張っていて、汗水流して、旭の農業の振興のために頑張ってくださっているんで、私たちもこれぐらいで暑いなんて言っていたんじゃ、本当に農家に申し訳ないので、委員会では冷や汗や脂汗も全て含めて汗を流していただきたいと思います。よろしくお願いします。

課長、まず最初、新規就農、決算書207ページから入りたいと思います。私ね、一般質問等でも聞かせていただいているので、ただ、まだまだ聞き足りないで聞きます。

令和4年度の親元就農の18件なんですけれども、ここだけ財源がふるさと応援基金繰入金なんですけれども、これは要するに親元就農のそれを増やすということでのこの基金の活用なんだと思うんですが、これ当初見込み、決算で18件で360万円になっているんですけども、これ要するに見込みどおりだったのか。それとも、もっとふるさと応援基金を入れてやっておけばよかったと思われるのか。基金の使い方としてです。いやいや、私ね、財源にこだわりたいんですよ。やっぱり支援したいところには財源いっぱい投入して、そこを増やしていけないといけないと思っていますので、このところをお願いいたします。

これから後の分も全部財源にちょっとこだわりたいんですけども、ほかの新規就農のいわゆる本当の新規、そのところの見込みと結果、決算で計上できている、その課長の中で

のいわゆる総括といいたいでしょうか、そこのところをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し……

○委員（戸村ひとみ） 続きで言ったほうがいいんですか。水田農業構造改革のほうまで行っちゃったほうがいいですか。

じゃ、水田農業、私、自分の頭の中が結構混乱してくるので一つずつやりたいんですけども、局長がたつてのあれであればしょうがないな。

ここも、財源聞いておきますね。水田農業のほうの地方債 1,460 万円で、大きいのは国県支出が、違うわ、一般財源が一番大きいんだけど、県のほうからも約 3,400 万円、この財源の取り方というのかな、それをお願いします。県の補助金割合みたいなのもあるんでしょうから、お願いいたします。

これ以上やると、私、自分の頭の中が本当にこんがらがってくるから、いいですか。

○委員長（遠藤保明） どうぞ。ここまでで質問終わりですか。もっとありますか。

（「まだまだある」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 一応ここで区切りますか。

（「区切らないんですよ」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 答弁をしてもらえますか、ここで。

（「はい」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応新規就農の関係のそれぞれの数値の見込みですか、親元就農チャレンジ支援金とかそういうのは、毎年、輝けルーキーといって、農高の新卒者だとか新しく農業をやるよという人を県の農業事務所と一緒に状況を把握していて、その辺の今までの計 17 人とか 18 人、毎回 20 人ぐらいが平均してなんですけれども、今回も今までの人数を勘案して 20 人くらいだろうということで予算を持ちました。実際のところ、今回 18 件というところで収まっているので、そこそこ見込みどおりと言ったらあれなんですけれども、そこそこなのかなというところであります。

あとは、国の支援事業なんかというのは、今やっているのが 4 年度からなんですけれども、その前の前段の 5 年間もらえるという人も含めて、それと継続している人はもう確実に何人というのは分かるんですけれども、あとは、新しく新規になる人は、だいたいそのとき、10 人も 20 人もとやっちゃうと予算ばかり膨らんじゃうので、実質的に考えると 2 人とかそのぐ

らしいの計算で予算のときは計上しているという、そういう状況になっているんですね。

あと、財源ですかね。ふるさと応援基金繰入金、この財源がこれだけあるからこの人数を支援しちゃおうというよりは、今回、親元就農チャレンジ支援金 18 件でこのぐらいの経費がかかりますから、ふるさと応援基金からその金額を充当するといった形で、市単独でね、というところでやっています。

水田農業構造改革推進事業のほうですけれども、国県支出金は、これも面積だとかそういう部分でもうきっちり、取り組み面積でその分来るので、農家にもアナウンスとしてこれをやったら 10 アール幾らだよというのは事前にアナウンスされているので、最終的な結果、取り組み面積これだけだから県のほうに申請して、その分をもらうということでございます。

地方債のほうは、一応過疎債のほうを使っています。干潟地区の部分という部分ですかね、その分を過疎債を使わせていただいて充当しているというところになります。

今、国のほうはそれで大丈夫ですかね、継続の人の人数と新規のほうに 2 人くらい見込んでというところで、予算のときの話になっちゃうんですけれども、決算じゃなくて。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 親元就農の分、そちらのほうは、私、要するに事業効果のことを聞きたいわけです。だから、見込みで、それぐらいでこの決算のときに 18 件と行って上がって、そんなもんじゃないかなと思うというふうに課長のほうがおっしゃいましたけれども、そのほかの人数、件数というのかな。新規就農とか、7 件、2 件、5 件というこの件数が課長としては予算時に見込んだのと、要するにこの事業の効果が、決算ですからどうだったのかということちょっと検証したいんです。就農者の増加に寄与したと書いてあるので、寄与という言葉で終わっているの、課長の中ではどういうふうな効果の評価をしていらっしゃるのかなというのを聞いてみたいなど。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 見込みの人数に対しての評価ということですか。

そうですね、国の新規就農事業も、継続してやっている人はもう見込みとして、これ必ず 2 年目だいたい。その代わりに業として所得上がっちゃうと減っちゃうんですね、これ。幾ら以上所得があったらこの交付金もらえないというやつなんです。だから、もうけてもらったらそのほうがいいんですけれども、でも、なかなか新規就農してすぐそれだけ所得上げられる人っていないので、だいたい継続して耐用年数もらっている。そこの辺はだいたいの数

値としてはすぐできるので、要は、今年度新しくどのくらいかというところはなかなか判断が難しいと思います。

今の国の事業については、要は就農して3年間150万円もらおうというパターンと、1,000万円までの機械の補助、750万円補助してくれる、どちらか選択という部分。それから、もう一つ選択があって、両方併用もできると、150万円を3年間、併用して機械も買いたいよといった場合は、1,000万円までじゃなくて半分の500万円までの機械に対して75%補助すると。だいたい併用するパターンが多いのかなとは思っているんですが、ちょっとこの辺は新しく手を挙げた人が、最初に1,000万円を投資に使いたいよという人がいるのか、それとも運転資金150万円、3年間でいいという人がいるのか、それとも併用したほうがいいのかというのがなかなか見込めないです、そのときの農家の相談によってになっちゃうので。だいたいそんなに多くは見込めないんですけれども、2件、3件くらいで見込みはしているところです。そういった新規の部分は。

それはやっぱり同じで、転入者農業チャレンジ支援金もそうなんですけれども、これは4年からのので、次からはその期間分はカウントすぐできるんですけれども、要は新規の人がどのくらい来るかというのはやっぱり見込みというか、これはまだ始めたばかりでなかなか推計もできないので難しいところなんですけれども、だから、そこそこ、それから言ったらもっと増えてほしいところではありますが、ちょっと少ない見込みかもしれないですけれども、ちょっと予算あまり膨らませなくて済んでいるというところもあるんでしょうけれども、もっともっと新規就農来ていただいて、補正予算でどんどん上げていければと思っていますが。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） その予算の話なんですけれども、決算の話なので予算の話はしませんけれども、決算でこういう数字を事業効果として見たときに、果たしてそれぞれの補助金額というものが妥当、妥当という言い方はちょっと分からないですけれども、もう少しこの金額が多ければもっと増えたんじゃないかとか、そういうことを考えるわけです。

私、一般質問でも言いましたけれども、やっぱり農業に関してもっと補助金を入れないと自給率が本当にどんどん下がりっ放しになってしまうという、そこで新しく農業をしてくれる人とか、家業を継いでいこうだとか、そういう人たちに対しての補助は手厚くしなきゃいけないという考え方でこれを質疑しているんですけれども、ここの検討ってありましたか、令和4年度で。金額の妥当性と、それからもっと増やそうというようなことがあったかどうか。

そうした場合には、やはり県のほうとかにもっとその補助してもらった額を上げてもらうような交渉とかね、そういうことまで考えなきゃいけないと思うんです。

それから、先ほど言いました基金も、結果これぐらいのものを入れるという形ではなくて、やっぱり大きく打ち出したほうが私は、自分の考え方を言っちゃなんなんですけども、そういうふうないわゆる財源とか、あとその財源を基に個々の補助金の額を上げるだとか、そういうような検討というは令和4年度にありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 確かに金額を上げれば、もしかしたらニンジン1本よりも3本ぶら下げたほうが馬は走るのかもしれないですけども、その辺の幾らが妥当かというのは、ほかのいろんな農業者以外の市民の税金も使っていますので、この辺、親元就農も転入者農業チャレンジ支援事業もまだそんなに、チャレンジ支援事業は4年からなんですけども、親元就農もそんなにまだ年数たっていないので、そういったところで話がもうちょっとあつて、ただ、どのぐらいの金額が妥当かというのはいろいろ協議が必要かなと思っています。

これが、じゃ、幾らならいいのか。例えば生涯賃金を上げちゃえば多分、はいと手を挙げると思うんですけども、そこはやっぱりバランスで、どこまで幾らつぎ込めばというところはちょっと検討していかなければいけないかなとは思っていますが、ただ単純に上げれば全て新規就農の悩みが解消できるかというのはちょっと難しいなとは思っています。

あと、財源ありきというよりは、財源がこれだけ、ふるさと応援基金繰入金、応援基金はいっぱいあるんでしょうけれども、基本ここにこのぐらい経費かかったので、この財源を使おうかという考えのほうがか繰入金の考えではあるのかなと思いますけれども、県のほうは、例えば新規就農支援事業、これ県のほうは入っていないので、県の補助金というのは投入されていないんですね。新規就農総合支援事業補助金というのは、国のほうの補助金になっています。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 課長のお話、ごもっともだなと思うんですけども、やっぱり農業をやって食べていけるというふうに思わないと、農業に手を挙げる人はいないですよ。なので、食べていけるんだというぐらいの金額、それからあとはもちろんサポート体制ね、そういうところを充実させてもらって、あとはそれはもう本当に財源がないとどうしようもないことなので、私は県のほうとか、県の農業を支えているのって旭市なので、何回も言いますけれ

ども、なので、これはそういうこともあって質疑をいたしました。これ私の意見ではございません。そういう下に質疑をいたしました。

水田農業のほうです。県単独補助事業と市の単独事業とに分かれているんですけども、市の単独事業というのは、これ財源の話になるんですけども、県からの補助というのは見込めなかったものなんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 見込めています。要は、取り組み当たり、10 アール当たり幾らというのは県のほうでも示されているので、農家が事業に対して結果的にやりましたということであれば、その事業の面積を申請して県から来るということです。

推計はしますよ、今年度どのぐらい広がるんだろうかというところで、プラスアルファで予算は取りますけれども、最終決算になった場合は、最終的に取り組んだ面積で県のほうに補助金を請求するということになります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 国県支出金になっちゃっていますけれども、これ県単独の。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） そうですね。転作の市のほうですか。市のほうは、先ほど補足説明で申しあげましたけれども、飼料用米についてはキログラム当たり 20 円補助しています。作っている農家だけではなくて、受け入れてくれる畜産農家のほうもキロ当たり 2 円を補助しています。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） これ市の予算を見ただけでは分からないんですけども、決算で水田農業構造改革推進事業で 1 億 4,527 万 9,000 円使っておりますけれども、これ国が入っていないんですよ。国は今直接支払いしているんです。だから、飼料用米をやったら 10 アール当たり 8 万円だとか、専用品種だったらどう、今ちょっと段階があって取り組みによって違うんですけども、こっちのほうに数字が来ているわけじゃないんですけども、この 1 億 4,527 万 9,000 円、市・県で投資することによって、旭市に実際 8 億円から 7 億円の国の直接支払交付金 coming ということになります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 七、八億円の国からの交付金というのはどこに計上されていますか。ど

こに計上されて、どういうふうに……、計上されない。

○委員長（遠藤保明） ちょっとあれだけれども、農水産課長、ちょっと説明してやってください。これは国の事業とあれ全部分かれています。お願いします。

○農水産課長（池田勝紀） 農家に直接国から支払われる。市を通さない。昔は、国の転作補助金って、市に水田農業推進協議会とかつくられて、そこに国から来て、その協議会から配分する形だったんですけども、今はもう国が直接農家に取り組み面積当たりで、直接農家に支払われるので、国の補助金の分は市を通されていないので……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 窓口は国ですね。

その辺の、だから申請の手続きとかそういうのはこっちのほうでフォローしたりしますけれども、いろんな営農計画書とかで、どこから説明していいのかわからないんですけども、そういったところのデータをいろいろ共有して、それを国に上げることによって、国がこの方はこの面積だねというところで、その申請書類も市のほうで支援して、こういう書類を作ってくださいということでフォローアップして、そういったところでもかなり残業しながら市のほうもやっているんですけども、そういったところで直接農家が、全体、この水田農業構造改革に当たっては8億円から7億円、きっちりした数字は、直接払われているのでわからないんですけども、面積とかそういった部分で勘案するとそのぐらいの国の交付金が市内の農家には交付されているというところ……

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、今の件は詳しく冊子あるんですよ。後でよく。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。やっぱり農業ってすごく奥深いですね。私が知らないだけか。すみません。じゃ、その冊子のほうで勉強させてください。お願いします。

ここの水田農業構造改革に入るのかどうかちょっとわからないので聞いてみるんですけども、みどりの何とかというのを国が有機農業の推進のために始めたじゃないですか。それは水田農業構造改革というこの分野には入りますか。というか、入らないのであればどこに旭市としては決算計上がしてあるのか、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） みどり戦略の関係については、水田農業構造改革推進事業って、こ

れもともとは米価の下落を防ぐための、要は転作事業の絡みのやつですね。今、転作というのは法的になくなって、転作というか、生産調整というものはなくなっているんですけども、でもみんな自由に作っちゃったら下がっちゃうよねというところで、こういったふうに誘導する施策ということになっています。

みどりの食料システム戦略の中の目標ですから、有機農業 25%でしたっけ。ただ、国で全農地の 25%そうしようと言っているんですけども、今まだ 0.何%、1%にも多分届いていないと思います。

有機のほうもどんどん進めたいなと思うんですけども、作りました、売れませんという世界が一番大変だと思うんです。ある程度売れる見込みというんですかね、そういった部分も必要です。

国のみどり戦略の中では、やっぱり消費者の理解のほうも一緒にやっていかないと駄目だねという、そういった学校給食なり消費者にアピールもしましょうというところの世界です。今現在、まだ市ではちょっと有機の取り組み、そんなに少ないです。実際今、例えば有機農業を出荷しても、一般の消費者、例えばみんな今燃油高騰とかで家計も結構苦しい中で、やっぱり安い農産物を買ってしまうというのが、今まだ一般的で、そういうのを並行してやっていかないとちょっと進まないのかなと。

ただ、今、旭市の場合はそれに特化した補助事業というのはまだやっていない状況ですね。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。まだみどりの食料システム戦略の取り組みというのがないので、決算上もないということですね。分かりました。個人的には非常にこの辺の有機ということに関しては関心がございますので、この質疑をしてみました。

続きまして、同じく 207 ページなんですけれども、先ほど前者よりの質疑ございましたこだわり旭ブランドなんですけれども、私もこれ、道の駅とかの関係もあって、活性化とかの関係もあって、物すごく旭ブランドというものに関心があるんです。いわゆる旭ブランドというのが、私は農水産課のこの管轄の中に物すごい数があると思うんですけども、課のほうで認識している、令和 4 年度内でこれが旭ブランドだと認識していらっしゃるものというのはどれぐらいありましたかね。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 旭市は、農業産出額が 11 位ということで、全国的にも高い。とい

うのはいろんなものがあると。いろんなものがブランドであるのではなくて、生産者側からすると安定した食料供給ができていて、そういうところで産出額も上がっているのかなというふうに思います。

一部ブランド化、旭市のほうで事業を持っていますけれども、そういった農家、ブランド化してどんどん自分の経営をそういう部分でよくしていきたいという部分もあると思うんですけれども、一方で消費者目線からしたらどっちがいいですかという話もあると思うんです。

毎日、ブランドの農産物が食卓に上がっていますかというところになると、多分一般の家庭では、ほぼほぼリーズナブルな価格の野菜、畜産物が食卓に並ぶのが、今景気が悪い中で当然なことだと思うんですけれども、市がブランド化、今どういうものかといったら、キュウリ、トマトが産出としては多いんですけれども、それがブランドかどうかというのはちょっと難しい。じゃ、ブランド化しているのがあるかどうかというのと、これといったのがないのかもしれないですよ。

例えば飯岡のメロンだとか、そういうのは当然ブランド化、貴味メロンで打っていたんですけれども、今は飯岡メロンという名前に農協のほうでしたんですが、そういうものもありますし、一部、昔、耕畜連携というところで、田んぼに畜産の堆肥をまいていて作ったお米で、それは萬歳地区だったので萬歳米というブランドで米を作ったりとか、そういった取り組みもあったりはしていますね。ただ、それが全国的に広まっているかどうかというのは難しいんですが、いろいろ細々取り組んでいる人はいらっしゃるようです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） このこだわり旭ブランド創出支援事業が 22 万 2,000 円ですか、金額的にどうかなというのが、やっぱり決算書を見て思ったんです。

今、課長のほうで、何が旭ブランドか分からない的なお話があったんですけれども、やりようによっちゃ、かなり旭ブランドというふうに言えるものというのが、私は外から来た人間なので、その辺が非常にもったいないなと思うんですよ。

昨日なんですけれども、こちらで質疑させていただいた中で、やはり見込んだよりもふるさと納税のほうが少ないというような決算の状況とかも考えてみると、このあたりでちょっとタイアップして何か、本当に旭ブランドと言えるものをがんと打ち出すような、そういったような検討みたいなものが、令和 4 年度に限らずやられているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。やっぱり農業のまちだと思うので、そこを旭ブランドというものをつくってががんと打ち出すというようなね。

先ほど、課長の中で食卓に上るものというのが果たしてブランド物かどうかというのを言われたんですけども、やっぱりいろいろこういう決算の内容とかも見せていただくと、もっと外に打って出るやり方というのを考えないと、先ほどおっしゃった11位というのも、落ちた結果、私は落ちていると思うんですけども、そうでもないという話もあったんであれなんですけれども、令和4年度に限らず、そういうことの検証というものを常に、課内だけではなくて、全庁的と言ったらなんですけれども、あるものですかね、どうなんでしょうか。例えばお隣の商工観光課とか、そういうところであるのかどうか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応旭市のほうの補助事業の制度、多分商工のほうもそうだと思うんですけども、基本的には支援ということで、農家が頑張るところにそっと背を支えるというスタンスですね。だから、例えば市が、お宅のトマト、これブランドにしようよと、ブランドにするのに、これやってこれやってこうしてくださいよというのはなかなか難しいのかなと。やっぱりその人の営農のやり方だとか考え方もあるので、こっちが一本釣りして、お宅の豚肉、こういう飼料を使って、ちょっと高いけれどもこういうのを食べさせて、こうやってやって、こうやってブランドにしましょうよといったときに、それが果たして市場でもし評価されなかった場合に誰が責任を取るのという話もある。

だから、畜産なんかは難しく、配合飼料で、どっちかというブランドという部分では裏物語、ストーリーですかね、そういうのを前面に出しているが、全国でもよくコウノトリが来ている田んぼで作ったお米ですよとかというバックヤードというか、ブランドの仕方って、物自体の、要は製品とか向上させるだけではなくて、いろんなストーリーで持ち上げる場合もあるので、そういうのが例えば市がストーリーを持ち上げることはできますけれども、市が一人でできない。やっぱり農家がいろいろやってくれた取り組みを旭市のほうでストーリーを膨らませていくということはあると思うんですけども、ちょっとこっちからこの農家さんに、あなたのこれブランドにしましょうよというのは今ではちょっと考えていないところです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

（「2問、3問まとめてやっているの、お願いします」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そのつもりでいたんですけども、すぐ忘れちゃうの。すみません。

次いきます。難しいことですね。

213 ページです。こちら、私、ちょっと財源のことだけ聞かせてください。家畜防疫対策事業、この地方債というのは、こちらの一般財源が2,153万5,000円、地方債が590万円、なぜ財源の中に地方債があるのかということと、地方債から起債して引っ張ってきているのかということと、次の畜産環境フレッシュです。これかなり皆さん関心があつて、私も実は外から来ている人間なので、最初は物すごく衝撃だったので、最初の一般質問ぐらいから言っているような気がするんですけども、私6年過ぎましたけれども、いまだにまだこの臭いには慣れなくて、臭気判定士になろうかというぐらいの、かなり……、臭気判定士のことを聞きたいんですけども、初めて知りました、臭気判定士というのは。臭気判定士を市のほうで効果測定のとくに使うとなると、お金もかかることなんであれなんですけれども、松木議員も、やっぱりこの臭いに関しては結構一般質問等で言われていると思うんですが、地域地域でモニタリングしてくださる方というのをお願いして、効果測定とかという、そういう市民を巻き込むという言い方は変ですけども、私なんかは、もし飯岡地域とかでそういうあれがあったら本当に手を挙げたいぐらいのあれなんですけれども、こういった市内全域に関する事なので、地域活用というんですか、そういうことというのは令和4年度の中では考えられませんでしたかね。どうでしょう。

それと、ここの中で、あとは養豚に関しては、牛のほうはちょっと分からないんですけども、養豚に関しては、ふるさと納税で桁違いに納税額を上げている都城市、あちらが養豚全国1位じゃないですか。なので、そういうところの臭い対策ってどのようにしているのかというのを視察とか行かれたことがありますか、令和4年度内で。

私は、ぜひ個人的には行ってみたいと思っているんですけども、まだちょっとその機会が、コロナのときにあちらから断られまして行っていませんが、そういった視察。養豚・養鶏、養鶏の臭いがどうか分からないんですけども、あと牛とか、そういったところに視察とかそういうところに予算を取って行かれたというのがありますか。ここの決算書の中ではその金額というのが、私、見られなかったもので、そういうことをやられたかどうかというのをお願いいたします。

あともう一つぐらい、217 ページの多面的機能発揮促進事業の農地等現地調査委託料が300万円ほどあるんですけども、ここの委託先を教えてください。

あと、この活動組織が15組織あります。これ名前も言っていたら地域別でお願いいたします。

それぐらいでお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず最初に、家畜防疫のほうの地方債の関係です。結構養豚、干潟地区にかなり集積していますので……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） そうですね。だから、大いに使えるものは使っていこうということで、これは過疎債になります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 多いですね。というか、たまたま多いからいっぱい使えるというか、干潟が過疎債の対象になっているので、そういう部分でこれだけと。

あと、畜産フレッシュのモニター、臭気判定士を、私もそれが全国でどのぐらいで、どんな資格でというのはちょっと分からないんですけども、基本的にこの畜産フレッシュ事業って、突き詰めていくと、総合戦略でいうところの農水産業の振興という部分のカテゴリーで制度設計していますので、農家が一生懸命臭気対策に取り組んでくれるよというところに補助するというスタンスです。

住環境の臭いがどうのこうのと言っちゃうと、そうなってくると総合戦略の住環境の充実のほうの話になる。だから、農水産課としては、規制するとかそういった立場になりづらいですね。どっちかという寄り添って支援するというところで、だから、畜産農家のほうに、消臭効果があるのがこういうのがありますよとか、みんな臭いが出て困っているのではありませんかというところで、それについては旭市のほうも補助事業を用意しているので活用しましょうと。結果的に、臭気が少し下がればいいなというところのスタンスの補助体系になっています。農水産課が規制するという側の体制ではないので、ちょっとそこら辺はまた違う話になってきちゃうのかなというところで、旭市のほうは、そういう補助事業を活用して、大いに農家が活用してくれることによって、臭気が収まってくればというスタンスでやっているところです。

あと、多面的の何でしたっけ……、よく土連、土連という土地改良連合会……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 多分みんな、そこに委託しているんだと思います。それで各地区の取り組み状況の確認をそこに委託してやってもらっているというところ。

一応 15 団体、どうしますか、全部の団体を言ったほうがいいですか。

(発言する人あり)

○農水産課長(池田勝紀) 地域別……、15 団体のうち、海上地区が三つですかね。飯岡地区が二つですね。干潟地区が四つ、あとが旭ですかね。旭、川口、足川、矢指西、野中、富浦、これ全部言っちゃったほうが早かった……。

(発言する人あり)

○農水産課長(池田勝紀) 全部で15ですね。

じゃ、もう1回、名前言っちゃいましょう。これ集計しているものない……

(発言する人あり)

○農水産課長(池田勝紀) そうですね、はい。

(発言する人あり)

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) ありがとうございます。臭いのことに関しては、課長のお話よく分かりました。

ただ、ここの事業効果のところの臭気拡散防止に関する自主的な取り組みというところが非常に引っかけたもので、やっぱり自主的なことに任せていたんでは、この臭気って恐らくいつまでたってもね、私の中では手の打ちようがないところまで来ちゃうといけないなというのがありまして、課長のお話の中にもありましたけれども、農水産課としては、臭いが出ちゃうところを何とかしたいという、それぐらいのところで終わってしまうということだったんですけれども、やっぱり旭市の産業の中でこれから伸ばしていく観光のところとかを考えると、どうしてもこれがちょっと……、なので、これがというところとちょっとなんなんですけれどもね。お隣の課長のほうとかも、観光のほうとか、私は観光に来たときからのあれで、ずっとこれがあるものですから、そのあたりの話合いみたいなものが令和4年度内にあったらよかったなというのがありまして聞いてみました。

15の組織のバランス的には分かりました。

先ほど来、ちょっと私財源にこだわりたいんですけども、こちら干潟に4団体とかというのは、これは別に干潟のところで過疎債とか使えるようなあれではなかったということですね。一般財源のほうで2,000万円も出ているので、この財源的なところは国・県のほうのこちらと、あとは一般財源に頼るしかなかったのかなというところで、ちょっとここのところをお願いします。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 多面的支払交付金は、ここにも負担割合書いてありますが、50%は国が措置してくれます。残りの25%、県のほうも措置してくれる、残りの25%が市の単独でというところで、25%程度でも起債かけるのかという話になっちゃうんですけども、そこは一般財源でというところで、特には財源については、ほかの財源は考えていませんでした。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） そうですね。ただ、金額的な多寡がどうなのかという、起債をかけるときのね、それがちょっと一般的な判断するラインというのがあるんでしょうけれども、やっぱりなるべくならこういう有利な起債条件みたいなのあるところを活用して、一般財源というのはほかの……、いや、これ言っちゃうといけないんだわ。そう。分かりました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今、起債のお話がありましたので、この多面的機能発揮促進事業のほうの一般財源につきましては特別交付税で措置されるということになっておりますので、こちらには起債は該当しません。特別交付税で見てくれるという事業でございますので、起債は考えてございません。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） となると、すみません。私は本当に財源にこだわりたいんです。要するに、何かやりたい事業とかがあるときに、大きな事業とかがあるときに、やはり財源というのが非常に大事なことになるじゃないですか。

そういったら、ここに、農水産課だけなのかどうなのか分からないんですけども、一般財源というふうになっているところでも交付税で見てくれるみたいなものが結構あるということですか。結構ある。ここの農水産課担当以外でもということなんですかね。ちょっとそのところ、何か分かりやすいものがあれば教えていただきたいです。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、今の質疑に対して、これは農水産課に対してですか。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今特別交付税のお話でさせてもらいましたけれども、今ちょっと手元に特別交付税のメニューとかそういうものが手元にありませんけれども、それは調べてまた

お答えしたいと思います。

(発言する人あり)

○**財政課長(山崎剛成)** また、特別交付税のほうは特別な事業に充てられるものですので、ですので、その辺特別交付税のメニューというのがありますので、その中に農林関係があればということで、また後で。

○**委員長(遠藤保明)** ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**委員長(遠藤保明)** 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○**商工観光課長(大八木利武)** それでは、7款商工費について、お手元の決算に関する説明資料によりご説明をいたします。

45ページのほうをお願いいたします。

商業活性化推進事業です。決算書では227ページ、備考欄4になります。

決算額は8,285万円で、財源の内訳は、その他でふるさと応援基金からの繰入金で1,399万5,000円、一般財源が6,885万5,000円となっております。

本事業は、地域商業の活性化のために、商業組織等が行う各種事業に対し助成を行うものでございます。事業内容といたしまして、まず空き店舗活用事業補助金につきましては、市内の空き店舗を活用して事業を行う際の改装費及び賃借料を補助するものでございます。

次の商工業後継者育成事業補助金につきましては、商工会が実施する後継者育成事業、具体には商工会青年部が参加する研修参加に対する補助でございます。

次の旭市商店街振興事業補助金につきましては、市内の商店会等の運営費補助及び旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付旭市共通商品券発行事業への助成であります。このうち商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な物価上昇等により停滞した地域経済活動への影響に鑑みて、令和3年度に続きプレミアム率を30%に増額するとともに、商店が負担する換金手数料3%分についても事務費補助として市で助成することで、店舗の負担軽減を図り、事業への参加を促しました。

次の旭市商店街等活性化事業補助金は、市内の商店会が実施する売り出し等のイベントに対しての助成でございます。

次の旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金については、商店街の駐車場借上げ料に対し

での助成です。

これらの事業の実施件数及び事業費等につきましては、事業内容に記した表に記載のとおりでございます。

本事業の効果といたしましては、商店街が実施するイベントへの助成やプレミアム率を増額した商品券発行事業を行うことで、市内商店街の振興はもとより、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に向けての一助になったものと考えております。

続きまして、資料 46 ページをお願いいたします。

観光資源創出プロモーション事業についてご説明いたします。決算書では 231 ページ、備考欄 2 になります。

決算額は 589 万 9,000 円で、財源の内訳といたしまして、その他で災害復興基金繰入金 が 587 万 8,000 円、一般財源は 2 万 1,000 円でありました。

本事業は、市の豊富な観光資源の魅力を全国へ向けて発信することで、新たな観光資源の創出を図り、観光振興を図るものでございます。内容といたしまして、まず役務費の中の広告料、こちらの主なものは、市内の観光スポットを描いた高速バスの車体ラッピングの運行とデザイン更新に係る経費、こちらが 144 万 7,875 円、市内の観光スポットを紹介する観光 PR 番組の放映料 88 万円、ユーチューブインストリーム広告掲載費 14 万 9,600 円などとなっております。

続いて、委託料ですが、こちらは観光プロモーション支援業務委託ということで、「恋する灯台」として PR している飯岡灯台のライトアップイベントの業務委託等で、事業費は 121 万円となっております。

また、負担金補助及び交付金は、観光施設利用助成金で、「冬の旭へ行こう」をキャッチフレーズに、キャンペーンに参加した宿泊施設に泊まった宿泊者へ 1 人当たり 1 泊 2,000 円の助成を行ったもので、昨年度は 406 名が利用し、助成金として 81 万 2,000 円を支出いたしました。ちなみに、宿泊施設は 5 施設でございます。

本事業の効果でございますが、昨年度もコロナ禍の影響が続く中、市の観光イベントや海水浴場・市営プールも中止や規模縮小を余儀なくされる中ではありましたが、各種観光プロモーション事業の実施によりまして観光振興に資することができたものと考えております。

続きまして、資料の 47 ページをお願いいたします。観光イベント事業についてご説明いたします。決算書では 235 ページ、備考欄 4 になります。

決算額は 2,091 万 7,000 円で、財源の内訳といたしまして、その他で地域振興基金繰入金が

1,830万円、一般財源は261万7,000円でありました。

本事業は、各実行委員会が主催する観光イベントを支援し、観光振興を図るものでございます。コロナ禍の影響が残る中で、全ての観光イベントについて、感染症拡大防止に取り組みつつ、縮小や内容を変更しての開催となりました。その中で、事業内容といたしましては、負担金補助及び交付金として、七夕市民まつりやいいおかYOU・遊フェスティバル、スターライトファンタジー事業、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦への補助として、それぞれ記載の金額を支出いたしました。

その他、委託料につきましては、袋公園桜まつりに係る各種業務委託料となっております。

本事業の効果でございますが、昨年度もコロナ禍の影響が続く中で、感染拡大防止に取り組みつつ、内容を変更しながらもイベントを開催したことで、観光入り込み客の増加や関連産業への振興に資することができたものと考えております。

以上で7款商工費についての補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

都市整備課長、改めて何か説明ありますか。昨日の件で。何かありますか。

では、都市整備課長、よろしく申し上げます。

○都市整備課長（飯島和則） 昨日、歳入の場面で、飯岡刑部岬展望館の使用料9,500円の件について、崎山委員のほうよりご質問いただいたということでお伺いしております。その9,500円の内容ということでよろしいでしょうか。お答えいたします。

令和4年度の展望館の実績でございますが、1階の多目的室と2階のパノラマ展示室、1階の多目的室が2件、2階パノラマ展示室の7件、計9件利用がございました。これが9,500円の内訳となっております。

ただ、利用実績の中で芸術作品の展示等、展望等に影響がないものにつきましては使用料のほうを徴収しないで、減免といいますか無償にしたところがございますので、全部で9,500円というわけではないのですが、利用としましては合計9件の利用があったというところがございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員、今の答弁でよろしいですか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

何か物販も検討するみたいな話はありませんけれども、その件について、すみません。

○委員長（遠藤保明） じゃ、商工観光課長、答弁をお願いします。

○商工観光課長（大八木利武） 失礼しました。

物販の件でございますが、こちらのほう、実は今年1月、2月、3月の3回、商工観光課のほうと観光物産協会のほうで実験的に物販を行わせていただきまして、こちらで3回の合計売上げで4万円程度だったんですけども、あの場所で、また調理とか加工ができないものですから、お土産物品を中心にとということで、物販のほうを実験的にやってまいりました。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） では、議案の審査は途中でありますが、13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑ありませんでしょうか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） では、決算書231ページの、観光資源創出プロモーション事業のほうで質疑をさせていただきます。

観光プロモーション支援業務委託料のほうで、飯岡灯台ライトアップというふうに括弧書きで書いてあるんですけども、具体的にどのような内容だったのか。単純に灯台の電気代なのか、それ以外の何か装飾に対するものだったのか教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 観光プロモーション支援業務委託料につきましては、飯岡灯台のライトアップということで、こちら内容的には、灯台の本体に対してLEDを当てて5色に変化させるライトアップというのが一つ。あと、灯台の前の通路、それに青い海の波をイメージした、ブルーのイルミネーションというのを設置しました。あともう一つが、灯台の脇に、音楽に合わせて空に向かってビームサーチライトという、7色に変わるビームサーチライト、そういったライトアップのいろんな三つの特色あるものを施したという、その設置、

撤去、管理に当たる委託になります。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

ちなみに、その委託業者は市内の業者なのか、それとも市外の特別なプロデューサーというのか、そういう専門の業者を入れているのか教えてください。

○委員長（遠藤保明） ただいまの崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 委託事業者につきましては千葉テレビ放送株式会社、千葉テレビです。こちら、「恋する灯台」の認定を受けたときに、こちらのほうの事務局をやっているというところもありまして、そのままトータル的にPRのほうも併せてというところ、千葉テレビのほうでも報道番組、情報番組で報道してもらったという、そこも併せてという、副次的なところも併せてというところをお願いをいたしました。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

追加でごめんなさい。同じ事業の中なんですけれども、ユーチューブ広告をやられているということで、リーチ数とか再生回数とか、実績があればちょっと教えてください。それで最後です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） ユーチューブインストリーム広告でございますけれども、昨年の6月から8月までということで約2か月配信しまして、PR動画 15 秒なんですけれども、途中スキップしないで最後まで視聴した数ということで8万1,079回。4万回で想定していましたので、かなりの方が見てくれたのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんでしょうか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 1点だけご質問させていただきます。

崎山委員と同じあれで、観光資源創出プロモーション事業です。高速バス車体ラッピング広告作成ということで、約145万円ぐらいですか。これは4年度ですよ。5年度はこの金額は減るという解釈でよろしいですよ。それをお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 菅谷委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） ラッピングにつきましては、4年度は、実は今年の4月から新たなデザインでリニューアルをしまして、今回4年度の決算につきましてはリニューアルするラッピングの作成代と、前のデザインのままで1年間、ラップ走っていますので、そのの広告料合わせてということで、140 何がしの金額になっています。

ですので、5年度は今度ラッピング作成のほうはしませんので、ただの運行だけになりますので、金額のほうは下がることになります。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、1点だけ。決算書の235 ページ、観光イベント事業の備考欄12 委託料、鯉のぼり掲揚等委託料59万9,856円。この鯉のぼり掲揚委託料の中には、新しくこいを購入するという部分のお金は入っているのでしょうか。それを1点教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

宮澤委員のほうでご質問あった掲揚等の委託料につきましては、あくまでもこいのぼりを掲揚するための委託と、そのこいのぼりを、実はこいのぼりは購入ではなくて、市民の皆様からご寄附のほう募っております。いらなくなった、そういう役割を終えたこいのぼりを広報等で募集しまして、ご協力いただいたものを掲揚できるように細工をする委託、これはシルバー人材センターのほうにお願いしたんですけれども、そういったもの含めてトータルで59万9,856円という委託料になっております。購入ということではなくて、あくまでも市民の皆様のご協力というところがございます。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 心配なのは子どもたち、今、こいのぼり揚がらないので、ほとんどこいのぼりを見られなくて、袋のため池に行くか道の駅に行かないとこいのぼりを見られない。心配していたのは、こいのぼりが各家庭にないわけです。うちでも当然寄附しましたけれども、そのこいのぼりが家庭にない状態で、果たして寄附をくれる人がいない状態で、どうなっているのかなというのを聞いたかったんですよ。分かれば。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 令和4年度は、24件の市民の方からご寄附のほうを頂きました。かなり多くいただきました。

実は今年は、今のところ在庫がと言ったら変ですけども、まだ揚げるだけの在庫もありますので足りるんですけども、実は令和4年度の当初それがないというところで、広報で3回ほどちょっと広報させていただいて、市民の方に募ったという事実もございますので、また足りなくなりましたら、ちょっとまたお願いすることになると思います。

ただ、委員おっしゃるように、今なかなかこいのぼり揚げる方も少ないという中で、ちょっと大変な面はあるかもしれないんですけども、でき得る限り市民の方で、いらないと言ったら変ですけども、役割を終えたこいのぼりがある方へ呼びかけるところを、今のところは考えていきたい。そうすれば、寄附したこいのぼりがあそこに揚がっているといったら、またそういう方々が来てくださるのかなという期待もありますので、しばらくの間はそういうやり方を継続させていただければというふうに考えております。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。数点あります。

まず、227ページの商業活性化推進事業からなんですが、空き店舗。これの改装費が11件、賃借料が16件ということで、これ重なっている件数と、それから、たしか見込みよりも多かった、あれは令和4年度だったかなとは思うんですけども、見込みと、それから把握している状況でいいんですけども、だいたい市内にどれぐらいの空き店舗があつて、それを活用して、令和4年度ですよ。どれぐらいの活用率になったのかということをお聞きします。

それと、同じページの委託料のまちかどギャラリー管理委託料、こちらはどこに委託しているのかと、あと管理の内容ですね、あちらの管理の内容をお願いいたします。

それから、229ページの旭市特産品開発事業なんですが、先ほどの旭ブランドというのとはまたちょっと、事業自体が違うのであれなんですけれども、36万円を決算しているんですけども、こちらの内容をお知らせください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まず空き店舗のほう、改装が11件で、賃借のほうが16件です。重なっている部分というところなんですけれども、改装の部分ですが、11件です。11件にな

ります。つまり、改装をやった11件は全て賃借のほうも申請しているという形になります。

見込みよりという話なんですけれども、当初、改装も賃借も当初予算4件ずつでやって、6月議会のほうで補正のほうをさせていただいて、上乘せをさせていただきました。それで、11件分ずつぐらいの形で予算を確保させてもらって、ほぼその件数分は、人は入れ替わったりもしましたけれども、補助金のほうも、補正の時点ででき得るマックスの金額を補正させていただいたんですが、やはり時期的なものもありますので、多少金額が下がったりもしましたので不用額が出ましたが、件数的にはほぼ見込みどおりの件数をクリアできたというふうに思っております。

あと、中心市街地のほうの委託料でございますが、こちらについては、この建物、ギャラリーのほうの清掃とか開け閉めということで、ロザリオ聖母会のほうへ委託のほうをしてございます。内容的には、鍵、シャッターの開閉、清掃ということでなっております。

あと特産品のほうですけれども、今回特産品開発事業のほうはあれがございません。申請あったんですけれども採択しなかったのでゼロということで、推奨品認定事業というところで36万円という形になっています。

この推奨品認定事業といいますのが、観光物産協会のほうで推奨品、既にもうある程度、物品化、物産化されているものをパンフレットとかにまとめて載せてPRをするというものに対して補助をしているものなんですけれども、パンフレットの作成とのぼり、あと商品に対してラベルを貼るといったところの作成料になります。その観光物産協会への補助金という形になります。ちなみに、4年度の推奨品につきましてはお酒ですね。「幽学の里」という清酒が、一応1点だけ認定されたというところになっております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長（大八木利武） 空き店舗につきましては、申し訳ございません。数の把握は我々のほうではしておりません。あくまでも申請する方々のほうで自分が出たいお店を探して、それでご相談をいただくという形になりますので、我々のほうで空き店舗をあっせんするという形は取っておりませんので、数の把握というのは、すみません、うちのほうでは行ってはいないです。

ですので、活用率というところもちょっと出せない状況にはなっています。ですから、あくまでも、空き店舗についてはその申請数をもって、我々のほうとすれば、これぐらいの人が出てくれたという形で実績としたいというふうを考えております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 空き店舗という定義というんですか、それがありましたよね。1年だか何年だか半年かな、空いているという状態で、そういうのに当てはまる人がそこを借りるといふことで、補助が出るということですよ。

そうすると、どこかと連携してそういう、今はデータバンクも空き家のほうでは出ていると、あると思うんですけども、そういうのが必要なのかなとも思うんですが、え、ここっていつから空いていたっけみたいな感じで皆さん思われると思うんですよ。ずっとそこを狙っていたみたいな人というのは、そうそうはいないと思うので。

そうすると、またちょっと情報として提供するものがあればそれが増える、こういうのが増える可能性もあるかなと思って聞いてみました。またそのあたりは別の機会で聞かせていただきます。

つまり、改装して、そして借りるといふ方と、改装しなくても借りるといふ、賃借料だけ補助するといふ方と、あるいはこれ通年で24か月ということですから、前に改装した分で使っている人の分もこれに計上してあるということでもいいですかね。分かりました。

この事業って、非常に市内商工業の活性化にも有効ですし、またほかの移住やら何やら全てにおいて有効な事業だと思ひまして、聞いてみました。

まちかどギャラリーのほうは分かりました。何でこういうことを聞いたかといいますと、もう少し明るい感じっていうんですか、目立つ感じのものがあつたほうが、私はちょっと探しに行ったので、そこでこの委託を受けているところが何かもう少し活性化するような、そういうことまでやってくれるようなところなのかなというふうにして聞いてみました。

続きまして、特産品なんですけど、特産品のほうでの補助金ではゼロ件で、推奨品のほうでの決算額が36万円ということでした。先ほどの質疑でもいたしましたけど、旭ブランドとか旭市の特産品とかいうのは、私にしてみれば物すごくたくさんあると思うので、そこでこの決算なのかと思って聞いてみた次第でございます。令和4年度ではなかったということですね。

続きまして、231ページです。前者のほうからも質疑ございました高速バスの車体ラッピングなんですけど、私も何回か高速道路を走っていて見ました。これ千葉交通とか、あの辺にどでかくあさピーとかが映っていて、物すごくうれしい気持ちになりました。これは一体、年間で何本走っていて、時間帯ってあるのかないのか分からないですけども、旭市のほうを走るのは1時間に1本だと思ひんですけども、旭市から行くのが。

その走っている状況、それがつまりもう費用対効果として、この約144万7,000円の中には、

次の分の広告のデザインだか何だかも入っていたということですから、単純にはこの金額じゃなくてもうちちょっと少ないんでしょうけれども、ちょっと費用対効果のほうを見たいのでお願いします。

続いて、まだまだ言っちゃったほうがいいですよ、きっと。これの財源、災害復興基金繰入金になっているんですけども、これ一般財源のほうで2万1,000円という額が入っているんですけども、何だかちょっと、全部がこの災害復興基金にならなかったのかな、587万8,000円というので2万1,000円が一般財源からです。こここのところの何か決まりがあるのかどうか。あと、なぜ災害復興基金からこれが入っているのかということ、財源になっているのかということです。

続きまして、235ページの観光イベント事業です。

こちらのほうが、これも財源なんですけど、1,830万円が地域復興基金繰入金です。やはりこれも一般財源のほうから261万7,000円ですか、入っています。この財源の根拠をお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは初めに、高速バスの回数の状況からお答えいたします。

高速バスにつきましては銚子東京線と、以前令和4年度途中までは匝瑳東京線というのがあったんですが、途中から多古富里東京線というふうになりました。この2ルートにこのバスを走らせている、交代で走らせているという状況です。

銚子東京線についても、横芝光旭ルート、大栄旭ルート、佐原ルート、小見川ルートというふうにとちょっとルートが分かれているんですけども、それぞれに満遍なくというところで、一応目安的には1日2往復をめどに走るところをお願いしておりまして、令和4年度の実績は、全ルート合計で1,048回、524往復ということとなっております。

この令和4年度については、前のデザインのバスの実績というところで、よろしく願いをいたします。

あと、災害復興基金のお話でしたけれども、災害復興基金は、多分震災の後、復興のソフト分の基金というのを積み立てまして、それで旭市を盛り上げるというところでプロモーション、そういったところに充てたというふうになっておりまして、この金額についても、基金を充てる、例えばこれは財政的な話なんですけれども、期日までに額が確定していた金額が578万円で、半端の部分というところがちょっと、そのあれを過ぎちゃって、財政とか企画の

ほうでそれを振り分ける基金を過ぎて額が確定したというところで、2万1,000円というのがちょっとはみ出ちゃったというふうになっておりますので、すみません。

イベントのほうです。こちらの1,830万円というのは、これがスターライトファンタジーと七夕市民まつりとYOU・遊フェスティバル。この三つのイベントに対して地域振興基金を投入したというところで、こちらの合計が1,830万円という形になっておりまして、それ以外のところは一般財源というところでございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 今の基金の繰入れの話をお伺いしたら、観光イベント事業のほうの基金に関しては、何か確定している感じがしないでもないんですけども、それでもやっぱり基金の繰入れ時期に間に合わなかったということなのかな。ちょっとそれは一応聞いておきます。一般財源と基金との兼ね合いというのを知りたいなと思ひまして。

1点、前のほうで聞き忘れたんですけども、プレミアム商品券です。こちらの使えるところというのが、道の駅は使えないということであれなんですけれども、イオンタウンは令和4年度はまだできていなかったか。できていましたね。イオンタウンというのは使えるところなんですかね。私、ちょっと行って使おうと思ったことがないので分からないんですけども、それをお願いします。

もう1点、ちょっと遡っちゃいますけれども、231ページの「冬の旭に行こう！宿泊助成キャンペーン」。これ406の方が利用されたということなんですけれども、1泊2,000円の補助ということで、ざっくりでいいんですけども、この施設、何施設が利用されたかというところ、何施設で何人が利用されたかというのをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まずイベントの関係の基金のやつなんですけれども、こちらスターライトも七夕もYOU・遊も、年度末時点ではもう事業としては完了していますので、決算として固まっているというところで、補助金額1,830万円というところで、確定しているというところでございます。

あと、プレミアム付共通商品券につきましては、イオンタウンについては使えません。といいますのが、こちら旭の商振連ですか、そちらのほうに加盟している商店のみの使用というところで、地元商店街応援というところも兼ねてのことでございますので、その辺ご理解賜ればと思います。

あと、冬の旭の助成金につきましては、こちらは市内の五つの宿泊施設を対象にということで、実際 2,000 円助成をしますので、こちらのほうのルールとしまして、1 人 1 泊 5,000 円以上のお宿でというところでお声かけをしまして、その中で 5 件の方が参加しますというところで、この 5 件に泊まったお客様に対して助成を行ったというところがございます。よろしくをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。プレミアム商品券については、私も実は、いわゆる大手というのは参加すべきじゃないと思っていますので、市内の商店街が活性化するためのものなので、理解しています、もちろん。

さっきの財源のこと、大丈夫です。以上です。

○委員長（遠藤保明） 答弁必要ですか。いいですか。

ほかに。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 1 点、お聞きいたします。

決算書の 229 ページの工業振興支援事業の中の委託料、鳥獣駆除委託料 52 万 4,040 円とあるんですけども、先ほど農林水産業費の中の 219 ページで、上に有害がつくのか。有害がつくんですけども、これとは違うのかちょっと教えてもらえますか。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） うちのほうはちょっと有害とついていないんですけども、工業団地内の食肉公社のほうに、カラスとか、いわゆる有害鳥獣になるんですけども、出ていますので、もともとは工業団地内の緩衝緑地とかにいたカラスとかそういうのが、工業団地の立地企業の外にある断熱材とかそんなのに悪さをしていたというところから始まったようなんですけども、今現在は、各企業ともちゃんと室内にそういうのをしまっておりまして、どっちかという今、食肉公社の関係でやっているというところがあります。

有害鳥獣なんですけれども、すみません、名前は別に合わせてはいないです。やっていることに関しては、カラスとか鳥に対しての駆除ということで、猟友会のほうに委託をしているものでございます。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かったんですけども、であれば、農林水産業費の中の猟友会にお願い

する予算で済まなかったものなのか。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 駆除するものは同じものなのですが、やっぱり目的別の予算というところで、頼んでいるところも猟友会で同じなんですけれども、農業被害が及ぶ場所というところ、農業者を守るところでは農水産業で支援する。商工の関係の工業団地のほうは、その分は商工のほうで予算措置をするというふうにやっております。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。そうすると、よりよい駆除を行っているという考えでいいですかね。お願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

議長。

○議長（木内欽市） 午前中に 227 ページの商業活性化推進事業、これを見ていて非常にいいことだなと思っております。私この後ちょっと退席しますので、ここだけ申し上げたくて今帰ってまいりました。

というのは、本会議でも松木議員から質問がございましたが、サンモールがイオンへ行っちゃいましたね。これはこれで個人の事業だからいいんですが、例えばサンモールができる前は旭の銀座通りは物すごくにぎわっていたわけですよ。サンモールができちゃったおかげで過疎化に今なっちゃったんですが、ただ、ここへ来てぽつぽつと商店街に戻ってきてくれてますよね。

例えば、匝瑳市だと老舗の文房具屋、多田屋さんがなくなって、これはもう大変なことだということ一時大騒ぎになったんです。旭市も老舗の文房具屋の三川屋さんが国道まで行っていましたが、国道を全部撤退して元の三川屋に戻ってきました。ということは、家賃がかからないわけなんですよ。

ですから、こういうのを逆にプラスに捉えて、それで駐車場の整備ということもございました。これも閉まってしまったところには気の毒ですが、そこをきれいにして駐車場にしているということで、これもまた一つのいい転換点なんです。銀座通りがしよなかつたというのは、駐車場が全くなかったんです、あれ。全部商店街ですから、買物に来ただけでも駐車場がなくてなど。サンモールができれば駐車場があつていいなということで、みんな向こう行っちゃったんですが、今は駐車場がぽつぽつ増えています。それで駐車場の

補助金も出していただいていますね。ですから駐車場にはさほど今は困らないんじゃないかなど。

それで、商店街が廃れたときよく言ったんですよ。専門のお店があるといいねと言っていたんですが、確かにそうなんです。私なんか長靴とか買うんですが、大手のお店で買った長靴はすぐ破けちゃうんですよ。それで、銀座通りに一つまだ頑張っている何とかゴムという長靴屋さんがあって、その長靴を買くと2年でも3年でも破けないんです。大手の安売り店で買った長靴は、ちょっと山へ行ったらちょっと竹とかやるとすぐ破けちゃうんですよ。ところが、銀座通りの専門店で買った長靴はもう3年履いておりますが全然破けない。多少竹が来ても全然平気なんです。

それと、先日崎山議員なんか貸店舗で何かイベントやってくれましたけれども、ああいうのも非常にこれからいいと思いますよ。

それで、同じようなことが、例えば古いお店でよく私どもも使うんですが、昔、旅館で今は料理屋というか、食事を出してくれるんですがね、安くておいしいんですよ。ということは、家賃も何もかからないわけなんです。ですからその強みがあるんです。私の友達もあそこで餃子屋やっているんですが、これもやっぱりおいしい餃子だから、もう何十年とあそこで、小さいお店ですが家族でやっていて、非常にもうかっているって言うんですよ。バブルの頃は全然もうからなかったと。バブルの頃はみんな外食で、景気が悪くなるとみんなおかずを買っていつてくれるんだから、今もうかったよと、こう言っていました。

ですから、何度も言いました。ここにちょうど菅谷委員もいらっしゃるんでね。一族の会社が銀行の跡地、興銀と茨城銀行は撤退しちゃいましたが、その跡地を求められて今学習塾で、すごくはやっています。これを契機にね、銚子市みたいになっちゃうと完全に駄目ですよ。ところが旭市は今ぽつぽつ戻りつつありますので、チャンスですので、こういうところには惜しまず予算をつけていただければいいかなど。駐車場だとか商業活性化、これのおかげでもう五、六件、元気のいいお店ができれば旭市の銀座通りすごくよくなると、こう思いまして、発言をさせていただきました。担当の皆さんの日頃のご苦勞に感謝をしております。

くどいようですが、旭市の銀座通りは今活性化の大チャンスですからね。大きいところに行くとか家賃も高いんですよ、物すごく。そのほかに光熱費だの、あと駐車場代も取られると聞いていました。ですから、新しい所へ行くのはいいですけども、行ったお店は果たしてやっつけられるのかなど心配している人もいます。

そういった意味で、もともとあるお店の所は、今言ったように家賃はかからない。昔駐車場

に困ったのに、周りにどんどん駐車場が増えてきて今は駐車場も困らないというようなことなので、ぜひこの活性化、現実にさっきも言ったようにお店が帰ってきて営業してくれるという方もいるので、ここはひとつ、七夕にだって千何百万円もお金使うんだから。これもいいことですけれども、こういう活性化にも少し、ぜひ予算を割いていただいとということで、思わずしゃべらせていただきました。すみません。

当然、答弁は結構です。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） それでは、建設課所管の事業について補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料により説明させていただきます。

なお、補足資料といたしまして、表紙に令和4年度予算科目・事業別工事等一覧表とございますものを配付させていただいております。説明の中では、工事等一覧表として掲載ページをお示しさせていただきますので、参考としていただきますようお願いいたします。

それでは、説明資料の48ページをお開きください。

蛇園南地区排水路整備事業です。決算書は245ページになります。備考欄5番です。

説明資料上段、決算額は3,141万2,000円です。財源内訳は、地方債の緊急自然災害防止対策事業債で3,130万円、一般財源で11万2,000円です。

主な事業内容は工事請負費で、道路排水工事1件で3,069万円です。事業費の合計は3,141万1,960円です。

工事等一覧表では、15ページとなります。

次に、説明資料の49ページをご覧ください。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は245ページ、247ページになります。備考欄6番、7番です。

説明資料上段、決算額は5億667万円です。財源内訳は、国からの交付金2億2,804万9,000円、地方債については、現年分が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び公共事業等債で1億8,590万円、下段の括弧書きの繰越分が合併特例事業債で7,970万円です。一般財源は1,302万1,000円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、上の表、現年分の主な事業内容としては委託料、JR東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託が4億1,912万7,608円で、事業費の合計は4億2,262万910円です。

続いて下の表、3年度繰越明許分の主な事業内容としては、工事請負費で道路改良工事3件、事業費8,342万2,200円で、事業費の合計は8,404万8,610円です。

工事等一覧表では16ページとなります。

次に、説明資料の50ページをお開きください。

南堀之内バイパス整備事業です。決算書は247ページになります。備考欄8番、9番です。

説明資料上段、決算額は1億5,596万7,000円です。財源内訳は、国からの交付金5,867万2,000円、地方債は9,720万円です。地方債の内訳としましては、現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも過疎対策事業債です。一般財源は9万5,000円です。

事業内容ですが、上の表、現年分の事業内容は工事請負費、道路改良工事2件で1,496万9,000円です。続いて、下の表、3年度繰越明許分の事業内容は、工事請負費、道路改良工事3件で1億4,099万7,900円です。

工事等一覧表では17ページとなります。

次に、説明資料の51ページをご覧ください。震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では247ページになります。備考欄10番、11番です。

説明資料上段、決算額は1億5,070万2,000円です。財源内訳は、国からの交付金2,335万3,000円、地方債については5,070万円で、内訳としては現年分が緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債で1,140万円、下段の括弧書きの繰越分が公共事業等債及び緊急防災・減災事業債で3,930万円です。その他1,190万円は、災害復興基金繰入金です。一般財源は6,474万9,000円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、上の表、現年分の事業内容のうち主なものは、表の中段、工事請負費で、道路改良工事8件、事業費は2,475万1,800円。内訳は、椎名内西足洗線の工事7件、横根三川線の工事1件を実施しました。

現年分の事業費は合計で2,586万4,068円です。

続いて下の表、3年度繰越明許分の事業内容は、工事請負費で道路改良工事7件、椎名内西足洗線の工事5件、横根三川線の工事2件を実施しました。繰越明許分の事業費は1億2,483万7,900円です。

工事等一覧表では、18ページから19ページとなります。

次に、説明資料の52ページをお開きください。

冠水対策排水整備事業です。決算書は 247 ページ、249 ページになります。備考欄 12 番、13 番です。

説明資料上段、決算額は 1 億 3,609 万円です。財源内訳は、現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも合併特例事業債で 1 億 2,920 万円、一般財源は 689 万円です。下段の括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、上の表、現年分の事業内容のうち主なものは委託料で、調査・設計委託 3 件で、事業費は 2,165 万 6,800 円です。そのうち 2 件は旭地域のハ地区と海上地域の後草地区で、排水路詳細設計業務委託をそれぞれ実施したものであります。それとその後、負担金、水道管切廻し工事負担金が 749 万 8,700 円で、現年分の事業費は 2,995 万 121 円です。

続いて下の表、3 年度繰越明許分の事業内容は、工事請負費、地域排水工事 3 件で、事業費は 1 億 614 万 100 円です。

工事等一覧表につきましては、20 ページの表をご覧ください。

以上、議案第 1 号、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計決算の認定についてのうち都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の 53 ページをご覧ください。

事業名、都市計画総務事務費です。決算書は 249 ページ、備考欄の 2 になります。

本事業は、秩序ある良好な住環境の形成を実現するため、市全域を視野に都市計画の見直しを進めるもので、決算額は 1,839 万 2,000 円です。

財源内訳の特定財源のうち、その他財源は屋外広告物許可手数料で 102 万 7,000 円。事業の主な内容は、委託料として都市計画見直し支援業務委託 1,246 万 4,000 円です。この業務委託は、債務負担行為により、令和 4 年度から令和 7 年度までの継続業務となり、全体事業費は 1 億 7,490 万円となります。

令和 4 年度の業務内容は、市の上位計画である総合戦略を勘案するとともに、千葉県の都市計画区域マスタープランとの整合を確認しながら、都市計画区域の指定方針を決定しました。また、建築動向の調査から、現在の土地利用の把握、整理を行い、用途地域など主要な都市計画の検討を行いました。

続いて説明資料の 54 ページをご覧ください。

事業名、住宅リフォーム補助事業です。決算書は 261 ページ、備考欄の 7 になります。

本事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人が行うリフォーム工事費用の一部を補助するもので、決算額は1,862万円です。財源内訳の特定財源のうち国県支出金は、社会資本整備総合交付金で837万9,000円。

事業の具体的な内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、補助金の限度額は20万円です。令和4年度は119件の申請者に対し補助を行いました。

続いて説明資料の55ページをご覧ください。

事業名、空き家等対策推進事業です。決算書は261ページ、備考欄の8になります。

本事業は、生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の解消と発生抑制、活用につながる施策を実施するもので、決算額は127万8,000円、全て一般財源となります。

事業の具体的な内容は、空き家等の啓発チラシの作成に29万7,000円、空家等管理システムの保守委託料52万8,000円、賃借料が34万3,200円となります。

なお、令和4年度から開始しました空家活用支援事業補助金と、空家等除却事業補助金は実績がございませんでした。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

初めに、都市整備課長、昨日の質疑について答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 昨日、歳入で、住宅使用料の収入未済額に関して、現年分と過年度分の金額はというご質問がございました。そちらについて回答いたします。

決算書ですと24、25ページになります。

一番下の住宅使用料の収入未済額704万6,050円。こちらのうち、過年度分は529万9,300円となります。令和3年度から4年度に繰り越した収入未済額につきましては、右側備考欄に徴収した内訳は載っておりますので、こちらが徴収した額でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 議案の審査は途中でありますが、14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審査を行います。

それでは、8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、3点お聞かせ願います。

まずは、決算書 245 ページ、247 ページ、説明資料 49 ページの飯岡海上連絡道三川蛇園線、これの鉄道横断工事委託料なんです、これ工事請負ではなくて委託と銘打っている理由は、分かれば教えていただきたいと思います。

もう一点が決算書 261 ページ、説明資料 54 ページの住宅リフォーム補助事業 119 件の、これ 10 分の 1 で 20 万円ということなので、最低でも 200 万円以上の工事だと思うんですが、その概略でいいので内容を教えていただきたいと思います。

あともう一点が、先ほど配られた補足資料、工事等一覧表の 9 ページなんです、交通安全施設維持補修事業、これに関して、1 者がほぼ取っているんですが、これは交通安全施設ということで特別な資格があつて、入札参加者が少ないのか、その辺の理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） ただいまの井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、説明資料の 54 ページの住宅リフォーム補助事業、こちらについてご回答いたします。

工事のリフォーム補助事業の補助金、工事費の 10 分の 1 で 20 万円以上でございますが、200 万円以下の工事も多数ございます。

令和 4 年度の工事実績としましては、119 件の内訳として、外壁・屋根が 78 件ございました。それと、浴室やトイレ、キッチンなど水回りが 30 件、あと内装建具の工事が 8 件、その他としまして増築というのがあったんですが、それが 3 件ございました。以上で 119 件でございます。

○委員長（遠藤保明） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 鉄道のトンネルの委託事業ということなんですけれども、鉄道事業者の軌道へ影響する工事は、安全運行の確保という特殊性から鉄道事業者に工事を委託する必

要があるということと、要するに安全確保のために特別な資格を持った保安員等を配置しなければ工事ができないということで、鉄道事業者へ委託する必要があるということです。

交通安全施設維持事業なんですけれども、こちらのほうは130万円以内の工事につきましては見積合せを実施しております、旭市内で1者は機械器具を持っているということで、東総工業が落札しているという形になっています。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、再質問させていただきます。

まず、住宅リフォーム補助事業なんですけど、これは市内施工業者ということなんですけど、建設業の許可はなくても、普通の大工さんでもそれは該当するということでよろしいんでしょうか。

あと、鉄道横断工事なんですけど、令和4年度分が4億幾らかで、これは令和元年から5年までの工事ということで、トータルの金額は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

それと、交通安全施設の見積合せなんですけど、それは東総工業が器具を持っているので、ほかの業者より安く見積もれるということでよろしいでしょうか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、リフォーム補助事業についてご回答いたします。

施工業者について、市内業者で建設業許可がいらぬのかというご質問でございましたが、個人事業主であるとか大工とか、そういったことが当てはまるのかと思いますので、基本的にいらぬです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 白線等を引く機械を持っているということで、3者で見積もっても安く落札できたということです。

すみません。答弁漏れです。

工事の委託、飯岡海上連絡道のJRのトンネルの委託料なんですけれども、令和元年に委託しまして、金額は18億8,660万9,000円です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） 鉄道の事業なんですけど、相手先はJR東日本しかないと思うんですけど、値段交渉とかそういうのはやっているんでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、特殊な工事ということで、年度年度の金額の精算に関してはこちらで確認をし精算している状況です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） もし令和5年度分がこれからであれば、多少でも値引きをお願いできると思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 答弁はよろしいですか。

○委員（井田 孝） はい。

○委員長（遠藤保明） 答弁はよろしいそうです。

ほかに質疑ありますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 1点だけお願いします。説明資料の55ページです。

空き家バンクの登録数が現在4件ぐらいだと認識しているんですけども、登録数が伸びない原因として、耐震補強をしていない物件でないと駄目だとか、そういった登録の条件ですか、それについて教えてください。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 空き家バンクにつきましては、本年度4月から開始してございます。

今、常世田委員からございましたように、登録数は現在、建物が1件、空き地が2件です。1件、掲載手続き中なので、まだホームページ等には載っていないかもしれませんが、物件としては建物1件、空き地2件でございます。あと、利用者登録というのもございまして、そちらが6件ございます。市内が2名、市外が4名、そのような登録状況になっております。

登録数が伸びないのとはいうことで、建物の耐震の関係とか、そういったのもあるんじゃないのかなということだと思いますが、実際、問合せは結構ございます。その中で、なぜ登録まで至らないのかと、登録もまだ途中なんだろうが、やはり相続とか権利関係の整理がまだできていない方が結構いらっしゃいます。親子であればすぐなんだろうけれども、兄弟がいたりとか、そういった整理ができていない、売りたいんだがという意向はあっても、そ

ういった方が結構いらっしゃいます。

それと、あと将来的な売却の意向が皆さんあるのかなと思うんですが、やはり子どもとか孫とかがいる場合、いつかは帰ってくるんじゃないかということで、すぐ、今、手放すのはという思いを持っていらっしゃる方が相当多いのかなと。いずれは売るかもしれませんが、まだちょっとという方、そういうのは多分、聞こえてくる数よりは相当多いのかなと思います。いずれは子どもや孫が使うんじゃないのかなとか、そういった思いを持っていらっしゃる方、そんなのが多いのかなという、ございます。

それともう一つ、売却の意向が高い方、すぐに売りたいという方、なおかつ良好な物件、築10年とか、そういったものは、実は空き家バンクより不動産屋に持って行って、すぐ売ってしまうので、空き家バンクまで流通はなかなかしてこない実情もございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） おっしゃるとおりだと思います。

ホームページ見たら、2社、賃貸業者なんですか、空き家管理の。あれ、2社入れている理由って何かあるんですか。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課が入れているというよりは、あの2社が全国的に空き家を取り扱う、空き家バンクとして取り扱っているホームページに載せてもらっているという形なので、あそこは組織的にも大きいし、旭市をピンポイントで選んでくる人もいますが、どこかいいところないかなということで幅広く検索できるということで、あの2社が掲載数も多いということで旭市も載せてもらっています。

それと、先ほど答弁漏れがございまして、登録に関する要件の中で耐震性の関係、昭和56年以前の建物は基本的に耐震性が確保されていないということで、登録はお断りしている実情がございます。こちらについては市の空家等対策協議会なんかでも議論したところなんですけど、やはり住んでいただくことを前提にしておりますので、耐震性がない建物を居宅として勧めるというのはなかなか難しいのではないのかなというところで、56年以前という物件は排除してございます。ただ、全部排除というわけではなくて、耐震性が確保されていることが分かるとか証明できるとか、最新の診断が必要なんですけど、そういったことをしていただければ当然載せることは可能でございますが、まずは昭和56年の建築基準法の大きな違い、

そこで一旦線を引かせてもらっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 今、結構古民家ブームで、昔の平家の農家とか探している方も多いと思うんですけども、耐震基準はもちろん分かるんですけども、古民家を買って、それで自分でリフォーム、耐震補強して住みたいという方もいると思うので、今後の検討材料として検討していただけたらと思います。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員、答弁は必要ですか。いいですか。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、先ほどの答弁でちょっと訂正をお願いしたいんですけども、飯岡海上連絡道三川蛇園線のトンネルの工事の金額を訂正いたします。

18億8,866万9,000円ということで訂正をお願いします。

それと、交通安全のほうの工事なんですけれども、3者見積りじゃなくて、3者以上の見積りということで訂正させていただきたいと思います。

以上になります。すみません。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 2点お尋ねします。

決算書の247ページ、備考欄8番と9番、この南堀之内バイパス整備事業の進捗状況を聞こうと思っていたんですけども、だいぶ時間も押しているので、供用開始年度、これを教えてください。

もう一点、261ページの7番ですか、住宅リフォーム補助事業の備考欄18番の住宅リフォーム事業費補助金の119件というのは、申請者は119人だったのでしょうか。それだけ教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 南堀之内バイパスの完成年度ということで、令和6年に開通予定をしております。

以上になります。

(発言する人あり)

○建設課長(齊藤孝一) 6年中ということをお願いしたいんですけども、末のほうかもしれません。

○委員長(遠藤保明) 都市整備課長。

○都市整備課長(飯島和則) それでは、住宅リフォーム補助事業の119件についてお答えいたします。

人数と取っていただいて結構でございます。1人1回というか1住宅1回、1人1回、そういう原則でございまして、119件は全部違う方がやっております。親子とかでもないです。

○委員長(遠藤保明) 宮澤委員。

○委員(宮澤芳雄) すみません、自分が聞きたかったのは、最初は定数があって、早い者順だったじゃないですか。それから今度は抽せんになったり、いろいろここに到達したと思うんですけども、これが全員だったのか、それを聞きたかったんです。

○委員長(遠藤保明) 都市整備課長。

○都市整備課長(飯島和則) 失礼いたしました。

全員でございます。予算は2,500万円ほど確保してございまして、例年4月に応募を開始しまして、募集しております。毎年、抽せんになるんじゃないのかなという可能性も、やっぱり予算の規模の中でやっておりますので、そういう危惧もあるんですが、令和4年度は186万1,800円、予算額よりだいぶ下回った状況でございます。本年も予算額で間に合っている状況でございます。抽せんは行っておりません。

以上です。

○委員長(遠藤保明) ほかに。

片桐委員。

○委員(片桐文夫) 宮澤委員と同じなんですけれども、飯岡の津波避難道路と椎名内の津波避難道路の完成年度は。

○委員長(遠藤保明) 片桐委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(齊藤孝一) まず、椎名内西足洗線の津波避難道路なんですけれども、道の駅季楽里あさひのところの交差点に、最終的に到着するんですけども、そこは銚子連絡道を今から整備するということで、そこまでについては全線開通しております。最後の着地点だけ、

まだ未整備ということになっております。

あと、横根三川線のほうなんですけれども、今年度、飯岡片貝線からスーパーアサヒのところ、そこから国道126号線までの間は通行可能になる予定でございます。片貝線から南側はまだ用地買収のほうがちよっと暗礁に乗り上げておりまして、もうちよっと時間をいただきたいと考えております。

以上になります。

○委員長（遠藤保明） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 1点聞くつもりだったんですけれども、その前に、先ほど見積合せということがあったので、そのことを聞きたいです。

3者以上が応札するという形なんですよね。機械を持っているところが見積合せをしてとかということがあったんですけれども、見積合せとはどういうことなのか聞かせてください。

空き家等対策推進事業です。261 ページ、これが予算がどういうふうになっていたのか、今、予算書を持っていないのであれなんですけれども、結局補助金二つを活用してもらって、この推進事業をやってくださる方がいらっしゃるということで始めたことだと思うんですけれども、結果ゼロゼロということだったということで、これはなぜゼロゼロだったのかという、それをどういうふうに捉えていらっしゃるか、事業効果のところ、空家等管理システムの活用により空き家等の把握、特定空家等の認定が円滑に進められたというふうにありますので、空き家、市内に戸数、以前は1,100戸ぐらいはあるんじゃないか的な話があったと思うんですけれども、それが把握されたということで、戸数の確認と、あと特定空家、こちらのほうも戸数をお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 見積合せのほうなんですけれども、交通安全の、施工できる業者を3者以上で見積合せをします。

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） 見積りをいただいて、一番安いところが……

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） はい。3者以上で見積合せをしまして、その中で一番安い業者が請け

負うということになります。

たまたま交通安全の業者、旭市に1者しかありませんので、そうですね、1者しかないので、あとは市外の業者ということで、その辺の金額の違いがあるのかなと思っています。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません。旭市に1者しかなくて、ほかは他市なので、それで金額が違くと、何で金額が違うのか分からないですけれども、何かげた履きがあるんですか、旭市、市内業者というのは。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（齊藤孝一） 経費が、市内でございますので、安くなるのかなと思っています。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） となると、結果、やっぱりこの1者が請け負うということになってしまふということなんですか。ここに書いてある東総工業というところなんですか。機械を持っているところがここしかないから、経費等のことを考えると、よそというよりも市内のほうが安くできて、取るということになるんですか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対して、建設課長、明瞭に答えてください。

○建設課長（齊藤孝一） すみません。まず、3者以上で見積りを出していただきます。市外の業者も含めて、見積りをいただきます。その結果、東総工業の業者が請け負っている、落札というんですか、一番低い金額で落札しているということです。

○委員長（遠藤保明） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、空き家等対策推進事業、その件についてご回答いたします。

まず、補助金の実施ゼロの点についてということでございますが、55 ページの事業内容の表に負担金補助及び交付金の欄に二つ、補助事業が出ています。

一つが旭市空家活用支援事業補助金、もう一つが旭市空家等除却事業補助金、この二つなんですが、空家活用支援事業補助金、こちらについては両方とも国のメニューに基づいて市でやっているものでございます。

活用の場合は、空き家を改修して、地域のために何か使うという事業なんです。それも10年間使えという国の条件がございまして、考えてはみるだけけれども、実際地域のために

10年使うというのはなかなか難しいということで、考えるんだけど、補助金には及んでいない状態ではございます。

こちらは結構、国としては、地域の駐車場が不足していれば駐車場であるとか、公共的な、例えば地域の集会所の用地として使ってほしいとか、そういったものをメニューとしては出しているんですが、それがぴたっと当てはまるケースがやはり少ない、そういったのが多くてなかなか難しい、使いづらいメニューなのかなとちょっと思っています。

それともう一つ、空家等除却事業、こちらは特定空家と言われる、管理ができていない空き家の除却の事業なんですけれども、まず一つの条件として、特定空家の認定がでございます。こちらは、昨年始めてやっとまだ1件、市で認定手続きは終えたところでございます。こちらについては、令和4年度の実績はゼロなんですけど、除却はそこからいろいろ協議をしながら、本年度1件、この補助金を使って、やっとそれが解体いたしましたので、空き家の解消、単年度で予算を盛っているんですが、相談に来てから数か月で終わるようなものではないので、どうしても継続した相談の中で実現していくものなのかなと考えています。

特定空家の認定については、昨年度から始めた中で、本年度、二十数件、30件近くをやらうと思っておりますので、補助金のほうがどれだけ使うかというのはまたありますけれども、そういったふうにちょっと時間はかかるのかなという認識でございます。あと、50万円がちょっと少ないのかなという考えもございます。

それと、事業効果のほうの空家等管理システムの活用でございます。こちらは、市内にある空き家で、平成30年の調査で1,129件、空き家があると。そのうち、先ほど言った特定空家、まだ認定していないので特定空家ではないんですが、その候補となる空き家が106件ということで今把握しております。ただ、平成30年で、本年度、こちらの調査をもう一度やっているんですが、倍近くになっているのかなという感覚、まだ調査結果は出ておりませんが、感覚的には相当増えているのかなという思いでございます。

この空家管理システムは、市の地図、そこに当然空き家の場所とその写真と、特定空家に認定の有無もあるんですが、特定空家に認定してから、最終的には代執行というのが見えてくるんですけども、それに至るまでは行政の指導、あと助言とか勧告とか、そういった行政手続きが必要でございます。ですから、その履歴もやはり残しておかなければならない、何月何日に行ったというのもございますので、システム上で管理して、あとそれを把握できるように努めているものでございます。

それと、あと市で調査した以外にも、当然苦情がでございます。隣が空き家になっちゃって、

ガラスがどうのこうのとか、木がどうのこうのとかございます。そういった記録も全部そこに載せておりますので、このシステムは不可欠なものなのかなという認識でございます。

これを活用して、今後、これはあくまでもデータベースですので、これが飛躍的に何かを生むわけではないので、これを活用して空き家対策に生かしていくことが効果的だと感じております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

平成 30 年の数字が 1,129 件、この事業効果のところに、空き家等の把握が円滑に進められたとあるので、結構数字がフィックスしてきたのかなというふうに思ったんですけども、平成 30 年の数字から後は、確定まではいかないでしょうけれども、この数字のところで終わっていて、あとは想像の世界になっちゃっているということなんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） そうですね。空き家の場合は、いつ空き家になったかというものなかなか分からないものもございますし、いつの間にか人が住んでいたとか、周りから見たら空き家だったけれども、実際は住んでいたというケースがやはりございます。本当にあるんですね。

空き家の調査は外見だけではなくて、住民基本台帳と家屋台帳で、住民基本台帳で人がいないのに家屋台帳はあるとか、あとは水道の使用であるとか電気の使用、ガスの使用、あと外見の、もちろん程度もあるので、そういったのを詳細に調査しないと、空き家だとなかなか見つけられないものもございます。その後、所有者の調査とかもいたしますので、リアルタイムではできないので、5年ぶりの調査を今やっております。

ですから、1,129 件というのは 30 年当時の数字でございまして、それ以外に苦情があったもの、空き家と思われる場所というのは当然ございますが、確定しているのは 1,129 件ということでご理解していただければと思います。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございます。

本当に空き家というのが、私の周りにもといいましょうか、通勤してくる間にも、うっぴたいなところが間々ございますので、これは年々、恐らく増えていく、少なくはならないんだ

と思うので、この事業というのが本当に単年度で終わらない大切な事業だと思いますので、聞いてみました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 空き家等対策推進事業のほうで関連で質問させてください。

今お話の中でも様々、電話での問合せとかあるということなので、様々相談のほうとか相談支援のほうやっているとすけれども、空き家に対する対策の前に空き家にならないような対策って、実際どのようなことをやっているのかなというのをお聞きしたいのと、決算に直接関係ないんですけども、今年の空家特措法の改正で、管理不全空き家になってしまった場合に住宅用地特例の6分の1のほうが解除されてしまうということは、今年度周知されているのかとお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、空き家にならないような対策は何かやっているのかということでございます。

先ほどの戸村委員の発言にあったように、空き家を増えるのを止めるのは極めて難しいものだと思います。人口減とか少子高齢化とかライフスタイルの変化がございますので、家の数より人の数のほうが少ないということなので、これはちょっと難しいのかと思います。

市としては、空き家が増えていくのを抑制するのはちょっと難しいもので、管理されていない空き家を、やっぱりどうにか減らしていかなければならないと、近隣に迷惑をかけるような、そういったものをまず優先的にやっている実情もございます。そのために、特定空家の認定であるとか、その後の指導、勧告、まだ至っていませんけれども、そういうので、補助金もそうなんですけれども、できるだけ解体を進めております。適正な管理といっても、いずれ管理はし切れないので、最終的には解体しかないのかなと思います。

地方は土地が、やっぱりあまり高くないので、解体してもまるっきり損してしまうケースがほとんどだと思うんですよ。そういった経済的な理由も多いので、空き家を増やさない方法はなかなか難しい。国から何かいろいろメニューが出てくれば、また考えていきたいと思えます。

それともう一つ、管理不全空き家の件でございます。これは、今回、今議会でも条例改正で

市の空き家の条例の改正を出しているんですが、条例のほうは条文がちょっとずれただけなんですけれども、特別措置法、国の本体のほうの法律は、今お話がございましたように管理不全空き家という用語が出てまいりました。

これは、特定空家に至るまでの空き家、特定空家にまだ至らないけれども、その以前が管理不全空き家だということで、そちらも対策が必要だということでしたものなんですけれども、いまだ国から、特定空家というのは基準が結構ございます。建物が傾いているだとか、周りに迷惑をかけている状況なんかも数値化されているんですけれども、これは言葉だけで、まだ実は出てきていないんですね。示されているのは、ガラスが割れていたりとかというのはあるんですけれども、ガラスが割れている家って結構あるので、それだけで管理不全だとはなかなか断定もできないものなので、その辺が示されてくれば、必要であれば周知していかなければならないのかと思います。

先ほどの固定資産税の6分の1軽減、こちら管理不全空き家に認定してすぐ6分の1の特例がなくなるというわけではなくて、その後、行政が、管理不全なので特定空家になってしまいますよということで助言なり、指導なり、勧告した後、それでも従わない場合、6分の1の特例がなくなるということなので、すぐなくなっちゃうわけじゃないので、当然持っている人にはお知らせする期間はございます。そういったものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、8款……、財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 申し訳ありません。

答弁の訂正を1件させていただきたいんですが、戸村委員のご質問の関係で、午前中だったでしょうか、農林水産業費で多面的機能発揮促進事業の関係の財源の関係で、一般財源約2,000万円を地方債の過疎債を借りられなかったのかというお話のときに、私のほうから、こちらの経費のほう、特別交付税で措置されているというお話をしたんですが、こちらが特別交付税ではなくて普通交付税のほうでございまして、こちらのほうの一般行政経費のほうで見られているということで、こちら、交付税のほうで算定されている項目に関しましては、特別交付税も普通交付税も過疎債の対象にはならないということで、同じく、こちらのほう起債のほうはできないということでご理解いただきたいと思います。

それで、農業関係でそのほか特別交付税の算定項目あるのかということだったんですが、調

べましたら、特別交付税の算定項目の中の豚熱対策関係、それとあと有害鳥獣対策関係、こちらが交付税の算定のほうに入っているということで、そちらの一部ですね。

(発言する人あり)

○**財政課長（山崎剛成）** 令和4年度の算定のほうの件で申し上げますと以上でございます。

(発言する人あり)

○**財政課長（山崎剛成）** 金額は、令和4年度決算で申し上げますと、豚熱対策関係で881万円で、有害鳥獣対策関係は、こちら、農林水産業と、あと先ほどもお話出ていましたが、商工観光課の工業団地のほうの鳥獣駆除もありますので、そちらも足して算定された金額が344万9,000円ほどということでございます。

以上です。

○**委員長（遠藤保明）** 8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時41分

○**委員長（遠藤保明）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

消防長。

○**消防長（伊東秀貴）** 消防本部からは、9款消防費、消防庁舎整備事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する資料の56ページ、決算書では265ページをお願いいたします。

消防庁舎整備事業、決算額は778万8,000円、特定財源として地方債730万円、一般財源48万8,000円でございます。地方債は合併特例債でございます。

事業概要としまして、令和4年度から令和5年度にかけ、継続事業として、統合消防分署庁

舎建設工事設計業務を委託したものでございます。

令和4年度事業費は778万8,000円、令和5年度の事業費は519万2,000円、総事業費は1,298万円でございます。

こちらの事業効果としまして、現在設計業務が完了したところでございます。この後順次、必要な手続きを進め、統合分署開庁の際は消防力が強化され、防災拠点として地域防災力の増強に寄与することができるものでございます。

以上で、消防本部所管の説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。

常世田議員。

○委員（常世田正樹） それでは、1点よろしくお願いします。

決算書の267ページ、備考欄の2です。

消防団活動費についてお聞きします。全国平均よりも活動費、個人の手当報酬が低いようなのですけれども、改善される、増額される予定はございますでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防団員の報酬につきましては、平成30年3月の条例改正により、近隣市町を参考にしながら増額改正し適正化、こちらを図ったところでございます。

現在、令和3年4月に総務省消防庁から、非常勤消防団員の報酬等の基準、こちらが策定されました。このことから、今後、報酬の増額につきまして、近隣の市町、こちらの動向を見ながら協議をしていきたいと、現在考えているところでございます。

また、消防団長をはじめ消防団員、役員、こちらとの協議も必要となります。そういった中で内容が調いましたら、消防委員会においても協議をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

まず、決算に関する説明資料の57ページをお願いいたします。決算書では281ページになります。

教育の情報化推進事業です。

令和4年度は、教員の働き方改革の一つとして、教職員の業務の効率化を図るため、校務支援システムをバージョンアップするとともに、各小・中学校へICT支援員を派遣することで、教職員のICT機器の操作スキル向上のための研修を開催するほか、授業での活用支援を行っております。

本事業の決算額は1億291万5,000円で、財源といたしましては一般財源でございます。

事業内容の主なものとしましては、教職員用及び児童・生徒用のノートパソコンやサーバーなどの賃借料のほか、小・中学校ICT支援員業務委託料でございます。

事業効果としましては、教職員の業務の効率化のため、校務支援システムをバージョンアップをするとともに、教職員のICT機器の操作スキル等の向上のため、ICT支援員を各小・中学校に派遣して、児童・生徒のタブレット活用の促進につながったものと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料58ページ、決算書では281ページとなります。

感染症対策・学習保障支援事業です。

コロナ禍の学校において、安心・安全な環境の下、子どもたちの学びの充実を図り、保護者も安心できるよう、冬季における感染症対策の強化を図るため支援を行ったものです。

本事業の決算額は744万6,000円で、特定財源の国県支出金欄377万3,000円は国庫補助金で、学校保健特別対策事業費補助金、補助率は2分の1でございます。

事業内容の主なものといたしましては、市内の全小・中学校における感染症対策を徹底するため、CO₂モニターや消毒液、ハンドソープなどの消耗品のほか、加湿器や空気清浄機などを配付したものであります。

事業効果としましては、感染症対策の強化として、市内の全小・中学校に消耗品や備品を配付し、様々な感染症対策を講ずることによって、児童・生徒が安心して安全に学べる環境を確保することができたと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の59ページをお願いいたします。決算書では291ペー

ジとなります。

小学校教諭補助員配置事業です。

本事業は、児童の基礎学力向上のため、学習につまずいている児童を中心に、個に応じたきめ細かな指導を行うため、教諭補助員を市内全小学校に配置する事業でございます。また、外国語授業等のさらなる充実を図るため、英語教諭の補助員を配置し、英語コミュニケーション能力の育成を図っております。

本事業の決算額は4,025万円で、財源といたしましては一般財源でございます。

事業内容の主なものといたしましては、教諭補助員報酬等のほか、期末手当、共済費等でございます。

事業効果としましては、教諭補助員を市内全小学校に配置することで外国語授業等を充実したほか、特別な支援を必要とする児童、学習につまずいている児童などに寄り添い、きめ細かな指導が図られたと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の60ページ、決算書では299ページとなります。

中学校英語指導助手配置事業です。

本事業は、外国語指導助手（ALT）を市内全中学校に配置することで、英語教育の充実と国際交流の促進を図ったもので、令和4年度はALTを3名増員したことで、小学生から中学生までの切れ目のない英語教育の充実を図っております。

本事業の決算額は4,639万1,000円で、特定財源のその他欄216万9,000円は、アパート家賃の一部をALT本人が負担する外国語指導助手住居借上料本人納付金でございます。

事業内容の主なものといたしましては、英語指導助手（ALT）の報酬のほか、民間ALT派遣委託料等でございます。

事業効果といたしましては、英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）を市内全中学校に配置するとともに、小学校にALTを派遣することで、英語教育の充実と国際交流の促進を図るとともに、小学生が英語を楽しみ、学ぶ力の育成が図られたと考えております。

以上で、議案第1号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 一般会計決算のうち、生涯学習課所管の主要事業について補足説明を申し上げます。

初めに文化振興事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料は61ページをお願いいたします。

決算書は 311 ページになります。

決算額は 938 万 4,000 円になります。財源の内訳は、特定財源のその他 315 万 7,000 円で、地域振興基金繰入金が 30 万 8,900 円、入場料収入が 284 万 9,050 円になります。一般財源は 622 万 7,000 円になります。

事業内容につきましては、文化振興事業は市民の文化意識の高揚を図るため、各種文化事業を開催したもので、コロナの影響で、予定していた 5 事業のうち 4 事業のみの実施となりました。実施できなかった事業はあさひのまつりで、コロナの影響で出演団体が 4 団体と少なく、実行委員会としての運営が難しいため中止となりました。

実施した 4 事業の公演費等は、あさひ寄席が 271 万 1,514 円、スプリングコンサートが 77 万 6,002 円、宝くじまちの音楽会が 80 万 9,797 円、旭市ふるさと文芸賞が 38 万 4,239 円、公演費合計は 468 万 1,552 円になります。

続きまして、大原幽学遺跡史跡公園管理費についてご説明いたします。

決算に関する説明資料は 62 ページをお願いいたします。決算書は 331 ページから 333 ページになります。

決算額は 1,313 万 5,000 円になります。

財源の内訳は、特定財源の国県支出金が 256 万円で、国の文化財保存事業費補助金と県の文化財保存整備事業費補助金で、防災設備更新工事の設計業務委託に係る補助金になります。一般財源は 1,057 万 5,000 円になります。

事業内容につきましては、国指定史跡であります大原幽学遺跡史跡公園の維持管理を行うとともに、令和 4 年度は整備基本計画に基づき、老朽化した防災設備更新工事の設計業務を委託したものです。老朽化した防災設備更新工事の設計業務委託は、352 万円になります。

続いて、社会教育施設再編事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料は 63 ページをお願いいたします。決算書は 335 ページになります。

決算額は 1 億 7,839 万 1,000 円になります。

財源の内訳は、特定財源の地方債が 8,160 万円、社会教育施設改修事業債になります。一般財源は 9,679 万 1,000 円になります。

事業内容につきましては、老朽化した社会教育施設の効率的な維持管理・運営を行っていくため、令和 4 年度は建築後 50 年以上が経過した旧旭市民会館と旧旭市青年の家の解体・撤去工事を実施したものでございます。旧旭市民会館の解体・撤去工事は、附帯工事費、委託料を含めて 8,612 万 5,000 円、旧旭市青年の家の解体・撤去工事は、附帯工事費、委託料を含め

て9,226万6,000円になります。

以上で、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） それでは、同じく体育振興課より所管事項の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料64ページをお願いします。決算書は337ページになります。

スポーツ振興事業についてであります。

決算額は2,173万7,000円で、財源内訳の特定財源その他として地域振興基金繰入金1,733万8,000円、一般財源439万9,000円であります。

事業内容は、市民の健康づくりと体力の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた各種スポーツイベントの開催や、全国トップ選手が集う大会を招致するとともに、各地区のスポーツ大会、スポーツ団体活動へ補助金を交付するなどの支援を行ったものでございます。

それぞれの補助金額等は記載のとおりでございます。

事業効果としては、新規事業のあさひスポーツフェスティバルの開催など、気軽にスポーツに触れ親しむ場の提供と、市民駅伝大会や、飯岡しおさいマラソン大会の再開など、感染症の影響で停滞、休止していた市民スポーツ活動の推進が図られました。

次に、説明資料65ページをお願いします。決算書は347ページになります。

サッカー場整備事業についてであります。

令和3年度繰越明許分を含めた決算額は2億331万7,000円で、財源内訳は特定財源として地方債1億7,340万円は、社会体育施設整備事業債です。その他はスポーツ振興くじ助成金で1,032万7,000円、一般財源は1,959万円です。それぞれの括弧書き部分が令和3年度の繰越明許額となります。

事業内容は、スポーツを通じて人々の交流を促進し、地域の活性化を図るため、多目的に利用できるサッカー場を整備したものです。

上の表が現年分の事業内容となります。令和4年度分の主な事業は照明設備設置などで、事業費の合計は2,702万7,590円です。

下の表が令和3年度繰越明許分の事業内容です。繰越理由は、コロナの影響による工事の資材調達の遅延などによるもので、主な事業は、サッカー場整備工事や外構整備工事、管理棟改修工事などの工事請負費で、事業費の合計は1億7,628万9,340円です。

事業効果として、令和4年度にサッカー、フットサルの利用に限らず多目的に利用できる施設としてオープンし、さらに照明設備を整備したことにより夜間利用の促進とスポーツを通じた交流、スポーツの振興が図られました。

以上で、体育振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

初めに、教育総務課長、昨日の質疑について答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 昨日の歳入の中で、給食費負担金について、崎山委員と戸村委員からご質疑があったということでございますので、その説明をさせていただきたいと思えます。

決算書のほうをお開きいただきたいんですが、決算書の25ページになります。

決算書の25ページ、こちら、上から2段目、節でいうと保健体育費負担金で、こちらが学校給食費負担金でございます。調定額が2億2,770万519円で収入済額が2億2,265万820円、不納欠損は38万7,750円、収入未済額が466万1,949円でございます。

その右に備考欄で学校給食費負担金と書いてありますが、これは現年度分の収入済額の内訳で、4年度の現年度分ですので、4年度の4月分から3月分までの給食費の収入済額が2億2,226万1,045円、2番の学校給食費負担金（過年度分）というのが、3年度以前の未納を積み上げたもので、収入があったのは38万9,775円ということでございます。

この収入未済額466万1,949円の内訳としましては、令和4年度の現年度分で収入できなかった収入未済額が134件で256万7,885円です。それで、過年度分、こちらは令和3年度以前の給食費の未納分が33件で、209万4,064円ということでございます。

この4年度の収入未済額466万1,949円がどうなってしまうのかというようなご質疑だったように聞いているんですが、それは5年度のほうへ繰り越されて5年度の過年度分の調定額に調定されます。5年度分の過年度分の調定額は4年度分の収入未済額が調定されて、5年度分の現年分を5年の4月から3月までの給食費分の現年度分として調定されますので、収入未済は翌年度へ繰り越されるというようなことをご理解をいただければと思います。

それと、その収入未済の推移なんですけど、過去5年間を申し上げますと、平成30年が637万4,790円、この内訳として現年分が273万115円、過年度分が364万4,675円です。令和元年度分の収入未済額が650万8,930円、内訳として現年度分が255万2,420円、過年度分が395万6,510円、令和2年度の収入未済額が495万9,365円、現年度分が143万7,890円、過年度

分が 352 万 1,475 円、令和 3 年度の収入未済額が 287 万 1,589 円、内訳として現年度分が 46 万 6,620 円、過年度分が 240 万 4,969 円です。令和 4 年度は、先ほど申しあげましたように 466 万 1,949 円で、現年度分が 256 万 7,885 円、過年度分が 209 万 4,064 円となっております。

この推移を見ますと、現年度分が令和 2 年度が減って、令和 3 年度がさらに減って、令和 4 年度がちょっと増えているんですが、この要因としましては、令和 2 年度と令和 3 年度は、今年もやっていますが、地方創生臨時交付金を使って半年間の給食費を無償化したということで 2 年度、3 年度の数字が、収納率がよくなっているというか、収入未済が少なかったということで、過年度分については毎年、少しずつ減少させてきているというようなところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（遠藤保明） 議案の審査は途中でありますが、15 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長（遠藤保明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

10 款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点かよろしくをお願いします。

10 点ほど課長のほうにはお伝えしたんですけども、3 点ほどに絞って質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の 349 ページ、また 353 ページ、備考欄 17 の備品購入費についてお尋ねします。

第一給食センターのほうは約 2,812 万円、第二給食センター、353 ページのほうですけども約 41 万円、この第一と第二で、備品購入費がこれほどの差額があるということちょっと気になったので、購入した内容など分かる範囲で教えてください。

あと、決算書 351 ページ、また 353 ページなんですけれども、351 ページは備考欄の 5 の 10

になります。需用費、光熱水費です。

第一給食センターが約 2,632 万円、353 ページの備考欄 7 の 10、同じく需用費の光熱水費、第二給食センターで約 2,792 万円。同じぐらいの金額なんですけれども、以前、第二給食センターのほうはオール電化なので、かなり光熱水費がかかるということだったんですけれども、給食の 1 回に作る量などを考えても、第一給食センターのほうがかかり光熱水費がかかるはずだと思うので、この同等の金額になっている理由を教えてください。

二つに絞りました。よろしく申し上げます。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、予算書 349 ページと 353 ページの給食センターの備品購入費、第一給食センターと第二給食センターでこれほどの差が出る理由はということでございます。

令和 4 年度の備品購入で、第一給食センターにおきまして、コンテナ洗浄機 1 台、こちらの金額が 2,684 万円という大きな金額の備品を購入いたしまして、それが大きな金額です。第一給食センターでは、そのほかに食器用コンテナ、100 万円ぐらいのとか、あとは移動台とかデジタル台とか、それは数万円のものでございます。第二給食センターは冷蔵庫 1 台と洗濯機で、こちらの約 41 万円という金額になっております。金額の大きいものが 4 年度はあったということで、差が出ております。

続いて、351 ページと 353 ページの給食センターの光熱水費についてでございますが、第一、第二ともに、令和 4 年度は電気料金が高騰しまして、かなり前年に比べて増えておりますが、第二給食センターはオール電化で、第一給食センターのほうはボイラーは、ガスを使っているんですが、ガスにつきましても、昨年度かなり高騰していたということですので、結果的にオール電化である第二給食センターとほとんど差がなかったというようなことでございます。

給食を作っている数が違うのに同じぐらいかということですが、給食の提供数としては、第一学校給食センターが約 3,000 食で、第二給食センターが 2,000 食ということなんですけど、毎日調理する献立が同じであるということと、あと、やっぱり 2,000 食、3,000 食についても、同じような大きい機械を使いますので、光熱水費にはそれほど差が生じていないと。賄材料費とか、調理の委託料とか、それには差が出ているんですが、光熱水費はほとんど差が出ていないというところでございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 説明資料の 57 ページ、決算書のほうの 281 ページですか、の PC 賃借料の児童・生徒用なんですけれども、1,861 万 560 円ですが、毎年、この金額というのはそんなに変わらずかかっているということですよね。

それで、この活用方法なんですけれども、やっぱり小学校によって全然、全然じゃないんですけれども、あまり持って帰ってそういった活用ができないとか、そういったのがあると思うんですよ。

それと、3月の私の一般質問で、いじめの問題で教育長のほうにも話をして、パソコンを通じた中で先生とのつながりができないかということで話をしたんですけれども、そういった場合の経緯はどうかちょっとお聞かせいただければ。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、PCの持ち帰り、こちらのPC賃借料は教職員が使うやつなので、あとは、児童・生徒用のほうは、これも授業で使うものなんです、これは、賃借料のほうは。子どもたちが持っているタブレットにつきましては、令和2年度に購入したもので、毎年の賃借料はかかっていないんです。

持ち帰りのほうなんですけど、基本的には各学校で持ち帰りをするようにしております。ただ、やっぱり学校の先生、あるいは教師間、あるいは学校間にまだ格差が多少あるのかなというところです。ただ、実際持ち帰って、家で学習ドリルで使うとか、そういうふうにしてもらっております。夏休みについては、全小・中学校に持ち帰るようにお願いをしたところがございます。

それと、もう一点のいじめ問題に関して、タブレットで、先生とつながれないかということでございますが、こちらにつきましては、いじめ問題なんかもあるんですが、毎年9月1日に、夏休み明けに自殺する子どもが多いということで、今年は、9月にタブレットのほうで健康観察というか、今の気持ちはどうですかとか、天気マークで選んで、何か悩み事がありますかみたいな、アンケートのようなものを今年実施しております。それによって先生が気づいて、児童・生徒の状況を見るようにしております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。そういったところから徐々に入っていけば、すごく子どもに対してもいいのかなと思いますので、お願いいたします。

それで、このパソコン授業ですか、もう今になって私なんかはこうやってパソコンに関わって、全然使えないあれがありますので、子どものうちからそういった慣れですか、慣れとかそういうものがあれば、社会に出たときも十二分にできると思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 決算書の 279 ページの育英資金給付事業についてお尋ねいたします。

予算審議の際に、見込みで高校生 10 名程度、大学生が 30 名程度という説明がありました。恐らく 3 月議会かな、常世田議員のほうで一般質問で、令和 4 年度は 33 名の申込者に対して 29 名支給決定というご答弁があったと思うんですけども、予算審議のときに言っていた高校生と大学生の内訳についても教えていただきたいと思いました。

もう一点、347 ページのサッカー場整備事業についてなんですが、サッカー場、しおさいスタジアムについては人工芝を敷いていると思うんですけども、人工芝というのがマイクロプラスチックの原因物質であるということで、できる限りの対策が、環境に配慮するという面でも必要かなと思ったんですけども、対策を何か取っているのかと、あと、清掃の頻度とか、劣化したときはどうするのかとか、そういったことについて教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、決算書 279 ページの育英資金の令和 4 年度の内訳でございます。

高校生が 16 名、大学生等が 17 名の計 33 名から申請、申請のほうは 33 名ありまして、支給決定のほうは高校生が 14 名、大学生等が 29 名となっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 体育振興課長。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 総務課長、まだ。

○教育総務課長（向後 稔） 申請が高校生 16 名……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） はい。大学生が 17 名……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 決定が高校生が 14 名、大学生が 15 名。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 失礼しました。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 合計 29 名です。すみません、失礼しました。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） サッカー場整備事業についてということで、人工芝のマイクロプラスチック、要するに、芝生がちぎれてそれが海に流れ、それが海洋ごみになってということだと思います。

こちらなんですけれども、社会問題になっていることとお聞きしています。もう既にメーカーも各社環境対策に取り組んでおりまして、当市の施工時期もよくて、人工芝の切れにくい、耐久性、負荷の強い製品を導入しております。耐用年数も長くということでありました。

ただ、だからといって、これは維持管理というのは大事な部分ですので、ここは耐用年数が切れるというか、その以前についても日頃からメンテナンス、清掃等は大事だと思います。

清掃の頻度なんですけれども、利用の状況にもよるんですが、年間五、六回の清掃を予定しています。仮に、高耐久の人工芝なんですけれども、劣化が進んできた場合については、その部分を切り取って、そこは補修、張り替えができるということでございます。

あと、よろしいですね。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 育英資金のほう、ありがとうございました。

その予算のときの見込みよりも、申請も、特に大学生のほうが少ないと思うんですね。周知というのが、主に中学校だとか高校に対してが多いのかなと想像するんですけれども、中学だったら、もちろん市内の中学だと思うんですけれども、高校であれば、どこまでの高校に周知をかけているのか。また、在学中の大学生とか専門学校生も対象だと思うんですけれども、そういった方に届けるために、どういった周知をしているのか教えてほしいと思いました。

サッカー場のほうは大丈夫です。ありがとうございました。メーカーのほうでも切れにくいものを使っているということで、安心しました。

○委員長（遠藤保明） ただいまの崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金給付事業の周知ですが、これにつきましては毎年2月に市のホームページやフェイスブックに掲載するほか、市内中学校5校と、高校については北総地区の公立及び私立の高校18校に対し、申請書等の一式を送付することで周知を図っております。広報にも掲載をしております。

大学については、特に周知ということはないんですが、一応、市のホームページやフェイスブックを見ていただくということと、高校のときにご覧になっているのかなというところがございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それではお願いします。数点お願いします。

286、287 ページの説明のほうの 287 ページなんですけれども、小学校施設改修事業、これ三川小というふうに本会議のほうで言われて、ちょっとその内容をお聞かせください。

あと、その下のほうの5番のところの小学校大規模改造事業、こちらのほうの内容もお願いいたします。

それから、291 ページです。説明書のほうでは、59 ページの小学校教諭補助員配置事業、こちらですが、教諭補助員ということで23名、JETEが4名ということで、この補助員のことなんですけれども、どういう方が補助員としての資格、どういう方がなられているのかということと、あと、一般財源のほうで充てられているんですけれども、これは県の事業のスクール・サポート・スタッフ事業というのとはまた違うんですか。もしこれが県のほうのスクール・サポート・スタッフだったら、国県支出金のほうからの財源というのものもあるのかなと思って聞いています。もし……。いいです。

それとあとは、次の説明書の60 ページ、決算書の299 と 301 ページのほうなんですけれども、ALTはほとんどがJETプログラムの方から来ていらっしゃるんですけども、民間派遣業者1名というこの1名、民間派遣というのとはどこなのか教えてください。

あと、ALTの住居を借り入れて、半額ぐらいですか、補助していると思うんですけれども、これはどういうところを借り上げているのかをお願いいたします。

それぐらいで、あとはまた。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、決算書 287 ページの 4 番、小学校施設改修事業、こちらの内容でございます。

こちらにつきましては、三川小学校の空調設備の改修工事と中央小学校の空調設備の改修工事でございます。これは令和 3 年度からの繰越事業でございます。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 3 番の小学校改修事業のほうの工事請負費につきましては、三川小学校の屋内運動場の屋根の改修工事、それとあと、去年補正でお願いしました干潟小の屋上防水工事。大きなものは三川小学校の屋内運動場の屋根の改修工事でございます。

5 番の小学校大規模改造事業につきましては、こちらは中央小学校の大規模改造事業の設計業務 352 万円で、こちらは 5 年度に繰り越して、今工事のほうを実施しているところでございます。

続きまして、291 ページの教諭補助員ですが、どういう方が補助員になっているかということでございますが、こちらについては教員免許を所有している方、去年まで教員免許を所有している方ということで限定していたんですが、今教師不足ということで、なかなか集まらないということもありますので、教員免許を持っているか、あるいはそれに準ずる方ということなんですが、今現在はみんな教員免許を持っている方でございます。

それが、スクール・サポート・スタッフと違うのかということでございますが、スクール・サポート・スタッフは県の事業で行っておりまして、県のほうで募集をして、今市内の小・中学校にも配置をしていただいております。県の事業なので、市では行っていないと。基本的には県費負担教職員というか、教諭もみんな県のほうで負担しているものです。

スクール・サポート・スタッフは子どもの指導はできないので、教員の事務の手伝いとか、プリントを印刷するとか、授業準備をお手伝いするとかいうことでございます。

それと、299 ページの ALT ですが、JET プログラムと民間派遣業者 1 名、この違いはということなんですが、実は、去年 JET プログラムで来る予定だった ALT が、1 名急遽辞退されまして、1 人足りなくなってしまうということで、急遽民間派遣会社のほうに頼んで来てもらったということです。何という業者かと、ちょっと今手元に資料がございませんが、今来まして、千葉市中央区のほうの株式会社インタラックというところ……

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) インタラック。株式会社インタラック関東北というところがございます。

それと、住居でございますが、こちらは学校に近いアパートを借りております。基本的には二中に近いところと、あとは海上中に近いところに2か所で契約をしております。

以上です。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) ありがとうございます。

スクール・サポート・スタッフのほうなんですけれども、どういう配置になっていますか。足りているかどうかということなんですけれども、これは、教えることはできないということとは、そうですね。ただ、本当にブラックな先生たちの労働環境を何とか改善、改善までできないでしょうけれども、教材をそろえたりとかプリントしたりとか、そういうことの助けをしてくださることで、とても私は有効なんだと思っているんですけれども、どういうふうに配置されていますか。それが令和4年度で足りているということだったのかどうか、そのところをお願いいたします。

実際、実質市の決算には数字上では上がっていませんけれども、ただやっぱり旭市の子どもの教育というところでは非常に大きな部分を担っていると思いますので、聞いておきます。

それと、補助員、本当に市の財源でお願いしているこの補助員なんですけれども、今現在は教員免許を皆さん持っていらっしゃる方が23名ということで、こちらも令和4年度、充足していたんですか。配置が即出るようでしたら、配置のほうをざっくりとお願いいたします。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(向後 稔) まず、スクール・サポート・スタッフのほうですが、こちらは小学校2校と中学校2校に配置されています。これは県の北総教育事務所のほうで、各教育事務所ごとに募集して、それで集まった人を各市町村の希望に沿って配置しているんですが、希望というか、希望でいいんですよね。学校によって配置しているんですが、配置される学校はかなり助かっているというような声を聞いております。

足りているか足りていないかという、学校の現場は、先生の負担というのはかなり大きいので、それはさらに県に要望したいと思っております。

県費負担教職員、正規職員についても、実際は昨年度も、産休で休んでいる先生の補充がされなかったとか、そういうこともありますので、そういった方を配置できるようにかなり要望はしております。

教諭補助員についても、そういった正規職員がちゃんと来ていればというか、本当は正規職員にもっと来てほしいんですが、そういった状況なので、市の単費のほうで教諭補助員を配置しているということになります。

それも足りているのかどうかと言われますと、去年は前年に比べて3人増やして、今年度もまた3人ぐらい増やしているんですけども、学校現場のほうはやっぱりその希望というのはまだまだある状況でございます。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 配置は、中央小学校が4人で、あとは2人か1人になっています。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 中央小学校が4人です。そのほかは1人か2人。

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 中学校のほうは二中に2人、あとの中学校は1人ずつです。

以上です。

○委員長(遠藤保明) ほかに質疑はありますか。

戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) ありがとうございます。

続きまして、今度は文化振興のほうなんですけれども、ちょっと財源にこだわりたいので、決算書の311ページ、文化振興事業の財源なんですけれども、地域振興基金を繰り入れているんですね。こちらのこの額、地域振興基金の繰入額というのが、繰入額の根拠です。これは一般財源でも600万円ほど入れているんですけども、これの根拠をお願いします。

それと、大原幽学のほうです。こちらがほぼ一般財源、国県支出金というのが250万円ぐらい出ているんですけども、これはどういう補助金なのかということをお願いいたします。大原幽学の史跡ということで、遺跡史跡公園ということなので、市のほうで基金がいろいろあると思うんですけども、これに充てられる基金というのがなかったのかなと思って、ちょっとそのあたりのところを聞かせてください。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 地域振興基金繰入金の関係なのですが、30万8,900円の部分ですけれども、これはあさひ寄席のほうに充てられる部分で、そのあさひ寄席が該当する部分で、根拠についてはちょっと今手元に資料がありませんので、後ほど回答したいと思います。

それと、大原幽学遺跡史跡公園管理費ですけれども、今回は防災設備更新工事設計業務委託料に係る収入に当たる部分は文化財保存事業補助金ということで、国が2分の1、県が4分の1ということで、補助金的には少ないですけれども、ここの部分だけ収入が充てられているということでありまして、全体の事業費は大きいんですけれども、一般財源でこれはほとんどのものは賄っている状況にあります。

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、手を挙げて。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行） すみません。ほかに基金を充てられるものはございませんでした。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） あさひ寄席ということだったんですけれども、これを足すとそういう金額になるんですかね。ちょっと今電卓がないから、暗算ができる人。250、それぐらいになるのかな、どうなのかな。これはあさひ寄席の部分のみが地域振興基金で充当できるという、そういう内容なんですか。

○委員長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） あさひ寄席の事業費から、入場料収入を引いた額になります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） こういうのの基金の、基金に充てていいよというその根拠のところ、いろいろ規程が基金の中にあるんでしょうけれども、ふるさと文芸賞とかがなぜこの地域振興基金にならなかったのかとか、そういうところでちょっと聞いてみました。分かりました。

大原幽学のほうのは充てる基金がないと。私もちょっと市の基金のところをざっくり見たんですけれども、額的に多いのが地域振興基金なので、これと同じように地域振興基金を活用ということができなかったのかなということで聞いてみました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） なければ、10 款教育費についての質疑を終わります。

続いて、11 款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、11 款災害復旧費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 352 ページをお願いいたします。下段になります。

11 款災害復旧費は、令和 4 年度の支出はございませんでした。令和 4 年度は幸いにも大型台風などによる被害が少なく、災害復旧費として、公共施設や道路などの復旧工事がなかったことによるものでございます。

以上で、災害復旧費の説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11 款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12 款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、12 款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 354 ページをお願いいたします。こちら下段になります。

12 款公債費の支出済額は、右側になりますが 31 億 3,791 万 9,392 円で、前年度比 8,662 万 6,338 円、2.7%の減となっております。

内訳といたしましては、1 項 1 目元金の備考欄 1、借入金償還費が 30 億 4,475 万 752 円で、2 目の利子の、こちら備考欄 1 になります、借入金利子支払費が 9,316 万 8,640 円となっております。

以上で、12 款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12 款公債費についての質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ありませんか。

特にないようですので、12 款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13 款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** それでは、13 款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の 356 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金の支出済額は、右側になります、1 億 101 万 1,000 円で、前年度比 2,153 万 6,000 円、27.1%の増となっております。

増の主な要因ですが、2 項 1 目水道事業公営企業費のうち、備考欄 2、水道事業会計出資金の増によるものでございます。

以上で、13 款諸支出金についての補足説明を終わります。

○**委員長（遠藤保明）** 担当課の説明は終わりました。

それでは、13 款諸支出金についての質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（遠藤保明）** 特にないようですので、13 款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14 款予備費について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** 14 款予備費について補足説明を申し上げます。

そのまま、決算書の 356 ページをお願いいたします。

14 款予備費の充当状況について説明いたします。

予備費支出及び流用増減欄になりますが、令和 4 年度の予備費の充当額は 4,196 万 2,000 円で、件数としては 135 件でありました。

充当先の内訳を申し上げますと、2 款総務費へ 36 件、1,015 万 5,000 円、3 款民生費へ 66 件、1,756 万 8,000 円、4 款衛生費へ 24 件、927 万 4,000 円、7 款商工費へ 1 件、3 万 2,000 円、8 款土木費へ 5 件、461 万 9,000 円、9 款消防費へ 2 件、30 万 5,000 円、10 款教育費へ 1 件で 9,000 円となっております。

以上で、14 款予備費についての補足説明を終わります。

○**委員長（遠藤保明）** 担当課の説明は終わりました。

それでは、14 款予備費について質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で、議案第1号の質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

議案の審査は途中ですが、16時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時 3分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑は、着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、こちらにつきましては本会議で説明申し上げたとおりとなります。

本日提出資料としまして、病院事業債の明細書が追加してございます。

追加資料の3ページをお願いいたします。

一番上の行、見出しになりますけれども、その中ほどに未償還残高の列がありますけれども、その列の一番下の行、182億7,092万616円、これが令和4年度末の残高となります。

またその上の行、35番になりますが、令和4年度に医療機器の整備のために借り入れた起債であり、この借入れの対象が4ページ、5ページに記載してあります16種類の医療機器となります。

説明は以上です。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第2号の質疑は終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（高野 久）** それでは議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料につきましては、お手元にごございますとおり、旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらのほうになりますので、よろしくお願いいたします。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、お示ししました旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料になります。

それでは、お手元の資料、説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

上段の表は、国保世帯数と被保険者数の推移でございます。

上段の令和4年度をご覧ください。

令和4年度の平均世帯数は、一番上の段の1万566世帯、前年度比、その2段下の1.7%の減となりました。また、その隣、被保険者数は、一番上の段となります1万8,028人、前年度比、その2段下の4.4%の減となりました。

続きまして下段の表でございますが、国保の加入率の推移で、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保の世帯数と被保険者数の割合になります。

一番上の段、令和4年度をご覧ください。

令和4年度末の国保加入率は、世帯割合で38.1%、人口割合では27.5%となり、いずれにおいても減少傾向が続いております。

次のページをお開きください。

2ページ、3ページは、療養費や出産育児一時金などの保険給付の状況になります。3ページの下段の表、⑦の合計の表をご覧ください。令和4年度の保険給付費の総額は、支出済額の一番上段のとおり54億2,111万円、前年度比3.4%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額が減少となったものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。横の表になります。

国民健康保険税の推移ということで、後ほど税務課からもご説明させていただきますが、国保税の収納状況になります。

上段、令和4年度の現年課税分の欄をご覧ください。

収入済額は、左から3番目、17億8,553万2,000円、不納欠損額はその隣になります、58万円。収納率は三つ右側に移りまして、95.2%となりました。

それでは、右側に移らせていただきます。滞納繰越分になります。収入済額は1億455万6,000円、不納欠損額はその隣、1,034万4,000円、収納率は、また三つ右側になりますが、

43.0%となりました。

5ページは保険税の賦課状況となっております。

それでは、続きまして6ページをご覧ください。

最後に滝郷診療所の状況になります。令和4年度の欄をご覧ください。

診療日数は、一番左側、188日、患者数はその隣の5,292人、前年と比較しまして1.7%の増となりました。

右側に移りまして、診療収入については、収入が5,523万8,000円で、前年度比3.0%の減となりました。本会議でもご説明したとおり、減の要因は、患者数は前年度と比べまして増加になりましたが、医薬品の供給不足の影響によりまして院外処方が増え、外来収入が減少になったことによるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税務課からは、令和4年度の決算について補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてあります令和4年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に議案第3号税務課となっているものです。

1ページをお開きください。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較をしたものです。区分欄Aの令和4年度の調定額合計は21億1,648万3,719円で、対前年4,269万5,424円の減となりました。

減の主な理由は、社会保険への加入等による被保険者数の減によるものです。

Bの収入済額合計は18億9,008万7,770円で、対前年709万6,995円の増となりました。

Cの不納欠損額合計は1,092万3,621円で、対前年1,903万8,816円の減となりました。

一つ飛ばしまして収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で2億1,756万192円となり、前年度より3,077万539円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和4年度の現年分が95.18%で0.59ポイントの増、滞納繰越分が43.04%で9.52ポイントの増となり、現年、滞納繰越の合計は89.2%で、前年度より2.09ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いします。

この表は国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は、一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分が 644 万 5,343 円の増、後期高齢者分が 108 万 1,779 円の減、介護分が 173 万 3,431 円の増となり、小計では前年度より 709 万 6,995 円の増となりました。

次に、退職被保険者については、令和 4 年度、令和 3 年度とも収入はありませんでした。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より 709 万 6,995 円の増となりました。

増の主な理由ですが、滞納整理の強化による滞納繰越分の収入増によるものです。

次に、3 ページをお願いいたします。

上段の表は、過去 5 年間の収納率の推移です。令和 4 年度の国民健康保険税の収納率は 89.2%で、平成 30 年度と比較しますと 9.58 ポイントの増となっており、毎年順調に伸びてきております。

下段の表は、過去 5 年間の収入未済額の推移です。令和 4 年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は 2 億 1,756 万 192 円で、平成 30 年度と比較しますと 2 億 2,925 万 1,165 円の滞納額を縮減することができました。

以上で、議案第 3 号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第 3 号について、質疑がありましたらお願いします。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 一つにまとめて質疑させていただきます。

施設勘定のほうで、滝郷診療所に常勤する医師の報酬というのは、この決算書 423 ページの歳出の備考欄 1、診療所関係職員給与に含まれているという認識でよいのかということと、滝郷診療所の小児科の診療というのが、ホームページを見る限り 1 歳未満は対応不可ということか、1 歳以上というような表示がされていて、水曜日が休診ということだと思うんですけども、隣接する海上保育所内の病後児保育との連携を図るといった前市長の発言も会議録を見るとあるんですけども、これだとちょっと連携が図り切れていないのかなというふうに思うんですけども、ちょっと見解を伺いたいなと思いました。お願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、今、崎山委員のほうから 2 点ほど出ました。

まず 1 点目としましては、医師の給与につきまして、こちらにつきましては、委員おっしゃったとおり、備考欄の 1、診療所職員給与費のほうに含まれてございます。

続きまして2点目としましては、小児科診療につきまして、1歳未満が対応不可になっていると。また、水曜日休診であるということで、海上保育所との病後児保育の連携ということで疑問がございましたので、そちらについてご回答いたします。

委員の疑問としましては、海上保育所との連携の件でございますが、まず前提となります病児のお子さん、これにつきましては基本的にかかりつけ医が対応することになっております。その後、病後児保育を利用する場合につきましては、かかりつけ医が病後児保育の利用を認めまして、それを保育所で連絡表を受けまして、保育の利用が可能となります。

保育中につきましては、海上保育所内での保健師が対応する形になっているということになっております。

滝郷診療所につきましては、病後児保育を利用しているお子さんの体調変化によりまして緊急対応等があった場合に、医療機関としてサポートするような体制になってございます。病後児保育等を開始してからこういった事案は発生しておりません。

現状としましては、滝郷診療所も病気を持った方が通院しておりまして、一般の方より病気に弱いお子様がいらっしゃる保育所との常の往来につきましては、感染予防の観点から好ましくないと考えております。

しかしながら、市のほうとしましては、市が運営する医療機関でございますので、できる限り協力していきたいと考えておりますが、本来、本体事業のほうで診療に支障がない限りについては連携を図っていきたいと思っておりますが、一例としましては、児童が通所する中でけがなど、軽度の症状のお子さんがあれば対応していきたいと思っております。

また、1歳未満ということでございますが、こちらにつきましては、ご存じのとおり乳幼児等につきましては専門知識がないと対応ができないということで、申し訳ございませんが、滝郷での対応はちょっと不可ということで今まで進めていました。よろしく願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありますか。

○委員（戸村ひとみ） 1点だけ聞かせてください。

収納状況なんですけれども、先ほど前年度比較の減4,269万5,424円、社会保険等への加入と。社会保険に加入したというその金額、教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） こちらにつきましては、社会保険の加入が何人かということにつ

きましては、手元のほう、統計取ってございませんで、申し訳ありません、こちらは旭市のほうで、当然異動がかなりございまして……

(発言する人あり)

○保険年金課長(高野 久) 申し訳ありません、比較の関係ではちょっと統計を取っていないので、申し……

(発言する人あり)

○保険年金課長(高野 久) 税のほうの関係でございますか。

(発言する人あり)

○委員長(遠藤保明) 税務課長。

○税務課長(向後秀敬) 日本国民全てが保険に加入するということで、基本的には国保以外は社保だという判断、あとは、全て、すみません、データそのものは今持っていないんですけども、基本的には何か健康保険には加入しなくちゃならない。国保以外は社会保険ということであれば、ほとんどが社会保険への加入ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) 今、数字がないんです。ありますよね、きっと。教えてください。後ほどいいです。

(発言する人あり)

○委員(戸村ひとみ) 金額でいいです。

(発言する人あり)

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) この金額が、前年度比でこれだけ減というのが出ているわけですから、それって何かの数字を積み上げないとこの数字って出てこないわけでしょう。

そうしたら、単に引き算だけの話ですか、これ。令和3年度引く令和4年度の単にそれだけのことですか。そこだけでいいです。もし出るようでしたら後で聞かせてください。

(発言する人あり)

○委員(戸村ひとみ) でも、これは分析する必要があると思うので聞いています。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(向後秀敬) すみません。先ほどもお話ししたように、金額ではちょっと時間がかかります。それで、国保の加入率の減ということでお話ししたと思います。

要は、人数ですけれども、例えば国保世帯数でいいますと……

(発言する人あり)

○**税務課長（向後秀敬）** 分かりました。

○**委員長（遠藤保明）** 答弁は後で、本人に直接、よろしくをお願いします。

ほかにありますか。

(発言する人なし)

○**委員長（遠藤保明）** なければ、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足の説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（高野 久）** 今のところ失礼しました。

続きまして、議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

こちら、本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明いたします。説明資料をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらの資料になります。お願いいたします。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

上段の表、後期高齢者医療の被保険者数となります。令和4年度末の被保険者数は、一番右側の計1万129人、前年度より374人の増となりました。団塊の世代が75歳を迎えたことによりまして増となっております。今後も数年間、急激な増加が見込まれると考えております。

後期高齢者医療制度の加入者は原則75歳以上となりますが、年齢区分で、上段、65歳から74歳の74人の方につきましては、一定の障害を持つ方で、申請により加入された方でございます。

続いて下段の表、後期高齢者医療保険料の納付状況になります。一番上の段をご覧ください。特別徴収は年金から差し引かれる分でありまして、収入済額は、左から3段目Cの欄、3億5,036万3,000円で、収納率は一番右側100%となっております。2段目の普通徴収の収入済額は、同じくCの欄のとおり2億368万1,000円で、収納率は、右側の98.4%で、令和3年度と同率となっております。

合計の欄をご覧ください。

滞納繰越分を含めて、収入済額は、Cの欄、5億5,557万9,000円、不納欠損額は、その隣、50万8,000円。収入未済額は、その二つ右側になります、482万8,000円。収納率は、一番右

側の 99.0%で、令和 3 年度より 0.2 ポイント減少となっております。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第 4 号について、質疑がありましたらお願ひいたします。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にならぬようですので、議案第 4 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 5 号について、補足説明がありましたらお願ひします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第 5 号、令和 4 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

旭市介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料に基づいてご説明させていただきますので、ご用意をお願ひします。

それでは、資料の 1 ページをお願ひいたします。

1 の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところで、中ほどの 2 の要支援・要介護認定者数からご説明いたします。

要支援・要介護認定者数の状況でございますが、第 1 号被保険者数、令和 5 年 3 月末の欄をご覧ください。

65 歳以上の第 1 号被保険者では、要支援 1 と要支援 2 を合わせた認定者が 434 人、要介護 1 から要介護 5 を合わせた認定者が 2,483 人で、合わせて 2,917 人となっております。

次に、特定疾病を要件とする 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者では、要支援認定者数が 11 人、要介護認定者が 68 人で、合わせて 79 人となっております。全体では、要支援認定者は 445 人、要介護認定者が 2,551 人、総合計は 2,996 人で、前年度と比較しまして 45 人の減となりました。

続いて、2 ページをお願ひいたします。

3 の介護保険料であります。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は 11 段階で、第 5 段階が基準額となります。基準額は年額 6 万 4,800 円、月額 5,400 円となっております。

また、令和元年 10 月の消費税率改正によりまして、市民税非課税世帯である第 1 段階から第 3 段階の保険料が引き下げられております。

続いて、4 の所得段階別第 1 号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明しました所得段

階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

5の保険料納付状況です。年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は11億1,851万3,360円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。現年度分普通徴収の収入済額は1億1,081万8,480円、収納率は、前年度より0.8ポイント減の89.2%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は622万3,075円となり、収納率は27.0%でございました。不納欠損額は680万3,860円で、対象者は169人でありました。現年・過年度分を合わせた全体では、収入済額は12億3,555万4,915円となり、還付未済額を差し引いた収納率は前年度より0.1ポイント増の97.6%となりました。

続きまして、6の保険給付費のサービス別支出状況です。居宅サービスの保険給付費の合計額は、中ほどの欄になりますA欄になりまして16億9,793万9,614円、対前年度1.5%の減となりました。

次に、地域密着型サービスですが、保険給付費の合計額はB欄になります。8億1,854万9,183円、対前年度14.8%の増となりました。

続きまして、施設サービスですが、保険給付費の合計額はC欄です。19億2,100万3,337円、対前年度1.1%の減となりました。

次に、特定入所者介護サービス費ですが、2億542万9,498円となり、対前年度8.3%の減で、このサービス内容は、施設入所者で低所得の方の自己負担を軽減するため、食費・居住費を補足給付したものであります。

次に、高額介護サービス費は1億623万9,777円となり、対前年度0.4%の増となりました。次の高額医療合算介護サービス費は838万893円、対前年度3.4%の減となりました。これらの付加給付を含めました保険給付費の総額は、一番下の欄になりますが、47億6,121万852円となり、対前年度0.8%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは担当課の……

(発言する人あり)

○委員長（遠藤保明） 保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 失礼しました。

先ほど戸村委員のほうから国保のほうの関係で、異動についてご質問ございました。

手元のほうの資料としまして、ちょっとこちらの金額とはつながらないんですが……

(発言する人あり)

○保険年金課長（高野 久） いいですか。

資格の関係の異動については手元にあるんですが、その異動によっての金額のほうは保険年金課ではちょっと難しいので、こちらについてはちょっと……、失礼しました。

○委員長（遠藤保明） それでは担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたしますので、委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時34分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明は着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） すみません、着座で失礼します。

それでは議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和4年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

資料につきましては、3事業が一緒になっております旭市公営企業会計の決算書になります。こちらの資料になります。

それでは、公営企業決算書のほうの13ページをお願いいたします。

(1) 建設改良工事の概況となります。

表の1行目と2行目、工事名、水配R04 第2号及び第4号、三川地区配水管布設替工事ですが、漏水事故が多発する区間の管路を布設替えしたものです。

表の3行目と4行目、水配R04 第5号及び第6号、東足洗地区及び後草地区配水管布設替工事ですが、水道事業ビジョンに基づき、飯岡配水場及び海上配水場の配水区域を旭地域に拡大するため、配水管を増径する工事を行っているものでございます。

次に、表の5行目と6行目、水配R04 第7号及び第10号、清和甲地区及び鍋木地区配水管布設替工事ですが、こちらにつきましても漏水事故が多発する区間の管路の布設替えをしたものでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

何か質疑ありますでしょうか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 1点だけお聞きしたいんですが、説明の中で4年度は不調の工事が多かったということなんですが、この5年度になってその不調だった工事が速やかに発注されたかどうか、その状況を教えてください。

○委員長（遠藤保明） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 4年度に入札不調になりました2件につきましては、5年度の予算の中で予算化いたしまして発注をする予定でいるんですが、この2件につきましては補助事業の関連がございますので、今その補助事業との関連をつけて、今後検討している状況でございます。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようでしたら、議案第6号の質疑は終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和4年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

資料は決算書の続きの38ページをお願いいたします。

（1）建設改良工事の概況となります。

表の1行目と3行目、工事名、公共ます設置工事です。工事の概要は、公共下水道区域の中で農地等の理由で公共ますの設置されていなかった土地に新たに家屋が建設されたことにより、公共下水道へ接続することとなったため、公共ますを設置する工事を実施したものです。

表の2行目、工事名、公共下水道管移設等依頼工事は、建設課による排水路の整備に支障となる下水道管を先行して移設するもので、沿線関係者との協議により工法変更が必要となったため、令和5年度に繰り越したものでございます。

(2)の保存工事の概況について。

こちらにつきましては、故障は経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕や更新を行ったものでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ありませんか。

特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、続きまして議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和4年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

同じく決算書のほうの63ページをお願いいたします。

(1)建設改良工事の概況となります。

表の1行目、琴田第三ポンプ場制御盤更新業務委託ですが、マンホール内の水中ポンプを制御する地上の制御盤が、経年劣化により動作不良や故障が頻発しているため更新を行ったものでございます。

表の2行目、琴田地区農業集落排水処理施設回分槽ばっ気攪拌装置更新業務委託は、経年劣化による故障のため更新したものでございます。

(2)の保存工事の概況については、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕や更新を行ったものでございます。

表の一番下の行、江ヶ崎地区農業集落排水処理施設回分槽ブロー用インバーター修繕工事については、世界情勢等の影響により部品調達に遅延が生じたため、令和5年度に繰り越したものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 1点だけお願いします。

62 ページの経費回収率が令和4年度落ちた、大幅に落ちているんですけども、その理由について教えてください。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） こちらにつきましては修繕費、動力費等の高騰によりまして経費のほうの率が上がったために、経費回収率のほうの率が低くなってしまいました。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（遠藤保明） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（遠藤保明） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(遠藤保明) ありがとうございます。

異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは上下水道課は退席してください。

しばらく休憩します。

皆さん、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時49分

○委員長(遠藤保明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○委員長(遠藤保明) おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(遠藤保明) ないということで、よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

報告事項

○委員長（遠藤保明） 続いて、担当課より財務諸表について報告がありますので、説明をお願いします。

財政課長、よろしくをお願いします。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課から追加でお配りしております財政状況に関する資料二つについて説明いたします。

まず、一つ目といたしまして、令和4年度旭市財務書類速報版と書かれた資料をご覧くださいと思います。こちらA4サイズでとじました、この資料でございます。これを用いまして、旭市の財務4表について説明してまいります。

まず、1ページをお願いいたします。

初めに、財務書類の概要についてご説明いたします。

財務書類につきましては、新地方公会計制度に基づき、地方公共団体の会計制度に企業会計の手法を導入しようとする取り組みでございまして、本市では平成20年度決算から貸借対照表などの財務4表を作成しております。

続いて、財務書類についてご説明いたします。

その下の表になりますが、対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類と、あと旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、旭市の全会計に関する団体等を加えた連結財務書類の三つの財務書類となります。本日はこのうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について説明をいたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えた連結財務書類につきましては、令和5年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定であります。

次に、右側の2ページをご覧ください。

財務4表の種類です。一つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。二つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。三つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。四つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

それでは、次に3ページをご覧ください。

こちらは貸借対照表バランスシートになります。

上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したもので、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。また、この下の表が基となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの三つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に基となる数値の表というような記載となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

四つの表の個々の数値、詳細につきましては後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、7ページをお願いします。

ここからは財務4表を用いた指標の分析となります。数値については後ほどご覧いただきまして、ここでは指標の内容と何が見てとれるかについてご説明をいたします。

まず、1の市民1人当たりの指標になります。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性を測ることができます。

続いて、その下の2の歳入額対資産比率です。これは、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表すものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

3の純資産比率です。総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合を占めているかを表しています。企業会計におけます自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。

続いて、下の4の有形固定資産減価償却率です。これは有形固定資産のうち建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。

続いて、9ページをお願いいたします。

5の基礎的財政収支、プライマリーバランスです。支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラス（黒字）であればその年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全であることを示します。

続いて、下の6の社会資本形成の世代間負担比率、（将来世代負担比率）です。これは、社会資本整備の結果を示す固定資産を市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど将来世代が負担する割合が高いと言えます。

続いて、10 ページをお願いいたします。

7の受益者負担の割合です。これは経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄えているかを表します。

以上が本年度の財務4表の簡単な説明となります。

なお、この内容につきましてはホームページなどを通じて公表し、市民の皆様旭市の財政状況についてできるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、もう一つの資料について説明をさせていただきます。

令和4年度決算状況、左上に速報版と書かれたA4サイズの両面印刷の資料でございます。これは、毎年度総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものでございます。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。

ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて共通した方法によって作成されておりますので、このカードの数値と決算書の数値は異なっている部分があることをご理解いただきたいと思います。

一例を申し上げますと、このカードにおける歳入歳出の総額は、一般会計の数値に病院事業債管理特別会計の中の独法化以降の起債借入分を加えたものとなっております、決算書の歳入歳出の総額とは異なっております。

それでは、このカードにどんな内容が盛り込んであるかということを説明したいと思います。まず、表のほうをご覧ください。

こちら上段には、人口と産業構造を表示してあります。

中段の左側には、決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを記載してありまして、また右側には、各種の財政指標と健全化判断比率を表示してございます。

続いて、裏面のほうをお願いしたいと思います。

こちら裏のほうは、左側の上段には款別の歳入を、その下には市税の収入状況を表示しています。

右側に移りまして、上段は性質別の歳出を、その下には目的別の歳出を表示しています。

最後に一番下の枠になりますが、こちらは現在進めている大規模事業を表示しています。

説明は以上となります。歳入歳出の詳細などにつきましては、決算の説明とほぼ重複いたしますので、一つ一つの内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和4年度決算に基づきます財務4表と決算カードについての説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の報告は終わりました。

○委員長（遠藤保明） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変長い間、不慣れな委員長の下、ご協力いただきましてありがとうございました。どうもご苦勞さまです。

閉会 午後 5時 1分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 遠藤保明

建設経済常任委員会

令和5年9月20日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第12号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	菅 谷 道 晴	副委員長	井 田 孝
委員	向 後 悦 世	委員	飯 嶋 正 利
委員	林 晴 道	委員	遠 藤 保 明

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	木 内 欽 市	議 員	松 木 源 太 郎
-----	---------	-----	-----------

説明のため出席した者（14名）

副市長	飯 島 茂	商工観光課長	大八木 利 武
農水産課長	池 田 勝 紀	建設課長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	上下水道課長	多 田 一 徳
農業委員会 事務局長	戸 葉 正 和	その他担当 職員	7名

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（菅谷道晴） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任委員会にお忙しい中、委員の皆様、また執行部の皆様、また議長の木内様、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は1議案でございますので、スムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思います。

着座にて失礼いたします。

また、本日はクールビズ期間中でありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、菅谷委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは皆様、改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は1議案で、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めて

まいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（菅谷道晴） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

議案第12号について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については着座で結構です。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） では、着席のままで失礼いたします。

議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本会議において説明したとおり、本改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用法令の条項を整理するものです。

そこで、条例改正の根拠となりました空家等対策の推進に関する特別措置法の主な改正点についてご説明いたします。

特別措置法につきましては平成26年に制定され、現行法におきましては特定空家等への対応が中心でございました。今回、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家等の有効活用や適切な管理を強化する必要があることから、一部を改正する法律が本年6月に公布され、公布の日から6か月以内に施行されることとなりました。

主な改正ポイントは、所有者等の責務の強化と管理不全空き家等への措置でございます。

まず、所有者等の責務の強化でございます。従来の適切な管理の努力義務に加えまして、国・自治体の施策に協力する努力義務が追加となりました。つまり、空き家等に係る国や自治体の施策に対して、聞く耳を持たないということではなく、適切に協力・対応していただ

くことが加えられたということでございます。

続きまして、管理不全空き家等への措置でございます。管理不全空き家等とは、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家等を指し、今回新設されたものでございます。現状ではひどく状態が悪化はしていないが、今後放置すれば特定空家等となり得る空き家等に対し、行政による改善の指導・勧告が行えることとなり、さらに、勧告を受けた管理不全空き家等につきましては、固定資産税の住宅用地特例の解除を行うというものです。

これによりまして、空き家等の適切な管理の確保を図り、特定空家となることを未然に防ぐことを目的としております。

なお、管理不全空き家等の基準をはじめとする今回の法改正に伴う詳細事項につきましては、今後、国より基本的な指針が示されることになっておりますので、その内容により法令の整備等、必要に応じ対応していく予定でございます。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。

○委員長（菅谷道晴） 担当課の説明は終わりました。

議案第 12 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 特定空家の対応は喫緊の課題だと思いますが、今現状に特定空家となろうとしている空き家はどのくらいあるのか、どのように把握しているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 特定空家の数でございますが、平成 30 年に空き家の一斉調査をやっております。その中で市内に 106 件、特定空家となり得る建物があるということが確認されております。同様の調査を本年度、今実施中でございます。最新の数値につきましては年度末頃には把握できるかと思ひます。5 年前なので、それより進行しているものもござひますし、解体したものもござひますので、今認知しているのは 106 件でございます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） 実は 1 か月ぐらい前、いろいろな諸問題があつて、ちょっと現地へ確認に行ったりなんかしたら、こっちももう空き家で、垣根の木が市道を半分塞いじゃっていると、市民が結構、特定空家に対する不安というか、対応をどうしたらいいのかな。こちらは

通らなきゃならないから、車両の出入りの邪魔になるので個人的にだんまりで切っているけれども、こっちはあまり触って後で苦情来てもしょうがないのでというような苦情があったりなんかしたもので、今ちょっとお尋ねしたんです。

だから、今の説明だと、5年間ぐらいは調査が空白期間になって、最近、近々取りまとめができるということなんです、それを取りまとめたら、市民の日常に支障を来すようなところを優先的に対処していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） この条例ですね、法改正に伴う条項ずれがあるということで、この法律が施行されるまで協力するということであるならば、今からやれることが数々あるかと思えます。どの部分を進めていくのか。例えば、活用するに当たって、拡大するに伴って、支援法人制度というのがあるようですね。各市町村長が、NPO法人だとか社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定をするというようなことであろうかと思うんですが、実際この本市において、法人に指定できるであろうそういう団体というのはどのぐらいあるもので、今後、交渉はどのような感じで進めていくのかを具体的に教えてもらいたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、法改正に伴って今ご質問のありました空家等管理活用支援法人、この関係についてご回答いたします。

まず、新法で定められているものとして、空き家の関係ですと、所有者の活用規模とか所有者からの相談、空き家の所有者ですね。それとあと、依頼があれば空き家の管理、その他、空き家の施策の提案とか、そういった業務、ぼやっとした感じなんです、そういった業務が法律で位置づけられています。

既に旭市だけではないんですが、不動産協会とか宅建、建築士会とか司法書士、そういった団体と協定している団体もございます。実際にもう既に業務を行っているものがございます。旭市でも、宅建協会の北総支部と空き家バンクに関する取引の媒介、そういったものについても既に協定は締結しております。

今回の法改正では、NPO団体とか、そういった団体があれば、市町村が指定することによりまして、協定先に法的な位置づけが設置されるものでございます。新たに業務が増えると

いうことよりは、法的な位置づけのほうが重要とされています。

いずれにしましても、法律の施行が6か月後ということで12月頃になるという情報を今聞いております。管理不全空き家、先ほど補足説明の中の管理不全空き家とこの空家等活用支援法人、この関係の基準がまだ一切、国から示されてはおりません。千葉県に確認しても、県のほうとしても、実は県内の市町村と関係団体、そういったところと協議会を持っております。すまいづくり協議会というんですが、そちらの中でも、国から基準が示されれば、今後議題として取り上げていくという検討していくと、今回答を得ております。

NPO法人で、各市ごとに協定というのも当然あるんですが、私としては、もっと広い範囲での協定なんかもあるのかなど。例えば、千葉県が元の協定を結んで、それに市町村が参加していく。そんな広域的な協定もありなのかなと思っております。

いずれにしても、国の指針が出て、県の動きを見ながら、必要な対応は取っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） この法律ですか、施行が12月ということで、まだ時間がある。協力していくということであるならば、やはりこれを、管理をしてくれる法人の指定をしなきゃならんわけですよね、市長がね。なかなかそういうところに対するPR、広告だとか、ある程度こういう事業が始まるよということを言わないと、なかなかその受け手が出なくてまずいのではないのかなと思うので、ちょっと聞いてみたんです。まだぼやっとしていて分からない回答だったんですが、その辺の取り組みを具体的にもう進めるのがいいのではないかなと思うので伺いたいと思うのと、あと、市長のほうで特定空き家に対して勧告を出すということなんですよね。管理不全の空き家に対して勧告を出した場合に固定資産税の減免ですか、住宅用の土地として6分の1の減額をしているのも、ちょっとこれも解除されるというふうに聞くので。そうなると、皆さん慌ててちょっと対応せねばならんというように思うんですよ。そうしたときには、空家等管理活用支援法人というのが大切になると思いますし、管理を委託するということも言われていました。管理を委託するとなると、法人がどのような委託を持ち主というか、そういう人と結ぶのか。具体的にどのような内容なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず取り組みについて回答いたします。

まだ基準ははっきりしないのでなかなか難しいんですが、管理に関しては、先ほど冒頭に申した所有者からの活用の希望とか、そういった空き家に対する管理の方法、あと相談ですね、どうしたらいいのだろうとか。そういうのは実際今、市の窓口で全部やっております。件数が膨大な都市部とか、そういったところは、こういった委託業者なんかにも当然、委託してやっている、東京都なんかはやっているという情報もございます。東京都とはスケールが違うということもありますし、旭市としては、市の職員が実情に応じていろいろ相談に乗ってやるのがいいのかなと思って、現状は今そうやっております。

件数が今後膨大に増えてきた場合、例えば宅建協会であるとか、相続の問題なんかは非常に多いので、司法書士であるとか、そういったところと協定というのにも視野に入れていきたいなど考えてはおります。

それと、管理委託の件です。管理委託というのは、例えば所有者が、私は遠方において管理できないから管理をお願いしますということで、それは管理のレベルとしてはランキングが当然あるんでしょうけれども、年に2回の草刈りとか、例えば立ち木の手入れだとか。もっといけば、月に1回の窓開けとか換気、そういったのも含まれるのかなと思います。現に後の利用を予定されている方は、月に1回の換気とか、そんなものも頼んでいるのかなと思います。それで例としては、旭市のシルバー人材ではないんですけども、シルバー人材センターでそういうものを受け付けているところもございます。

法人として、旭市にどういったものがあるかというのは、ちょっとまだ正直分かりませんし、件数が少なければ、とてもなりわいとして継続していくのは難しいところもございますので、いろいろ相談は市が今行っている中で、量に応じていろいろ考えていかなければならないのかなと思います。

それとあと、管理不全空き家、特定空家等の勧告でございます。これは事務フローの中でも、まずは指導とか相談を受け付けた中で、このままでは例えば特定空家になってしまうので、どうにか対応をお願いしますというところから始まりまして、その後、指導なり、それでも改善されない場合は勧告。勧告で反応がない場合は、先ほどの固定資産税の特例の解除とか、そういったものに至りますので、特定空家に指定してすぐ固定資産税の特例が解除されるわけではございません。そのあたりの説明は、資料があれば、広く周知もしていきたいと思えますし、特定空家に至るまでの流れについてもご説明はしていかなければならないのかなと思います。現状では、今そう考えている状態です。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 話を聞いていますと、やはり今後ますます空き家が増える中で、法人に対する取り組みだとか接触が大事になろうかと思うんです。例えば、商工観光事業なんかにおきますと、税金を投入してそういう管理をしてもらうなんていうのがありますよね。そうすると、やっぱり利益誘導を伴うんじゃないのかなと思うことを、いつも僕この委員会で申し上げております。このNPOも、やはりそういう利益誘導につながるような部分があるかと思うんですよ。そういうのをしっかりと起こらないような調整をして、しっかりとその法人を立ち上げてもらった——立ち上げてもらったって、今あるやつに委託するのか分かりませんが、指導をして進めてもらいたいと、そのように思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいま林晴道委員の答弁の中で、空き家の管理に関する対応でシルバー人材もありますしということでありましたが、シルバー人材のほうもお盆前後、結構屋敷とかきれいにしたい家が多いんだか、シルバー人材に委託したら、お盆終わって9月にならないと順番が回ってきませんみたいな、時期によってはシルバー人材のほうも対応に非常に苦労しているみたいな部分も、自分ちょっと話聞いて感じましたので、そういう部分で、もっとシルバー人材のほうの対応がスムーズにいくような取り組みも今後考えていかなきゃいけないのかなみたいな気がしますが、都市整備課としてはどんなふうに考えていますか。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、シルバー人材センターは旭市のシルバーがやっているというわけではなくて、全国でそういった組織でやっているところもあるよという一例でございます。

シルバー人材センターのよいところは、地域にやっぱり精通していますので、家の実情であるとか、近所の人との接触というか、そういったのをしたときに、ほかから来た業者よりは地域に違和感がないというか、溶け込みやすいのかなとは思っています。

ただ、今、向後委員おっしゃったように、シルバー人材も後継者不足ということを知っています。いろいろ定年延長とかで現役世代が延びたもので、シルバーに移行する方がちょっ

と少なくなっていて、手が回らない実情もございます。

ですから、先ほどの空き家の管理の話ですと、シルバー人材は安くて地元だということなんですけど、そうではなくて、ある程度のお金を払えばやる業者もございますので、そういったものを紹介するのは、市はなかなか紹介できないので、宅建協会とか、そういった方とかにちょっとお願いしていく必要があるのかなとは考えております。ただ、お金をどれだけ出せるか、年間の管理をどのくらいやるのかということによってだいぶ違います。シルバー人材については、ちょっと人材不足だということは聞いております。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） だから自分も話を聞いて、お盆前に屋敷の草刈りと庭木の手入れ等やっていただきかったみたいなんですけど、9月だと言われたとかで。やっぱりシルバー人材は重宝で、地元のこと非常に明るくて、依頼すればやってくれるのは非常にいいんだけど、なかなか順番が回らないような状態だというような、お盆前後は市のイベントもあったりなんかして、シルバー人材のほうもいろいろ活動範囲が広いんだか何だか。そういうときの対応もちょっと頭に入れて考えていただきたいなと思うだけでありますので、今後よろしくお願ひします。答弁は結構です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（菅谷道晴） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菅谷道晴) ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(菅谷道晴) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) それでは農水産課から、株式会社千葉県食肉公社の第28期事業報告書及び第29期事業計画書につきまして報告をさせていただきます。

資料は、右上に農水産課と書かれた資料になりますので、そちらをご覧ください。

初めに、報告の経緯につきましてご説明申し上げます。

株式会社千葉県食肉公社は市が出資している法人で、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を市が行っていたため、地方自治法の規定に基づき、平成27年度までは毎年9月の定例議会で経営状況を報告しておりましたが、借入金の返済が進み、市が損失補償する額が公社の資本金7億2,000万円の2分の1未満となり、平成28年度より議会への報告義務がなくなりましたが、本委員会において経営状況の報告を申し上げているところであります。

なお、この借入金は平成30年度に返済が完了しております。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧ください。

1の事業報告になります。令和4年度の屠畜頭数は、大動物の牛が1万5,543頭で前年とほぼ同数になっております。小動物の豚は42万8,806頭で前年より1万4,992頭減少し、前年比96.6%になっております。

次の枝肉販売実績は、牛と豚それぞれ記載のとおりの実績となっております。

次に、2の貸借対照表は説明を省略させていただきます。収支につきましては、3の損益

計算書によりご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

収入となります売上金の合計は右側の上段、118億1,057万6,000円で、これから売上原価を差引きますと、中段にありますように、売上総利益は2億4,547万5,000円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業損失はマイナス1,597万7,000円で、一番下にあります税引き後の当期純損失はマイナス2,547万1,000円となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

4の第29期、令和5年度の事業計画になります。

(1)の屠畜頭数計画ですが、牛は1万4,500頭、豚が43万5,000頭を今年度計画しております。

次に、(2)の販売頭数計画につきましては記載のとおり計画しております。

4ページをご覧ください。

(3)収支計画になります。本年度も、業務の効率化による事業管理費の削減に努めることといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を215万9,000円と見込んでおります。

以上で、株式会社千葉県食肉公社の第28期事業報告書及び第29期事業計画書についての報告を終わります。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

続きまして、農業委員会事務局。

○農業委員会事務局長（戸葉正和） 農業委員会事務局より、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況等について、ご報告申し上げます。資料はございません。

第2回定例会において議会の承認をいただいた17名の農業委員につきましては、7月20日に任命書の交付式及び初総会を開催いたしました。また同日、農地利用最適化推進委員20名へ委嘱書の交付も行っております。

本日は、委員就任後の活動状況につきまして、ご報告させていただきます。

千葉県農業会議主催の新任農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会が7月27日、成田国際文化会館において行われ、22名の委員が参加し、農地法などの研修を受けました。

翌日28日にも、委員全員勉強会として、事務局より実務に関する説明を行いまして、農業委員は農地法に基づく農地の権利移動等の許認可などに係る業務、農地利用最適化推進委員は農地パトロール等の現場活動を開始しているところです。

今後は、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、新たな業務となります地域計画の策定に係る地域での話し合いへの参加、目標地図の素案作成などにも関係機関と連携の上、取り組んでまいります。

以上で、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況について報告を終わります。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございました。

担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

その他

○委員長（菅谷道晴） その他ございますか。

飯嶋委員よりその他ということ。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） ご苦労さまでした。ありがとうございました。

この間の本会議の中で、都市整備課のほう 12 月議会にある程度報告ができるという話がありました。本会議ではなかなか話しづらいこともあると思うんですね。委員会だからざっくばらんにどのような進捗状況、また、私も 12 年間ずっと言ってきた手前もありますので。今まで税を負担してきた地域、例えば、大きなところでは 100 万円以上楽に超えているはずで。もう 60 年間、0.3%で始まった税金ですね。それと全くそれに関わっていない地域。

この間、松木源太郎議員より、例えば、大金の税金をつぎ込んで下水道地域をもっと。その中で税金は投入したけれども、接続は自由だよというふうな。負担しているところから見れば、それは違うんじゃないかなという若干の気持ちもございます。例えば、ある程度別の話をしたら、飯岡の海岸近くにある生活排水の処理施設がありますよね。そこでの合併浄化槽の普及率というのはどうなんでしょう。これ接続してあるから、なかなか進んでいないというのも現実と思うんですね。例えば、この施設、未来永劫稼働するのか。それとも、接続を促して、そういったものに変えていくのか。そういったことも、都市整備課ではなくて、環境課の予算ですけれども。たしか合併してから 2 億円近い金が入っていると思うんですけどもね。その辺のところも含めて、ここでお話ができる部分だけでもお話ができればありが

たいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課で今、昨年度から取り組んでいるのが都市計画の見直しということでやっております。こちら何回か本会議でご説明しているとおり、今、旧旭市だけの都市計画区域を全域に広げるところでございます。

議案質疑の中で一部回答したところもありますが、昨年度から旭市が地域的一体化であるとか、あと、一体化している、そういったのも日常生活圏であるとか地形、交通、土地利用、そういった面から、旭市を全部一体化の都市計画として問題ないかという検証をして、その調査をしているところでございます。議案質疑の中でも、都市計画の素案、この一体化した都市計画の素案を取りまとめるめどがついてまいりましたので、12月頃をめどに議員の皆様へ説明したいということでご回答してございます。

その中に、当然都市計画の素案というものはあるんですが、やはり大きく異なるのは、建築に関するルールの変更でございます。変更というか、新たなルールがございますので、そちらのほうは詳しく分かりやすく説明していかなければならないのかと考えております。

あと、いろいろご質問はあったんですが、税については、都市計画の中で議論しているところはございません。全域に都市計画区域が広がるということがありますので、その辺について今取りまとめをしているところでございます。

いずれにしても、今後2年半ほどかけて、最終的に法手続きを進めまして、都市計画区域の拡大に向けて事務を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） その報告ある程度あるというんですが、それは都市整備課だけの報告なんでしょうか、それとも税務課も含めての報告になるんでしょうか。副市長、その辺どうでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 今、都市整備課長からありましたように、12月には都市計画の方向性といいますか、そういったことは道筋を説明していきたいと思っております。やはりどうしても都市計画と、どうしても住民の皆様方、税というものがセットであるだろうといったような認識を非常に持たれております。ですから、そこら辺についてはまた違うんだということを説明しながら、そうはいつても、やはり税は今後どうするんだと、いろんな議論があり

ます。現在、県内のいろいろな団体の賦課の状況、近隣であれば香取市とか、いろいろな状況を調べている中で、まだ市としても、ではこれにしましょうという最終的な落とし場所については、まだ執行部の中で決定もしておりませんので、いろいろ状況を見た中で、これならば市民の皆様方のご理解をいただいた上で、今後このような形態で進めるだろうというものをご模索しているところでございます。今ここで、私は明確な答弁はできません。よろしくお願いたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） あと、先ほども飯岡地先の話もして、この時期の合併浄化槽の普及率、例えば、入替えて実際、新築のところはもちろんそうなんでしょうけれども、それ以外のところは、これつないであったところに合併浄化槽をつないでいるというところはあるんですか。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） すみません、結論から言いますと、その数の把握は正直できておりません。今お話あったとおり、合併浄化槽しかつくっていないので、新築はもう間違いなく合併浄化槽であると思います。

ですから、家の建築年次なんかを見れば、おおむね想像はつくのかもしれませんが、すみません、統計上の数字は今持っておりません。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これ都市整備課に言っても、例えばいつまでやるんだと言っても仕方がないですよ。これ未来永劫行くのかな。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 海岸沿いにある集中処理槽の件でしょうか。未来永劫といういろいろな難しいと思いますが、続けると考えております。というか、個別に家が建築されて、新たにみんな合併浄化槽になれば、確かに役目は終える部分もあると思いますが、その部分が残る限り、生放流というか、そういった方が残る限りは続けていかなければならないのかなとは思っています。

ただ、規模が今の大きさでいいのか、もっと小さいものでいいんじゃないのか、いろいろ考えはあると思いますが、水質浄化のためですから、続けなければならないものなのかなと考えています。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これは、旭もあつたと私も聞いたんですけれども、松木議員にですね。ていじんのあたりに、まだ残骸が残っているという話はしていましたがけれども。そうすると、これはずっと、合併浄化槽に入れ替わらない限り、1軒でも残っていればやっていくということですよ、市の予算で。

○委員長（菅谷道晴） 副市長。

○副市長（飯島 茂） まず、旭市内の関係でございますが、今はちょっとなくなりましたけれども、ていじん先生の後ろ、仁玉川、あれがもともと旧旭市街ですね、浄化槽等も全然導入されていない中で、はっきり言えば、相当汚水というか、汚い川だったよと。それでもって、都市下水という中で、市街地の上流は警察署の後ろのほう、あちらのほうから流れてきますが、商店街等の汚水をきれいにしましょうということで、あそこに浄化槽を設置して浄化して、仁玉川の本流のほうに流しておりましたが、公共下水道ができた中で、町なかを流れてくる水より、仁玉川の本流のほうを流れている水の水質を見たとき、もう町なかを流れてくる水のほうが水質がいいというような状況もありまして、もう何年前か分かりませんが、旭市の都市下水、ていじんの後ろにあるやつはもう数年稼働しておりませんので、あれはもう役目は終わっていますから、解体をするように話をしております。

飯岡のほうですね、私も飯岡のほうの経過がちょっとよく分かりませんが、直近でも担当課のほうから、飯岡の海岸道路に各マンホールがあつて、汚水を集めて、最終はいいおか潮騒ホテル前で浄化槽があると。その改修の決裁のほうも上がってきたんですが、私も今あのエリア、飯岡の旧エリアでどれだけの家庭が汚水をそのまま流しているかどうか分かりません。

最後、飯嶋委員の1軒でも残っていたらずっと残すのかという話がありましたけれども、それは、やはりそのときのいろんな水質であつたり、まさしく加入状況であつたりを確認した上でありますので、今この場でちょっと答弁のほうはできませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） なかなかいいお話が聞こえてこないという。12月議会で、私たち議員が納得できるような説明ができるよう期待していますので、課長ね、よろしくお願いします。答弁は結構です。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 私からは、市では移住促進をいろいろ進めている中でインフラが整ってい

ない。そういう問題がいろいろ発生しているもので、決算が終わりましたので、今度は予算の関係で、インフラ整備、急いで計画を出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（菅谷道晴） 答弁はよろしいそうです。

ほかに。

林委員。

○委員（林 晴道） 菅谷道晴委員長から特別に許可が下りましたので、引き続いてお願いしたいと思いますが。

以前この委員会において、防災無線等を活用した市民への警告というかアナウンスに関しては、ぜひこの委員会において報告等になるべく入れてもらいたいなという要望を出しました。なかなかないようですので、僕のほうからその部分に関して伺いたいと思います。

やはり一般質問等でありましたが、ちょっとここ最近、水道に関する漏水だとか断水だとか、そういうのがどうやら多いようです。防災無線を使っていない部分の中でも、うちの近所等でありました。数多くあるんじゃないかなと思うので、分かる範囲で構いません。直近で、そのような断水につながってしまったようなものがどのぐらいあったのか。それから、まずそれを把握した後に、担当課の初動はどのような感じで動いているのか。簡単で構いませんので、お願いしたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 断水の件数なんですが、給水栓、本管ではなくて給水のほうによって断水になるというのは何件もございまして、すみません、ちょっと今把握してございません。

本管での断水でございますが、今年度に入りまして多分3件ございます。この間の飯岡での漏水と、それから海上での後草での漏水。今ありました後草でのちょっと漏水のほうがございます。

漏水時の初動でございますが、まず情動的なものが上下水道課に入りまして、職員のほうが現地へ向かって、その状況の確認をいたします。その状況によりまして、上下水道課のほうで現在、水道の指定工事店のほうへ漏水修繕等の業務委託をしております。こちらの指定工事店、こちらの委託を受けていただいている業者が17件ございまして、これが365日当番制で日程表を組んでいただいておりますので、その当番の業者のほうに連絡を取りまして対応をしていただくということに、まず基本的になっております。

給水のものでありまして、本管の先日の口径が大きいものというような場合には、その1業者だけではできない場合には、ほかのところの業者に応援をかけたりにして対応をしていただくような状況を取ってございます。

その状況が分かった時点で、断水をする時間ですとか、工事の時間で復旧する時間等のアナウンスをするようにしてございますが、大きい漏水の場合にはもうすぐに止めなくてはいけないという状況もございますので、その判断ですぐに断水なのか、時間を置いての断水ができるのかというのは、現場の状況によって判断するような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 引き続き許可をもらいましたので伺いたいんですが、要は市内で指定の工事店が17件あるということであります。やはり今回のような真夏の時期になりますと、一刻も早く給水、早めに水が復旧しないと命にも関わる重要な事案であります。

その17件に365日24時間と言いますけれども、どのような委託、それに対する費用はどのようなものなのか。それから、ほかにも何か頼めるのあるよというちょっといいかげんな答弁であったんですが、そうじゃなくて、この17件を本当にフルで活用して、初動聞きました。あまりちょっとはつきり分かる初動じゃなかったんですが、一刻も早くこの17件が動けるような、そういう体制を取るべきだと思いますしね。ほかを当てにするとか、職員の方が対応できるのかは分かりませんが、その部分もちょっと教えてください。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 現状、上下水道課で指定工事店、指定の給水装置の工事業者は市内では42業者あるんですけども、そのうち漏水等の対応をしていただいている業者が17件ということになってございます。

この委託につきましては、1日の単価の設定をいたしまして、それに対して今年度は366日ですが、それで委託料のほうをお支払いしているような状況になります。実際の漏水工事につきましては、その工事でかかった費用について積算をした中で、工事の負担をお支払いするような形を取ってございます。

それで、やはり業者のほうも人員ですとか、それから工事に使う重機ですとか、全部そろっている業者と、そこが十分でない業者もおります。これは、基本的には給水装置のほうの指定工事店ということになりますので、本管のほうの工事となりますと、掘削とかの大きな重機が必要になったりという場合もございますので、そういった場合にはそういった重機をレ

ンタルして対応していただくとか、他の業者が持っていれば、そちらに依頼するとか、そういったような対応のほうで工事のほうを対応していただいております。365 日対応していただいておりますので、その業者が今日はどうしても自分の工事がいっぱいできないというところもあるかと思いますが、その場合には次のほかのところの業者を探して見つけていただいて、その業者に対応していただくというような形で、修繕の業務委託の中で工事のほうの対応をしていただいている状況です。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 許可をもらえました。

やっぱり命に関わるものでありますので、早急な対応を取れる体制を常時確認してもらいたい、そういうことなんです。要は、しっかりとその指定工事店や 42 件の業者が材料、道具を持っているのか、動ける体制を取っているのか。それから、何かほか復旧であれば土建屋とかでもいいと思うんですよ。そのほかに業者いっぱいあるから大丈夫だろうと、そういう甘い考えではなくて、しっかりと何かあったら、これいつ起こるか分からない事故ですから、対応をお願いしたい。特になんかうちのほうは多いのかな、後草のほうは多いもので、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 井田委員。

○委員（井田 孝） 都市計画制定について1点だけお聞きしたいんですが、市内において都市計画区域外はもうなくなるということですか。それとも山のほうは、計画外は残しておくということですか。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 秘密ではないんですが、基本的には全域で計画しております。

ただ、一部除外、計画外、都市計画区域外にする必要があるかなというところがございます。それは、今ここで口でべらべらと言うわけにはいきませんので、一部は計画区域外の可能性がございます。

○委員長（菅谷道晴） この後、視察の時間もございますので、質問のほうは、委員の皆さんは各課へ行ってご相談していただきたいと思います。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 菅 谷 道 晴

文教福祉常任委員会

令和5年9月21日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第14号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	宮内保	副委員長	片桐文夫
委員	永井孝佳	委員	崎山華英
委員	戸村ひとみ	委員	伊藤春美

欠席委員（1名）

委員 伊場哲也

委員外出席者（2名）

議長 木内欽市 議員 松木源太郎

説明のため出席した者（20名）

教育長	向後依明	環境課長	高根浩司
保険年金課長	高野久	健康づくり課長	飯島正寛
社会福祉課長	向後利胤	子育て支援課長	多田英子
高齢者福祉課長	椎名隆	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
その他担当職員	10名		

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

金 谷 健 二

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） それでは、皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

昨日、彼岸の入りということで入りましたけれども、何か今年は特別暑くて、まだまだ暑さが続くようであります。また、今週中には、幾らか涼しくなってくるのかなというようなことでもありますので、どうかよろしく願いいたします。

また、クールビズ期間中でもありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

なお、伊場哲也委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がありましたので、ご了解を願いたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶のほうをよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆様、そして幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっています。

なお、本日、松木議員、毎回傍聴ありがとうございます。どうか皆様、慎重なるご審議をお願いいたします。

この結果に基づきまして、本会議に望むわけでございます。

それでは、宮内委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。また、日頃より、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、予算関係の3議案で、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、続いて議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、続きまして議案第14号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ、全議案可決、承認くださいますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、専決処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については、着座で結構です。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きください。こちら下段の表になります。

初めに、3款4項1目生活保護総務費についてご説明いたします。

補正額250万6,000円の増は、そのまま右側の説明欄1、生活保護総務事務費の電算業務委託料250万6,000円となります。

生活保護の基準につきましては、国において5年に1度、定期的な見直しが行われ、本年10月支給分から生活扶助費の基準額の改定が実施されます。

今回の見直しに伴い、本市におきましても、保護決定や経理事務等を行っている電算システムを改修する必要がありますので、補正を行うものです。

なお、この事業に伴う歳入でございますが、ちょっと戻って9ページのほうをお願いいたします。9ページの中段になります。

14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、こちら125万3,000円ですが、国の補助金で、補助率につきましては事業費の2分の1を見込んでおります。

続きまして、12ページをお願いいたします。上段になります。

次に、3款4項2目、こちら扶助費につきましてご説明いたします。

補正額1億5,725万1,000円の増は、説明欄1、生活保護扶助費で、医療扶助費と生活扶助費が対象となります。

医療扶助費は、被保護者が医療機関にかかった場合の費用で、生活扶助費は、衣食や水道光熱費などの日常生活の需要を満たすための費用でございます。

今回の補正の主な要因ですが、まず、医療扶助費につきましては、高齢や傷病などの理由による被保護者の方の増加に加えまして、長期入院や高額な治療を必要とする被保護者の方が増えているためとなります。

次に、生活扶助費については、先ほど説明しました10月からの生活保護の基準改定に伴う扶助費の増額によりまして、不足が見込まれるため補正を行うものでございます。

なお、こちらの事業に伴う歳入ですが、ちょっとまた戻っていただいて9ページをお願いいたします。上段となります。

14款1項1目民生費国庫負担金、4節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金1億1,793万8,000円ですが、こちらは国の負担金で、負担率は事業費の4分の3を見込んでいます。

以上で議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

それでは10ページをお願いいたします。

歳入になります。

21 款 1 項 2 目 1 節児童福祉債、説明欄 1、児童福祉施設整備事業債 1 億 3,880 万円は、保育所統合整備事業に充てる地方債で、事業費の 90%が対象となり、元利償還金の 50%が交付税措置されるものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款 3 項 6 目保育所費、説明欄 1 の保育所統合整備事業 1 億 5,424 万 3,000 円は、中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事と、その施工監理業務委託に係る令和 5 年度分の事業費となります。

歳出の内容につきましては、別添の資料をご覧ください。

右上に、議案第 9 号、子育て支援課と記載があります資料の 1 ページをお願いいたします。

建設予定地は青年の家跡地、旭市二の 5127 番地です。園舎の床面積は 1,012.73 平方メートル。鉄骨造り平家建て、定員は 120 名、工期につきましては、令和 6 年 1 月から令和 7 年 1 月までの 13 か月間を予定しており、工事期間が年度をまたぐことから、債務負担行為の設定をしております。

次に、資料中段の表をご覧ください。工事費等になります。

設計監理委託料及び保育所整備工事につきまして、各年度の進捗状況に応じて見込んだ金額を予算計上しております。

令和 5 年度分は合計で 1 億 5,424 万 3,000 円で、債務負担行為を設定している令和 6 年度分は 7 億 265 万 9,000 円で、2 か年度の合計は 8 億 5,690 万 2,000 円となります。

工事費には、園舎のほかに歩廊、これは外廊下なんですけれども、歩廊や倉庫棟、駐車場、外構、給食設備、園庭、植栽、遊具、プールなどを含んでおります。

次に、資料の 2 ページから 5 ページが（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事に係る図面等になります。

2 ページは、統合保育所の外観パースです。

3 ページは案内図・配置図、4 ページは平面図、5 ページは立面図となっております。

次に、資料の 6 ページをお願いいたします。

（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設スケジュールです。

建設スケジュールの中段、ナンバー 8 をご覧ください。

補正予算をご承認いただいた後の予定になりますが、令和 5 年 10 月から 12 月で工事入札、

その後ナンバー19、12月議会にて議決承認いただきまして、本契約を予定しております。その後ナンバー10、令和6年1月から令和7年1月までの13か月間で建設工事を行いまして、ナンバー13、令和7年4月の開所を目指してまいります。

以上で議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入になります。

中段の14款2項5目、教育費国庫補助金は、文部科学省から交付される国庫補助金でございます。

説明欄にありますように、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金165万円は、国が進めるGIGAスクール構想に基づく、ICTを活用した学習活動などを支援するため、文部科学省が新設した補助金で、今年度に入り交付決定を受けたため、補正予算に計上するものです。補助率は2分の1でございます。

続いて、補正予算書の12ページをお願いいたします。

歳出になります。

下段の10款1項2目事務局費の補正額の財源内訳欄、こちらのほうで歳入で国庫支出金として165万円を補正することにより、同額を一般財源から減額するものでございます。

なお、補助対象となる歳出予算につきましては、当初予算の教育の情報化推進事業で計上しておりまして、内容としましては、タブレット端末等の問題解決や技術的支援を目的とするGIGAスクール端末運用支援業務委託料330万円に充てるものでございます。

以上で議案第9号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お疲れさまです。

議案第9号のほうで、統合保育所の設計に関することなんですけれども、設計の中身のことでちょっとお聞きしたいんですが、最低限その設計の設置基準などは満たしていると思うんですけれども、その他で例えば事故予防ですとか安全に関して気をつけるべき点、どのよう

に考えているかとか、工夫される予定のことについてちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、資料の4ページをご覧くださいと思います。

平面図になります。

こちら、出入口全て、外側の園庭のほうから送迎をするようになります。今まで、現在もそうなんですけど、保育士等の意見も取り入れまして、平家造りということもございまして、保護者と子どもたちの様子、そちらが安全に配慮して見て取れるというような形になっています。

また、右手が東なんですけど、東側から入りまして、北側が事務室となっています。この事務室からもゼロ・1歳児が廊下の反対側、南側になっているんですけど、その辺りも安全に配慮できるように事務室側と接しています。

当然、事務室の入り口もオープンとなるような形になっています。事務室の隣が2歳児なんですけど、そここの間の扉なんですけど、そこは子どもたちが外に出ていってしまわないよう、そこはちょっと施錠ができるようなつくりとなっています。

トイレも2歳児のほうは室内から、保育室の中からトイレに、トイレトレーニングとかをする時期でもありますので、保育室からトイレにすぐに行けるような形になっています。

そのほか園舎の周りなんですけど、フェンスで囲いまして、周囲に防犯カメラ等も少し数を多く設置する予定でいます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

年齢によって、昨日できなかったことが急に今日できるとかが、あって本当に事故というのは気をつけていただきたいので。

ちょっとすみません、1点、3歳児の保育室が一番左端というのがちょっとあまり見ないのかなと思って、多分おトイレの関係なのか、だいたいこの年齢順に教室が並んでいるような保育園というイメージだったので、そのあたりが3歳が一番向こう側なのかななぜなのかなというのと、そう死角がないように注意されて工夫されるということは今お聞かせいただいて、安心はしました。

それで、設計の業者さんってどちらになるんですしたっけ。

あと、その業者さんのほうで過去、保育園の実績、設計された実績とか、どういうふうなのがあるのかとか、もし分かれば教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 3歳児が奥なのか、なぜ年齢順に並んでいないのかというところなんですけど、トイレを真ん中につけるということになると、数多くつけるということになりまして、最初は真ん中も想定していたんですけども、一番奥にいたしまして、こちら3歳児も、結構今3歳児でもおむつの取れないお子さんが結構いらっしゃるということで、こもやはり保育室からすぐにトイレに行けるような形を取っています。

真ん中の4歳と5歳児なんですけど、こちらは保育室内からトイレに行ける作りではありませんで、1回廊下に出まして、二つの保育、4歳と5歳の子どもたちが両方で利用するようなトイレになっております。

それと、業者ですが、設計業者は株式会社東総設計です。

過去の実績なんですけど、たしか海上中学校を建設されていらっしゃるところと、ちょっと、すみません、今ちょっと海上中しか認識がないんですが、失礼しました、矢指小学校も建設されていらっしゃいます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 保育園の実績は、今までなかったという形ですかね。ちょっとその辺が気になる場所ではあるんですけど、死角、転倒とか転落、あと死角とか隙間に入って、かくれんぼしちゃって、行方不明になってそのまま窒息で亡くなるというケースとか、そういうのがあると思うので、ちょっと最低限設置基準とか、その設計の基準を満たしていたとしても、ちょっといま一度、乳幼児が使うという点をいま一度意識して、本当に大丈夫なのかという設計をお願いしたいなと。ここまでつくっていただいているところだとは思いますが、十分に注意して設計をお願いしたいなと思うところです。

以上です。

○委員長（宮内 保） 答弁は。

○委員（崎山華英） この資料って、もうちょっと早く頂けたら、じっくり見れたなと思ったんですけども、事前に頂くことというのは難しいんですか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 設計に関しましては、納期が8月末だったということがございまして、また、この常任委員会に合わせて資料を準備していました。

もっと早くというと、どのような時期がよろしかったのか、ちょっと。そうですか。そうしましたら、事務局のほうと相談させていただいて、可能な限り早くお渡しできればと思います。申し訳ありません。

○委員長（宮内 保） ほかに。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、2点お願いします。

まず、生活保護のほうです。5年に1度の見直しで、10月からの基準改定ということなんですけれども、これは見直しによって人数って変わるものなんですか。本来ならばこの人数だったものが、見直しすると増えるとか、そういうふうになるものなのか。

あと、できましたら10年分の生活保護数を後ほど表にでもしていただきたいです。

それと、あと……

○委員長（宮内 保） 戸村委員、一つずつ行きましょうか。

○委員（戸村ひとみ） 1個ずつでいいんですか。決算委員会のときは、まとめて言えとか。

○委員長（宮内 保） じゃ、続けていいです。

○委員（戸村ひとみ） 続けていいですか。

あと10月からの見込み人数、お願いします。

それから、保育園のほうなんですけれども、保育園って、やっぱり特殊な建物だと思うんですけれども、これって恐らくどこでも安全ということに関しては、一番考えられているところだと思うんですけれども、旭で子育てしたいみたいな人とかのために、旭らしさみたいなものって、この設計の中入っていますか。結構いろいろな町で、その町らしさみたいな、例えばその特産の木がある場合は、そこの木をふんだんに使ったとか、園庭の真ん中にその町の木が植えてあるとか、いろいろ工夫をしていらっしゃるのを私は視察したことがあるんですけれども、そういった旭らしさ、旭で子育てしたいって、ここに預けて子育てしたいみたいな、そういったものというものは入っていますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 生活保護の基準改定が5年に1度ございます。こちらについて、

人数につきましては、特に人数につきましては、当初見込んでいた数とそんなに多くは変わりません。

基準の改定につきましては、国の厚労省のほうで物価の状況等を見まして、生活保護の基準として適切かどうかというのを定期的にやっている中で出ました。

物価スライドも若干あるんですけども、そちらでの基準に加えて、今回ちょっとコロナ等の需要で特例加算というのがございまして、その特例加算につきましては、保護者1人当たり月に月額で1,000円ほど上がります。こちらの受給者のほうは、だいたい従来の分よりちょっと少し多めに見込んだ中で1,000円を月額掛けて、10月以降の分として見込んで、生活扶助費のほうを増額させていただいています。

それと、戸村委員のあれで、ちょっと10年分というお話なんですけれども、手元にあるのがちょっと5年分の生活保護の受給……過去10年分の……そうですか。承知しました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 旭らしさというお話ですが、ちょっと旭らしさかどうかというところがちょっと、旭らしさって何かなというところも若干あるんですけども、今回の設計では、東側の玄関スペースから入るんですけども、西側までの遊戯室、この間の廊下を大変広く取っています。そこで多目的に子どもたちが遊べるというような形で作ってあります。

また、全ての保育室が南側に向いていまして、自然の光や風を取り入れられるというような形になっていまして、旭らしさというところではちょっと違うかもしれませんが、遊具等も複合の遊具等を設置して、園庭も結構広いつくりになっていますので、子どもたちが伸び伸びと遊べるように作ってあります。

また、植栽のほうもしていまして、平面図の左手のほうなんですけど、畑を少し取っていただいて、子どもたちがこちらで、今もだいたいサツマイモとか作っているんですけど、サツマイモであったりとか、ジャガイモであったりとか、そういうものを作る喜び、そういうものを感じられるよう設計してございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。旭らしいと思います。ありがとうございます。

生活保護なんですけれども、外国人の方って対象になっていますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 外国人の方も対象になってございます。

そのうちというのは、ちょっと今、数がすみません、すぐ出なくて、ただ、対象には外国人の方もなっております。合わせてということで、承知しました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 2点質問させていただきます。

G I G Aスクールについてなんですけれども、この事業の評価とか効果とかを測るのは、今後ご予定があるのか、いつ頃されるかをちょっと伺いたと思います。

もう一点は、生活保護についてなんですけれども、先ほど戸村委員が後でと言っていたんですけれども、現在の人数、教えていただければと思います。

あと、生活扶助費については、この特例加算の1人1,000円なのかなと思うんですけれども、医療扶助費が1億5,000万円上がっている理由というか、この辺をちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、G I G Aスクールの評価ということでございますが、教育委員会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、毎年教育委員会事務の点検評価というのをしております。

その中では、このG I G Aスクール構想関係でタブレットを購入して、2年度で購入して、3年度、4年度、2年たって今年度3年目になるわけですが、その中では評価としては順調というような評価をしています。

学識経験者の方からもご意見いただいておりますが、それについても、一応順調という評価をいただいております。

ただ、そのタブレットの活用に関して、子どもたちの活用する、授業で使う時間とか、それ、あとは先生がその使い方を熟知しているとか、それにつきましては、まだまだ向上する部分はあると思います。

それにつきましては、I C T事業マイスターということで、先生方を育てるようなこともしていきますので、今のところは順調ということで、今後もそれを効果的に活用できるようにしてまいりたいと思っています。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 生活保護の現在の人数と世帯数ということで、8月末現在でお答えさせていただきます。

8月末現在で生活保護の人員数につきましては473名、それから、世帯数につきましては411世帯になります。

それと、医療扶助費のほうの事由というところでございますけれども、保護の受給者の方も傷病ですとか、それから、高齢者の方も増えているようなところもございます。ちょっと具体的にはあれなんですけれども、がんですとか心臓手術、それから、よく終末期の医療と申しますか、それからICUに入るですとか、健康をちょっと害している保護者の方も多い状況になっていまして、そういった医療費のほうの、生活保護、ご存じのとおり10割が市のほうから全額が出るような格好になりまして、そういった受給者の方が増えているような状況で、今回補正のほうを、高額になりますが、ちょっとお願いしているような状況です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今、GIGAスクールのほうなんですけれども、おおむね順調に推移しているということなんですけれども、小学校の低学年がまだ字もちゃんと書けないうちから、タブレットでテキストをやっているとかについて、疑問を持っている保護者の方もいらっしゃいまして、その辺の今後の進み方も注視していただければと思います。

あと生活保護のほうなんですけれども、医療費が無料ということで、無料だからどんどん使っちゃうみたいなことがあるのかなと思いついて聞いたんですけれども、そういった点の対策とか、そういうものってあるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 医療費が無料ということで、要は頻回受診したり、結構かかってしまわないかというところでございますが、こちら市の社会福祉課のほうに、担当のケースワーカーのほうがあります。そちらのケースワーカーのほうで、主治医の訪問をしまして、この方のかかっている医療、これで適切か、通院回数についてはどうかということも、生活保護のケースワーカーのほう具体的に主治医のところへ行って、訪問するなどして確認しています。

あと、あわせて、この医療内容で多くかかっていないの、内容が適切なというのは、第三者の医療的見地から見ていただくような格好がございまして、囑託医の先生を委嘱していま

して、毎月1度、診療内容のほうも確認して、その内容の妥当性についても客観的な見地から評価いただいていますので、その辺でチェック体制は整っています。

以上です。

○委員長（宮内 保） 先ほどの戸村委員からの資料請求につきましてですが、本委員会として、内容を確認してから対応したいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

そのほかに質疑ありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 統合保育所のことなんですけれども、今ちょっと私、図面ずっと見ていたんですけれども、入り口が、保護者の入り口は南東、来客用の入り口は北側のほうになるのかな。北西になるのかな。

あと、駐車場の台数が保護者が40台と、来客用のほうで27台ですか、職員と含めて67台なんですけれども、2保育所が一緒になった場合に、催物等をやったときに、駐車場の問題とか、どうなんですかね。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） そうしましたら、3ページの図面のほう、配置図になるんですけれども、まず、入り口なんですけれども、ちょっと入り口が申し訳ありません、4ページの図面のほうが見やすいので、4ページの平面図をお願いいたします。

こちら風除室と書いてございますのが東側、図面の左側、風除室、真ん中辺りなんです、こちらが来賓等の出入口になっています。

保護者のほうは、手前のほうに、左手の真ん中辺りになるんですが、真ん中って左端の……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 4ページです。事務室、先ほどご説明した事務室の前の辺りになるんですが。

保護者の方は、少し手前の園庭のほうの入り口、ゼロ・1歳児の保育室の手前のほうから入っていただくような形になります。

雨の日も保育室の前まで行けるように、インターロッキングというところで、土ではなく整備してまいりたいと考えています。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 車の出入りは、申し訳ありません、資料3ページの配置図を見

ていただきたいんですが、こちら東側に 40 台を想定しています。こちらが保護者の送迎時に
……

(発言する人あり)

- 子育て支援課長(多田英子) 失礼いたしました。建物の入り口と勘違いしてしまいまして、こちらの配置図の手前にあります、南側にありますのが学校給食センターになっています。旧市役所通りのほうから入っていただきまして、給食センターの前を通過して……

(発言する人あり)

- 子育て支援課長(多田英子) 保護者です。

(発言する人あり)

- 子育て支援課長(多田英子) 来客者も同じ駐車場を使っていただきます。

(発言する人あり)

- 子育て支援課長(多田英子) 西側の駐車場なんですが、こちら主に職員の駐車場を想定しています。失礼いたしました。全てじゃなくて、2台だけ来客用、そちら。

(発言する人あり)

- 子育て支援課長(多田英子) こちらは、西側のほうに入り口がございまして、そこから入っていただくようになります。ただ、メインの来客、ほとんどの保護者の方でご相談があったりとか、お見えになったりとかする場合は、東側のほうから入っていただければいいかなと思っています。

- 委員長(宮内 保) 片桐委員。

- 委員(片桐文夫) すみません、何か課長と2人で話しているみたいで。

- 委員長(宮内 保) 2人で話してはだめだよ。

- 委員(片桐文夫) 申し訳ありません。

そうするとこれ、催物とかあった場合の保護者に知らせる場合は、当然両方の駐車場も使うと思うんですよ。その場合、本来であれば、同じ入り口からぐるっと動線が北側ですか、回って行って、後ろの駐車場に行けるとかであれば、分かりやすいのかなと思うんですけども、ちょっと分かりづらい点があるかと思うんですけども、その点を催物のときにあれなのかな、保護者に伝えればいいのか。

- 委員長(宮内 保) 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

- 子育て支援課長(多田英子) 基本的には、この東側の 40 台、それと東総教育会館が近くに

ございまして、そちらも、もう現時点でお話をしまして、東総教育会館が使用しないときに限りということにはなりますが、そちらも利用させていただけるようになっています。

そのほか、北側の線路を越えてなんですけど、総合体育館のほうの駐車場もご利用いただけますので、かなりの台数が置けるかと思っています。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。じゃ、この西側の来客用というのは、ただこの図面を起こしたときのあれでいいのかな、考え方で。もし万が一駐車が前だけで、教育会館とか保育所の駐車場で止められなければ、こちらも案内するというような考えですかね。答弁はいいです。

○委員長（宮内 保） 答弁はいいですか。

そのほかに質疑ありませんか。

木内議長。

○議長（木内欽市） 保育所のことで、余計なお世話かもしれませんが、トイレは当然水洗でしょうね。それとあと、水道も自動に水が出て、その点を確認したいと思います。

何でかという、当然そうだと思いますが、苦い経験があるんです。海上中学校ができたときに、まだ新しいんですが、野球場、これ私らもミスだったんですけどもね。いまだに皆さん行けば分かるんですが、野球場、ソフト場、ベンチがないんですよ。そうしたら、業者がベンチは頼まれていなかったと、こう言ったそうなんですけど、担当の課長は、野球場にベンチがない話があるかと。私はもう当然できると思っていて、今パイプでやってシートでやっているでしょう。それが1点。

それと、体育館のあれ見たら、やっぱり武道場がなかった。私、剣道をやっているものから、武道場、学校で武道は一つやることになっていますね。相撲、柔道、剣道ね。科目に入っているんですよ、部活動云々に。武道場がなかったんです。そうしたら急遽、体育館の隅を武道場にしました。したんですけども、やっぱり途中からやったもので、窓がなくて、後から窓やるのに大変なお金がかかったんです。

そういうことがありますものですから、あともう1点言いたいのは、教育長さんもいらっしゃいますが、小学校・中学校で水道を直すという工事が私が議員のとき上がってきたんです。そのとき言ったんですよ。自動でしょうっていったら自動じゃない。やっぱりこれだったんですね。そのときも私強く言ったんです。夏休みとか、水道、蛇口開けばなしにして、あるいは冬の場合、凍っていた場合に開けばなしやって、水道出ません。凍っている場合に

は。そのまま帰っちゃうと、何日間もずっと水道出っ放しで料金無駄な料金になりますよって言いましたが、受け入れてもらえませんでした。

その後、今コロナで全部水道は自動になったでしょうが、変えたと思うんですが、その予算だって何千万円という予算が無駄になっているんですね。

ですから、そういった意味で、確認です。今トイレは子どもたち、だいたいどのうちでも水洗ですよ。ところが、学校は遅れているんです。全部これ座ってやるトイレでしょうけれどもね。そういうちょっと心配になったもので、ちょっと確認です。よろしくお願いします。回答は結構でございます。

○委員長（宮内 保） 議長、答弁は。

○議長（木内欽市） 答弁、結構です。

○委員長（宮内 保） いいですか。

そのほかに、ありますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどご説明の中で、建設スケジュールで、6ページの建設スケジュールをご説明した際に、ナンバー9、議会の議決の欄で、ナンバー19と申し上げてしまいましたので、訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、続いて、議案第10号について、補足説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 着座にて失礼いたします。

議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書をお願いします。補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為についてですが、本会議で補足説明しましたとおり、令和5年度をもって市内3か所の地域包括支援センター業務委託契約が終了することに伴い、本年度内に受託法人を公募し、契約を締結するため、債務負担行為の設定を行うものであります。なお、契約期間は現契約と同じ3年としております。

本委員会ではお配りしました別添の議案第10号高齢者福祉課と書いてあります旭市地域包

括支援センター業務委託の公募についての資料により、説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、1の地域包括支援センターの役割についてです。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面で支援を行うためのワンストップ総合相談窓口となります。

次に、2の高齢者人口と地域包括支援センターの職員数であります。

地域包括支援センターには、65歳以上の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、常勤専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名ずつ配置する必要があります。

旭市の65歳以上の人口の担当地域別内訳としまして、いずれの地域も6,000人を超える数となります。そのため、それぞれの地域で専門職を1名増員して4名以上の専門職の配置が必要となります。

続きまして、3の地域包括支援センターの業務委託の概要です。

各センターの担当地域については、次の2ページをご覧ください。

三つの地域包括支援センターの担当地域となります。まず、中央地域については、権利擁護業務や在宅医療・介護連携推進、認知症支援などの機能を強化し、当該分野での他のセンターの業務を支援する機能強化型センターとして位置づけております。

資料の3ページをお願いいたします。

その機能強化型センターである中央地域包括支援センターには、生活支援コーディネーターを新たに1名配置いたします。生活支援コーディネーターは、民間企業やボランティアなど、地域の多様な担い手によるサービスなどの地域資源を把握、活用することで、生活支援サービスを充実させる役割を担います。

また、当該職員は、認知症地域支援推進員を兼務いたします。認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス事業所などの支援機関間の連携を図るための支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において生きがいを持った生活を送れるような社会参加活動のための体制整備等を行います。

資料の4ページをご覧ください。

4の業務委託料についてです。

人件費・光熱水費などの運営経費である年間委託料の上限を、通常センターは1事業所当た

り 2,715 万円、機能強化型センターは 200 万円を加算した 2,915 万円と積算しております。

なお、初年度は必要に応じ、初期費用として 50 万円の加算を予定しており、3 年間の業務委託料の上限は 2 億 5,185 万円となっております。

また、機能強化型センターである中央地域包括支援センターに配置いたします生活支援コーディネーターの業務委託料は、年間 300 万円、3 年間の業務委託料の上限は 900 万円、認知症地域支援推進員の業務委託料は、年間 200 万円、3 年間の業務委託料の上限は 600 万円と積算いたしました。

委託期間は、引継ぎ期間を考慮し、令和 6 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までと考えております。

なお、令和 6 年度の歳入歳出予算につきましては、改めて新年度予算で計上させていただく予定であります。

最後に、5 の今後のスケジュールについては、ご覧のとおり予定しております。

以上で議案第 10 号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、11 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 5 分

○委員長（宮内 保） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 先ほど戸村委員のほうからご質疑いただきました生活保護の受給状況の 10 年間の推移ということで、ご回答申し上げたいと思います。

まず、平成 25 年度でございますが、生活保護の世帯数につきましては 319 世帯、それから、人数は 388 人。続いて、平成 26 年度が世帯数が 350 世帯、人数が 421 人。平成 27 年度が世帯数が 356 世帯、人数が 423 人。それから、平成 28 年度が世帯数が 351 世帯で、人数が 410 人。平成 29 年度が世帯数が 339 世帯、それから、人員につきましては 396 人。続いて、平成 30 年度でございますが、世帯数につきましては 333 世帯、人数は 386 人。令和元年度でございます

が、世帯数は343世帯、人数は402人。それから、令和2年度でございますが、世帯数につきましては347世帯、人数につきましては406人。令和3年度になります、世帯数は349世帯、人数につきましては398人。それから、最後に令和4年度でございますが、こちら世帯数が377世帯で、人数につきましては426人ということで、こちらは年度の平均をいたしました被保護の状況となります。

ご質問のもう一つございました外国人の数につきましては、こちらの内数で、人数のほうには外国人の方も含まれていますが、ただいますぐにはちょっと外国人につきましては申し上げられませんが、一応推移といたしましては、10年間の推移はこのような状況になってございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） それでは議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 旭市地域包括支援センターのことなんですけれども、旭市北部地域6,970人の高齢者人口、東部地域6,439人の高齢者人口ということで、業務委託料については北部も東部も2,715万円という基本の金額なんですかね。500人も違うので、どうなのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） ご質問の北部と東部で高齢者人口が500人ほど違うが、委託料はということなんですけれども、基本的には、委託料を一般のセンターのほうは2,715万円ということで、基本の数字で考えて設定しています。

実際、業務委託料で運営していただいて、その中で収支増減あれば、多い場合にはそのままがいいんですけれども、足りた場合はその分返還という形になりますので、あとは、実際6,000人を目安ということで、ある程度地域分けしたというのもありますので、その辺は多少、今後増減あるかと思いますが、これをベースにということで考えていますので、それに対して何人違うから委託料幾らという、そこまでは細かくは試算していません。申し訳ございません。

○委員長（宮内 保） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） それでは特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号について、補足説明がありましたら、お願いいたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、議案第 14 号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和 5 年度旭市一般会計補正予算書（第 3 号）の 7 ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

14 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金、説明欄 1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金と説明欄 2、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金を合わせた 1 億 3,500 万円は、令和 5 年秋開始接種にかかる費用の国の補助金で、補助率は 10 分の 10 となっております。

続いて、歳出になります。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目予防費、説明欄 1、新型コロナウイルスワクチン接種事業 1 億 3,500 万円は、本年 9 月 20 日から開始された秋開始接種に係る事業費です。接種の対象者は初回接種を終了した全ての方になり、費用についても引き続き無料となっております。使用するワクチンについては、現在流行しておりますオミクロン株、XBB. 1.5 に対応した 1 価ワクチンに変更となります。

本市においては、国の示す秋開始接種の初日である 9 月 20 日、昨日ですけれども、9 月 20 日から集団接種を海上庁舎にて実施しております。個別接種についても、市内 10 か所の医療機関に協力をいただき、明日から、9 月 22 日から開始をいたします。

なお、接種期間は令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。

歳出の主なものとしまして、説明欄の 3 の職員手当等 318 万 3,000 円は、会計年度任用職員の報酬や保険料及び職員の時間外手当です。

10 の需用費 387 万 2,000 円は、接種券発送用の封筒代などの消耗品費及び集団接種会場の光熱水費となります。

11 役務費 354 万 6,000 円については、接種券の発送にかかる郵便代と、国保連合会への手数料です。

12 委託料 1 億 1,717 万 2,000 円は、集団接種会場内のパーテーションや案内看板などの設置を委託する会場設営委託料と集団接種会場での受付から接種までを包括的に委託を行うための費用として、新型コロナウイルス接種等包括業務委託料となります。

続いて、9ページになります。

18の負担金補助及び交付金の320万円は、医療機関支援金として週100回以上の接種を指定する2か月ごとの間に4週間以上実施した医療機関へ、接種費用に上乗せして交付するものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1回目の人は対象外なのかどうかをちょっとお伺いしたいのと、あとはこれが最後の無料接種になるかを確認したいです。来年度以降は有料になるかどうか、その辺、もし情報があれば教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 1回目の方も、このXBBのワクチンのほうの対象となります。

また、来年度以降無料になるかということですが、今のところは、国のほうとしては、個人負担をとるところで考えているというふうに伺っています。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） あと年齢は何歳からでしたっけ、確認させてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 年齢につきましては、生後6か月以上ということになります。

実際に誕生日がございまして、6か月以上ということでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、市内小・中学校の学級閉鎖等についてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖です。

干潟小学校が1学級で学級閉鎖を行いました。閉鎖期間は9月14日木曜日、15日金曜日の2日間でございます。

次に、インフルエンザに伴う学級閉鎖もありまして、嚶鳴小学校が1学級で学級閉鎖を行い、閉鎖期間は9月20日から22日までの3日間です。

そして、第一中学校が1学年で学年閉鎖を行い、閉鎖期間は9月15日、16日の2日間でございます。その後、一中のほうは新たに2学年、3学年で学年閉鎖を行っていきまして、閉鎖期間は9月21日、本日でございます。

なお、第一中で予定していました体育祭、9月16日に予定していたんですが、10月3日に延期をいたしました。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮内 保） あとはよろしいですか。

担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保

総務常任委員会

令和5年9月22日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第11号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

請願第 3号 インボイス制度の中止を求める請願

出席委員（6名）

委員長	景山岩三郎	委員	松木源太郎
委員	木内欽市	委員	伊藤房代
委員	宮澤芳雄	委員	常世田正樹

欠席委員（1名）

副委員長 島田恒

委員外出席者（1名）

副議長 林晴道

説明のため出席した者（19名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴

監査委員
事務局長

杉 本 芳 正

その他担当
職員

8名

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

金 谷 健 二

副主幹

菅 晃

開会 午前10時00分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

本日は、副市長はじめ、執行部の皆さん、そして職員の皆さん、大変でしょうけれども、大変お疲れさまでございます。ひとつよろしく願いいたします。

また、クールビズ期間中でございますので、委員会室内においては、上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

なお、島田恒委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解を願いたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日は、林副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） それでは、着座にてご挨拶をさせていただきます。

改めまして委員の皆さん、おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催ということで、大変お疲れさまであります。

本日は、一般会計の補正予算を含む3議案ですか。それから請願が1件出ております。それらにつきまして審査をいただくことになっております。慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

それでは景山委員長、よろしく願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは皆様、改めましておはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で3議案でございます。内訳は、まず、予算関係が1議案で、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で、議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制

定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。説明、質疑については着座で結構でございます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。
松木委員。

○委員（松木源太郎） じゃ、私から、今回の補正では、債務負担行為の補正で1億5,000万余円をちば消防共同指令センターの新規機械を入れ替えるということなんですけれども、4年計画で、全体でもって幾らかかることに今予定でなっていて、それでもってどういうものに新しいものが変わるのかという、簡単でいいですから全体の計画が分かれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） それでは、消防のほうからお答えさせていただきます。

こちらの事業は、平成 25 年から共同運用しています、ちば消防共同指令センターの指令システムの機器、こちらが運用開始から 10 年が経過しております。この機器の更新が必要となることから、事業年度としまして令和 5 年度から令和 8 年度まで、4 年間で全体更新の工事を行うものでございます。今回補正予算内容といたしましては、今年度末、契約事務をするに当たり、構成 20 の消防本部の債務負担行為による予算措置が必要となるため、お願いをするものでございます。

年度ごとの事業費をお答えいたします。令和 5 年度、本年度は支出はゼロ円でございます。令和 6 年度 3,787 万 7,000 円、令和 7 年度 1 億 539 万円、令和 8 年度 761 万 2,000 円、こちらを予定してございます。

本年度、あわせまして調達支援業務ということで、現在業務を行っております。この機器の更新に伴いまして、現在車両との間、こちらは無線とあと簡単な地図表示が見られるような状態でございますが、これが今回指揮隊にタブレット、こちらが配付されまして、現状の現場の撮影、画像撮影になりますけれども、現場の画像が指揮本部でも見られる。また、指令センターでも共用できるということが一番大きなメリットとなるものでございます。

そのほか、フォーマ回線、こちらが終了になりますことから、これに併せてシステム機器のほうも更新が必要となるものでございます。概要としてはそのような形でございます。

あと、全体更新の費用といたしましては、52 億 3,493 万 3,000 円で見積りがされております。当本部の負担といたしましては 1 億 5,087 万 7,477 円、こちらは管理業務委託費を込みでという金額でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。これは今、私よく知らないんですけども、どこにあって、千葉県全体でもって 20 なんですか、こういう傘下にある消防というのは。

それと、今回の更新が終わると、構成の自治体というのが独自にやっている旭市の消防とかそういうところには、機器の更新なんかという予算的な措置も将来生じてくるわけですか。その点だけ簡単に教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） こちらのちば消防共同指令センターは、千葉市消防局内でございます。こちらの構成ですが、千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部組合、これで 20 の消防本部で構成されてお

ります。市町村で、申し上げますと 43 の市町村ということです。

(発言する人あり)

○消防長（伊東秀貴） 失礼いたしました。北東部の消防本部でございます。

あと県内には、ちば北西部消防指令センターがございます。こちらは松戸市ほか9市、こちらは 10 個の消防本部で運用をしてございます。そのほかに船橋市が単独での運用を行っております。

(発言する人あり)

○消防長（伊東秀貴） 失礼いたします。自治体での更新ですが、今回の更新にそれぞれの市町村の機器も入ってございます。それで、年度ごとに負担金が全体割で支払ってございますので、大きな故障であったりそういうことがなければ、その負担金の中で賄えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 議案第11号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第11号につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 印鑑条例の個人番号と移動端末の設備、スマートフォンですね。これであれですか、かなりこういうのを使っている方は、旭市の場合には多いんですか。それと普通の申請、役所に来て申請とか、そういうのはどのぐらいなんでしょうか。簡単でいいですかから教えてください。

それで、この二つのことができるようにしたわけですがけれども、それによるメリットというのは、今後、かなり市の行政上ありますか、この二つのことについてお聞きしたいと思いま

す。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） まず、個人番号、マイナンバーですか。マイナンバーとスマートフォンを使って、市ではどのくらいというところでしょうか。まだスマートフォンを使っ
ての、いわゆるコンビニでの証明書の交付とかになるんですけども、まだ実際の運用開始
はされておられません。年内に開始できるという話になっております。

これまではマイナンバーカードでコンビニ交付等をやっているんですけども、市で住民票
ですとか印鑑登録証明書、戸籍等、発行するうちの 10%ぐらいがコンビニ交付、いわゆるマ
イナンバーカードを使って発行してもらっているという状況になっております。

あと、メリットということですけども、スマートフォンにマイナンバーカードを読み込ま
せることによりまして、マイナンバーカードを持ち歩いての申請ですとかということ省く
ことができまして、スマートフォンがあれば、例えばコンビニ等に行って住民票等を交付し
ていけたり、あと今後、市民サービスの面においても、スマートフォンを使っていろいろな
申請ができていくのかなというところになります。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 旭市の場合には、例のスマートフォンのトラブルというのはいないん
ですね。ちょっとそれだけ聞かせて、終わりします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） スマートフォンのトラブルというところにつきましては、実際
の運用がまだ始まっておりませんので、これからというんでしょうか。年内にということ
です。これまではそういうことは、運用も始まっておりませんのでありません。

ただ、国とかで今話題になっているというんでしょうか。ひもづけの関係等ですけども、
今のところ旭市のほうでは、そういう不具合ですとか、不都合はないということで確認をさ
せてもらっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 13 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 議案第 13 号につきまして、こちらは本会議において補足説明を申し上げたとおりであります。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長一任とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(景山岩三郎) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(榎澤 茂) 行政改革推進課から、第4次旭市行政改革アクションプランの令和4年度の進捗状況につきましてご報告させていただきます。

お手元にお配りしてございます。第4次旭市行政改革アクションプラン令和4年度の進捗状況をご用意お願いいたします。

令和2年3月に策定いたしました本計画につきまして、推進期間3年目となります令和4年度の進捗状況の概要についてご報告いたします。

この内容は、外部委員で組織いたします行政改革推進委員会にはかり、その後、市長を本部長とする内部組織でございます行政改革推進本部で決定されたものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

こちらは令和4年度の評価結果を取りまとめたものになります。

判定基準につきましては、3ページに記載してございますが、所管課で設定した年次計画や目標数値に対して、順調から実施困難までの4段階で自己評価を行っております。

評価項目数は、2ページ表の下から2行目、合計欄にございます59項目となります。令和4年度の結果としましては、既に取り組みを完了しております5項目を除いた54項目中、順調37、おおむね順調13、停滞4となり、およそ7割が順調という結果となりました。

なお、評価につきましては、毎年行政改革推進委員の皆様から、評価が甘いのではないかなどのご意見を受けておまして、判定基準を厳しくするなどの見直しを行っております。ま

た、評価を現実の業務改革につなげてほしいとのご意見も受けておりました、委員からのご意見を真摯に受け止め、今後もしっかりとしたP D C Aサイクルを実施し、目標効果が達成できるよう進捗管理を行ってまいります。

続きまして、4ページ、5ページをご覧ください。

各項目の年度ごとの進捗状況になります。

表の右側にある矢印などは、説明を5ページ下段に記載してございますが、前年度判定からの推移を表しております。令和3年度から判定を上げた項目は上矢印、判定を下げた項目は下矢印、おおむね順調のまま令和4年度も推移している項目が白の三角、停滞のまま令和4年度も推移しているのが黒の三角となっております。空欄につきましては、令和4年度も引き続き順調に推移している項目となります。

令和4年度に停滞とした項目は25番の5、税外債権の収納率の向上、下水道使用料になります。25番の6、農業集落排水処理施設使用料、それから42番、施設台帳の電子化、47番、文化財の活用となります。

各項目の取り組み内容につきましては、6ページ以降に記載してございます。本日は時間の関係もございましたので、主な項目について説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

自主財源の確保になります。

ナンバー24番から、17ページ、ナンバー25番の11までについては、徴収対策室で債権管理をしている13債権の徴収対策の取り組み状況となります。財源確保と公平性の観点から、収納率の向上と収入未済額の縮減を図るため、督促状の送付、自動音声システムによる電話催告や差押えの実施などの取り組みに加え、コンビニ納付の勧奨やスマートフォン決済アプリからの納付を開始するなど、納付手段の拡大を進めてまいりました。

債権の収納率に関する項目で、令和4年度、停滞とした項目は2項目あり、15ページ、25番の5、下水道使用料、16ページ、25番の6、農業集落排水処理施設使用料となります。

18ページ、19ページをお願いいたします。

推進期間中の目標数値と令和4年度の実績をまとめた表となります。

現年分につきましては収納率、滞納繰越分につきましては収入未済額で達成度をはかり、対目標差がプラスの場合に目標達成としております。13債権中、現年分、滞納繰越分ともに目標を達成した債権は、市税、国民健康保険税、介護保険料、土地貸付料の4債権となりました。今後も債権所管課と徴収対策室とのより一層の連携を図りながら、取り組みを進めてま

います。

20 ページをお願いいたします。

自主財源の拡大に関する取り組みとなります。

ナンバー28 番、資産の有効活用と有益処分になります。未利用普通財産のインターネット公有財産売却システムや随意契約による売却を進め、目標を上回る 10 件の土地を売却できたため、令和 4 年度の評価を「順調」に上げております。今後は、神西住宅跡地の売却を進めるとともに、売却可能な普通財産を整理し、未利用地の処分や活用等により、管理にかかる経費の削減と財源確保に努めてまいります。

24 ページをお願いいたします。

ここからは、公共施設の再編など、公共資産の有効活用を推進するための取り組みとなります。

25 ページをお願いいたします。

施設再編の取り組みとして、ナンバー40 番、保育所の再編、ナンバー41 番、学校の再編になります。共に平成 28 年度に設置した、あり方検討委員会からの提言書等を踏まえまして、再編に向けた取り組みを進めてまいりました。

保育所につきましては、令和 4 年 3 月に旭市立保育所再編計画を策定いたしました。再編計画に基づき、最初の再編となる中央第二保育所とゆたか保育所の統合について、議会や地域住民の方々に説明をし、理解を得ることができました。また、計画どおり進んでいることから「順調」としております。

ナンバー41 番、学校の再編につきましては、令和 3 年度は、コロナの影響もございまして思うように進みませんでした。令和 4 年度は、干潟地域小学校の再編について、保護者説明会、アンケートの実施、地域説明会まで計画どおり進んだことから「順調」としております。

保育所、学校ともに、地域住民や保護者の理解をいただきながら、適正な規模、配置を検討し、施設全体の再編を進めていくこととしております。

最後に、30 ページをお願いいたします。

こちらは令和 4 年度の歳入確保と経費節減・合理化の取り組みによる効果額と、その内訳となります。

令和 4 年度の効果額は 3 億 9,704 万円と算出いたしました。

内訳につきましては表のとおりとなりますが、主なものとしまして、①安定した歳入の確保

では、市債権の収入未済額の縮減により1億5,148万円、その下の表、②経費の節減・合理化では、施設廃止による維持管理費の削減などにより6,667万円の効果額となりました。

以上、項目を絞って説明させていただきましたが、今後も、市の将来を見据えた効果的な行政改革を職員一丸となって推進してまいります。

行政改革推進課からの報告は、以上となります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

ほかにごございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

執行部は退席してください。大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時30分

(傍聴者入室)

再開 午前10時31分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第3号、インボイス制度の中止を求める請願の1件であります。

それでは、請願第3号について審査に入ります。

請願第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 座っていいですか。

○委員長（景山岩三郎） どうぞお座りください。

○委員（松木源太郎） この請願は、8月の末に私のところに、9月になってから新聞紙上でもってだぶ出ているフリーランスの会の全国的な請願がありまして、それを見ました方からご相談がありまして、私たちが実は旭市の議会にぜひ請願したいということでご相談があったので、一緒にこの請願文を考えたわけです。

まず、請願文をお配りしたのとちょっと違うかもしれませんが、簡単に趣旨をこれを読んで説明いたします。

新型コロナ禍と物価高騰の影響により、中小事業者の経営困難が続く中で、2023年、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。消費税は、売上金額1,000万円超の事業者が申告し納税しています。今までは、売上金額の10%から仕入れ等に含まれる10%の消費税を差し引いて税務署に納める帳簿方式でした。

ところが、2023年10月1日から、インボイス制度、適格請求書等保存方式が導入されます。インボイス制度では、税務署から付与された番号を記載した請求書、領収書を保存していなければ、仕入れの税額を控除できない仕組みです。番号が付与されるのは、消費税の課税事業者だけです。このため、売上金が年間1,000万円以下の約500万人の免税業者が、課税業者にされるか、取引から排除されかねません。

小規模事業者、農業者、一人親方、個人タクシー、フリーランス、シルバー人材、ヤクルトレディーなどが新たな対象になります。インボイス方式は、税収を増やすこと、消費税10%に税率を引き上げるためのシステムです。消費税にとっては、物価値上げにつながります。また、身近な商店がなくなります。煩雑な事務、課税業者では暮らしていけない。廃止して

ほしいの聲が広がっています。

よって、貴議会において、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を衆参両院と内閣総理大臣に提出していただくようお願いいたしますというふうな中身です。

それで、皆さん方にちょっとお配りさせていただいたんですけれども、この黒いのと、それから色刷りのやつがあるんですけれども、まず、色刷りのほうをご説明いたしますと、この問題は、実は去年、千葉県農民連さんから同じような請願がありまして、そのときにも説明したことがあるんですけれども、まず、インボイス適格請求書の仕組みというこっちのほうから見ていただきますと、要するに皆さん方が払った10%、食料品は8%ですけれども、これがどういうふうに税金が納められるかということ、商品代金、事業者の真ん中の上の方は、まず自分の仕入れた値段から40円で仕入れたものと40円、これを仕入れ先に戻すわけですね。それから、40円を引いた60円分が今度、最終的には税務署のほうに納められるわけですね。40円と60円ですから、ぴったり100円が税務署に納められる。

これを厳格にやるためには、次の2枚目の横の適格請求書というので、こういうことで、この請求書の形式が右の方の①というところがありますけれども、番号を振らなきゃいけない。この番号は、税務署が出してくれるわけです。それが出していないものは、請求書を幾ら、領収書、請求書があっても消費税として引き落とせないわけですね。そういう制度です。

この黒いやつは、請願者の方がインターネットで取ったもので、これにだいたいの中身は書いてあるんですけれども、結局2枚目の上に書いてあるような個人事業者の方々というところは、ほとんどがインボイスの番号をつけるとなると消費税を払う、1,000万円超の事業者と同じようになる。

それを払わないと結局、あなたのところにお金払ったお金は消費税として引けないからということで、取引がなくなる、こういうことになるわけです。去年私が一般質問でもやった消費税の問題については、旭市が絡んでいるシルバー人材、ここは、そこで働いている人は労働者ではなくて請負者になるんですけれども、そうすると消費税分を引いて払うと、今度賃金として見た場合には1,000円の賃金から違法な賃金になってしまう。そういうことで、結局シルバー人材の場合は、消費税分を市が上乗せしてシルバー人材にお金を払っておかないと、違法な行為になるということで、令和5年度の後半はそういう形でもってやるということなんです。

実は、インボイス制度の届出の締切りは、ここに私持っていますけれども、令和5年3月31日までにしなさいということだったんです。これは国税庁のチラシですね。ところが、

インボイス制度をやられると大変だということで、昨年から今年にかけて全国的な議論になりまして、これが銚子税務署の最近のチラシですけれども、これによると、令和5年10月1日からです。それまでに出してください。半年猶予された。その間に政府が何とかするからと言ったんですけれども、何とかならなかったんです。

それで、結局10月1日からは今のところ実施されてしまうということになって、それでもって新聞に1面ででっかく出たフリーランスの会という方が、全国でもって約40万人で、先日ですと60万人を超えているそうです。そういう請願が上がってきている。

やはり、小さい農家の方、この1,000万円以下の農家の方たちでも、農協を通して売るとその分は免除になっていいということとか、いろんな特例は政府がつくったんですけれども、結局それでも駄目なんですね。ですから、インボイス制度というのはやはり1回改めて考え直さなきゃいけないんじゃないかということで、今回の請願に及んだわけです。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

ほかにございますか。

木内委員。

○委員（木内欽市） よく、ちょっと勉強不足で分からなくて、例えば小さい農家の人なんかは、これによってやっぱりデメリットがあるという解釈でいいんですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 農協なんかで出している人は、それなりの恩恵があって、一応その分をもらえるようになっているんです。だけど、そうじゃないところ、つまり市場に出したり、それから道の駅に出したり、道の駅でもどう処理するか困っていると思いますけれども、つまり1,000万円以下の方たちがどうしても売上げとして出した場合には、あなたのところは適格請求書がなければ、じゃ、食べ物ですから8%、8%引かせてもらって納入してもらいますよという、そういうこともされちゃうわけです。

普通の中小企業者の方ですと、あなたのところから仕事を受けたら、仕事してもらったならば10%のを引けないから、あなたのところとは取引をやめますということになるわけ。じゃ、今1,000万円以下の方たちでも登録番号をもらうために税務署に申請している方が多いんです。ところが、9月ぐらいからこれはやめようということで、取り消す方も多いそうです。大変今混乱が生じているわけですね。

だから、結局適格請求書じゃないと、買ったほうの方たちは、農家から買った方たちは引け

ないわけですよ。八百屋さんなんかもそうですね。引けないから結局、もし8%プラスしてあげれば、自分が8%持たなきゃならない。こういう事態になるわけです、売るほうがね。

○委員長（景山岩三郎） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 一番、この消費税が始まったときは、3,000万円だったんですよね。それから今度1,000万円になって、それから今度は売上げに関係なくという解釈で、要するにだんだん増税になったという、分かりやすく言えばそんなあれでいいですか。

たしか、一番最初は3,000万円の人は消費税を納める。今度1,000万円になって納める。今度は関係なく納めるという、ざっくばらんでそういうことでいいですかね。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） インボイス制度というのは、ヨーロッパで普通に行われているんですけれども、見てみると、イギリスなんかは食料品の消費税はゼロ円なんです。20%、25%というところは、結局その分の見返りがいろんな福祉関係で返ってくるものだから、それでも国民は納得している面もあるんですよね。

だけれども、日本の場合には、全くそれとは状況が違うでしょう。ですから、はっきり言ったら増税になるだろう。それから、私が今心配しているのは、今の政府はどう考えているか知らないけれども、恐らく20%とか25%、ヨーロッパ並みの付加価値税、消費税、そういうものを目指しているんじゃないかという私は不安を持っています。

だから、そういうようなところにどんどん進んでいっちゃって、はっきり言ったらそのお金が本当に福祉なんかに使われてきているのかということも疑問があるから、やっぱり国民の中で、これだけ声が出てきているんじゃないかというふうに感じて、それは私の意見です。

○委員長（景山岩三郎） 木内委員。

○委員（木内欽市） じゃ、最後にもう1点、これを見ると近くでも多古町とか野田市とかで採択されているようですが、10月1日からこれがもう施行されちゃうということで、もう10月1日から始まっちゃうのに、これを例えば採択した場合に、いつか何か、国の始まった閣議決定したやつが取消しになった場合もありましたよね、鈴木総理か何かのときに。そういうことも可能は可能なんですか。もう日にちがないような気がするんですが、そこはどうなんでしょう。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） これは難しい問題で、政治の問題、私は分かりませんが、必ず今

強行しちゃうと、いろんな矛盾が出てくると思います。それで1回ナンバーを申請した人が取り下げている人も結構いるんですよ。だから、もういいやと。例えば取引先からナンバーがなければ取引しないよって諦めたとか、そういう話になってくるわけですから、日本の経済にはえらい影響を持って、何らかの措置を政府がしないと、このあれは収まらないと思いますよ、私は。そういうふうには考えています。

ですから、その声を上げる意味でもぜひ採択していただいて、本当に多古町なんかでは全会一致でびっくりしました、私も。そういう形のところもありますので、よろしく願いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 私、小規模農家で、農協と市場以外に野菜を売り続けて十何年なんですけれども、この議員の仕事をする前は課税事業者でしたけれども、収入が減りまして、今は免税事業者なんですよ。

今回、結婚式場であったり、あとグループ飲食店ですか、そういったところに対してインボイスを取ったほうがいいかどうか聞いたんですけれども、インボイスを取らないから取引をしないよというところは一つもありませんでした。8%分、じゃ、要は物の価値というところが、私は有機野菜を作っているんで差別化ができていっているわけなんですよ。なので、価格はこっちが言い値なので、それで販売をしてくれているものなので、全然その点では問題はないところなんですよ。

道の駅のほうも何件か卸していますけれども、やっぱり松木委員おっしゃるとおり、農家のおばちゃんが小さい土地で作った野菜も持ってきているので、そこら辺の取扱いはちょっと困っているみたいなんですけれども、なのでそこら辺はまた議論が必要だと思うんですけれども、一つ私が思ったのは、インボイス、基本的には必要であると私は思っているんです。

なぜかといいますと、1,000万円以下に抑えるためにどうしたらいいか。900万円ぐらいの売上げで年度末で締めて、ぎりぎり消費税を取られないようにしている業者、業者といったらあれなんですけれども、そういう方って、多分潜在的にそういう企業はいっぱいあると思うんですよ。その点を考えますと、そういった方からも、やっぱり物を買ったら消費税を払う。作って販売したら消費税を払うという形でやったほうが平等なんじゃないかと、そういう視点から私はそう思うんです。

気になったのは、請願書にあったヤクルトレディーさんですか。ヤクルトレディーさんの仕

組みがちょっと私はよく分からないんですけども、請負であれなんですか、販売店から物を、ヤクルトを買って、それを……

(発言する人あり)

○委員(常世田正樹) それぞれの方が個人事業者なんですか、そういうことなんですね。

(発言する人あり)

○委員(常世田正樹) すみません。ヤクルトレディーさんとかだと、例えばヤクルトという、会社としてはかなり大きいので、そういった企業ごとにインボイスで委託販売されているレディーさんとか、あと一人親方だったらゼネコンのほうで、それぞれの企業であれじゃないですかね。体力のあるうちに要は三次下請の方とかが困らないような仕組みを別途考えるのであれば、インボイスはインボイスでやっていいかと思うんですよ。

また別の要は仕組みづくりが、そっちが要は遅れているというか、ないので、小規模事業者を守るための法律なり、そっちも制定されるのであれば、インボイスは必要かなと私は思います。

○委員長(景山岩三郎) ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(発言する人なし)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長(景山岩三郎) 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第3号、インボイス制度の中止を求める請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 賛成多数。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(景山岩三郎) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景山岩三郎